

# 箱根町地域防災計画

(様式・協定・資料編)

(令和5年4月修正)

箱根町防災会議

## 目 次

### 様 式 編

様式－1	緊急通行車両事前届出書及び済証	5
様式－2	人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告	7
様式－3	公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告	8
様式－4	確定報告	9
様式－5	避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告	11
様式－6	避難者名簿	12
様式－7	避難者カード	13
様式－8	物品受払簿	14
様式－9	避難所日誌	15
様式－10	自衛隊災害派遣要請依頼書	16
様式－11	遺体処理台帳	17
様式－12	埋火葬台帳	18
様式－13	緊急通行車両確認申請書	19
様式－14	輸送記録簿	20
様式－15	主要食糧等調達台帳	21
様式－16	主要食糧等配付台帳	22
様式－17	物資調達台帳	23
様式－18	物資供給状況書	24
様式－19	応急危険度判定結果票	25
様式－20	救助実施記録日計票	26
様式－21	被災者台帳	27
様式－22	り災証明申請書	28
様式－23	り災証明書	29
様式－24	住宅応急修理記録簿	30
様式－25	応急仮設住宅台帳	31
様式－26	義援金品領収書	32
様式－27	義援金品受付簿	33
様式－28	義援金品配分簿	34

### 協 定 編

協定－1	災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定書	40
協定－2	災害時非常無線通信の協力に関する協定書	42
協定－3	災害救助犬の出動に関する協定書・実施細目	44
協定－4	都市ガス災害対策に関する業務協約	49

協定－５	災害時における相互援助に関する協定書	５１
協定－６	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書	５５
協定－７	災害時等の相互応援に関する協定書	５８
協定－８	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書・協定実施細目	６０
協定－９	神奈川県下消防相互応援協定	６５
協定－１０	神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	６８
協定－１１	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要領	７３
協定－１２	消防相互応援協定書・覚書	８３
協定－１３	三島市及び箱根町消防相互応援協定書・覚書	８６
協定－１４	裾野市及び箱根町消防相互応援協定書・覚書	８９
協定－１５	消防相互応援協定書・覚書（田方地区消防組合）	９５
協定－１６	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書	９８
協定－１７	応急給水に関する覚書	１０２
協定－１８	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定	１０３
協定－１９	災害時におけるＬＰＧ（液化石油ガス）の供給に関する協定書	１０５
協定－２０	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定	１０９
協定－２１	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書	１１３
協定－２２	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書	１２０
協定－２３	災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書・実施細目	１２７
協定－２４	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（県土地家屋調査士会）	１３４
協定－２５	災害応急復旧工事等に関する業務協定書（箱根町建設業協力会）	１４０
協定－２６	災害応急復旧工事等に関する業務協定書（箱根管工事組合）	１４４
協定－２７	地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去に関する協定書	１４７
協定－２８	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	１４９
協定－２９	西湘地区行政センター管内１市３町１事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書	１５１
協定－３０	災害時における一般廃棄物収集に関する協定書	１５３
協定－３１	医薬品等の調達に関する協定書	１５５
協定－３２	災害時における避難所等の協力に関する協定	１５７
協定－３３	災害時の情報交換に関する協定	１５９
協定－３４	災害時における燃料の調達に関する協定書	１６１
協定－３５	災害時における物資の輸送等に関する協定	１６４
協定－３６	大規模災害時等の相互応援協定書	１６７
協定－３７	停電時における防災行政無線の活用に関する協定書	１６９
協定－３８	災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書	１７１

協定-39	災害時における相互協力に関する協定書（小田原青年会議所・箱根町 社会福祉協議会）	173
協定-40	災害時等における避難所等の施設利用に関する協定（星槎学園）	175
協定-41	災害時等における避難所等の施設利用に関する覚書（恵明学園）	177
協定-42	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （ホテルおかだ）	180
協定-43	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （ホテル花月園）	182
協定-44	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （吉池旅館）	184
協定-45	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （ホテルおくゆもと）	186
協定-46	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （箱根高原ホテル）	188
協定-47	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （ホテル南風荘）	190
協定-48	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （富士屋ホテル）	192
協定-49	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （湯本富士屋ホテル）	194
協定-50	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 （箱根湯本ホテル）	196
協定-51	箱根町地域活性化包括連携に関する協定書（セブンイレブン）	198
協定-52	箱根町地域活性化包括連携に関する協定書（ファミリーマート）	201
協定-53	災害時の動物救護活動に関する協定書	204
協定-54	熱海市及び箱根町間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協 定書	206
協定-55	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	208
協定-56	防災力の向上に関する協定書 （コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社）	210
協定-57	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書（大和紙器株式会社）	214
協定-58	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 （東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社）	216
協定-59	災害時における支援業務に関する協定書（ゲヒルン株式会社）	220
協定-60	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 （東京電力パワーグリッド株式会社）	223
協定-61	災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）	225

## 資料編

資料-1	町防災備蓄倉庫設置場所一覧表	234
資料-2	町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表	235
資料-3	救助器具等資機材各署所配備状況一覧表	261
資料-4	避難所備蓄品配備一覧表	264
資料-5	避難（収容）施設指定一覧表	266
資料-6	ヘリコプター発着地適地一覧表	267
資料-7	町防災行政無線局配置表	268
資料-8	消防無線配置表	272
資料-9	その他の無線施設	274
資料-10	箱根町建設業協力会会員	275
資料-11	土木請負業者所有機械	276
資料-12	自主防災組織及び町指定の避難場所	270
資料-13	町内医療機関一覧表	281
資料-14	近隣医療機関一覧表	282
資料-15	神奈川県災害医療拠点病院（県西地区）一覧表	283
資料-16	神奈川DMA T指定病院一覧表	284
資料-17	町内薬局・薬店一覧表	286
資料-18	町内寺院一覧表	287
資料-19	火葬場一覧表	288
資料-20	旅客運送業者一覧表	289
資料-21	主要駅一覧表	290
資料-22	船舶関係業者一覧表	291
資料-23	運送業者一覧表	292
資料-24	バキューム車の状況表	293
資料-25	環境センターのし尿処理能力	294
資料-26	町有の消毒用器材	295
資料-27	伝染病患者収容施設	296
資料-28	義務教育の応急教育実施場所	297
資料-29	学校、幼稚園、保育園一覧表	298
資料-30	庁用自動車一覧表	299
資料-31	燃料販売店一覧表	301
資料-32	指定配水池	302
資料-33	鋼板プール一覧表	303
資料-34	町内の災害時用水井戸等指定箇所一覧表	304
資料-35	給水関係資機材等一覧表	305
資料-36	箱根町指定給水装置工事事業者一覧表	306
資料-37	小田原警察署警備対策（大地震発生時、警戒宣言発令時）	310
資料-38	土砂災害危険箇所等一覧表	315
資料-39	土砂災害警戒区域指定地区・警戒避難体制	323

資料-40	配備及び動員計画	344
資料-41	災害信号	347
資料-42	地域別危険物貯蔵・取扱所数	349
資料-43	気象庁震度階級関連解説表	350
資料-44	消防力等の現況	352
資料-45	箱根町地震災害警戒本部条例	354
資料-46	箱根町地震災害警戒本部活動要綱	355
資料-47	警戒本部条例に基づき活動要綱で定める警戒本部組織	357
資料-48	箱根町防災会議委員名簿	358
資料-49	箱根町防災会議条例	360
資料-50	箱根町災害対策本部条例	362
資料-51	箱根町災害対策本部要綱	363
資料-52	芦の湖湖尻水門操作規則	365
資料-53	関係機関電話番号一覧表	369
資料-54	町有施設等電話番号一覧表	373
資料-55	箱根町広域応援活動拠点一覧	377
資料-56	箱根山（大涌谷）火山避難計画	別冊
資料-57	大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル	別冊
資料-58	大涌谷周辺への立入規制マニュアル	別冊
資料-59	避難促進施設指定一覧	別冊
資料-60	箱根町避難所運営マニュアル 作成指針	別冊
資料-61	箱根町ペット等の災害時避難マニュアル	別冊
資料-62	箱根町災害廃棄物処理計画	別冊

# 編 式 様





## 様式一覧表

番 号	内 容
様式－1	緊急通行車両事前届出書及び済証
様式－2	人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告
様式－3	公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告
様式－4	確定報告
様式－5	避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告
様式－6	避難者名簿
様式－7	避難者カード
様式－8	物品受払簿
様式－9	避難所日誌
様式－10	自衛隊災害派遣要請依頼書
様式－11	遺体処理台帳
様式－12	埋火葬台帳
様式－13	緊急通行車両確認申請書
様式－14	輸送記録簿
様式－15	主要食糧等調達台帳
様式－16	主要食糧等配付台帳
様式－17	物資調達台帳
様式－18	物資供給状況書
様式－19	応急危険度判定結果票
様式－20	救助実施記録日計票
様式－21	被災者台帳

番 号	内 容
様式－22	り災証明申請書
様式－23	り災証明書
様式－24	住宅応急修理記録簿
様式－25	応急仮設住宅台帳
様式－26	義援金品領収書
様式－27	義援金品受付簿
様式－28	義援金品配分簿

地震防災  
 災害 応急対策用

# 通行 緊急 車両事前届出書 輸送

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者住所

電話 ( ) -

氏名 印

指定行政機関又は所管機関 (機関、課、支部支局等名)				
車両の種類及び登録番号		種類	登録 番号	
輸送人員数 又は 品名				
車両の使用者	住所			
	氏名			
業務の分類	警戒宣言下～1 避難措置 2 従事者の輸送 3 必要物資輸送 4 対策に係る措置 災害発生時～1 避難措置 2 従事者の輸送 3 必要物資輸送 4 対策に係る措置			
業務の内容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜索 4 災害予知予防 5 災害復旧 6 施設設備点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査・研究 10 食飲料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他			
運行予想地域	1 複数県 2 全県 3 横浜・川崎地域 4 三浦半島地域 5 県央地域 6 湘南地域 7 県西地域 8 津久井地域			
確認 時 記載	輸送(通行) 経路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
	備 考	輸送日時 ( 年 月 日 時から 年 月 日 時まで )		

- (注) 1 申請書の表題については、緊急通行車両の場合は「輸送」を、緊急輸送車両の場合は「通行」を2本線で削除する。
- 2 この事前届出書は、2部作成し、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部（交通部交通規制課）に提出してください。
- 3 事前届出の車両が、指定行政機関等が所有する車両以外の場合は、届出書に契約を疎明する書類（賃貸契約書、業務委託契約書等）を添付してください。（用紙 日本工業規格A4縦長型）

地震防災  
応急対策用  
災害

第 号

通行  
緊急 車両事前届出済証  
輸送

年 月 日

殿

神奈川県公安委員会

印

通行  
別添緊急 車両事前届出書のとおり事前届出を受けたことを証する。  
輸送

- (注) 1 緊急通行車両の場合は「輸送」を、緊急輸送車両の場合は「通行」を2本線で削除する。
- 2 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部（神奈川県内にあつては、交通規制課、第二交通機動隊又は高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所等に提出して、緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認の手続きを受けてください。
- 3 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 4 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 緊急通行車両又は緊急輸送車両に該当しなくなったとき。
  - (2) 緊急通行車両又は緊急輸送車両が廃車となったとき。
  - (3) その他緊急通行車両又は緊急輸送車両としての必要性がなくなったとき。

『様式－2』 人的・建物被害等（災害発生、被害中間）報告

〔第 報〕

人的・建物被害等 [ 災害発生  
被害中間 ] 報 告

報告の時限	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名	TEL	受信者名	
内 容			
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人的 被害	死 者	人	
	行 方 不 明	人	
	負 重 傷 者	人	
	負 軽 傷 者	人	
建物 被害	全 壊	棟	世帯 人
	半 壊	棟	世帯 人
	一 部 破 損	棟	世帯 人
	公 共 建 物	棟 ( )	
火災 発生	り 災 世 帯 数		
	り 災 者 数		
	建 物		
	危 険 物		
	そ の 他		
その他参考事項			

『様式－3』 公共施設等被害（災害発生、被害中間）報告

〔第 報〕

公共施設等被害 [ 災害発生  
被害中間 ] 報 告

報告の時限	日 時 分現在	受 信 時 刻	時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者 名	TEL	受 信 者 名	
内 容			
被 害 区 分	・文教施設 ・病院 ・道路 ・橋りょう ・河川 ・港湾、漁港 ・砂防 ・がけ崩れ ・清掃施設 ・鉄道施設 ・船舶 ・水道施設 ・電話施設 ・電力施設 ・ガス施設 ・その他 ( )		
発 生	日 時		
	場 所		
	原 因		
状 況	被 害 区 域 区 間		
	管 理 者		
	被 害 程 度 ( 概 要 )		
	応 急 対 策 の 状 況		
	復 旧 見 込		
	そ の 他 参 考 事 項		

確 定 報 告

市町村			区 分			被 害	
災 害 名			田 畑 被 害	田	流出・埋没	h a	
					冠 水	h a	
確 定 日 年 月 日				畑	流出・埋没	h a	
報 告 者 名					冠 水	h a	
区 分			被 害				
人 的 被 害	死 者		人				
	行方不明		人				
	負 傷 者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊		棟				
			世帯				
			人				
	半 壊		棟				
			世帯				
			人				
	一 部 破 損		棟				
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人					
非住家 被 害	公共建物	棟					
	その他	棟					
			火 災 発 生	建 物		件	
				危 険 物		件	
				そ の 他		件	

区 分		被 害	市 町 村 対 策 本 害 部	名 称				
公立文教施設	千円			設 置	月	日	時	分
農林水産業施設	千円			廢 止	月	日	時	分
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 そ の 他（避難の勧告・指示の状況）							



『様式－5』 避難状況・救護所開設状況（速報、中間）報告

〔第 報〕

避難状況・救護所開設状況〔速報〕 報告  
〔中間〕

報告の時限		日 時 分現在		受信時刻		時 分	
発信機関				受信機関			
発信機関		TEL		受信者名			
内 容							
避 難 状 況	避難先	地区名	避難の勧告、指示 の種別及び日時	世帯数	人 数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
			(勧告、指示 自主、解除) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			(勧告、指示 自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示 自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
			(勧告、指示 自主、解除) 日 時 分			屋内 屋外	
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

避難者名簿

避難所名		開設期間		年 月 日 時から			
				年 月 日 時まで			
番号	住 所	氏 名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備 考
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分	

『様式－7』 避難者カード

避難者カード

住 所：				避難所名：		
氏 名	続 柄	性 別	年 齢	収 容 日	退 所 日	備 考



『様式－9』 避難所日誌

避 難 所 日 誌

日 付	事 項	措 置 の 概 要	扱 者	班 長

文 書 番 号  
年 月 日

神奈川県知事 殿

箱根町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を必要とする理由

- (1) 災 害 の 種 類
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所 神奈川県箱根町
- (4) 被 害 状 況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 年 月 日 から  
年 月 日 まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 神奈川県箱根町
- (2) 活 動 内 容

4 その他参考となるべき事項

- (1) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (2) 現地における要請者側の責任者およびその連絡方法

遺 体 処 理 台 帳

処 理 年月日	遺 体 発 見 の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		遺 体 収 容 場 所			遺 体 の 一 時 保 存 料	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	名 称	住 所	電 話				
								円	円	円	
計		人									

埋 火 葬 台 帳

死 亡 年月日	火 葬 年月日	死 亡 者		火葬を行った者		火 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺 (付属品を含む) 円	火葬又は 埋 葬 料 円	骨 箱 円	計 円	
計		人								

- (注) 1 火葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 棺、骨箱を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 火葬を行った者に火葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考欄」に記入すること。



『様式-13』 緊急通行車両事前確認申請書

地震防災  
 災害 応急対策用

通 行  
 緊急 車両確認申請書  
 輸 送

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者住所

電話 ( ) -

氏名 印

指定行政機関又は所管機関 (機関、課、支部支局等名)			
車両の種類及び登録番号	種 類		登録 番号
輸 送 人 員 数 又 は 品 名			
車両の使用者	住 所		
	氏 名		
業 務 の 分 類	警戒宣言下～1 避難措置 2 従事者の輸送 3 必要物資輸送 4 対策に係る措置 災害発生時～1 避難措置 2 従事者の輸送 3 必要物資輸送 4 対策に係る措置		
業 務 の 内 容	1 救助救護 2 応急避難 3 捜索 4 災害予知予防 5 災害復旧 6 施設設備点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査・研究 10 食飲料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他		
運 行 予 想 地 域	1 複数県 2 全県 3 横浜・川崎地域 4 三浦半島地域 5 県央地域 6 湘南地域 7 県西地域 8 津久井地域		
輸 送 ( 通 行 ) 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考	輸送日時 ( 年 月 日 時から 年 月 日 時まで )		

- (注) 1 申請書の表題については、緊急通行車両の場合は「輸送」を、緊急輸送車両の場合は「通行」を2本線で削除する。
- 2 この事前届出書は、2部作成し、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部（交通部交通規制課）に提出してください。
- 3 事前届出の車両が、指定行政機関等が所有する車両以外の場合は、届出書に契約を疎明する書類（賃貸契約書、業務委託契約書等）を添付してください。（用紙 日本工業規格A4縦長型）

輸 送 記 録 簿

輸 送 年月日	目的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等			修 繕					燃料費	実収支額	備 考
			使用車両等		金 額	故 障 車 両 等		修繕 月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円						円	円	
計													

- (注)
- 1 「目的」の欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
  - 2 都道府県の車両等の場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
  - 3 借上車両等による場合は、有償・無償を問わず記入すること。
  - 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
  - 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

『様式-15』 主要食糧等調達台帳

主 要 食 糧 等 調 達 台 帳 箱 根 町 業者住所 氏名 (名称) 電話				
年 月 日	品 目	数 量	金 額	備 考
計	主 食	米		
	副 食 等			
災害救助物資として、上記のとおり調達しました。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     調達責任者氏名 <span style="float: right;">印</span> </div> <div style="margin-top: 10px;">                     箱根町災害対策本部長 殿                      (町 長)                 </div>				

『様式-16』 主要食糧等配付台帳

主 要 食 料 等 配 布 台 帳									
箱 根 町									
家屋被害 程度区分	世帯主氏名	世帯 人員	配 付 月 日	配 付 品 目				実質支出 金 額	備 考
				米					
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							
<p>災害救助物資として、上記のとおり配付しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>配付責任者氏名 印</p> <p>箱根町災害対策本部長 殿 (町 長)</p>									

『様式-17』 物資調達台帳

物 資 調 達 台 帳

箱 根 町

業者住所  
氏名 (名称)  
電話

年 月 日	物 資 の 品 名	数 量	金 額	備 考

災害救助物資として、上記のとおり調達しました。

年 月 日

調達責任者氏名

印

箱根町災害対策本部長 殿  
(町 長)

『様式-18』 物資供給状況書

物資の支給状況 配付 箱根町									
住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	配付 月日	物資支給の品目					備考
				布団	毛布				
		人	日						
計	全壊	世帯	/						
	半壊	世帯	/						

支給  
 災害救助物資として、上記のとおり したことに相違ありません。  
 配付  
 年 月 日

給与責任者氏名 印  
 箱根町災害対策本部長 殿  
 (町 長)

(注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。  
 2 受領年月日に、その世帯に対して、最後に支給された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 物資支給の品名欄に数量を記入すること。

応急危険度判定結果 <b>調 査 済</b> <b>INSPECTED</b>	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
箱根町災害対策本部 電話	

(色は緑色)

応急危険度判定結果 <b>要 注 意</b> <b>LIMITED ENTRY</b>	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
箱根町災害対策本部 電話	

(色は黄色)

応急危険度判定結果 <b>危 険</b> <b>UNSAFE</b>	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
箱根町災害対策本部 電話	

(色は赤色)

救 助 実 施 記 録 日 計 票

箱 根 町

救 助 の 種 類	①	* 避難所の設置	⑨	住宅の応急修理
	②	応急仮設住宅の供給	⑩	* 学用品の給与
	③	* 炊き出し・食品の給与	⑪	* 埋葬
	④	* 飲料水の供給	⑫	* 遺体の搜索
	⑤	生活必需品給与・貸与	⑬	* 遺体の処理
	⑥	医療	⑭	* 障害物の除去
	⑦	助産	⑮	輸送費・人夫費
	⑧	* 救出	⑯	実費弁償

月 日 時 分

No. \_\_\_\_\_

〔 班 名  
責任者名 印 〕

救助の種類 (番号を記入)	
員 数 (世 帯)	
品 目 (数量金額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

\* で表した救助の種類は、事前に町長に職権が委任されているもの



被災者台帳

記入責任者 \_\_\_\_\_ 台帳 No. \_\_\_\_\_

被災場所	箱根町 (マンション等の名称)						地域名	自治会名等	年 月 日 災害
	Tel ( ) -								り災証明No.
被災世帯状況	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	通学先(学年)等	被害の状況	家屋被害状況	
	世帯主		男・女	MTSH			死亡 行方不明 重傷 軽傷		
			男・女	MTSH			死亡 行方不明 重傷 軽傷		
			男・女	MTSH			死亡 行方不明 重傷 軽傷		
			男・女	MTSH			死亡 行方不明 重傷 軽傷		
			男・女	MTSH			死亡 行方不明 重傷 軽傷		
応急救助	<input type="checkbox"/> 避難所 [ ]		<input type="checkbox"/> 医療 [ ]		<input type="checkbox"/> 埋葬 [ ]				
	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 [ ]		<input type="checkbox"/> 助産 [ ]		<input type="checkbox"/> 遺体の検さく [ ]				
	<input type="checkbox"/> 食品給与 [ ]		<input type="checkbox"/> 救出 [ ]		<input type="checkbox"/> 食品給与 [ ]				
	<input type="checkbox"/> 飲料水 [ ]		<input type="checkbox"/> 住宅応急修理 [ ]		<input type="checkbox"/> 飲料水 [ ]				
	<input type="checkbox"/> 生活必需品 [ ]		<input type="checkbox"/> 学用品 [ ]						
救済等	<input type="checkbox"/> 災害弔慰金の支給状況			<input type="checkbox"/> 生活福祉貸付の状況			<input type="checkbox"/> 町税等の減免状況		
	<input type="checkbox"/> 災害障害見舞金の支給状況			<input type="checkbox"/> 町災害見舞金・弔慰金の贈呈状況					
	<input type="checkbox"/> 災害援護資金貸付の状況			<input type="checkbox"/> 義援金の配布状況					
特記事項									
[現在の連絡先]							Tel ( ) -		

り 災 証 明 申 請 書

箱 根 町 長 殿

年 月 日

〔個人、事業所、両用〕

申 請 者	住 所			
	氏 名	印		
事 業 所	住 所	番 号		
	事業所名	印		
使 用 目 的				
証 明 書 の 提 出 先				
申 請 通 数	個 人	通	事 業 所	通
主 管 課 名				

## 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	
------	--

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害 ※非住家の被害も 含む	被災非住家 所在地	
	非住家の 被害の程度	
	その他の 被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

箱根町長

『様式-24』 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

世帯主氏名	住 所	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備 考
計 世帯					

## 住宅仮設住宅台帳

応急住宅 仮設号	世帯主 氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実 出	支 額	備考
		人					月日	月日	月日		円	
計	世帯											

(注)

- 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立て住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくものとする。









協 定 編



## 協定・覚書一覧表

番 号	内 容
協定－１	災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定書 (箱根町内郵便局)
協定－２	災害時非常無線通信の協力に関する協定書 (箱根アマチュア無線クラブ、芦ノ湖ハムクラブ)
協定－３	災害救助犬の出動に関する協定書・実施細目 (救助犬訓練士協会)
協定－４	都市ガス災害対策に関する業務協約 (小田原瓦斯)
協定－５	災害時における相互援助に関する協定書 (県西２市８町)
協定－６	東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書
協定－７	災害時等の相互応援に関する協定書 (御殿場市)
協定－８	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書・協定実施細目 (27市町村)
協定－９	神奈川県下消防相互応援協定
協定－10	神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書
協定－11	神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要領
協定－12	消防相互応援協定書・覚書 (御殿場市・小山広域行政組合)
協定－13	三島市及び箱根町消防相互応援協定書・覚書
協定－14	裾野市及び箱根町消防相互応援協定書・覚書
協定－15	消防相互応援協定書・覚書 (田方地区消防組合)
協定－16	日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
協定－17	応急給水支援に関する覚書
協定－18	県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定 (県西２市８町)
協定－19	災害時におけるLPG (液化石油ガス) の供給に関する協定書 (県プロパンガス協会小田原支部)

協定-20	災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定 (県トラック協会)
協定-21	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書
協定-22	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書
協定-23	災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書・実施細目
協定-24	災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定 (県土地家屋調査士会)
協定-25	災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (箱根町建設業協力会)
協定-26	災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (箱根管工事協同組合)
協定-27	地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去に関する協定書 (県建物解体業協会)
協定-28	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 (県産業廃棄物協会)
協定-29	西湘地区行政センター管内1市3町1事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互応援協定書
協定-30	災害時における一般廃棄物収集に関する協定書 (広域一般廃棄物事業協同組合)
協定-31	医薬品等の調達に関する協定書 (小田原薬剤師会)
協定-32	災害時における避難所等の協力に関する協定 (箱根町寮保養所団体協議会)
協定-33	災害時の情報交換に関する協定 (リエゾン)
協定-34	災害時における燃料の調達に関する協定書 (神奈川県石油商業協同組合小田原支部箱根部会)
協定-35	災害時における物資の輸送等に関する協定 (神奈川県トラック協会)
協定-36	大規模災害時等の相互応援協定書 (洞爺湖町)
協定-37	停電時における防災行政無線の活用に関する協定書 (東京電力小田原支社)
協定-38	災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書 (箱根町社会福祉協議会)
協定-39	災害時における相互協力に関する協定書 (小田原青年会議所・箱根町社会福祉協議会)

協定-40	災害時における避難所等の施設利用に関する協定 (星槎学園)
協定-41	災害時等における避難所等の施設利用に関する覚書 (恵明学園)
協定-42	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテルおかだ)
協定-43	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテル花月園)
協定-44	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (吉池旅館)
協定-45	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテルおくゆもと)
協定-46	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (箱根高原ホテル)
協定-47	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (ホテル南風荘)
協定-48	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (富士屋ホテル)
協定-49	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (湯本富士屋ホテル)
協定-50	災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書 (箱根湯本ホテル)
協定-51	箱根町地域活性化包括連携に関する協定書 (セブン-イレブン)
協定-52	箱根町地域活性化包括連携に関する協定書 (ファミリーマート)
協定-53	災害時の動物救護活動に関する協定書 (小田原獣医師会)
協定-54	熱海市及び箱根町間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書
協定-55	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)
協定-56	防災力の向上に関する協定書 (コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)
協定-57	応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書 (大和紙器株式会社)
協定-58	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (東日本三菱自動車販売株式会社・三菱自動車工業株式会社)
協定-59	災害時における支援業務に関する協定書 (ゲヒルン株式会社)

協定-60	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド株式会社)
協定-61	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (株式会社ゼンリン)

## 『協定－１』

### 災害時における被害情報の収集提供等の協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根町内に所在する郵便局（以下「乙」という。）は、箱根町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における甲乙の相互協力について次のとおり協定する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲乙の協力により、甲が行う防災対策及び乙が行う郵便事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

#### （災害情報の収集提供）

第2条 乙は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、乙の職員が業務中において次に掲げる事項を発見した時は、甲に連絡するものとする。

- (1) 火災が発生し、又は発生するおそれがある場所
- (2) がけ崩れが発生し、又は発生するおそれがある場所
- (3) 家屋等が倒壊し、又は倒壊するおそれがある場所
- (4) がけ崩れ、土砂崩れ、落下物、道路陥没、倒木、道路冠水、不法投棄物等により、現に、道路の通行が妨げられている場所
- (5) 川等が氾濫し、又は氾濫するおそれがある場所
- (6) その他、人命に係る災害等に関すること。

2 乙の職員が発見した場所が、火災、がけ崩れその他人命に関わる災害が発生する場所であり、前項の連絡を要するか否かの判断は、当該乙の職員が行うものとする。

#### （相互協力）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害が発生し、甲が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合における郵便・為替預金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施に関すること。
- (2) 災害が発生した時に、甲又は乙が収集した被災町民等の避難先及び被害の状況に係る情報提供に関すること。
- (3) 乙が必要に応じて臨時に行う、避難所等への郵便差出箱の設置に関すること。
- (4) 甲又は乙が行う防災訓練等に参加すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他、協力できる事項

2 相互協力の要請を受けた場合は、業務に支障がない限り、速やかにこれに応じ、当該要請内容の実現に努めるものとする。

(連絡体制の整備)

第4条 甲及び乙は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの連絡体制の整備について協議し、決定するものとする。

(経費の負担)

第5条 協力に要した経費については、法令その他に定めがあるものを除き、協力を要したものが負担するものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう防災計画その他必要な資料及び情報を相互に交換するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 この協定に規定する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方に連絡責任者及び連絡補助者を置くものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

(協定期間と更新)

第9条 この協定の有効期間は平成11年12月1日から平成12年3月31日までとする。ただし甲乙が前項の期間満了の3か月前までに相手に対して更新をしない旨の通知をしなかったとき、又は条件を変更しなければ、この契約は当該期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、また同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有するものとする。

平成11年12月1日

甲 足柄下郡箱根町湯本256

箱根町長 小川 欣一

乙 足柄下郡箱根町仙石原25-1

箱根町内郵便局代表

仙石原郵便局長 勝俣 昌美



『協定－２』

災害時非常無線通信の協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と、箱根アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131条）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、箱根町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に関する業務について協力するものとする。

（協力要請の手續）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續は、町長が行うものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、町長の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の乙の会員が負傷した場合等の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議する。

（報告）

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに、別に定める様式（様式1）により甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

（効力の発生）

第8条 この協定は、昭和51年8月5日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和51年8月5日

甲 箱根町長  
亀井一郎 印

乙 箱根アマチュア無線クラブ  
阪井宗次 印

## 災害時非常無線通信の協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と、芦の湖ハムクラブ（以下「乙」という。）の間に次のように協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、電波法（昭和25年法律第131条）第52条第4号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の非常通信について、甲が乙に協力を求める場合の手續等を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、箱根町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の災害情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に加入している無線局に協力を要請することができる。

2 前項により要請を受けた無線局は、情報の収集及び伝達に関する業務について協力するものとする。

（協力要請の手續）

第3条 前条第1項の規定により無線局に協力を要請する場合の要請手續は、町長が行うものとする。

（通信統制）

第4条 無線局が第2条第2項の規定により通信活動を行う場合は、町長の統制に従うものとする。

（補償）

第5条 第2条第2項の規定により通信活動中の乙の会員が負傷した場合等の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議する。

（報告）

第6条 乙は、協力できる無線局の状況について、毎年3月末日までに、別に定める様式（様式1）により甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定める。

（効力の発生）

第8条 この協定は、昭和51年8月5日から効力を発生する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和51年8月5日

甲 箱根町長  
亀井一郎 印

乙 芦の湖ハムクラブ  
飯田忠明 印

『協定－3』

災害救助犬の出動に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）とは、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、箱根町内の災害現場において、甲が救助活動のため災害救助犬の出動が必要であると認めた人命検索活動とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、人命検索活動のため災害救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

- 2 災害救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲などを考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに乙の属する会員（以下「会員」とする。）に対し、災害救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、災害救助犬とともに出動したときは、甲の現場指揮責任者の指導のもとに人命検索活動を行うものとする。

- 2 前項の業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命検索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命検索活動の終了を告げたとき、または災害救助犬による人命検索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく会員並びに災害救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（会員等の名簿提出）

第7条 乙は、甲に毎年1回、会員及び災害救助犬の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を登録しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

(連絡会)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に適用されるため、必要の都度、連絡会を開催するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年1月17日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県横浜市鶴見区岸谷1丁目13番2号

特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会  
理事長 沼井泰典

## 「災害救助犬の出動に関する協定書」実施細目

この実施細目は、災害救助犬の出動に関する協定書（平成13年1月17日締結。以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、箱根町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

### 1 出動対象災害等

甲が乙に出動要請をする災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建築物等の崩壊、倒壊等により人命検索活動が必要な災害
- (2) 建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊により人命検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命検索活動が必要な災害
- (4) 山岳地域等における人命検索活動が必要な災害

### 2 出動要請

甲は、協定第2条に規定する出動を要請するときは、次に掲げる事項を明示して、文書または電話等の方法により行うものとする。ただし、乙との連絡がとれない場合、甲は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。この場合、甲は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) そのほか要請に必要な事項

### 3 連絡事項

乙は、協定第2条に基づく出動の要請を受け、出動態勢が整ったときは、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 災害救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間
- (5) そのほか必要な事項

### 4 連絡先

甲乙の連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 箱根町（甲）
  - ア 勤務時間内（月曜日～金曜日 8：30～17：00）  
総務部防災課防災班  
TEL 0460-85-7111  
FAX 0460-85-7577
  - イ 勤務時間外（上記ア以外）  
当直者  
TEL 0460-85-7111  
FAX 0460-85-7577  
携帯 090-3105-6133
- (2) 特定非営利活動法人救助犬訓練士協会（乙）
  - ア 村瀬英博理事自宅  
TEL 0466-48-4399  
FAX 0466-48-7648  
携帯 090-3435-2344

イ 沼井泰典理事長自宅

TEL 045-751-2480

FAX 045-582-0289

携帯 090-3107-4138

ウ 日下部輝彦理事長自宅

TEL 047-485-2173

FAX 047-485-2173

5 連携活動

甲及び乙は、協定第3条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

6 活動状況の通知

乙は、出動隊の帰着後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊は（災害救助犬の頭数、人員、車両）
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) そのほか必要な事項

7 費用の請求及び支払

- (1) 乙は、前6に基づき活動状況を甲に通知するとともに、協定第5条により費用を請求するものとする。
- (2) 甲は、乙から通知があった場合、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。
- (3) 練等に係る細部については、その都度協議するものとする。

8 協議

この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この実施細目は、協定第10条に基づき作成されたものであり、各自1通を所持するものとする。

平成13年1月17日

別記様式

年 月 日

箱根町長 様

住 所  
団体名  
代表者

印

## 通 知 書

災害救助犬の出動に係る活動概要は、次のとおりです。

災害発災場所： \_\_\_\_\_

活 動 年 月 日	出 動 部 隊	出 動 時 間 (計)	活 動 内 容
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	
年 月 日	救助犬 頭 指導手 人 車 輦 台	時 分 ~ 時 分 (計) 時間 分	

※ 出動時間欄は、出勤から帰着までの時間（現地に宿泊する場合は、活動終了時間）とする。

## 『協定－４』

### 都市ガス災害対策に関する業務協約

#### (目的)

第1条 この協約は、箱根町消防本部（以下「消防本部」という。）と、小田原瓦斯株式会社（以下「小田原ガス」という。）が、都市ガスに起因する、火災、爆発、漏洩等の事故（以下「事故」という。）を、未然に防止し、事故が発生した場合被害を最少限に防止することを目的として、相互に協力しあうために必要な事項を定める。

#### (対象物)

第2条 この協約に基づく対象物は、次のとおりとする。

- (1) 消防法施行令第21条の2第1項各号に該当する対象物
- (2) ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和45年通産省令第98号）第72条第3項に該当する対象物
- (3) その他、必要と認める対象物

#### (事故防止対策)

第3条 事故を未然に防止するため、次のことを実施する。

- (1) 事故防止対策及び防ぎょ活動を円滑に行うなど、必要な事項を協議するため、連絡会議を随時開催する。
- (2) 第2条に掲げる対象物について、立入検査又は定期点検を実施する場合、必要があると認めるときは共同して調査、点検を行うものとする。
- (3) 事故防止及び消防活動上必要と認める範囲内において、相互に資料の提供を行うものとする。
- (4) 小田原ガスは、ガス漏れ警報器及びガス緊急しゃ断装置等の普及について積極的に推進するものとする。
- (5) 事故防止のための広報は、小田原ガスが行い、消防本部は、これに協力するものとする。
- (6) 職員の教育訓練は、それぞれにおいて行うものとし、必要に応じ相互に協力するものとする。
- (7) 消防本部が、市民一般に対して行う防災指導について、小田原ガスは協力するものとする。
- (8) ガス漏れ事故を想定した訓練を、合同して随時実施する。

#### (防ぎょ対策)

第4条 事故を防ぎょするための対策として、次のことを実施する。

- (1) 事故の発生を予測できたとき又は、事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに連絡しあうものとする。
- (2) 小田原ガスは、緊急出動体制等、緊急時の対応策の細部について、あらかじめ消防本部に通知しておくものとする。
- (3) ガスの供給停止は、関係法令の定めるところにより小田原ガスが行うものとする。  
ただし、小田原ガスの現場到着前に、ガスの供給を停止する必要があると判断された場合は、対象物の関係者が緊急しゃ断弁の閉止を行うものとする。



- (4) 消防隊が現場到着時にガスの供給が停止していない場合で、ガス供給を停止する必要があると認めるときは、小田原ガス又は対象物の関係者に指示して緊急しや断弁を閉止させることができる。
- (5) 小田原ガスは、緊急しや断弁の閉止に必要な機械を対象物の管理者に預け、操作要領等、関連する必要な事項について、対象物の関係者に徹底しておくものとする。
- (6) ガス供給停止後の復旧作業は、需要家の安全を確認の上、小田原ガスが行うものとする。
- (7) 小田原ガスは、消防現場指揮本部との緊密な連携を保つため、現場指揮本部に職員を派遣するものとする。
- (8) 小田原ガスは、消防本部が適切に防ぎょ活動するために必要な措置について、積極的に協力するものとする。

(協議)

第5条 この協約に定める以外の事項について必要があるものについては、両者協議の上決定するものとする。

(雑則)

第6条 この協約の運用については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号及び第3号に規定する対象物の範囲については、両者協議して指定する。
- (2) この協約に定めた事項のうち、関係法令の改正により、不必要となった部分については、その改正法令の適用の時点をもって効力を失う。

附則

第1条 この協約は、昭和57年5月21日から運用するものとする。

第2条 この協約を証するため、本書2通を作成し、記名、押印の上各1通を保有する。

昭和57年5月21日

箱根町消防本部

消防長

児 島

豊

小田原瓦斯株式会社

取締役社長

原

修 吾

『協定－５』

災害時における相互援助に関する協定書

(趣 旨)

第1条 県西地域広域市町村圏を構成する市町（以下「関係市町」という。）の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

(連絡担当部課)

第2条 関係市町は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生し援助を受けようとするときは、速やかに関係市町に連絡するものとする。

(援助の種類)

第3条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受入れ
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

(援助要請の手続)

第4条 援助を受けようとする関係市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、援助を行った関係市町に対して、速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- (4) 援助を受ける場所及びその到達経路
- (5) 援助を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助経費の負担)

第5条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、援助を行う関係市町が負担する。
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける関係市町が負担する。

(災害補償等)

第6条 第3条第4号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、救助、応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した関係市町が負うものとする。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その障害が被災した関係市町への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた関係市町がその賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 関係市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期間)

第9条 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町が署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成8年2月23日

県西地域広域市町村圏

小田原市荻窪 小田原市長	300番地 小澤良明
南足柄市関本 南足柄市長	440番地 鈴木佑
中井町比奈窪 中井町長	56番地 岩本勇
大井町金子 大井町長	1,995番地 瀬戸洋二
松田町松田惣領 松田町長	2,037番地 平野興二
山北町山北 山北町長	1,356番地 田代圭司
開成町延沢 開成町長	773番地 山本久雄
箱根町湯本 箱根町長	256番地 小川欣一

真鶴町岩 244番地1  
真鶴町長 三木邦之

湯河原町中央2丁目2番地1  
湯河原町長 米岡幸男

立会人

開成町吉田島2, 489番地  
神奈川県足柄上地区行政センター  
所長 込山昌士

小田原市本町2丁目3番24号  
神奈川県西湘地区行政センター  
所長 剣持多嘉雄

別記様式（第4条関係）

号  
年 月 日

様

住 所  
氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害の状況	
(2) 援助の種類及び内容	
(3) 援助を要する職種別人員	
(4) 援助場所、到達経路	
(5) 援助を受ける期間	
(6) その他援助に必要な事項	

## 『協定－6』

### 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定書

#### (趣旨)

第1条 東海道は、古来より東国と西国を結ぶ最も重要な幹線道路であり、歴史的に縁のある市区町が互いに連携し、まちづくりを推進していく目的のため、東海道五十三次及び東海道縁の市区町（以下「協定市区町」という。）は、いずれかの協定市区町の区域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市区町（以下「被災市区町」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市区町以外の協定市区町が相互に救援協力し、被災市区町の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

#### (応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

#### (応援要請の手続き)

第3条 被災市区町が、応援の要請をしようとする場合は、次の事項を明らかにし第6条に定める連絡責任者を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市区町での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

#### (自主的活動)

第4条 激甚災害の際に通信途絶等により被災市区町から前条の要請がない場合、他の協定市区町は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市区町と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 応援する協定市区町は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 前項の規定により職員を派遣した場合には、協定市区町の友愛精神のもとに行うものであり、被災市区町から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市区町の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市区町の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市区町が、被災市区町への往復の途中において生じたものについては、応援する協定市区町が賠償の責めを負うものとする。

4 前各号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市区町及び応援する協定市区町が協議して定める。

(連絡責任者)

第6条 協定市区町は、連絡責任者を定め、第2条に掲げる応援の実施の円滑を図るとともに、平常時においても相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市区町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書21通を作成し、協定市区町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年4月1日

東京都品川区長 高橋久二

神奈川県横浜市長 中田宏

神奈川県大磯町長 三澤龍夫

神奈川県小田原市長 小澤良明

神奈川県箱根町長 山口昇士

静岡県函南町長 芹澤伸行

静岡県三島市長 小池政臣

静岡県清水町長 平井弥一郎

静岡県長泉町長 柏木忠夫

静岡県岡部町長 井田久義

静岡県藤枝市長 松野輝洋

静岡県掛川市長職務執行者 大倉重信

静岡県袋井市長職務執行者 村松駿一

愛知県豊明市長 都築龍治

三重県桑名市長 水谷元

三重県鈴鹿市長 川岸光男

三重県亀山市長 田中亮太

滋賀県甲賀市長 中嶋武嗣

滋賀県湖南市長 谷畑英吾

滋賀県草津市長 伊庭嘉兵衛

滋賀県大津市長 目片信



## 『協定－ 7 』

### 災害時等の相互応援に関する協定書

御殿場市と箱根町（以下「協定市町」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町内に地震災害、火山災害、風水害その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、協定市町独自では十分な対応ができないときに、当該市町が協定市町に要請する応急対策を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者等のための収容施設の提供
- (2) 被災者等収容者への食料、飲料水、生活必需品等の提供
- (3) 災害対策及び応急復旧に必要な資機材等のあっせん及び提供
- (4) 災害対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 全各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急対策を実施する必要がある場合等、やむを得ない場合を除き、応援に努めるものとする。

（連絡担当部課等）

第4条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援を要請する市町は、次の事項を明らかにして、応援市町の連絡担当部課等に口頭及び文書にて応援を要請するものとする。

- (1) 被害等の状況
- (2) 応援を要する地域等及びその到達経路
- (3) 収容を要する被災者等の状況及び人数
- (4) 必要とする資機材等の品名、数量等
- (5) 派遣を要請する職員の職種、職種別人員、従事内容及び派遣期間
- (6) 全各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第6条 応援を要請する経費は、応援を受けた市町（以下「受援市町」という。）が負担するものとする。

2 受援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、受援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、受援市町が賠償の責めに任ずる。

5 その他応援に係る経費については、受援市町および応援市町が協議して定める。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう協定市町間の連絡を密にし、平常時においても情報交換を行うための連絡会を開催するとともに、地域防災計画及びその他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協議との関係)

第8条 この協定は、協定市町が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成17年4月6日から施行する。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、協定市町相互署名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年4月6日

静岡県御殿場市萩原 483 番地

御殿場市長 長 田 開 蔵

神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

箱根町長 山 口 昇 士

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村  
災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援す

る協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成20年4月1日

静岡県	沼津市
静岡県	熱海市
静岡県	三島市
静岡県	富士宮市
静岡県	伊東市
静岡県	富士市
静岡県	御殿場市
静岡県	下田市
静岡県	裾野市
静岡県	伊豆の国市
静岡県	河津町
静岡県	南伊豆町
静岡県	松崎町
静岡県	西伊豆町
静岡県	函南町
静岡県	清水町
静岡県	長泉町
静岡県	小山町
静岡県	芝川町
静岡県	富士川町
神奈川県	小田原市
神奈川県	南足柄市
神奈川県	中井町
神奈川県	大井町

神奈川県	松田町
神奈川県	山北町
神奈川県	開成町
神奈川県	箱根町
神奈川県	真鶴町
神奈川県	湯河原町
山梨県	富士吉田市
山梨県	身延町
山梨県	道志村
山梨県	西桂町
山梨県	忍野村
山梨県	山中湖村
山梨県	鳴沢村
山梨県	富士河口湖町

## 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村 災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市長村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。

3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(応援の実施)

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(自主的活動)

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

(1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

(2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

(訓練の実施)

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

(協定書の見直し)

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表及び様式 省略

神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律226号）第21条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄上消防組合、津久井郡広域行政組合、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町及び組合の長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火害その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次



による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は、廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定  
この協定を証するため本書28通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附 則 この協定は、平成2年7月1日から施行する。

協 定 者	横 浜 市 長	高 秀 秀 信
	川 崎 市 長	高 橋 清
	横 須 賀 市 長	横 山 和 夫
	平 塚 市 長	石 川 京 一
	鎌 倉 市 長	中 西 功
	藤 沢 市 長	葉 山 峻
	小 田 原 市 長	山 橋 敬 一 郎
	茅 ヶ 崎 市 長	根 本 廉 明
	逗 子 市 長	富 野 暉 一 郎
	相 模 原 市 長	館 盛 静 光

三 浦 市 長  
 秦 野 市 長  
 厚 木 市 長  
 大 和 市 長  
 伊 勢 原 市 長  
 海 老 名 市 長  
 座 間 市 長  
 南 足 柄 市 長  
 綾 瀬 市 長  
 葉 山 町 長  
 寒 川 町 長  
 大 磯 町 長  
 二 宮 町 長  
 箱 根 町 長  
 湯 河 原 町 長  
足柄上消防組合長職務代理者副組合長  
 津久井郡広域行政組合長  
 愛 川 町 長

久 野 隆 作  
 柏 木 幹 雄  
 足 立 原 茂 徳  
 井 上 孝 俊  
 永 井 高 夫  
 左 藤 勝 究  
 星 野 勝 司  
 安 藤 正 夫  
 鈴 木 進 富  
 田 中 賢 一  
 藤 沢 島 健 二  
 高 柳 川 賢 二  
 柳 勝 侯 茂  
 小 澤 忠 一  
 瀬 戸 洋 二  
 小 野 澤 茂 明  
 相 馬 晴 義

『協定－10』

神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、神奈川県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定市町相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条第2号に規定する通常応援の出場区域は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。

第3条 協定第2条第1号に規定する消防団応援の出場区域は、別表第2のとおりとする。

第4条 協定第2条の規定により、応援出場する消防隊等（消防団を除く。以下同じ。）の無線局は、県内共通波を使用するものとする。

2 前項の場合において、発災地の消防長は、県内共通波を有する無線局のうちから統括局を指定し、応援出場した消防隊等に通知するものとする。

第5条 協定市町の消防長は、協定第6条の規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び第1号の2により消防隊の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第6条 協定第8条の規定に基づく協定市町の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を別記様式第2号により協定市町間相互に交換するものとする。

第7条 この覚書を改訂するに当たっては、協定市町消防長会の事務局を担当する市町が改訂事務を取りまとめ、事務を代行するものとする。

第8条 この覚書に記載されていない事項または運用にあたり疑義を生じたときは、協定市町消防長会で協議し、決定するものとする。

第9条 この覚書を証するため、正本28通を作成し、協定市町の消防長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保管するものとする。

附 則

この覚書は、昭和50年8月1日から効力を生ずる。

(昭和50年7月25日締結)

附 則

この覚書は、昭和53年4月13日から効力を生ずる。

(昭和53年4月13日締結)

附 則

この覚書は、昭和55年11月1日から効力を生ずる。

(昭和55年11月1日締結)

附 則

この覚書は、昭和56年8月25日から効力を生ずる。  
ただし、横浜・横須賀道路の未開通部分については、開通時点から適用する。  
(昭和56年8月25日締結)

附 則

この覚書は、昭和58年4月15日から効力を生ずる。  
(昭和58年4月14日締結)

附 則

この覚書は、昭和59年4月17日から効力を生ずる。  
(昭和59年4月16日締結)

附 則

この覚書は、昭和60年4月11日から効力を生ずる。  
(昭和60年4月10日締結)

附 則

この覚書は、昭和61年4月16日から効力を生ずる。  
(昭和61年4月15日締結)

附 則

この覚書は、昭和61年12月17日から効力を生ずる。  
(昭和61年12月17日締結)

附 則

この覚書は、昭和63年4月7日から効力を生ずる。  
(昭和63年4月7日締結)

附 則

この覚書は、昭和63年11月11日から効力を生ずる。  
(昭和63年11月11日締結)

附 則

この覚書は、平成元年4月6日から効力を生ずる。  
(平成元年4月6日締結)

附 則

この覚書は、平成2年7月1日から効力を生ずる。  
(平成2年4月18日締結)

附 則

この覚書は、平成3年4月10日から効力を生ずる。  
(平成3年4月10日締結)

附 則

この覚書は、平成4年4月14日から効力を生ずる。  
(平成4年4月14日締結)

附 則

この覚書は、平成5年4月14日から効力を生ずる。  
(平成5年4月14日締結)

協定者

横浜市消防局長	久留正海
川崎市消防局長	石馬武
横須賀市消防局長	中村健二
平塚市消防局長	井口忠
鎌倉市消防局長	深津芳夫
藤沢市消防局長	佐藤龍緒
小田原市消防局長	中村久雄
茅ヶ崎市消防局長	太田貢
逗子市消防局長	菊池和文
相模原市消防局長	小星雅明
三浦市消防局長	藤田米吉
秦野市消防局長	和田進
厚木市消防局長	藤井信義
大和市消防局長	目代文作
伊勢原市消防局長	横山宗男
海老名市消防局長	井上時茂
座間市消防局長	山田正明
南足柄市消防局長	遠藤修一
綾瀬市消防局長	戸井田國輝
葉山町消防局長	大竹二郎
寒川町消防局長	石井幸治
大磯町消防局長	原田早苗
二宮町消防局長	川口喜宏
箱根町消防局長	杉崎積夫
湯河原町消防局長	木村昌夫
足柄上(組合)消防局長	鍵和田敏明
津久井郡広域行政(組合)消防局長	中村秀雄
愛川町消防局長	高木繁太郎

別表第1（第2条関係）

通常応援出場区域

小 田 原 市	箱 根 町
風祭、入生田、久野山（塔ノ峰以西）、 早川山（東急ターンパイク以西）	湯本、塔ノ沢、湯本茶屋地区

別表第2（第3条関係）

消防団応援出場区域

小 田 原 市	箱 根 町
入生田、久野山（塔ノ峰以西）、 早川山（東急ターンパイク以西）	湯本地区（山崎以東）

殿

箱根町消防長

応援隊消防活動通知書

災害種別			覚知別		
発災日時	平成 年 月 日 時 分ごろ				
発災場所	市 区 町 丁目 番 号				
	方				
受信時分	時 分		要請者名		
出場消防隊の活動	消防隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	帰署時分	走行距離
現場指揮者との連絡					
消防隊の活動状況					

神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要領

1 目的

この航空特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑且つ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空特別応援の種別

航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救援出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場  
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空特別応援の担当区域

応援側市町の航空特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合は、この限りではない。

5 航空特別応援の出場限定条件

航空特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。



- (2) 気象状態は、雲高（地表面から雲までの高さ）300メートル以上、視程3,000メートル以上、風速毎秒15メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

## 6 航空特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空特別応援を必要と認めた場合は次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。
  - ① 必要とする応援の種別及びその具体的内容
  - ② 応援活動に必要な資機材等
  - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
  - ④ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
  - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
  - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
  - ⑦ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
  - ⑧ 気象の状況
  - ⑨ ヘリの誘導方法
  - ⑩ その他必要な事項
- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。
- (3) 応援要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに後日、正式文書を送付するものとする。

## 7 航空特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

## 8 航空特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は要請側市町の消防長と協議して航空応援を中断することができるものとする。

## 9 航空特別応援の始期及び終期

- (1) 航空特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空特別応援の命を受けてヘリポートを出発した時から始まり、ヘリポートに帰投した時に終了するものとする。要請側市町により航空特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にある時に、飛行目的を変更して航空特別応援に出場すべき命令があった時は、その時から航空特別応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが、航空特別応援に出動中に前項の規定に基づき、航空特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があった時は、その時をもって航空特別応援は終了するものとする。

## 10 航空特別応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 航空特別応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行なうものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者が

ヘリの運行に重大な支障があると認めた時は、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 11 航空特別応援に係る要請側市町の事前計画等

- (1) 要請側市町は、航空特別応援を受けて消防活動を行なう場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
  - ② 燃料の補給体制
  - ③ 応援出場ヘリと要請側消防本部等の通信連絡方法
  - ④ 離発着場への職員の派遣
  - ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
  - ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
  - ⑦ その他必要と認める事項
- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場の位置図等（様式2）を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

#### 12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

#### 13 航空特別応援に要する経費の負担区分

航空特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等経常経費については、応援側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

#### 14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知した時は、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故

- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

15 附則

- (1) この要領は、昭和57年5月12日から実施する。
- (2) この要領は、昭和61年11月25日から実施する。
- (3) この要領は、平成2年7月1日から実施する。

航空特別応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部連絡者

①要請者職・氏名	消防本部消防長
②要請日時	年 月 日 時 分
③災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
④ 災害の概要	
応援の種別	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援
⑤ 活動拠点	①定置場 ②離発着場
⑥応援の（具体的）内容	
⑦必要資機材	

⑧離発着可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑨給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油方法	
	体制作りの 所要時間	
⑩現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑪離発着場における 資機材の準備状況		
⑫他機関の航空機及び へりの活動状況		
⑬他の消防本部に対する 応援へり要請状況		
⑭気象の状況	天候	風向 風力 m/s 視界 m
⑮誘導方法		
要請側消防本部 連絡先		
その他		

飛行場外離発着場調査表					
離発着場名					
所在地	地名・地番				
	所有者又は管理者	住所		電話番号	
		氏名		職業	
土地の状況	長さ・幅		m ・ m		
	勾配		縦断勾配		横断勾配
	表面				
恒風方向					
付近障害物の状況					
離発着場との連絡方法					
その他参考事項					

離発着場位置図 ( 1 / )	離発着場位置図 ( 1 / )
1 / 50,000	1 / 10,000
離 発 着 場 見 取 図 (恒風方向を矢印のこと)	
1 / 3,000	

参考

航空機活動時間及び到着所要時間

(横浜消防局航空隊)

市 町 名	活動時間	到着所要時分	市 町 名	活動時間	到着所要時分
横浜市			伊勢原市	78分	26分
川崎市	90分	15分	海老名市	80	25
横須賀市	100	15	座間市	80	25
平塚市	80	25	南足柄市	70	30
鎌倉市	90	20	綾瀬市	80	25
藤沢市	84	23	葉山町	90	20
小田原市	70	30	寒川町	84	23
茅ヶ崎市	82	24	大磯町	78	26
逗子市	90	20	二宮町	76	27
相模原市	80	25	箱根町	50	40
三浦市	90	20	湯河原町	50	40
秦野市	76	27	足柄上消組	70	30
厚木市	80	25	津久井郡	70	30
大和市	80	25	愛川町	74	28

(注)

- 1 到着時間は、要請を受けたときから、離陸するまでの時間約10分を見込み計算した
- 2 航空燃料（JET A-1）を現地調達すれば長時間の活動は可能である。



別表 1

## 航空特別応援担当区域

応援側市町	担 当 区 域 ( 市 町 )
横 浜 市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、足柄上消防組合
川 崎 市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、津久井郡広域行政組合、愛川町

別表 2

## 応援側市町の消防本部連絡先

消 防 本 部 名	連絡、要請 窓口の名称	電 話 番 号	電 話 フ ァ ク シ ミ リ
横浜市消防局	指 令 課	045-334-6696	045-331-5221
川崎市消防局	通信指令室	044-244-8351	044-211-0111

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、箱根町、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「協定町・組合」という。）の町長、管理者は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定町・組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）

第 2 条 協定町・組合は、災害については、消防相互応援協定に基づく覚書第 2 条に基づき、応援を行うものとする。（消防団を除く）

（応援区分）

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、協定町・組合は、次に掲げる区分に従い応援のための消防隊、救急隊その他必要な人員資機材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動するものとする。

(1) 通常応援

協定町・組合行政境界周辺に発生した災害を覚知した場合は、自動的に出場し応援活動するもの。

(2) 特別応援

協定町・組合行政区域内において大災害が発生し、又は前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の町長、管理者又は消防長の要請により出場し応援活動するもの。

（通常応援隊派遣）

第 4 条 通常応援のための消防隊等は、消防力及び消防事象の実情により応援を行う町長、管理者又は消防長が決定するものとする。

（特別応援要請）

第 5 条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにしなければならない。

(1) 災害の場所及び災害の概況

(2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数量

(3) 活動内容及び集結場所並びに連絡の方法

(4) その他活動内容に関する事項

（特別応援隊派遣）

第 6 条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、災害の概況、消防力その他の事情に基づき、消防隊等の数を決定するものとする。

（応援隊の出場）

第 7 条 災害を覚知し、又は応援を受けた町長、管理者又は消防長は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

なお、この場合においては、災害地の町長、管理者又は消防長にその旨を通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援出場した消防隊等は、応援要請した協定町・組合の現場における最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

(費用の負担)

第9条 応援に要した経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経常的経費は、応援を行った協定町・組合の負担とする。ただし、要請により調達した燃料、資機材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定町・組合が、現物によるか、又はその経費を負担するものとする。
- (2) 応援に出場した消防隊等の隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定町・組合の負担とする。ただし、災害害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定町・組合の負担するものとする。
- (3) 応援に出場した消防隊等の隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定町・組合がその損害を賠償する。ただし、災害地への出場途上、若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第10条 協定町・組合は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報、資機材の保有状況について、相互に通報するものとする。

(協議)

第11条 この協定に記載のない事項、又は疑義を生じた事項については、協定町・組合が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成12年11月1日をもって施行する。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

平成12年11月1日

箱 根 町 長           山   口   昇   士

御殿場市・小山広域行政組合

管理者 御殿場市長 内   海   重   忠

## 消防相互応援協定に基づく覚書

第1条 この覚書は、平成12年11月1日に締結した、消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定町・組合相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 協定第2条に規定する応援出場区域は、別表第1号の1及び別表第1号の2のとおりとする。

第3条 協定第3条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。

第4条 協定第5条に規定する特別応援要請は、町長、管理者又は消防長に電話等で行うものとする。

第5条 協定第7条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び別記様式第1号の2により消防隊等の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。

第6条 協定第10条に規定に基づく協定町・組合の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を協定町・組合相互に交換するものとする。

第7条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定町・組合の消防長が協議し決定するものとする。

### 附 則

- 1 この覚書は、平成12年11月1日から効力を生ずる。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

箱根町消防長 辻 満 博 相

御殿場市・小山広域行政組合  
消 防 長 長 田 洋 一

三島市及び箱根町消防相互応援協定書

三島市（以下「甲」という。）と箱根町（以下「乙」という。）とは、火災その他の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）が発生したときに、甲乙相互の消防力を活用して災害等による被害を最小限度に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により、次のとおり協定を締結する。

（相互応援）

第1条 甲及び乙は、それぞれの行政区域内で災害等が発生したときは、消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防対等」という。）及び必要な資器材を相互に出場させ、又は調達して応援活動を行うものとする。

（応援活動の種類）

第2条 前条に規定する応援活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常応援 甲及び乙の行政区域の境界付近において災害等が発生したことを覚知したときに、甲又は乙が相互に出場し、被害を最小限度に防止するために行う活動
- (2) 特別応援 甲及び乙の行政区域の境界付近において災害等が発生し、その規模が甚大である等の理由により、当該災害等が発生した甲又は乙の長が特に必要と認めて行った要請に基づいて、甲又は乙が出場し、被害を最小限度に防止するために行う活動

（消防隊等及び資器材の決定）

第3条 応援活動を行うために派遣する消防隊等及び調達する資器材は、消防力及び消防事象の状況により、応援活動を行う甲又は乙の長が決定するものとする。

（特別応援要請）

第4条 特別応援を要請する甲又は乙の長は、次ぎに掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害等の種別及び概況
- (2) 災害等が発生した場所及び集結場所
- (3) 応援を必要とする消防隊等の種類及び人数並びに必要とする資器材
- (4) 要請した活動の内容
- (5) 連絡の方法
- (6) その他活動内容に関する事項

（特別応援）

第5条 甲又は乙の長は、特別応援の要請を受けたときは、派遣する消防隊等の種類、出発時刻その他必要事項を要請した甲又は乙の長に連絡するとともに、直ちに、消防隊等を出場させるものとする。

（応援活動ができないときの連絡）

第6条 甲又は乙の長は、行政区域の境界付近の災害等を覚知し、又は特別応援の要請を受けた場合であっても、災害その他やむを得ない事情により応援活動を行うことができないときは、災害等が発生した甲又は乙の長に対し、その旨を連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場を行う消防隊等は、応援活動を受ける甲又は乙の災害等の現場における最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援活動に要した経費の負担については、法令その他に定めがあるものを除き、次に定めるところによる。

- (1) 応援活動に要した経常的経費は、応援活動を行った甲又は乙の負担とする。ただし、要請により調達した燃料、資器材、給食等に係る経費にあつては、応援活動を受けた甲又は乙が負担するものとする。
- (2) 前号ただし書の場合においては、調達した燃料、資器材、給食等に相当する物品の返還をもって経費の負担に代えることができる。
- (3) 応援活動に出場した消防隊等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償に要する経費は、応援を行った甲又は乙の負担とする。
- (4) 応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合（応援活動への出場途上又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合を除く。）においては、応援活動を受けた甲又は乙がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第9条 甲又は乙は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報及び資器材の保有状況について、相互に連絡するものとする。

(協議の適用)

第10条 この協定は、平成13年9月1日から効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成13年9月1日

甲 静岡県三島市北田町4番47号

三島市長 小 池 政 臣

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

## 消防相互応援協定に基づく覚書

三島市及び箱根町消防相互応援協定書に基づく消防活動の円滑を図るため、三島市消防本部と箱根町消防本部は、相互間における必要な事項を定めるものとする。

第1条 協定第1条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。

第2条 協定第4条に規定する特別応援要請は、原則として消防本部に対して電話等で行うものとする。

2 応援要請をした、三島市又は箱根町の長は、すみやかに別記様式第1号による応援要請書を送付するものとする。

第3条 協定第5条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第2号及び別記様式第2号の2により消防隊等の活動詳細を災害地の消防長に通知するものとする。

第4条 協定第9条の規定に基づく通知は、毎年4月1日現在の状況を交換するものとする。

平成13年9月1日

三島市消防長 高 野 晴 男

箱根町消防長 辻 満 博 相

裾野市及び箱根町消防相互応援協定書

裾野市と箱根町（以下「協定市町」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町相互の消防力を活用して、災害等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（相互応援）

第2条 協定市町は、それぞれの行政区域内で災害等が発生したときは、消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防対等」という。）及び必要な資器材を相互に出場させ、又は調達して応援活動を行うものとする。

（応援活動の種類）

第3条 前条に規定する応援活動の種類は、次のとおりとする。

- (1) 通常応援 協定市町の行政区域の境界付近において災害等が発生したことを覚知した場合は、協定市町が相互に出場し、応援活動をするもの
- (2) 特別応援 協定市町の行政区域の境界付近において災害等が発生し、その規模が甚大である等の理由により、当該災害等が発生した協定市町の長が特に必要と認めて行った要請に基づき、応援活動をするもの

（消防隊等及び資器材の決定）

第4条 応援活動を行うために派遣する消防隊等及び調達する資器材は、消防力及び消防事象の状況により、応援活動を行う協定市町の長が決定するものとする。

（特別応援の要請）

第5条 特別応援を要請する協定市町の長は、次ぎに掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の種類及び概況
- (2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び人数並びに必要とする資器材
- (3) 要請した活動の内容及び連絡の方法
- (4) その他活動内容に関する事項

（特別応援の出場）

第6条 協定市町の長は、特別応援の要請を受けたときは、派遣する消防隊等の種類、出発時刻その他必要事項を要請した協定市町の長に連絡するとともに、直ちに、消防隊等を出場させるものとする。

（応援ができないときの連絡）

第7条 協定市町の長は、行政区域の境界付近の災害等を覚知、又は特別応援の要請を受けた場合であっても、災害その他やむを得ない事情により応援活動を行うことができない場合は、災害等が発生した協定市町の長に対してその旨を連絡するものとする。



(応援隊の指揮)

第8条 応援出場を行う消防隊等は、応援活動を受ける協定市町の災害等の現場における最高指揮者の指揮の下に行動するものとする。

(費用の負担)

第9条 応援活動に要した経費の負担については、法令その他に定めがあるものを除き、次に定めるところによる。

(1) 応援に要した経常的経費は、応援活動を行った甲又は乙の負担とする。

ただし、要請により調達した燃料、資器材、給食等に係る経費にあつては、応援活動を受けた協定市町が負担するものとする。

(2) 前号ただし書の場合においては、調達した燃料、資器材、給食等に相当する物品の返還をもって経費の負担に代えることができる。

(3) 応援活動に出場した消防隊等が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償に要する経費は、応援を行った協定市町の負担とする。

(4) 応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合（応援活動への出場途上又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合を除く。）においては、応援活動を受けた協定市町がその損害を賠償する。

(情報の交換)

第10条 協定市町は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報及び資器材の保有状況について、相互に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成13年11月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各自その1通を所持する。

平成13年11月1日

甲 静岡県裾野市佐野 1059 番地  
裾野市長 大 橋 俊 二

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地  
箱根町長 山 口 昇 士

## 裾野市及び箱根町消防応援協定に基づく覚書

裾野市及び箱根町消防相互応援協定書に基づく消防活動の円滑を図るため、裾野市消防本部と箱根町消防本部は、相互間における必要な事項を定めるものとする。

第1条 協定第2条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。

第2条 協定第5条に規定する特別応援要請は、原則として消防本部に対して電話等で行うものとする。

2 応援要請をした、裾野市又は箱根町の長は、すみやかに別記様式第1号による応援要請書を送付するものとする。

第3条 協定第6条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第2号及び別記様式第2号の2により、消防隊等の応援活動詳細を災害地の消防長に通知するものとする。

第4条 協定第10条の規定に基づく連絡は、毎年4月1日現在の状況を相互に交換するものとする。

附 則

この覚書は平成13年11月1日から施行する。

平成13年11月1日

裾野市消防長 小林 哲 雄

箱根町消防長 辻 満 博 相

第 号  
平成 年 月 日

様

要請市町の長  
氏 名 印

応 援 要 請 書

要 請 の 事 由	災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
	災 害 の 種 別	
	概 況	
	災 害 発 生 場 所	
	集 結 場 所	
	消 防 隊 等 の 種 類 ・ 人 数	
	資 器 材	
	応 援 隊 の 活 動 内 容	
特 記 事 項		

備考 この様式は、災害等の状況により適時変更することができる。

第 号  
平成 年 年 月

様

消防長名

応援隊 消防活動通知書

応援区分	通常応援		特別応援		
災害種別		覚知別			
災害日時	年 月 日 ( )		時	分ごろ	
災害場所	市 町 番 号 番地				
覚知時分	時 分		要請者名		
出場消防隊の活動	消防隊名	出場人員	車両別	出場時分	到着時分
	放水開始	放水停止	引揚時分	貴署時分	走行距離
現場指揮者との連絡					
消防隊の活動状況					

備考 この様式は、災害等の実状により適時変更することができる。

別記様式第2号の2（第3条関係）

第 号  
平成 年 年 月

様

消防長名

### 応援隊 消防活動通知書

応援区分	通常応援		特別応援		
事故種別		覚知別			
発災日時	年 月 日 ( )		時 分ごろ		
発災場所	市 町		番 号 番地		
覚知時分	時 分		要請者名		
出場救急隊の活動	救急隊名	出場人員	出場時分	到着時分	病院到着
	帰署時分	収容時間	走行距離	搬送別	搬送 不搬送
事故の概要					
不取扱の理由					
傷病者の住所・氏名・年齢					
収容人員					
収容医療機関	市 町		病 (医) 院		

備考 この様式は、災害等の実状により適時変更することができる。

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、箱根町、田方地区消防組合（以下「協定町・組合」という。）の町長、管理者は、消防相互応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定町・組合相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出場区分）

第2条 協定町・組合は、災害について、消防相互応援協定に基づく覚書第2条に基づき、応援を行うものとする。（消防団を除く）

（応援区分）

第3条 第1条の目的を達成するため、協定町・組合は、次に掲げる区分に従い応援のための消防隊、救急隊その他必要な人員資機材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ、若しくは調達して応援活動するものとする。

(1) 通常応援

協定町・組合行政境界周辺に発生した災害を覚知した場合は、自動的に出場し応援活動するもの。

(2) 特別応援

協定町・組合行政区域内において大災害が発生し、又は前号に規定する以外の応援を特に必要とする場合で、災害地の町長、管理者又は消防長の要請により出場し応援活動するもの。

（通常応援隊派遣）

第4条 通常応援のための消防隊等は、消防力及び消防事象の実情により応援を行う町長、管理者又は消防長が決定するものとする。

（特別応援要請）

第5条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにしなければならない。

(1) 災害の場所及び災害の概況

(2) 応援を必要とする消防隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結場所並びに連絡の方法

(4) その他活動内容に関する事項

（特別応援隊派遣）

第6条 特別応援の要請を行う町長、管理者又は消防長は、災害の概況、消防力その他の事情に基づき、消防隊等の数を決定するものとする。

（応援隊の出場）

第7条 災害を覚知し、又は応援を受けた町長、管理者又は消防長は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。なお、この場合においては、災害地の町長、管理者又は消防長にその旨を通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援出場した消防隊等は、応援要請した協定町・組合の現場における最高指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

(費用の負担)

第9条 応援に要した経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経常的経費は、応援を行った協定町・組合の負担とする。ただし、要請により調達した燃料、資機材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定町・組合が、現物によるか、又はその経費を負担するものとする。
- (2) 応援に出場した消防隊等の隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、治療を要する場合の経費及び死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定町・組合の負担とする。
- (3) 応援に出場した消防隊等の隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定町・組合がその損害を賠償する。ただし、災害地への出場途上、若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第10条 協定町・組合は、この協定の適切な運用を期するため、必要な消防に関する情報、資機材の保有状況について、相互に通報するものとする。

(協議)

第11条 この協定に記載のない事項、又は疑義を生じた事項については、協定町・組合が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成14年1月1日をもって施行する。
- 2 この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

平成14年1月1日

箱 根 町 長           山   口   昇   士

田方地区消防組合  
管理者 大仁町長   望   月   良   和

箱根町及び田方地区消防組合  
消防応援協定に基づく覚書

- 第1条 この覚書は、平成14年1月1日に締結した、消防相互応援協定（以下「協定」という。）の規定に基づき、協定町・組合相互間における消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 協定第2条に規定する応援出場区域は、別表第1号の1及び別表第1号の2のとおりとする。
- 第3条 協定第3条に規定により、応援出場する消防隊等の無線局は、全国共通波を使用するものとする。
- 第4条 協定第5条に規定する特別応援要請は、町長、管理者又は消防長に電話等で行うものとする。
- 第5条 協定第7条に規定に基づき応援出場したときは、別記様式第1号及び別記様式第1号の2により消防隊等の活動詳細を発災地の消防長に通知するものとする。
- 第6条 協定第10条に規定に基づく協定町・組合の消防現勢は、毎年4月1日現在の状況を協定町・組合相互に交換するものとする。
- 第7条 町・組合境界付近で発生した災害は、覚知後すみやかに協定町・組合の消防長へ通報するものとする。
- 第8条 応援出場させた場合は、すみやかに出場隊の数、呼出名称及び出場時間等、必要事項を発災地の消防長へ通報するものとする。
- 第9条 この覚書に記載されていない事項又は運用にあたり疑義を生じたときは、協定町・組合の消防長が協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成14年1月1日から効力を生ずる。
- 2 この覚書を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、相互に各1通を保有するものとする。

箱根町消防長 辻 満 博 相

田方地区消防組合  
消 防 長 長 田 洋 一



日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常湧水その他の災害の場合において、日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課)

第2条 会員は、災害に備え、あらかじめ別表第1により連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を交換し合うものとする。

(応援の要請)

第3条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別表第1に定める連絡担当部課を通じて、必要な措置を要請するものとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示し、とりあえず口頭、電話又は電信により要請し、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 被災状況
- (2) 応援内容の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(応援内容)

第5条 各会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とする。

(応援物資等の調査)

第6条 各会員は、応援活動を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両等を調査し、その結果を別表第2により、毎年4月末日までに支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

(応援体制)

第7条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第8条 被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 資器材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第9条 第5条第1項各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援会員の職員を派遣するに要する経費は、応援会員が支弁する。
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、被応援会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、被応援会員が、被応援会員への往復途中に生じたものについては、応援会員がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は、昭和54年4月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書20通を作成し、関係会員がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和54年3月31日

横浜市水道事業管理者 水道局長	光安順三
川崎市水道事業管理者 水道局長	岩尾正満
神奈川県企業庁 水道局長	小川和男
横須賀市水道事業管理者 水道局長	斉藤豊
小田原市長	中井一郎
三浦市長	野上義一
秦野市長	栗原藤次
座間市長	本多愛男
南足柄市長	安藤正夫
神奈川県内広域水道企業団 企業長	曾山皓

松 田 町 長  
湯 河 原 町 長  
真 鶴 町 長  
箱 根 町 長  
藤 野 町 長  
愛 川 町 長  
山 北 町 長  
中 井 町 長  
開 成 町 長  
大 井 町 長

態 澤 吉 次  
杉 山 實  
青 木 国 男  
勝 俣 茂  
鈴 木 重 成  
相 馬 晴 義  
真 田 快 尊  
関 野 善 之  
露 木 甚 造  
瀬 戸 洋 二

別表第 1

非常災害時の連絡先

連絡部課名	
担当者	
連絡先の電話番号	勤務時間内  〃 外

別表第 2

(1) 職員現況

事項 会員名	職員数	左の内職種別職員数									指定工事店 配管技術員	備考	
		事務職員	技術職員					配管技術員	現業員	自動車 運転手			その他
			土木	電気	化学	機械	建築						

(2) 応急給水用具

区分 会員名	給水タンク車				給水タンク								ドラム カン	ポリ容器				ポリ袋				備考
	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル	リッ トル			
	1.8	2.0	4.0	8.0	0.3	0.5	1.0	1.5	1.8	2.0	3.0	200	10	18	20	1	2	3	10			

(1) 備蓄資器材

管・弁類及び復旧用器材の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくまとめた一覧表を別表で提出する。

## 応急給水に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と箱根町（以下「乙」という。）は、地震災害時に甲の給水区域内において、他の都縣市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の取り扱いについて、次のとおり定めるものとする。

（応急給水の支援要請）

第1条 乙は地震災害により、応急給水の支援を必要とする場合は、甲に文書により要請するものとする。ただし、口頭での要請も可能とし、後日、文書により提出するものとする。

要請を受けた甲は、他の都縣市水道事業体へ支援要請するものとする。

なお、甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められるなど、緊急を要する場合は、乙による要請がなくても他の都縣市水道事業体へ支援要請できるものとし、後日、乙は文書により提出するものとする。

（応急給水計画）

第2条 甲と乙は協同して、応急給水が的確・迅速に対応できるよう、事前に応急給水計画書を作成するものとする。

（応援事業体の支援）

第3条 甲は、前条で作成した応急給水計画書に基づき、他の都縣市水道事業体の応急給水活動を支援するものとする。

（応援経費）

第4条 乙は、原則として、他の都縣市水道事業体が応急給水活動に要した経費を負担するものとする。

なお、乙が負担する経費の詳細については、乙と他の都縣市水道事業体と別途定めるものとする。

（宿泊場所の確保、食料の供給）

第5条 乙は、原則として、他の都縣市水道事業体の宿泊場所・駐車スペースの確保、食料の供給に努めるものとする。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月15日

甲 神奈川県公営企業管理者  
企業庁長 石田 稔

乙 箱根町  
箱根町長 山口 昇士

県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等  
相互応援の推進に関する基本協定

県西地域広域市町村圏域内各市町は、圏域住民の生活基盤の確立、圏域の経済活動の振興等に資するため、それぞれの自助努力により上水道供給事業を推進しているところである。しかし、本圏域全体が『地震防災対策強化地域』に指定され、地震防災対策の対応強化が求められていることに加え、異常湧水、水道施設損傷等の災害緊急時における上水道の安定供給対策が重要な課題となっている。これらを踏まえ、圏域の構成市町である、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町（以下『構成市町』という。）は、昭和54年4月1日付けで取り交わされた『日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書』の趣旨に基づき、水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する基本協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 構成市町が緊密な連携と協力の基に、災害緊急時における上水道の安定供給を推進するため、相互応援の確立を図ることを目的とする。

（相互応援の内容）

第2条 構成市町が行う相互応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出
- (4) その他、必要な応援活動

2 前項第1号に規定する応急給水作業を円滑かつ効果的に推進するため、隣接市町水道事業者間の水道緊急連絡管接続事業を計画実施する。

3 前項の水道緊急連絡管接続事業は、各隣接市町間の協議の基に計画実施するものとする。ただし、この基本協定締結の時点において、管網の未整備等の理由により、計画が困難な市町間においては、将来事業実施が可能となった時点で相互協力のもとに計画実施し、圏域内全体の相互応援体制確立に向けて努力するものとする。

（相互応援の連絡）

第3条 構成市町は、災害緊急時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当課を定め、毎年4月末日までに相互に連絡責任者名簿等を交換し、応援の要請その他の連絡は当該連絡担当課を窓口として行うものとする。

（応援要請）

第4条 災害緊急時において応援を受けようとする市町は、次の事項を明示した文書によって応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する時はこの限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所、予定給水量及び期間
- (3) その他必要な事項

（応援活動の円滑化）

第5条 応援を受ける市町は、応援活動の円滑化を図るため、担当責任者を置くものとする。

る。

2 応援を行う市町は、前項の担当責任者と密接な連携のもとに、応援活動を円滑に推進するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条第1項に規定する応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市町が負担するものとする。

(細目協定の締結)

第7条 この基本協定の実施にあたり、必要な細部事項については、相互の市町間において細目協定を締結し実施するものとする。

(協 議)

第8条 この基本協定の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

(施 行)

第9条 この基本協定は平成元年12月12日から施行する。

この基本協定の締結を証するため、本書10通を作成し、構成市町の長が記名押印の上各自1通を保有する。

小田原市長	山 橋 敬一郎
南足柄市長	安 藤 正 夫
中 井 町 長	石 塚 武 典
大 井 町 長	瀬 戸 洋 二
松 田 町 長	平 野 興 二
山 北 町 長	真 田 快 尊
開 成 町 長	山 神 輝
箱 根 町 長	勝 俣 茂
真 鶴 町 長	御 守 美 房
湯河原町長	小 澤 忠 一

『協定－19』

災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県プロパンガス協会小田原支部（以下「乙」という。）は箱根町内に発生した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時において緊急用LPGの確保を図るため、その供給について次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、箱根町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次の事項を明らかにした文書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 供給を必要とする数量
- (3) 供給を必要とする場所
- (4) その他必要となる事項

（要請事項の措置）

第2条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障がない限り、協会員が現有するLPGを要請事項に応じすみやかに適切な供給ができるよう措置するとともにその措置事項を文書（様式第2号）をもって甲に連絡するものとする。

（物資の価格）

第3条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（補償）

第4条 甲の要請に基づいて、業務に従事した者が、その従事したことにより災害を受けた場合等の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議する。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、箱根町災害対策本部総務部長を、乙においては社団法人神奈川県プロパンガス協会小田原支部理事を連絡責任者とする。

（現有数量の報告）

第6条 乙は、毎年4月1日現在の会員名簿及びLPGの現有数量を甲に報告するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、昭和55年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。



この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 勝 俣 茂

乙 神奈川県小田原市栄町3-12  
社団法人神奈川県プロパンガス協会  
小田原支部長 梅 津 忠 雄

(様式第 1 号)

緊急用 L P G の供給要請書

年 月 日

(社)神奈川県プロパンガス協会  
小田原支部長 殿

箱根町長 印

次のとおり緊急用プロパンガスの供給を要請します。

項 目	内 容	
災 害 の 状 況		
協力を要請する事由		
供給を必要とする数量	キロ	
	キロ	
	キロ	
供給を必要とする場所	地区～ 地区 (地区一帯)	
その他必要となる事項		

(様式第2号)

緊急用LPGの供給報告書

年 月 日

箱根町長 殿

(社)神奈川県プロパンガス協会

小田原支部長

印

次のとおり供給したので報告します。

項 目	内 容	
供 給 し た L P G	キロ	
	キロ	
	キロ	
供 給 し た 場 所	地区～ 地区 (地区一帯)	
供 給 年 月 日	年 月 日	
そ の 他 必 要 な 事 項		

災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県トラック協会小田原地区支部（以下「乙」という。）は、箱根町内に発生した地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、乙の貨物自動車の輸送の協力について次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、箱根町内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両の種類、大きさ及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（協力の結果報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合は、文書（様式第2号）をもって速やかに甲に対し、次の事項を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に出動した車両数、車両の種類、大きさ及び人員
- (2) 車両の走行距離及び区間
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 貨物自動車輸送の協力に要した経費は、甲の負担とするが、金額等については、甲・乙両者が協議の上、定めるものとする。

（補償）

第5条 甲の要請に基づいて、応援に従事した者が、その従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応援による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対し、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定の例により、そのつど協議するものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては、箱根町災害対策本部総務部長を、乙においては、社団法人神奈川県トラック協会小田原地区支部事務局長を連絡責任者とする。

(協力する車両等の報告)

第7条 乙は、この協定により、協力できる社団法人神奈川県トラック協会小田原地区支部の自動車運送業者に関する車両の種類、車両数、人員等を毎年4月1日までに甲に文書により報告するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、昭和54年5月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲・乙両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

昭和54年5月1日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 勝 俣 茂

乙 神奈川県小田原市桑原170番地

社団法人神奈川県トラック協会小田原  
地区支部

支部長 田 中 五 郎

(様式第1号)

貨物自動車緊急輸送の応援要請書

年 月 日

神奈川県トラック協会  
小田原地区支部長 殿

箱根町長

印

次のとおり貨物自動車輸送の協力を要請します。

項 目		内 容			
災 害 の 状 況					
応援を必要とする事由 (目的)					
応援を必要とする車両等	車 両	大 型	トラック	t 車	台
			ダンプ	t 車	台
		小 型	トラック	t 車	台
			ダンプ	t 車	台
	人 員				
応援を必要とする期間場所等	集合時間	年 月 日 時	集合場所		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	場 所	地区~ 地区 (地区一帯)			
応援を必要とする活動内容					
その他必要となる事項					

(様式第2号)

貨物自動車緊急輸送実施報告書

年 月 日

箱根町長 殿

神奈川県トラック協会  
小田原地区支部長

印

次のとおり実施したので報告します。

項 目		内 容		
応援に出動した 車両等	車 両	大	トラック	t 車 台
		型	ダンプ	t 車 台
		小	トラック	t 車 台
		型	ダンプ	t 車 台
	人 員			
車 両 の 走 行 距 離		総合計 km		
車 両 の 走 行 区 間		地区～ 地区 (地区一帯)		
実 施 年 月 日				
そ の 他 必 要 な 事 項				

## 『協定－21』

### 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する 箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （協力要請）

第2条 甲は災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

#### （要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、町長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った町長の名称
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

#### （供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の会員は、町長の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項



(経費の負担)

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、会員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、南関東ブロック各会員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては町長、乙にあっては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に町長に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第 16 条 この協定の期間は平成 13 年 5 月 24 日から適用し、平成 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了 1 カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 24 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 2 5 6 番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 東京都港区虎ノ門 3 丁目 6 番 2 号  
第 2 秋山ビル 7 階  
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 山 下 宗 吉

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する  
箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等についての協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の会員は、別表第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、町長の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成13年5月24日から実施する。

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
 会長 様

箱根町長

災害時における・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等の数 (内 訳)	別紙内訳書のとおり
履 行 期 間	
履 行 場 所	
連 絡 先	電話
摘 要	

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

箱根町長 様

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

棺等葬祭用品の 供給等の数 (内訳)	
履行期間 及び履行場所	
従事者	別添名簿のとおり
連絡先	電話
備考	

棺等葬祭用品の供給等の数（内訳表）

供 給 品 目	数 量

## 『協定-22』

### 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する 箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定書

箱根町（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （協力要請）

第2条 甲は災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

#### （要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、町長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った町長の名称
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

#### （供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、町長の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 組合長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の棺等葬祭用品の供給実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては町長、乙にあつては神奈川県葬祭業協同組合理事長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に町長に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、協議して実施細目で定めるものとする。



(協定の期間)

第16条 この協定の期間は平成13年5月24日から適用し、平成14年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年5月24日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県横浜市南区永田東2丁目1番20号  
ジョイフル井土ヶ谷302  
神奈川県葬祭業協同組合

理事長 芝崎成光

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する  
箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等についての協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合の協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の会員は、別表第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、町長の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成13年5月24日から実施する。

様式第 1

年 月 日

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

神奈川県葬祭業協同組合  
理事長

様

箱根町長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等の数 (内 訳)	別紙内訳書のとおり
履 行 期 間	
履 行 場 所	
連 絡 先	電話
摘 要	

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

箱根町長 様

神奈川県葬祭業協同組合  
理事長

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する箱根町と神奈川県葬祭業協同組合との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を報告します。

棺等葬祭用品の 供給等の数 (内訳)	
履行期間 及び遂履行場所	
従事者	別添名簿のとおり
連絡先	電話
備考	



## 『協定－23』

### 災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する 箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車の供給及び付帯する業務等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

#### （協力要請）

第2条 甲は災害時に霊柩自動車を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は、実施細目で定める霊柩自動車の供給等の協力を甲にするものとする。

#### （要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、町長が行う。

2 甲が乙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った町長の名称
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

#### （供給等業務）

第4条 甲の要請により、霊柩自動車の供給等に従事する乙組合員は、町長の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

#### （報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を実施細目で定める様式の文書にて甲に提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 支部長の氏名及び従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 霊柩自動車等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、各協会の霊柩自動車等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙の指示する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙、協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な霊柩自動車等の供給等の協力が図れるよう、社団法人全国霊柩自動車協会各協会のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては町長、乙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、霊柩自動車等の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に町長に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な霊柩自動車等の供給等の協力が図れるよう、霊柩自動車待機場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲、乙、は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第 16 条 この協定の期間は平成 13 年 5 月 24 日から適用し、平成 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了 1 カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 24 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 2 5 6 番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県横須賀市上町 2 - 6

社団法人 全国霊柩自動車協会  
会長 一 柳 鏞

神奈川県支部長 近 野 栄 造



災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する  
箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車の供給等についての協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第3条第2項、第4条、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に対する供給等は、次のとおりとする。

- (1) 霊柩自動車
- (2) その他必要な事項

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(会員の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の協会員は、別表第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、町長の指定する場所とする。

(供給等協力報告書)

第6条 協定第5条に規定する乙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、平成13年5月24日から実施する。

様式第 1

年 月 日

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

社団法人 全国霊柩自動車協会  
神奈川支部長 様

箱根町長

災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり霊柩自動車の供給等の協力を要請します。

口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
霊柩自動車の供給等の数 (内 訳)	別紙内訳書のとおり
履 行 期 間	
履 行 場 所	
連 絡 先	電話
摘 要	

災害時における霊柩自動車の供給等の協力実績報告書

箱根町長 様

社団法人 全国霊柩自動車協会  
神奈川支部長

災害時における霊柩自動車の供給等の協力に関する箱根町と社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり霊柩自動車の供給等の協力を報告します。

霊柩自動車の 供給等の数 (内 訳)	
履 行 期 間 及び履行場所	
従 事 者	別添名簿のとおり
連 絡 先	電話
備 考	



『協定 - 24』

災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）への協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川県内で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、県調査士会が神奈川県及び市町村に協力するために必要な事項を定めるものとする。

（平時の取組み）

第2条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、災害時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等を共有するものとする。

- 2 神奈川県は認定調査等に関する知識及び技術の習得を目的として、市町村の職員及び県調査士会の会員を対象とした研修会を毎年度開催するものとする。
- 3 県調査士会は、前項に基づき神奈川県が開催する研修会に県調査士会の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力の要請）

第3条 市町村は、災害時において、県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。

- 2 神奈川県は、被災した市町村が前項に基づく要請を行うことができない場合、市町村の代わりに県調査士会に認定調査等への協力を要請することができるものとする。
- 3 神奈川県は、複数の市町村が被災した場合、第1項に基づく市町村の県調査士会への要請を取りまとめて、県調査士会に要請することができるものとする。この場合、神奈川県はその旨を市町村及び県調査士会に連絡するものとする。

（協力の実施）

第4条 県調査士会は、前条に基づき神奈川県又は市町村から認定調査等への協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して県調査士会の会員を市町村に派遣し、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第5条 第3条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力を要請された県調査士会は、災害の状況等、当該協力を円滑かつ迅速に行う上で必要となる情報の提供を神奈川県又は市町村に要請することができるものとする。

- 2 神奈川県又は市町村は、前項に基づき県調査士会から情報の提供を要請されたときは、可能な範囲で当該情報を県調査士会に提供し、当該情報を提供しないときは、その理由を県調査士会に伝えるものとする。

- 3 県調査士会は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で、災害の状況等、市町村が災害の対応を実施する上で必要となる情報を入手したときは、市町村に当該情報を提供するものとする。ただし、市町村が通信の途絶等により当該情報を受領することができないと判断したときは、神奈川県に当該情報を提供するものとする。
- 4 神奈川県は、前項に基づき県調査士会から情報を受領した後、市町村が通信の回復等により当該情報を受領できることを確認したときは、速やかに当該情報を市町村に提供するものとする。

(秘密の保持)

第6条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく認定調査等への協力を行う中で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。当該認定調査等の終了後も、また同様とする。

(費用の負担)

- 第7条 神奈川県及び市町村は、この協定に基づく協力を行うため県調査士会が行う市町村への県調査士会の会員の派遣に係る費用を負担しない。
- 2 市町村は、認定調査等に必要な資機材のうち、県調査士会との事前調整により、市町村が負担すべきとされた資機材の費用を負担するものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力を行った県調査士会の会員の疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、県調査士会が別途加入する災害補償保険等により県調査士会が対応するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

- 第9条 県調査士会及び県調査士会の会員は、この協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 2 県調査士会及び県調査士会の会員がこの協定に基づく協力を行う中で自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、県調査士会はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により神奈川県及び関係する市町村に報告し、その処置については、神奈川県、関係する市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

(協定の解除)

第10条 神奈川県及び市町村は、県調査士会又は県調査士会の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により県調査士会及び県調査士会の会員に損害が生じても、神奈川県及び市町村はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項については、神奈川県、市町村及び県調査士

会が協議の上、実施細目として別に定めるものとする。

- 2 市町村は、この協定及び前項の実施細目に反しない限りで、市町村の行政区域を所管する県調査士会の支部と協議の上、市町村の行政区域内におけるこの協定の実施に関する必要な事項を定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は協定締結日から効力を有し、神奈川県、市町村又は県調査士会いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、神奈川県、市町村及び県調査士会が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成 29 年 9 月 21 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長

秦野市長

古 谷 義 幸

神奈川県町村会会長

湯河原町長

富 田 幸 宏

神奈川県土地家屋調査士会会長

鈴 木 貴 志

神奈川県市長会

横浜市長

林 文 子

川崎市長

福 田 紀 彦

相模原市長

加 山 俊 夫

横須賀市長

上 地 克 明

神奈川県町村会

平塚市長	落合克宏
鎌倉市長	松尾崇
藤沢市長	鈴木恒夫
小田原市長	加藤憲一
茅ヶ崎市長	服部信明
逗子市長	平井竜一
三浦市長	吉田英男
秦野市長	古谷義幸
厚木市長	小林常良
大和市長	大木哲
伊勢原市長	高山松太郎
海老名市長	内野優
座間市長	遠藤三紀夫
南足柄市長	加藤修平
綾瀬市長	古塩政由
葉山町長	山梨崇仁
寒川町長	木村俊雄
大磯町長	中崎久雄
二宮町長	村田邦子
中井町長	杉山祐一
大井町長	間宮恒行
松田町長	本山博幸
山北町	湯川裕司
開成町	府川裕一
箱根町	山口昇士
真鶴町	宇賀一章
湯河原町	富田幸宏
愛川町	小野澤豊
清川村	大矢明夫



## 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定実施細目

神奈川県及び神奈川県内の市町村（以下「市町村」という。）と神奈川県土地家屋調査士会（以下「県調査士会」という。）は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」（以下「協定」という）第 11 条第 1 項に基づき、協定の実施に関し必要な事項について、次のとおり定める。

なお、本細目における用語の定義は、協定の例による。

### （災害の定義）

第 1 条 協定における災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害を指すものとする。

### （認定調査等の内容）

第 2 条 協定における認定調査等の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府（防災担当））又は市町村が指定するマニュアル等に基づき、市町村の職員と連携して、市町村の行政区域内の家屋を調査すること。
- （2） 市町村が発行した罹災証明に対する住民からの相談を補助すること。
- （3） 建物滅失登記申請手続き及び土地境界復元等に関する住民からの相談を補助すること。

### （平時の取組み）

第 3 条 神奈川県、市町村及び県調査士会は、協定第 2 条第 1 項に基づき、連絡体制等について、様式 1 により年度当初に確認するものとする。なお、神奈川県、市町村及び県調査士会それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

2 前項に基づく連絡体制等の取りまとめは神奈川県が行うものとする。

### （協力の要請）

第 4 条 神奈川県及び市町村は、協定第 3 条に基づき県調査士会に認定調査等への協力を要請するときは、様式 2 を用いて文書により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を県調査士会に提出するものとする。

### （協力の実施）

第 5 条 県調査士会は、協定第 3 条に基づき神奈川県又は市町村に認定調査等への協力

を要請されたときは、様式 3 を用いて文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を神奈川県又は市町村に提出するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 市町村及び県調査士会は、協定第 7 条第 2 項に基づき認定調査等に必要な資機材に係る事前調整を行う際は、市町村及び県調査士会の会員が所有する資機材の積極的な活用を検討する。

(第三者への損害賠償責任)

第 7 条 県調査士会は、協定第 9 条第 2 項に基づき神奈川県及び関係する市町村に協定に基づく協力の実施中における第三者への損害について報告するときは、様式 4 を用いて文書により行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成 29 年 9 月 21 日から適用する。

災害応急復旧工事等に関する業務協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根町建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、箱根町地域防災計画に基づき甲が管理する公共土木施設（町管理の道路、橋梁、河川水路等）について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能回復のための応急復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、安全措置及び応急復旧工事（以下「応急復旧工事等」という。）を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事等施工業者）

第3条 乙は、前条の出動要請があった場合に応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定め、施工業者の応急復旧工事の進捗状況について把握をする。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、担当する区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により担当する区間又は区域を決定し、又は変更したときは、直ちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定により、乙に出動要請する場合は、安全措置を必要とする場所又は災害の場所、被害状況、工事内容等を職員の派遣又は電話により行うものとする。

2 災害により、電話連絡等が途絶し、連絡が不可能なときは、甲の要請がない場合でも、乙の判断により応急復旧が必要と認めるときは、第3条により定めた施工業者に応急復旧工事等を施工させるものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は本協定の主旨に基づき応急復旧工事等を実施するものとする。

（着手報告）

第6条 乙は、施工業者が応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに、別紙様式1により、甲に報告する。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後別紙様式1を提出するものとする。

（費用の立替え）

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立替えておくものとする。

(精算単価)

第8条 前条の規定により、施工業者が一時立替えた費用の精算単価は、応急復旧工事等の発生時における災害査定設計歩掛表又は神奈川県が定める積算基準等によるものとする。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立替えをした費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

(損失補償)

第10条 甲は、第2条の規定により応急復旧工事等に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは著しい障害を有する状態になった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年3月31日箱根町条例第1号）の規定により、その都度協議して損害補償を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては公共土木施設を担当する部長を、乙においては会長を連絡責任者とする。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(協定の効力及び更新)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生し、平成26年3月31日をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についても同様とする。

(旧協定の廃止)

第14条 平成6年11月21日付けで箱根町長と箱根町建設業協力会会長とが締結した「災害応急復旧工事等に関する業務協定書」は、この協定の成立をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 足柄下郡箱根町湯本256  
箱根町長 山口昇士

乙 箱根町建設業協会  
会長 勝俣徳彦

(別紙様式1)

箱根町長様

路線名等	
被害箇所	
被害状況	
工事概要	
概算工事費	
着手日	
完成予定日	
施工業者名	
現場責任者	
備考	



災害応急復旧工事等に関する業務協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根管工事組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共水道施設について、地震予知情報発令時の安全措置及び地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生時の機能回復のための応急復旧工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、目的を達するため、安全措置及び応急復旧工事（以下「応急復旧工事等」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（応急復旧工事等）

第3条 乙は、前条の出動要請があった場合に応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。

ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更する事ができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施工区間又は区域を決定し、又は変更したときは、ただちに甲に通知するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定により、乙に出動要請する場合は、安全措置を必要とする場所又は災害の場所、被害状況、工事内容等を職員の派遣又は電話により行うものとする。

2 災害により、電話連絡等が途絶し、連絡が不可能なときは、甲の要請がない場合でも、乙の判断により応急復旧が必要と認めるときは、第3条により定めた施工業者に応急復旧工事等を施工させるものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い応急復旧工事等を実施するものとする。

2 前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は本協定の主旨に基づき応急復旧工事等を実施するものとする。

（着工報告）

第6条 乙は、施工業者が応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに、別紙様式1により、甲に報告するものとする。

（費用の立替）

第7条 第5条に規定により生じた費用は、施工業者が一時立替えしておくものとする。

（清算単価）

第8条 前条の規定により施工業者が一時立替えた費用の清算単価は、応急復旧工事等の発生時

における災害査定設計歩掛表又は神奈川県が定める積算基準によるものとする。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条の規定により施工業者が一時立替えた費用については、施工業者と協議の上支払うものとする。

(損失補償)

第10条 甲は、第2条により応急復旧工事等に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷もしくは疾病により死亡し、若しくは著しい障害を有する状態となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対し、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年3月31日箱根町条例第1号）の規定により、その都度協議して損失補填を行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定める。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成10年7月1日

甲 足柄下郡箱根町湯本256  
箱根町長 小 川 欣 一

乙 足柄下郡箱根町宮城野923-4  
箱根管工事協同組合  
理事長 三 好 美 津 夫



水道施設応急復旧工事報告書

箱根町長

様

施工業者名  
現場責任者  
連絡先

		整理番号		管網図頁	
工事場所	箱根町 番地先	着手年月日	平成	年	月 日
施設区分	導水管・送水管・配水管 その他（ ）	管 類		口 径	
		状 態	埋 設 ・ 添 架		
道路区分	国道・県道・町道・私道 その他（ ）	歩車区分	車 道 ・ 歩 道		
		舗装区分	As ・ Co ・ 砂利		
被害状況 及び 復旧状況					
復旧資機材	材料及び数量	機械器具等			
復旧見込 日 数	約 日間	復旧必要 人 員	約 人（延人員）		
現場案内図		被 害 概要図			
備 考					

『協定-27』

地震等大規模災害時における被災建物等の解体撤去に  
関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建物解体業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震大規模災害が発生した場合における町内各地域の被災した建物等の解体・撤去等に関し、甲が乙に協力を求め実施するに当たって必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体・撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達するため、所有者の意向を受け、次の各号の事業（以下「解体・撤去等」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物等の解体・撤去
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な措置

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体・撤去等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって神奈川県を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 災害の場所
- (2) 被害状況
- (3) 被害内容
- (4) 協力内容
- (5) その他必要事項

（解体・撤去等の要請）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い、解体・撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、解体・撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（報 告）

第6条 乙は、解体・撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。ただし、文書でよりがたい場合は電話等により行うものとする。

- (1) 実施内容
  - (2) その他必要事項
- (費用負担)

第7条 甲は、第3条の要請に基づき実施した解体・撤去等に要した費用については、乙と協議のうえ支払うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体・撤去等に従事したものが、負傷、疾病、障害または死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によりその都度協議して災害補償を行うものとする。

(協定実施の円滑化)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われると共に、協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては箱根町環境部地域整備課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会とする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成15年4月28日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙 横浜市中区常磐町2-1-1 大宗常盤ビル303  
社団法人神奈川県建物解体業協会  
会長 浦山三郎

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に  
関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震大規模災害が発生した場合における町内各地域の産業廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分に関し、甲が乙に協力を求め実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体・撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達するため、所有者の意向を受け、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、乙への協力要請に当たっては、要請内容を記載した文書をもって神奈川県（以下「県」という。）を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項の文書をもって乙に通知する。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、後に速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、速やかに県に報告する。

（災害廃棄物処理等の実施）

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周辺の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。ただし、文書でよりがたい場合は電話等により行うものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要事項

(費用負担)

第7条 甲は、第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙と協議のうえ支払うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、障害または死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては箱根町環境部地域整備課、乙においては社団法人神奈川県産業廃棄物協会事務局とする。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議のうえ解決するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙両者各1通を保有する。

平成15年4月28日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙 横浜市中区山下町74-1 大和地所ビル4階  
社団法人神奈川県産業廃棄物協会  
会長 水口信雄

## 『協定-29』

### 西湘地区行政センター管内1市3町1事務組合間における 一般廃棄物の処理に係る相互援助協定書

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、及び湯河原町真鶴町衛生組合（以下「協定市町等という。」）の各市町及び一部事務組合の長（以下「市町組合長」という。）は、廃棄物の処理について次のとおり協定する。

#### （目的）

- 1 この協定は、協定市町等のごみ処理施設において、不足の事故及び故障により廃棄物の適正処理に支障が生じた場合、協定市長等のごみ処理施設を相互に利用して、廃棄物の適正処理を保持することにより、生活環境の保全と円滑な清掃事業の遂行をはかることを目的とする。

#### （適用等）

- 2 この協定の適用及び援助の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 適用の範囲は、ごみ処理施設において事故及び故障が発生し、自己の施設のみでは、廃棄物の適正処理に支障が生じると市町組合長が判断した場合とする。
  - (2) 援助の期間は、施設が復旧するまでとする。

#### （要請）

- 3 援助を必要とする協定市町等は、受託可能な協定市町等と直接協議を行い、要請する。

#### （受託）

- 4 援助の要請を受けた協定市町等は、業務に支障のない範囲において、これを受託する。

#### （実施）

- 5 援助の実施については、搬入の方法、費用の負担方法等について、当該協定市町等間において協議のうえ実施する。

#### （その他）

- 6 この協定に定めのないもの又は疑義を生じたものについては、必要に応じて、協定市町等間において別途協議するものとする。

#### （効力の発生）

- 7 この協定は、平成4年9月1日から効力を発生するものとする。  
この協定の締結を証するために、本書6通を作成し、各市町組合長記名押印のうえ、各1通を保存するものとする。

平成4年9月8日

(協定者)

小田原市長

小澤良明

箱根町長

勝俣茂

真鶴町長

三木邦之

湯河原町長

丸山孝夫

湯河原町真鶴町衛生組合長

丸山孝夫

(立会人)

神奈川県西湘地区行政センター所長

譲原智

『協定-30』

災害時における一般廃棄物収集に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と広域一般廃棄物事業協同組合（以下「乙」という。）は、箱根町内が、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集、以下「災害収集」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により、協力を要請する。ただし、書面により難しいときは、他の方法をもって要請し、事後において書面提出をするものとする。

- （1）被災場所又は災害収集を要する場所
- （2）被災の概況
- （3）協力要請の内容
- （4）その他必要な指示事項

（協力）

第2条 乙は、前条による甲からの協力要請を受けたときは、他の業務に優先して災害収集に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請に基づいて協力した場合には、その活動状況等応急対策の内容及び経過を、適宜甲に報告するものとする。

- （1）出勤場所及び出勤時間
- （2）出勤人員
- （3）使用した資機材
- （4）その他必要な事項

（連絡責任者）

第4条 災害収集の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。



る。

(有効期間)

第6条 協定の期間は平成27年8月20日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月までに相手方に対し、書面による協議終了の意思表示がない場合は、本協定の期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定書の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成27年8月20日

甲 足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇士

乙 小田原市寿町1丁目1番12号

広域一般廃棄物事業協同組合  
理事長 鈴木 茂

## 医薬品等の調達に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と社団法人小田原薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、災害発生に際し、医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援要請書をもって、乙の保有する医薬品等の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする医薬品の種類・数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について、速やかに適切な措置をとるものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 医薬品等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定する薬物

（医薬品等の代価）

第4条 医薬品等の代価は、事後に精算するものとし、その価格は災害発生時直前における適正な価格とする。

（医薬品等の引取り）

第5条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認の上、これを引き取るものとする。

（連絡責任者）

第6条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては健康福祉課長を、乙においては防災委員を連絡責任者とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は協定変更の必要若しくは疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第8条 この協定は、平成18年10月17日からとし、甲乙何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年10月17日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県小田原市栄町2丁目13番1号  
社団法人 小田原薬剤師会  
会長 石井理美

## 災害時における避難所等の協力に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と町内の寮・保養所組合で構成する箱根町寮保養所団体協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、避難を余儀なくされた住民に対して、甲が避難者のための避難所等を必要と判断した場合に、町内で寮・保養所を所有する企業の団体である乙が、地域貢献の一環として、被災住民に対し宿泊施設等を提供することを目的とする。

### （協力の内容）

第2条 この協定に基づく乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災住民の避難所として寮・保養所の客室及び付随設備の提供
- (2) 前号の協力を行うにあたっての空き室状況の把握及び調整

### （要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

### （協力）

第4条 乙は、前条の要請があった場合は、各組合の代表者と調整し、可能な限り協力する。

### （費用弁償）

第5条 第2条第1号に係る経費については、災害救助法による費用を基本として、別途協議する。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年11月26日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256

箱根町長 山口 昇士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246

箱根町寮保養所団体協議会

会 長 望月 二三雄

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、箱根町長 山口 昇士（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、箱根町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 箱根町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- (2) 箱根町災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲または乙が必要とする場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- (3) その他甲または乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する

地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 8月 26日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱 根 町 長 山 口 昇 士

## 『協定－34』

### 災害時における燃料の調達に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と神奈川県石油商業協同組合小田原支部箱根部会（以下「乙」という。）は、箱根町内に発生した大規模な地震、風水害、その他災害（以下「災害時」という。）時における燃料の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合における燃料の調達に関し、甲が乙に要請する場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

#### （要請）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して燃料の供給を要請することができる。

2 甲が要請することができる燃料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車用燃料
- (2) 自家発電機用燃料
- (3) 暖房用燃料
- (4) 防災資機材用燃料

#### （要請手続）

第3条 甲は、乙に燃料の供給を要請するときは、次に掲げる事項を口頭、電話等により連絡するものとし、事後において甲は、所定の別紙様式第1号を乙に提供するものとする。

- (1) 要請者の職・氏名及び担当者の所属・氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する期間
- (4) 要請する燃料の種類及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

#### （要請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から燃料の供給の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、その他の業務に優先して燃料の供給が実施できるよう必要な措置を講ずるとともに、その措置の結果を甲に連絡するものとする。



(報告)

第5条 乙は、燃料の供給を実施したときは、その都度、納品書を甲に交付するとともに、燃料供給が終了した時点で、次に掲げる事項を所定の別紙様式第2号により甲に通知するものとする。

- (1) 報告者の職・氏名及び供給会社名・責任者名
- (2) 給油車両番号または施設名
- (3) 供給した期間
- (4) 供給した燃料の種類及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要事項

(経費の負担及び価格の決定)

第6条 乙が実施した燃料の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定する。

(防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙に対してその主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けた時は、積極的に参加するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、災害時における燃料の供給が円滑に実施できるよう、連絡先等必要な情報を定期的に相互に交換するとともに、重要な変更が生じたときは、その都度連絡するものとする。

(補償等)

第9条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定に基づき、補償するものとする。

(実施細目)

第10条 甲及び乙は、この協定の運用を円滑に行なうため、別途実施細目を定める。

(協議)

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議の上解決するものとする。

(施行期日)

第 12 条 この協定は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この協定締結の証として、本協定書 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 20 年 10 月 1 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 2 5 6 番地  
箱根町長 山口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯 8 6 番地  
神奈川県石油商業協同組合小田原支部箱根部会  
部会長 川 邊 隆 夫

## 災害等における物資の輸送等に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、箱根町内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急処理事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合、又は箱根町外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資」という。）の輸送
- （2） 前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

### （業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に

帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は、「箱根町消防団員等公務災害補償条例(昭和42年3月31日箱根町条例第1号)」に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れる。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例(平成22年12月28日条例第75号。以下「条例」という。)第2条第4号の暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等(以下「暴力団経営支配法人等」という。)を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附則 昭和 5 4 年 5 月 1 日付で締結した「災害等における物資の輸送等に関する協定」については、この協定書の締結日をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256  
箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-11-1  
一般社団法人神奈川県トラック協会

## 大規模災害時等の相互応援協定書

### (趣旨)

第1条 箱根町と洞爺湖町は、両町の間で培われてきた姉妹都市交流の更なる充実を願い、友愛と相互扶助の精神に基づき、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害という。）が発生し、被害を受けた町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合の相互応援をより円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

### (相互応援活動)

第2条 大規模災害時の相互応援活動は、応援を行う町（以下、「応援町」という。）の情報収集に基づく自主的応援活動及び、被災町からの応援要請に基づく次の各号に規定する応援活動とする。

2 応援活動は次の項目とする。

- (1) 情報収集先遣隊の派遣
- (2) 応援、救助及び応急措置に必要な職員の派遣
- (3) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援町の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ被災町は、応分の負担をするものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容については、被災の程度、応援の実態等を考慮し、両町で協議して定めるものとする。

### (連絡担当部課)

第4条 両町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(資料の交換)

第5条 両町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画  
その他参考資料を相互に交換するものとする。

(応援職員の指揮)

第6条 応援要請を受け派遣された職員が応援活動に従事するときは、被災町  
の災害対策本部長の指揮下にて行動するものとする。

(災害補償等)

第7条 被災町の職員が応援活動に従事中、負傷、疾病又は死亡した場合にお  
ける公務災害補償に要する経費は、被災町の負担とする。ただし、被災町に  
おいて応急治療する場合の治療費は、被災町の負担とする。

2 被災町の職員が第三者に損害を与えた場合において、当該損害が応援活動  
に従事中に生じたときは被災町が、被災町への往復途中に生じたときは被災  
町が、その賠償の責めに任ずる。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場  
合は、その都度両町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両町が署名の上、  
各自その1通を保有する。

平成24年 6月30日

神奈川県足柄下郡箱根町 町長 山口 昇 士

北海道虻田郡洞爺湖町 町長 真屋 敏 春

停電時における防災行政無線の活用に関する協定書

箱根町長（以下「甲」という。）及び東京電力株式会社小田原支社長（以下「乙」という。）は、箱根町防災行政固定系無線局（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、電力供給設備の事故により箱根町内の広範囲にわたり停電が発生した場合及び乙が電力需要の急増による節電のお願いを実施する場合等において、甲が管理する防災行政無線を活用することにより、住民への情報提供及び安全の注意喚起を円滑に行うことを目的とする。

（放送の依頼）

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合に、甲に対し防災行政無線による放送（以下「放送」という。）の依頼を行うものとする。

- (1) 町内の広範囲に影響を及ぼす停電が発生し、かつ、当該停電が概ね1時間以上におきたるとき。
- (2) 電力需要の急増による節電のお願いを実施するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲乙において必要と認めるとき。

（依頼の手順）

第3条 乙は、前条各号に掲げる事態が発生した場合は、速やかに、別表1の手順により、防災行政無線放送依頼書（別記様式）を甲に提出するものとする。

（放送の可否）

第4条 甲は、乙から放送の依頼を受けた場合は、他の災害情報の放送状況等を勘案してその実施の可否を判断し、乙に口頭により回答するものとする。

- 2 前項の規定により放送の実施が決定された場合は、乙は、放送すべき内容の案を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 甲は前項の案を精査し、電話により乙に対し放送内容の最終確認を行い、放送を実施するものとする。
- 4 放送を実施する地域の範囲については、乙が情報を提供し、甲が決定するものとする。

（放送情報の変更）

第5条 乙は、前条の規定により放送を実施する場合において、放送すべき内容に新たな情報が判明したときは、その内容を直ちに甲に連絡するものとする。

（問い合わせ対応）

第6条 乙は、甲による放送の実施が決定された場合は、住民問い合わせ窓口を早急に設



立するとともに、その電話番号等を甲に示し、多数の問い合わせに対し対処できるよう努めるものとする。

2 放送依頼のあった電力に関する一切の問題については、甲はその責を負わない。

(報告)

第7条 乙は、甲に対し放送の依頼を行なった場合は、その実施の可否に係らず、当該依頼内容の原因及び経過等について、甲に対し報告するものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定における甲及び乙の連絡体制は、別表2によるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(旧取扱いの失効)

第10条 甲乙間においてこれまでに確認した、防災行政無線の活用に関する取扱いについては、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県小田原市本町一丁目9番25号  
東京電力株式会社 小田原支社  
支社長 小山勇樹

『協定－38』

災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書

箱根町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人箱根町社会福祉協議会長（以下「乙」という。）は、箱根町災害ボランティアセンターの設置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、箱根町地域防災計画に基づき、災害応急対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害対策基本法及び箱根町地域防災計画の規定により災害対策本部が設置され、災害応急対策の実施のためのボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の受入れ及び活動支援が必要と判断したときは、速やかに乙に対し災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がある場合を除き、他の業務に優先して協力するものとする。

（設置場所）

第4条 センターの設置場所は、旧湯本中学校（箱根町社会福祉協議会内）とする。ただし、当該施設が災し、センターの設置が困難なときは、甲がこれに変わる場所を確保するものとする。

（センターの活動）

第5条 センターが実施する活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関すること
- （2） 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関すること
- （3） 災害ボランティア活動に必要な資機材等の確保及び提供に関すること
- （4） その他センターの運営に関する必要な事項

（平常時の協力）

第6条 甲及び乙は、平常時から相互に協議及び連携し、ボランティア団体、地域住民、防災関係機関等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における協力的体制の確立を図るものとする。

（経費負担）

第7条 センターの設置及び運営に関し、必要な経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（資機材の確保）

第8条 甲と乙は、センターの設置に関し、必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

（損害補償）

第9条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる費用については、ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第10条 甲は、乙に対してセンターの運営状況について、報告を求めることができる。

(個人情報の取扱)

第11条 乙は、本協定に基づきセンターの運営に際して発生する個人情報の取扱いは、乙の個人情報の保護に関する規定に基づき、適切に管理しなければならない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに、相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議事項等)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成25年3月18日

甲 箱根町湯本256番地

箱根町長 山口昇士

乙 箱根町湯本855番地

社会福祉法人 箱根町社会福祉協議会

会長 對木一郎

『協定-39』

災害時における相互協力に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人小田原青年会議所（以下「丙」という。）は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害の発生時における効果的な災害救援ボランティア活動支援（以下「活動支援」という。）を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、丙に対して災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の情報を提供する。

2 丙は、乙の要請があった場合には、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる協力をを行う。

- (1) 被災状況や活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- (3) センターの設置・運営への人的支援

（平常時の協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次に掲げる活動を行う。

- (1) センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- (3) センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第4条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、甲、乙及び丙が定める担当者並びに甲、乙及び丙の合意による関係者の出席により、連絡会議を開催することができる。

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙及び丙いずれかの担当者又は災害対策活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（協定の期間）

第6条 協定の期間は、令和元年11月22日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲、乙又は丙のいずれからも期間満了の1箇月前までに、書面による協定終了の意

思表示がない場合は、この協定の期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印して各自その1通を所持する。

令和元年11月22日

甲 足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町

箱根町長 山口 昇士 印

乙 足柄下郡箱根町湯本855番地  
社会福祉法人箱根町社会福祉協議会

会長 對木 一郎 印

丙 小田原市本町1丁目1番地38号  
公益社団法人 小田原青年会議所

理事長 村瀬 公大 印

## 『協定－40』

### 災害時等における避難所等の施設利用に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）と学校法人国際学園（以下「乙」という。）は、甲と乙とが平成24年10月1日に締結した土地建物使用貸借契約書第8条第3項及び土地賃貸借契約書第8条第3項に基づき、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、箱根町地域防災計画等に基づく避難場所及び避難施設（以下「避難所等」として、乙の管理する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。ただし、校舎については、乙の事業運営に支障のない範囲とする。

所在地 箱根町仙石原字大原817番37の一部外6筆

施設名 旧箱根町立仙石原中学校校舎、校庭（グラウンド）、屋内運動場（体育館）及び格技場

#### （避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時等において、避難所等を開設する必要がある場合は、前条に規定する施設を避難所等として開設することができる。

#### （開設の通知等）

第4条 甲は、校庭、屋内運動場及び格技場を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を文書又は口頭により、乙に対して通知するものとする。なお、甲は、校舎を避難所等として開設する必要があると判断した場合には、乙に対して協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限り協力を努めるものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知せずに、避難所等として開設することができるものとする。この場合には、甲は、速やかに乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

#### （避難所等の管理）

第5条 災害時等の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

3 乙は、災害時等の避難所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

#### （費用負担）

第6条 避難所等の施設利用に要した光熱水費等は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、乙の管理する施設又は資機材の使用については、無償とする。

2 避難者等が施設等を使用した際に損壊等が生じた場合の原状復帰費用は、甲の負担とする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができる。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての使用を終了する際は、乙に文書にてその旨を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年 月 日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年 1月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8番80

学校法人 国際学園  
理事長 井 上 一

災害時等における避難所等の施設利用に関する覚書

箱根町（以下「甲」という。）と社会福祉法人箱根恵明学園（以下「乙1」という。）及び学校法人恵明学園（以下「乙2」という。以下乙1及び乙2の総称を「乙」という。）は、甲と乙とが平成29年7月1日に締結した公有財産無償譲渡契約書第9条及び土地賃貸借契約書第8条第3項に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、箱根町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、箱根町地域防災計画に基づく避難場所及び避難施設（以下「避難所等」として、乙の管理する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この覚書の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 箱根町宮ノ下字石原278番5外25筆（土地賃貸借契約書 別紙「別件目録」）

施設名 旧箱根町立温泉幼稚園屋内運動場、グラウンド

（避難所等の開設）

第3条 甲は、災害時等において、避難所等を開設する必要がある場合は、前条に規定する施設を避難所等として開設することができる。

2 甲が避難所等を開設した場合において、乙の管理する施設が災害等により被害を受け、運営に支障をきたしている場合には、乙は甲が管理する備蓄品及び資機材を避難者同様に使用することができる。

（開設の通知等）

第4条 甲は、屋内運動場及びグラウンドを避難所等として開設する場合は、事前にその旨を文書又は口頭により、乙に対して通知するものとし、乙は、可能な限り協力を努めるものとする。

2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通知せずに、避難所等として開設することができるものとする。この場合には、甲は、速やかに乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 災害時等の避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所等の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

3 乙は、災害時等の避難所等の管理運営について、甲に協力するものとする。



(費用負担)

第6条 避難所等の施設利用に要した光熱水費等は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙の管理する施設又は資機材の使用については、無償とする。

2 避難者等が施設等を使用した際に損壊等が生じた場合の原状復帰費用は、甲の負担とする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができる。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての使用を終了する際は、乙に文書にてその旨を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(覚書の有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、平成29年12月15日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書締結の証として、本覚書を3通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月15日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙1 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷439番地の2

社会福祉法人箱根恵明学園

理事長 田崎 吾郎

乙 2 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷439番地の2  
学校法人恵明学園  
理事長 田 崎 吾 郎

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社ホテルおかだ（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。  
2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

（実績報告）

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋191番地

株式会社ホテルおかだ

代表取締役社長 岡 田 浩 一 郎

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と和興通商株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

（1）受入要請人数

（2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-26-2  
ソアラプラザ鶴見2階

和興通商株式会社

代表取締役 新 村 和 弘

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社吉池旅館（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

（1）受入要請人数

（2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 9日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本597番地

株式会社吉池旅館

代表取締役 鈴 木 和 男



災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と奥湯本観光株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 13日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋211番地

奥湯本観光株式会社

代表取締役 南 学 正 幸

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社箱根高原ホテル（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 6月 18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164番地

株式会社箱根高原ホテル

代表取締役 佐 藤 安 男

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社ホテル南風荘（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 23日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山 口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋179  
株式会社ホテル南風荘  
代表取締役 鈴 木 茂 男

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と富士屋ホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 7月 18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

富士屋ホテル株式会社

代表取締役社長 勝俣 伸



災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と富士屋ホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 7月 18日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

箱根町長 山口 昇 士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

富士屋ホテル株式会社

代表取締役社長 勝俣 伸

災害時における宿泊施設の一時使用に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と箱根湯本ホテル株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、箱根町の地域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（受入期間）

第4条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受け入れるものとする。

（受入人数）

第5条 受入可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入可能人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されている額とし、これ以外に災害規模に応じて国が提示する金額を参考とする。

（手続き等）

第7条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- （1）受入要請人数
- （2）受入要請期間

(実績報告)

第8条 乙は、被災者の緊急の受入れを行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 8月 6日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184  
箱根湯本ホテル株式会社  
代表取締役 山下浩太

## 箱根町地域活性化包括連携に関する協定書

箱根町（以下、「甲」という）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下、「乙」という）は、相互に密接な連携と協力をする事により、町民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下、「本事業」という）について、次のとおり協定を締結する。

### （前提）

- 第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下、「セブン-イレブン店」という。）は、乙の直営方式であるセブン-イレブン店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるセブン-イレブン店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。
- 2 甲は、箱根町内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのセブン-イレブン店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

### （連携事項）

- 第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。
- (1) 住民福祉やサービスの向上に関する事
  - (2) 防災対策に関する事
  - (3) 観光振興等に関する事
- 2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

### （免責等）

- 第3条 乙および対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

### （協定期間）

- 第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さ

らに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月21日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256  
箱根町長 山口昇士

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン・イレブン・ジャパン  
代表取締役 古屋一樹

別表

第2条第3項に記載の連携事項は以下のとおりとする。

<p>1 住民福祉やサービスの向上に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政に関する広報（広報紙の配布等）</li> <li>・議会に関する広報（議会だよりや開催等周知用）</li> <li>・徘徊SOSネットワークの協力施設として、町内で発生した徘徊高齢者の保護、目撃情報の提供、通報等の実施</li> <li>・買い物困難者に対する商品配達（お弁当や生活必需品等）サービスの実施</li> <li>・子どもの見守り（保護・通報等の実施）</li> <li>・子ども110番の家登録</li> <li>・青少年健全育成への協力（年齢確認の徹底や非行防止）</li> <li>・乳児へのミルク用お湯の提供</li> <li>・町民の雇用の促進（高齢者の雇用促進）</li> </ul>
<p>2 防災対策に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重篤な傷病者が発生した場合におけるAEDの第三者への貸出等</li> <li>・災害時における避難情報の提供や火災予防等に関する広報（掲示、パンフレットの配布等）</li> <li>・帰宅困難者に対する水道や化粧室の提供</li> <li>・災害時における物資供給</li> </ul>
<p>3 観光振興等に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種町立施設のパンフレット、チラシ等の配布（箱根ジオパーク関係を含む）</li> <li>・軽易な観光及び道案内</li> <li>・地元産商品の取扱促進</li> <li>・観光客への化粧室の提供</li> </ul>

## 箱根町地域活性化包括連携に関する協定書

箱根町（以下、「甲」という）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という）は、相互に密接な連携と協力をするることにより、町民や観光客のサービス向上、地域の活性化を図ることを目的として推進する事業（以下、「本事業」という）について、次のとおり協定を締結する。

### （前提）

- 第1条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストアファミリーマート店（以下、「ファミリーマート店」という。）は、乙の直営方式であるファミリーマート店（以下、「直営店」という。）と、フランチャイズ方式によるファミリーマート店（以下、「加盟店」という。）があり、加盟店は、乙と別途独立した経営主体である加盟店オーナーが経営していることを理解する。
- 2 甲は、箱根町内の直営店及び乙の推奨に応諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（以下、これらのファミリーマート店を総称して、「対象店」という。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

### （連携事項）

- 第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。
- (1) 住民福祉やサービスの向上に関すること
  - (2) 防災対策に関すること
  - (3) 観光振興等に関すること
- 2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 具体的な連携事項の内容は、別表に定めるとおりとする。

### （免責等）

- 第3条 乙および対象店は、前条に定める連携事項につき、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等について、万が一問題等が発生してもその責任を一切負わないものとする。

### （協定期間）

- 第4条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

### （協定の見直し）



第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解約)

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月19日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256  
箱根町長 山口昇士

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 澤田貴司

別表

第2条第3項に記載の連携事項は以下のとおりとする。

<p>1 住民福祉やサービスの向上に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政に関する広報（広報紙の配布等）</li> <li>・ 議会に関する広報（議会だよりや開催等周知用）</li> <li>・ 徘徊SOSネットワークの協力施設として、町内で発生した徘徊高齢者の保護、目撃情報の提供、通報等の実施</li> <li>・ 子どもの見守り（保護・通報等の実施）</li> <li>・ 子ども110番の家登録</li> <li>・ 青少年健全育成への協力（年齢確認の徹底や非行防止）</li> <li>・ 乳児へのミルク用お湯の提供</li> <li>・ 町民の雇用の促進（高齢者の雇用促進）</li> </ul>
<p>2 防災対策に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における避難情報の提供や火災予防等に関する広報（掲示、パンフレットの配布等）</li> <li>・ 帰宅困難者に対する水道や化粧室の提供</li> </ul>
<p>3 観光振興等に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種町立施設のパフレット、チラシ等の配布（箱根ジオパーク関係を含む）</li> <li>・ 軽易な観光及び道案内</li> <li>・ 地元産商品の取扱促進</li> <li>・ 観光客への化粧室の提供</li> </ul>

## 災害時の動物救護活動に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と小田原獣医師会（以下「乙」という。）は、箱根町内において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動について、乙が応援、協力すること（以下「応援活動」という。）に関し必要な事項を定める。

### （対象動物）

第2条 応援活動の対象となる動物は、被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物とする。ただし、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物を除く。

2 前項に定めのない動物を応援活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

### （応援活動の要請）

第3条 甲は、災害時の動物救護活動を実施する上で必要があると認めた場合、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による協力要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

### （応援活動の内容）

第4条 乙は、次に掲げる応援活動を行う。

- （1） 第2条の規定により応援活動の対象である動物の収容、管理、治療及び死亡の確認
- （2） 被災による所有者不明動物に関する情報提供
- （3） 避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言
- （4） 避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導
- （5） その他、必要な動物救護活動

### （応援活動の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲の応援要請があり、応援活動場所の指定がない場合は、業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、直ちに自らの会員の保有する施設において応援活動に努める。

### （費用弁償）

第6条 この協定に基づき乙が実施する応援活動に要する経費については、乙が当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該動物の飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合、乙は、ボランティア、寄付物品等の活用を努める。その結果補いきれない経費が生じた場合は、甲乙協議のうえ費用分担について決定する。

### （必要物資等の要請）

第7条 乙は、事業実施のために必要な物資等を甲に要請することができる。

(連絡調整)

第8条 応援活動に関する連絡調整の責任者は、甲にあつては環境整備部環境課長、乙においては小田原獣医師会長とする。

(応援活動の解除)

第9条 乙は、応援活動が極めて困難又は不可能と判断した場合は、甲に対して協力要請の解除を申し入れることができる。

2 甲は、前項の申し入れがあつた場合は、乙と協議のうえ、応援活動の要請を解除することができる。

3 甲は、災害が終息し応援活動を継続する必要性がないと判断した場合は、乙と協議して応援活動の要請を解除する。

(応援活動の報告)

第10条 乙は、第5条の規定により応援活動を実施した場合、その旨を甲に報告する。また、活動停止後はその活動実績を甲へ報告する。

(補償)

第11条 本協定に基づき動物救護活動等に従事した者が、当該業務により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合の補償は、箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の規定に準じて、その都度協議して行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通は保有する。

平成31年3月20日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥2丁目21番地14  
小田原獣医師会  
会長 飛田邦之

『協定 - 54』

熱海市及び箱根町間における一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定書

(目的)

第1条 この協定は、熱海市（以下「甲」という。）又は箱根町（以下「乙」という。）が所有する施設において、災害、事故等により自助努力の限界を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じた場合又は生じることが予想される場合に、甲又は乙が所有する施設を活用して、一般廃棄物の適正処理を確保し、もって環境衛生事業の円滑な遂行と環境の保全に寄与することを目的とする。

(協定事業)

第2条 この協定の対象となる事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物を処理する事業をいう。

(適用範囲)

第3条 前条の事業に係る施設の全部又は一部が災害、事故その他やむを得ない理由により適正な事業の遂行ができない場合又はできないと予測される場合で、一般廃棄物の適正処理に重大な支障が生ずると甲又は乙が判断した場合に、この協定を適用する。

(要請)

第4条 甲又は乙は、援助の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由及び期間
- (2) 必要とする業務内容及び処理要請量
- (3) その他必要な事項

(受託)

第5条 甲又は乙は、援助の要請を受けたときは、業務に支障のない限りこれを受託するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(実施)

第6条 甲又は乙は、必要な事項について協議した上で援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請した甲又は乙が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託した甲又は乙と十分協議するものとする。

3 要請した甲又は乙は、受託した甲又は乙が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制が確保できるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第7条 援助の実施に要した経費は、要請した甲又は乙が負担するものとし、経費の額については、甲又は乙が要請した都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、協定締結の証としてこの協議書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月5日

甲 静岡県熱海市中央町1番1号  
熱海市長 齊藤 栄

乙 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口 昇士

### 災害に係る情報発信等に関する協定

箱根町（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が住民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時におけるアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時における町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 甲が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス

以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年8月8日

甲：神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地  
箱根町長 山口昇士

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎



## 防災力の向上に関する協定書

箱根町(以下「甲」と言う。)とコカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社(以下「乙」という。)とは、箱根町内の災害に備える救援物資等の提供など、防災力の向上に関して、次のとおり協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、箱根町内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に想定する災害をいう。)が発生し、又は発生のおそれがあるとき若しくは平時(以下、「災害時等」という。)に、甲と乙が相互に協力して防災力の向上及び被災者の健康の回復、維持及び増進のため、救援物資の提供等について必要な事項を定めるものとする。

(災害対応型自動販売機の設置)

第2条 甲は、別表第1に掲げる公共施設等に乙をして災害対応型自動販売機(以下、「自動販売機」という。)を設置させるものとし、その手続きは箱根町財産規則(平成3年12月26日規則第12号)及び箱根町をきれいにする条例施行規則(平成13年6月25日規則第10号)によるものとする。

2 前項の自動販売機の設置に伴う行政財産の使用料は、箱根町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和44年9月16日条例第26条)第5条の規定により減免するものとする。

(販売価格)

第3条 乙が自動販売機により販売する商品の販売価格は、別表第2のとおりとする。

(協力要請および実施)

第4条 乙は、甲に対して次に掲げる支援等を行うものとする。

(1) 災害時等において、第2条の規定により設置された自動販売機内の在庫飲料製品を甲の町民等に無償で提供する。

(2) 備蓄用救援物資として、飲料水(ペットボトル2リットル入り)を別表第3に掲げる甲が指定する公共施設等にそれぞれ同表に掲げる数量を無償提供し、無償で搬送のうえ備蓄するものとし、賞味期限を考慮しながら、1年から2年ごとに補充する。

但し、初回のみ災害用救援物資としてカセットボンベ式発電機を6台協賛し、飲料水の無償提供は2年目以降よりとする。

(3) 甲が実施する総合防災訓練及び不特定多数が参加する甲主催の事業に際して協力可能な範囲に於いて協力する。

(4) 自動販売機に内蔵された電光掲示板から乙が加入する時事通信及び甲が指定する災害情報などを無償で発信する。

(5) 自動販売機の表装デザインは、甲が指定するものを無償で採用し、甲が行っている景観事業に協力する。

(6) 自動販売機の設置、管理の費用及び責任並びに自動販売機に要する電力使用料を負担する。

(期間)

第5条 この協定の期間は、令和元年8月22日から開始し、甲又は乙からの申し出による何らかの意思表示がない限り年度ごとに自動更新する。

2 甲又は乙がこの協定の変更又は解除等を申し出るときは、当該変更又は解除を行おうとする前年度の9月末日までに相手方に申し出なければならない。

3 甲又は乙の代表者に変更が生じたときは、当該変更の翌年度において本協定の一部変更を行うものとする。

(備蓄用救援物資の用途)

第6条 第4条第2号に規定する乙から提供された備蓄用救援物資は、賞味期限を考慮しながら甲の町域における防災力向上を目的として甲が適宜使用することができるものとする。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙は互いに誠意をもって協議し、必要な決定を行うものとする。

以上、本協定締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月22日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

箱根町長 山 口 昇 士

乙 埼玉県桶川市可能 80 番地

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社  
関東営業本部長 井 上 豊



別表第2

自動販売機の種類	販売価格
缶・ペットボトル	100円～200円

- (注)1. 上記金額は商品1つ当たりの金額  
 2. 販売価格は消費税及び地方消費税込金額

別表第3

No.	名称	位置	数量
			(2ヶ所×6本)×600箱

備考：備蓄数量については、災害対応型自動販売機の設置に応じ、甲乙間協議のうえ調整する。

『協定 - 57』

応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と大和紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資及び生活必需物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、箱根町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、物資の確保を図るため、甲が乙に協力を求めるに当たり必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする物資の種類及び数量
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して、要請事項について速やかに適切な措置を採るものとする。

（物資）

第4条 物資は、次のとおりとする。

段ボールベッド、段ボールシート等

（物資の引取り）

第5条 物資は、甲の指定する場所へ乙が配達するものとし、甲の指定する者が当該物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（物資の費用）

第6条 乙が納品する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時直前における適正な価格とし、費用の請求及び支払い時期、方法は甲と乙が協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間と更新)

第9条 この協定は、令和2年7月17日から適用し、令和3年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示をしない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名して各自その1通を所持する。

令和2年7月17日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256  
箱根町

町長 山口 昇士

乙 大阪府茨木市西河原北町1番5号  
大和紙器株式会社

代表取締役社長 窪田 英志

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く町民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙又は丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)



第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、箱根町内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く町民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅

滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 8 月 31 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256  
箱根町  
町長 山口昇士

乙 東京都目黒区鷹番 1-4-7  
東日本三菱自動車販売株式会社  
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港町芝浦 3-1-2 1  
三菱自動車工業株式会社  
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

## 『協定 - 59』

### 災害時における支援業務に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と、ゲヒルン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、箱根町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）の発生時に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、乙の管理する給電・衛星通信機能を備えた災害対策車両（以下、「災害対策車両」という。）等による支援について必要な事項を定めるとともに、平時においても、電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲及び乙が共に理解醸成に努めるものとする。

#### （災害発生時の支援）

第2条 乙は、災害対策車両の派遣による給電・通信機能の提供等の支援を行うものとする。

2 甲は、災害の発生時における応急対策のため、前項に定める乙の支援を必要とする場合は、乙に対し電話等により当該支援に係る要請を行うものとする。

3 前項の要請を受けた乙は、甲と協議の上、乙が実施する支援の詳細（業務の内容、日時及び場所等）について決定するものとする。

#### （平時の支援）

第3条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練に参加するものとする。

2 乙は、前項の防災訓練に加え、防災リテラシーを高める目的で開催される防災イベントへの支援協力を行うものとする。

#### （費用負担）

第4条 乙が本件業務の遂行に際して支出する費用は、原則として乙の負担とする。ただし、甲乙間で事前に協議の上、甲の負担とする費用についてはこの限りではない。

#### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面又は電子メールにより相手方に通知するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

#### （不可抗力免責）

第6条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名及び押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 31 日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地  
箱根町  
町長

乙 東京都千代田区九段北 1 丁目 3 番 6 号  
ゲヒルン株式会社  
代表取締役

## 『協定 - 60』

### 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

箱根町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

#### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

- 2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

#### （情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

#### （協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

- 2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 12月 16日

甲 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地 箱根町長 勝俣 浩行

乙 神奈川県小田原市本町1丁目9番25号  
東京電力パワーグリッド株式会社 小田原支社長 岩村 佳紀

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

箱根町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

### （定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、箱根町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、箱根町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年 11月 25日

甲) 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256  
箱根町長  
勝俣 浩行

乙) 愛知県名古屋市中区熱田区沢上 2-1-32  
株式会社ゼンリン  
事業統括本部 総合販売本部 中部支社  
支社長 飯田 章

上記代理人  
静岡県駿東郡清水町伏見 614-11  
株式会社ゼンリン東海  
代表取締役 石原 拓也



## 【添付別紙】

### ZNET TOWN 利用約款

#### (定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

#### (本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

#### (本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

#### (本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

#### (本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

#### (甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

# 資 料 編



## 資 料 一 覧 表

番 号	内 容
資料-1	町防災備蓄倉庫設置場所一覧表
資料-2	町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表
資料-3	救助器具等資機材各署所配備状況一覧表
資料-4	避難所備蓄品配備一覧表
資料-5	避難（収容）施設指定一覧表
資料-6	ヘリコプター発着地適地一覧表
資料-7	町防災行政無線局配置表
資料-8	消防無線配置表
資料-9	その他の無線施設
資料-10	箱根町建設業協力会会員
資料-11	土木請負業者所有機械
資料-12	自主防災組織及び町指定の避難場所
資料-13	町内医療機関一覧表
資料-14	近隣医療機関一覧表
資料-15	神奈川県災害医療拠点病院（県西地区）一覧表
資料-16	神奈川DMA T指定病院一覧表
資料-17	町内薬局・薬店一覧表
資料-18	町内寺院一覧表
資料-19	火葬場一覧表
資料-20	旅客運送業者一覧表
資料-21	主要駅一覧表
資料-22	船舶関係業者一覧表
資料-23	運送業者一覧表
資料-24	バキューム車の状況表

番 号	内 容
資料-25	環境センターのし尿処理能力
資料-26	町有の消毒用器材
資料-27	感染症患者収容施設
資料-28	義務教育の応急教育実施場所
資料-29	学校、幼稚園、保育園一覧表
資料-30	庁用自動車一覧表
資料-31	燃料販売店一覧表
資料-32	指定配水池
資料-33	鋼板プール一覧表
資料-34	町内の災害時用水井戸等指定箇所一覧表
資料-35	給水関係資機材等一覧表
資料-36	箱根町指定給水装置工事事業者一覧表
資料-37	小田原警察署警備対策（大地震発生時、警戒宣言発令時）
資料-38	土砂災害危険箇所等
資料-39	土砂災害警戒区域指定地区・警戒避難体制
資料-40	配備及び動員計画
資料-41	災害信号
資料-42	地域別危険物貯蔵・取扱所数
資料-43	気象庁震度階級関連解説表
資料-44	消防力等の現況
資料-45	箱根町地震災害警戒本部条例
資料-46	箱根町地震災害警戒本部活動要綱
資料-47	警戒本部条例に基づき活動要綱で定める警戒本部組織
資料-48	箱根町防災会議委員名簿
資料-49	箱根町防災会議条例
資料-50	箱根町災害対策本部条例

番 号	内 容
資料-51	箱根町災害対策本部要綱
資料-52	芦の湖湖尻水門操作規則
資料-53	関係機関電話番号一覧表
資料-54	町有施設等電話番号一覧表
資料-55	箱根町広域応援活動拠点一覧
資料-56	箱根山（大涌谷）火山避難計画
資料-57	大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル
資料-58	大涌谷周辺への立ち入り規制マニュアル
資料-59	避難促進施設指定一覧
資料-60	箱根町避難所運営マニュアル 作成指針
資料-61	箱根町ペット等の災害時避難マニュアル
資料-62	箱根町災害廃棄物処理計画

## 『資料－1』

## 町防災備蓄倉庫設置場所一覧表

令和5年3月31日現在

	名 称	場 所	場 所 ・ 設 置 年 月
1	湯本防災資機材倉庫	湯本263-3	湯本分署内 令和2年12月
	湯本防災備蓄倉庫	湯本256	分庁舎町有建物1F
2	大平台防災資機材倉庫	大平台422-1	大平台ふれあい広場内 平成7年8月
3	宮ノ下防災備蓄倉庫	宮ノ下105	温泉公民館1F倉庫内
4	宮城野防災資機材倉庫	宮城野625	宮城野公民館敷地内 平成8年8月
	宮城野防災備蓄倉庫	宮城野625	宮城野公民館1F倉庫内
5	強羅防災資機材倉庫	強羅1320	世界救世教第4駐車場内 平成11年9月
6	仙石原防災備蓄倉庫	仙石原106	旧仙石原出張所敷地内 昭和53年9月
7	元箱根防災資機材倉庫	元箱根68	箱根分署敷地内 平成7年8月
8	箱根防災備蓄倉庫	箱根1	箱根出張所内
9	箱根防災資機材倉庫	箱根237	旧三角駐車場内 平成8年8月
10	消防本部	宮ノ下467-1	消防本部倉庫内
	(神奈川県湖尻資機材倉庫)	元箱根110-105	伊豆箱根湖尻駐車場付近 平成6年3月

## (鍵保管場所)

	名 称	鍵 保 管 者
1	湯本防災資機材倉庫	総務防災課(役場本庁舎3階)
	湯本防災備蓄倉庫	地区ブロック総括及び副総括者
2	大平台防災資機材倉庫	温泉出張所、総務防災課、地区ブロック総括及び副総括者、大平台自治会長
3	宮ノ下防災備蓄倉庫	温泉出張所、総務防災課、地区ブロック総括及び副総括者
4	宮城野防災資機材倉庫	宮城野出張所、総務防災課、地区ブロック総括及び副総括者
	宮城野防災備蓄倉庫	
5	強羅防災資機材倉庫	宮城野出張所、総務防災課、やまなみ荘、地区ブロック総括者
6	仙石原防災備蓄倉庫	仙石原出張所、総務防災課、地区ブロック総括及び副総括者
7	元箱根防災資機材倉庫	箱根出張所、総務防災課、箱根分署、地区ブロック総括者
8	箱根防災備蓄倉庫	箱根出張所、総務防災課、地区ブロック総括及び副総括者
9	箱根防災資機材倉庫	箱根出張所、総務防災課、地区ブロック総括及び副総括者
10	消防本部	消防本部
	(神奈川県湖尻資機材倉庫)	県西地域県政総合センター総務部安全防災課 仙石原出張所、総務防災課 地区ブロック総括及び副総括者、湖尻自治会長



## 『資料-2』

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表（総括）

令和5年3月31日現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
<b>医薬品等</b>				
1	救急医薬品セット	26	平成 年 月	
2	副木セット	45		
3	担架	26		
4	簡易ベット	85		
<b>給水容器・その他</b>				
5	ろ水機	10		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	1,200	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(180)	409		給水ポリ容器 (200×10)含
8	給水ビニール袋(100)	5,020		給水ポリ容器 (100)含
9	布製バケツ	90		
<b>寝具類</b>				
10	毛布	1,038		
11	寝袋	50		
<b>食料品</b>				
12	ビスケット	3,288	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	5,000	平成 年 月	
14	レトルト米	5,400	平成 年 月	
15	宇宙食(カバールト)	11	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水		平成 年 月	(1箱20×6本)
<b>防災救助資機材</b>				
17	油圧ジャッキ	10		
18	チルホール	8		
19	チェンソー	29		
20	削岩機	14		
21	可搬ポンプ	10		
22	ツルハシ	215		
23	バール	125		
24	カケヤ	33		
25	剣先スコップ	248		
26	角スコップ	104		
27	ワンタッチリヤカー	26		
28	レスキューカー	16		
29	車椅子	20		
30	吹き流しセット	6		ポールNo
31	ナイロンロープ	25		1ロール100m
32	組立式テント	21		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	6,300		吸水性土のう袋100含む
34	ブルーシート	386		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	23		うち4台インバーター発電機
36	投 光 機	50		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	16		
38	サ ー チ ラ イ ト	150		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	60		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	210		
41	工 具 一 式 (セ ッ ト)	5		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	34		
43	空 気 入	7		
44	針 金 (kg)	30		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	72	平成 年 月	
46	缶入りガソリン(混合)	72	平成 年 月	
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	18		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	38		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	64		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	1,360		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	90		前進基地用(40)
52	電 池	1,000	平成 年 月	単1;500 単3;500
53	かまどセット	25		
54	卓 上 コ ン ロ	136		
55	卓上コンロ用ボンベ	480	平成 年 月	(1セット3本入)×32
56	ロ ー ソ ク	198		
57	固 形 燃 料	130		
58	トイレットペーパー(ロール)	240	平成 年 月	(1パック12ロール入)
59	紙おむつ(セット)	105	平成 年 月	
60	生 理 用 品 (パ ッ ク)	140	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	250	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	25	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	50		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	285		
65	な べ (23cm用)	250		
66	薪(束)	80		
67	炭(箱)	24		

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(湯本防災資機材倉庫) 湯本 263-3 ; 湯本分署内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
<b>医薬品等</b>				
1	救急医薬品セット	0	平成 年 月	
2	副木セット	9		
3	担架	5		
4	簡易ベット	10		
<b>給水容器・その他</b>				
5	ろ水機	2		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	240	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(180)	20		給水ポリ容器 (200) 含
8	給水ビニール袋(100)	2,000		給水ポリ容器 (100) 含
9	布製バケツ	20		
<b>寝具類</b>				
10	毛布	246		
11	寝袋	30		
<b>食料品</b>				
12	ビスケット	0	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食(カハバルド)	0	平成 年 月	(1箱60食用) 本庁舎用
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱20×6本)
<b>防災救助資機材</b>				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	2		
21	可搬ポンプ	2		
22	ツルハシ	40		
23	バール	20		
24	カケヤ	4		
25	剣先スコップ	30		
26	角スコップ	30		
27	ワンタッチリヤカー	3		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	5		1ロール100m
32	組立式テント	2		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	1,100		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	72		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	4		バッテリー含む(入替平成年月)
36	投 光 機	12		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	7		
38	サ ー チ ラ イ ト	30		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	12		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工 具 一 式(セット)	1		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	20		
43	空 気 入	2		
44	針 金 (kg)	6		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	9		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	0		(1 箱 200 セット入り)
50	アルミブランケット	400		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	30		本庁舎用共(20)
52	電 池	0	平成 年 月	
53	か ま ど セ ッ ト	5		
54	卓 上 コ ン ロ	30		
55	卓上コンロ用ボンベ	96	平成 年 月	(1 セット 3 本入)×32
56	ロ ー ソ ク	72		
57	固 形 燃 料	36		
58	トイレットペーパー(ロール)	48	平成 年 月	(1 パック 12 ロール入)
59	紙 お む つ (セット)	21	平成 年 月	大 S-M(7)L-LL(7)・小 S(1)M(3)L(3)
60	生 理 用 品 (パック)	28	平成 年 月	(1 パック 34 枚入)
61	哺 乳 び ん	50	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	150		ボランティア倉庫
65	な べ (23 cm用)	150		ボランティア倉庫
66	薪 (束)	20		
67	炭 (箱)	6		

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(湯本備蓄倉庫) 湯本 256 ; 役場本庁舎敷地内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
<b>医薬品等</b>				
1	救急医薬品セット	2	平成 年 月	
2	副木セット	0		
3	担架	0		
4	簡易ベット	0		
<b>給水容器・その他</b>				
5	ろ水機	0		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	0	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	0		給水ポリ容器 (20ℓ)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	0		給水ポリ容器 (10ℓ)含
9	布製バケツ	0		
<b>寝具類</b>				
10	毛布	2		
11	寝袋	0		
<b>食料品</b>				
12	ビスケット	1,056	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	1,250	平成 年 月	
14	レトルト米	1,200	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルフト)	3	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ×6本)
<b>防災救助資機材</b>				
17	油圧ジャッキ	0		
18	チルホール	0		
19	チェーンソー	0		
20	削岩機	0		
21	可搬ポンプ	0		
22	ツルハシ	0		
23	バール	0		
24	カケヤ	0		
25	剣先スコップ	0		
26	角スコップ	0		
27	ワンタッチリヤカー	0		
28	レスキューカー	0		
29	車椅子	0		
30	吹き流しセット	0		ポールNo
31	ナイロンロープ	0		1ロール100m
32	組立式テント	0		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	0		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	0		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	0		バッテリー含む(入替平成年月)
36	投 光 機	0		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	0		
38	サ ー チ ラ イ ト	0		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	0		
41	工 具 一 式(セット)	0		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	0		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	0	平成 年 月	
46	缶入りガソリン(混合)	0	平成 年 月	
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	0		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	0		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	17		(1 箱 200 セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	0		前進基地用(40)
52	電 池	200	平成 年 月	単 1:100 単 3:100
53	か ま ど セ ッ ト	0		
54	卓 上 コ ン ロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	
56	ロ ー ソ ク	0		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	0	平成 年 月	(1 パック 12 ロール入)
59	紙 お む つ(セット)	0	平成 年 月	
60	生 理 用 品	0	平成 年 月	
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	0		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	30		
65	な べ (23 cm 用)	20		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(大平台防災資機材倉庫) 大平台 422-1 ; 大平台ふれあい広場内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
<b>医薬品等</b>				
1	救急医薬品セット	2	平成 年 月	
2	副木セット	5		
3	担架	3		
4	簡易ベット	10		
<b>給水容器・その他</b>				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	0	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	10		給水ポリ容器 (20ℓ ×5)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	20		給水ポリ容器 (10ℓ)含
9	布製バケツ	10		
<b>寝具類</b>				
10	毛布	0		
11	寝袋	0		
<b>食料品</b>				
12	ビスケット	0	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食 (サハハルワト)	0	平成 年 月	(1箱 60 食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱 2ℓ ×6本)
<b>防災救助資機材</b>				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	1		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	15		
23	バール	10		
24	カケヤ	4		
25	剣先スコップ	15		
26	角スコップ	10		
27	ワンタッチリヤカー	2		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	0		ポールNo
31	ナイロンロープ	3		1ロール 100m
32	組立式テント	2		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	600		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	10		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	2		バッテリー含む(入替平成年月)
36	投 光 機	5		脚・コードリール含
37	コードリール	1		
38	サーチライト	0		懐中電灯
39	ヘッドライト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工具一式(セット)	0		
42	防災活動セット	4		
43	空気入	1		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	
47	携行缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡易トイレ	2		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	0		(1 箱 200 セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラジオランタン	0		前進基地用(40)
52	電 池	0	平成 年 月	
53	かまどセット	0		
54	卓上コンロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	(1セット3 本入)
56	ロ ー ソ ク	0		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	0	平成 年 月	(1 パック 12 ロール入)
59	紙 お む つ(セット)	0	平成 年 月	大 S-M(0)L-LL(0)・小 S(0)M(0)L(0)
60	生 理 用 品	0	平成 年 月	
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	0		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	0		
65	な べ (23 cm用)	0		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		



## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(宮ノ下防災備蓄倉庫) 宮ノ下 105 ; 温泉公民館 1 階倉庫内

令和 5 年 3 月 31 日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
<b>医薬品等</b>				
1	救急医薬品セット	4	平成 年 月	
2	副木セット	4		
3	担架	3		
4	簡易ベット	10		
<b>給水容器・その他</b>				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	240	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	20		給水ポリ容器 (20ℓ ×10) 含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	500		給水ポリ容器 (10ℓ) 含
9	布製バケツ	10		
<b>寝具類</b>				
10	毛布	130		
11	寝袋	5		出張所用
<b>食料品</b>				
12	ビスケット	168	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	550	平成 年 月	
14	レトルト米	600	平成 年 月	
15	宇宙食 (サハイルワート)	2	平成 年 月	(1 箱 60 食用) 出張所用
16	保存水	0	平成 年 月	(1 箱 2ℓ ×6 本)
<b>防災救助資機材</b>				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	2		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	24		
23	バール	20		
24	カケヤ	3		
25	剣先スコップ	24		
26	角スコップ	11		
27	ワンタッチリヤカー	2		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	0		ポールNo
31	ナイロンロープ	3		1 ロール 100m
32	組立式テント	2		

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
水防資機材				
33	土のう袋	600		吸水性土のう袋100含む
34	ブルーシート	72		
照明資機材				
35	発電機	3		うち1台インバーター発電機
36	投光機	5		脚・コードリール含
37	コードリール	2		
38	サーチライト	30		懐中電灯
39	ヘッドライト	12		
その他の資機材				
40	ヘルメット	20		
41	工具一式(セット)	1		
42	防災活動セット	4		
43	空気入	1		
44	針金(kg)	6		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1箱10缶4本入)
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1箱10缶4本入)
47	携行缶(20ℓ用)	2		
日用品等				
48	簡易トイレ	4		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	8		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	200		2100mm×1300mm
51	ラジオランタン	15		出張所用共(5)
52	電池	200	平成 年 月	単1:100 単3:100
53	かまどセット	5		
54	卓上コンロ	26		
55	卓上コンロ用ボンベ	96	平成 年 月	(1セット3本入)×32
56	ローソク	30		
57	固形燃料	36		
58	トイレットペーパー(ロール)	48	平成 年 月	(1パック12ロール入)×4
59	紙おむつ(セット)	21	平成 年 月	大S-M(7)L-LL(7)・小S(1)M(3)L(3)
60	生理用品	28	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺乳びん	50	平成 年 月	
62	粉ミルク	5	平成 年 月	
63	LPガス調整器	5		ゴムホース付き
64	やかん(5ℓ用)	10		
65	なべ(23cm用)	10		
66	薪(束)	20		
67	炭(箱)	6		

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(宮城野防災資機材倉庫・備蓄倉庫) 宮城野 625 他；宮城野公民館敷地内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	4	平成 年 月	
2	副木セット	7		
3	担架	2		
4	簡易ベット	10		
給水容器・その他				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	240	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	20		給水ポリ容器(20ℓ×10)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	1,500		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	15		
寝具類				
10	毛布	150		
11	寝袋	5		出張所用
食料品				
12	ビスケット	480	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	1,200	平成 年 月	
14	レトルト米	1,400	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルフト)	2	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	2		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	23		
23	バール	20		
24	カケヤ	4		
25	剣先スコップ	25		
26	角スコップ	11		
27	ワンタッチリヤカー	2		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	3		1ロール100m
32	組立式テント	2		

	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	1,100		吸水性土のう袋100含む
34	ブルーシート	72		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	3		うち1台インバーター発電機
36	投 光 機	5		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	2		
38	サ ー チ ラ イ ト	30		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	12		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工 具 一 式(セ ッ ト)	1		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	1		
44	針 金 (kg)	6		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1箱10缶4本入)×2
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1箱10缶4本入)×2
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	4		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	13		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	360		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	15		出張所用共(5)
52	電 池	200	平成 年 月	単1;100 単3;100
53	か ま ど セ ッ ト	5		
54	卓 上 コ ン ロ	24		
55	卓上コンロ用ボンベ	96	平成 年 月	(1セット3本入)×32
56	ロ ー ソ ク	28		
57	固 形 燃 料	36		
58	トイレットペーパー(ロール)	48	平成 年 月	(1パック12ロール入)×4
59	紙 お む つ(セ ッ ト)	21	平成 年 月	大S-M(7)L-LL(7)・小S(1)M(3)L(3)
60	生 理 用 品 (パ ッ ク)	28	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	50	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	5	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	20		
65	な べ (23cm用)	15		
66	薪 (束)	20		
67	炭 (箱)	6		

町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(強羅防災資機材倉庫) 強羅1320 ; 世界救世教第4駐車場内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	2	平成 年 月	
2	副木セット	0		
3	担架	2		
4	簡易ベット	10		
給水容器・その他				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	0	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	10		給水ポリ容器(20ℓ×10)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	0		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	0		
寝具類				
10	毛布	0		
11	寝袋	0		出張所用
食料品				
12	ビスケット	0	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルフト)	0	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	1		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	15		
23	バール	10		
24	カケヤ	4		
25	剣先スコップ	15		
26	角スコップ	10		
27	ワンタッチリヤカー	2		
28	レスキューカー	1		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	3		1ロール100m
32	組立式テント	2		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	600		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	0		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	2		バッテリー含む
36	投 光 機	5		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	1		
38	サ ー チ ラ イ ト	0		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工 具 一 式(セット)	0		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	0		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	2		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	0		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	0		出張所用共
52	電 池	0	平成 年 月	
53	か ま ど セ ッ ト	0		
54	卓 上 コ ン ロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	(1セット3本入)
56	ロ ー ソ ク	0		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	0	平成 年 月	(1パック12ロール入)×4
59	紙 お む つ(セット)	0	平成 年 月	
60	生 理 用 品(パック)	0	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	15		
65	な べ (23 cm用)	10		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(仙石原防災資機材倉庫) 仙石原 403-6 ; 日本赤十字社神奈川県支部倉庫内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	5	平成 年 月	
2	副木セット	10		
3	担架	1		
4	簡易ベット	10		
給水容器・その他				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	240	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	100		給水ポリ容器(20ℓ×10)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	1,000		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	15		
寝具類				
10	毛布	230		
11	寝袋	5		出張所用
食料品				
12	ビスケット	1,248	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	1,400	平成 年 月	
14	レトルト米	1,500	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルフト)	2	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	2		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	23		
23	バール	20		
24	カケヤ	4		
25	剣先スコップ	24		
26	角スコップ	10		
27	ワンタッチリヤカー	2		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	3		1ロール100m
32	組立式テント	2		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	600		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	72		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	3		うち 1 台インバーター発電機
36	投 光 機	5		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	2		
38	サ ー チ ラ イ ト	30		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	12		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工 具 一 式(セ ッ ト)	1		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	1		
44	針 金 (kg)	6		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	4		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	18		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	200		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	15		出張所用共(5)
52	電 池	200	平成 年 月	単 1;100 単 3;100
53	か ま ど セ ッ ト	5		
54	卓 上 コ ン ロ	28		
55	卓上コンロ用ボンベ	96	平成 年 月	(1 セ ッ ト 3 本入)×32
56	ロ ー ソ ク	24		
57	固 形 燃 料	22		
58	トイレットペーパー(ロール)	48	平成 年 月	(1 パ ッ ク 12 ロール入)×4
59	紙 お む つ(セ ッ ト)	21	平成 年 月	大 S-M(7)L-LL(7)・小 S(1)M(3)L(3)
60	生 理 用 品(パ ッ ク)	28	平成 年 月	(1 パ ッ ク 34 枚入)
61	哺 乳 び ん	50	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	5	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	30		
65	な べ (23 cm 用)	15		
66	薪 (束)	20		
67	炭 (箱)	6		



## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(箱根防災資機材倉庫) 箱根 237 ; 三角駐車場敷地内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	2	平成 年 月	
2	副木セット	5		
3	担架	2		
4	簡易ベット	5		
給水容器・その他				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	0	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	14		給水ポリ容器(20ℓ ×14)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	0		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	0		
寝具類				
10	毛布	0		
11	寝袋	0		出張所用
食料品				
12	ビスケット	0	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルフト)	0	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ ×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	1		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	25		
23	バール	20		
24	カケヤ	3		
25	剣先スコップ	20		
26	角スコップ	10		
27	ワンタッチリヤカー	3		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	4		
30	吹き流しセット	0		ポールNo
31	ナイロンロープ	0		1ロール100m
32	組立式テント	2		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	600		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	0		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	2		バッテリー含む(入替平成年月)
36	投 光 機	5		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	0		
38	サ ー チ ラ イ ト	0		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工 具 一 式(セット)	0		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	0		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	4		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	0		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	0		出張所用共(0)
52	電 池	0	平成 年 月	単 1;0 単 3;0
53	か ま ど セ ッ ト	0		
54	卓 上 コ ン ロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	(1セット3本入)
56	ロ ー ソ ク	0		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	0	平成 年 月	(1パック12ロール入)
59	紙 お む つ(セット)	0	平成 年 月	
60	生 理 用 品	0	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	10		
65	な べ (23 cm用)	10		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		

## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(箱根防災備蓄倉庫) 箱根1 ; 箱根出張所1階倉庫内

令和5年3月31日現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	2	平成 年 月	
2	副木セット	5		
3	担架	0		
4	簡易ベット	0		
給水容器・その他				
5	ろ水機	0		(滅菌液(0本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	240	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	105		給水ポリ容器(20ℓ×10)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	0		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	10		
寝具類				
10	毛布	160		
11	寝袋	5		出張所用
食料品				
12	ビスケット	240	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	600	平成 年 月	
14	レトルト米	700	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルフト)	2	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	0		
18	チルホール	0		
19	チェーンソー	0		
20	削岩機	0		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	5		
23	バール	5		
24	カケヤ	0		
25	剣先スコップ	0		
26	角スコップ	12		
27	ワンタッチリヤカー	0		
28	レスキューカー	0		
29	車椅子	0		
30	吹き流しセット	0		ポールNo
31	ナイロンロープ	2		1ロール100m
32	組立式テント	0		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	300		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	72		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	2		うち 1 台インバーター発電機
36	投 光 機	1		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	1		
38	サ ー チ ラ イ ト	30		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	12		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	0		
41	工 具 一 式(セット)	1		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	4		
43	空 気 入	1		
44	針 金 (kg)	6		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	0		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	6		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	200		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	15		出張所用共(5)
52	電 池	200	平成 年 月	単 1;100 単 3;100
53	か ま ど セ ッ ト	5		
54	卓 上 コ ン ロ	28		
55	卓上コンロ用ボンベ	96	平成 年 月	(1セット3本入)×32
56	ロ ー ソ ク	24		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	48	平成 年 月	(1パック12ロール入)×4
59	紙 お む つ(セット)	21	平成 年 月	大 S-M(7)L-LL(7)・小 S(1)M(3)L(3)
60	生 理 用 品	28	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	50	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	30	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	0		
65	な べ (23 cm用)	0		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		

町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(元箱根防災資機材倉庫) 元箱根 68 ; 箱根分署敷地内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	3	平成 年 月	
2	副木セット	0		
3	担架	3		
4	簡易ベット	10		
給水容器・その他				
5	ろ水機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	0	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	10		給水ポリ容器(20ℓ×10)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	0		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	10		
寝具類				
10	毛布	0		
11	寝袋	0		出張所用
食料品				
12	ビスケット	0	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルト)	0	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱20×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	1		
18	チルホール	1		
19	チェーンソー	3		
20	削岩機	2		
21	可搬ポンプ	1		
22	ツルハシ	15		
23	バール	0		
24	カケヤ	3		
25	剣先スコップ	15		
26	角スコップ	0		
27	ワンタッチリヤカー	3		
28	レスキューカー	2		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	3		1ロール100m
32	組立式テント	2		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土のう袋	600		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブルーシート	10		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	2		バッテリー含む(入替平成年月)
36	投 光 機	5		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	0		
38	サ ー チ ラ イ ト	0		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	20		
41	工 具 一 式(セット)	0		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	2		
43	空 気 入	0		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
46	缶入りガソリン(混合)	8	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)×2
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	2		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	4		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	0		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	0		出張所用共
52	電 池	0	平成 年 月	
53	か ま ど セ ッ ト	0		
54	卓 上 コ ン ロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	(1セット3本入)
56	ロ ー ソ ク	0		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	0	平成 年 月	(1パック12ロール入)
59	紙 お む つ(セット)	0	平成 年 月	
60	生 理 用 品	0	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	10		
65	な べ (23 cm用)	10		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		

町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(消 防 本 部) 宮ノ下 467-1 ; 消防本部 1階倉庫内

令和 5 年 3 月 31 日 現在

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
医 薬 品 等				
1	救急医薬品セット		平成 年 月	
2	副木セット			
3	担 架			
4	簡易ベット			
給 水 容 器 ・ そ の 他				
5	ろ 水 機	1		(滅菌液(2本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー		平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	100		給水ポリ容器(20ℓ × 100)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)			給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ			
寝 具 類				
10	毛 布	120		
11	寝 袋	0		
食 料 品				
12	ビスケット	96	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食(ハバハルト)	0	平成 年 月	(1箱 60 食用)
16	保 存 水	0	平成 年 月	(1箱 2ℓ × 6本)
防 災 救 助 資 機 材				
17	油 圧 ジ ャ ッ キ	0		
18	チルホール	0		
19	チェーンソー	0		
20	削 岩 機	0		
21	可 搬 ポ ン プ	0		
22	ツルハシ	0		
23	バ ー ル	0		
24	カ ケ ヤ	2		
25	剣先スコップ	50		
26	角スコップ	0		
27	ワンタッチリヤカー	0		
28	レスキューカー	0		
29	車 椅 子	0		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	0		1 ロール 100m
32	組立式テント	0		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土 の う 袋	200		吸水性土のう袋 200 含む
34	ブ ル ー シ ー ト	0		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	0		バッテリー含む(入替平成 年 月)
36	投 光 機	1		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	0		
38	サ ー チ ラ イ ト	0		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	0		
41	工 具 一 式(セ ッ ト)	0		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	0		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラー)	0	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)
46	缶入りガソリン(混合)	0	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)
47	携 行 缶 (20ℓ 用)	0		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	0		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使 い 捨 て ト イ レ	0		(1箱200セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	0		出張所用共
52	電 池	0	平成 年 月	
53	か ま ど セ ッ ト	0		
54	卓 上 コ ン ロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	(1セット3本入)
56	ロ ー ソ ク	20		
57	固 形 燃 料	0		
58	トイレットペーパー(ロール)	0	平成 年 月	(1パック12ロール入)
59	紙 お む つ(セット)	0	平成 年 月	
60	生 理 用 品	0	平成 年 月	(1パック34枚入)
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (5ℓ 用)	0		
65	な べ (23 cm用)	0		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		



## 町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表

(神奈川県湖尻資機材倉庫) 元箱根 110-105 ; 駐車場内

令和5年3月31日 現在

番号	資機材名	数量	入替年月	備考
医薬品等				
1	救急医薬品セット	0	平成 年 月	
2	副木セット	0		
3	担架	5		
4	簡易ベット	10		
給水容器・その他				
5	ろ水機	0		(滅菌液(0本)含 入替平成 年 月)
6	サバイバルストロー	0	平成 年 月	
7	給水ビニール袋(18ℓ)	0		給水ポリ容器(20ℓ×100)含
8	給水ビニール袋(10ℓ)	0		給水ポリ容器(10ℓ)含
9	布製バケツ	0		
寝具類				
10	毛布	0		
11	寝袋	0		
食料品				
12	ビスケット	0	平成 年 月	(入替平成 年 月)
13	アルファ米	0	平成 年 月	
14	レトルト米	0	平成 年 月	
15	宇宙食(サバハルト)	0	平成 年 月	(1箱60食用)
16	保存水	0	平成 年 月	(1箱2ℓ×6本)
防災救助資機材				
17	油圧ジャッキ	2		
18	チルホール	0		
19	チェーンソー	5		
20	削岩機	1		
21	可搬ポンプ	0		
22	ツルハシ	30		
23	バール	0		
24	カケヤ	2		
25	剣先スコップ	30		
26	角スコップ	0		
27	ワンタッチリヤカー	7		
28	レスキューカー	1		
29	車椅子	2		
30	吹き流しセット	1		ポールNo
31	ナイロンロープ	0		1ロール100m
32	組立式テント	5		

番号	資 機 材 名	数 量	入 替 年 月	備 考
水 防 資 機 材				
33	土 の う 袋	0		吸水性土のう袋 100 含む
34	ブ ル ー シ ー ト	6		
照 明 資 機 材				
35	発 電 機	0		バッテリー含む(入替平成年月)
36	投 光 機	1		脚・コードリール含
37	コ ー ド リ ー ル	0		
38	サ ー チ ラ イ ト	0		懐中電灯
39	ヘ ッ ド ラ イ ト	0		
そ の 他 の 資 機 材				
40	ヘルメット	50		
41	工 具 一 式(セット)	0		
42	防 災 活 動 セ ッ ト	0		
43	空 気 入	0		
44	針 金 (kg)	0		
45	缶入りガソリン(レギュラ)	0	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)
46	缶入りガソリン(混合)	0	平成 年 月	(1 箱 10 缶 4 本入)
47	携 行 缶 (200 用)	0		
日 用 品 等				
48	簡 易 ト イ レ	5		組立式仮設トイレタイプを含む
49	使い捨てトイレ	0		(1 箱 200 セット入り)
50	アルミブランケット	0		2100mm×1300mm
51	ラ ジ オ ラ ン タ ン	0		出張所用共
52	電 池	0	平成 年 月	
53	かまどセット	0		
54	卓 上 コ ン ロ	0		
55	卓上コンロ用ボンベ	0	平成 年 月	(1 セット 3 本入)
56	ロ ー ソ ク	0		
57	固 形 燃 料			
58	トイレトーパー(ロール)		平成 年 月	(1 パック 12 ロール入)
59	紙 お む つ(セット)		平成 年 月	
60	生 理 用 品		平成 年 月	(1 パック 34 枚入)
61	哺 乳 び ん	0	平成 年 月	
62	粉 ミ ル ク	0	平成 年 月	
63	L P ガ ス 調 整 器	5		ゴムホース付き
64	や か ん (50 用)	10		
65	な べ (23 cm用)	10		
66	薪 (束)	0		
67	炭 (箱)	0		
66	トランシーバー	6		

## 『資料-3』

救助器具等資機材各署所配備状況一覧表（その1）

配置署所 品名	本 署	湯本分署	仙石原 分 署	箱根分署	消 防 団	合 計
ガレージジャッキ	1	1	1	1		4
電気ドリル	1	1				2
二 連 梯 子			1	1		2
手動式破壊器具	7	3	2	1		13
消火栓蓋開口器	3	1	1	1		6
可燃性ガス検知器	2	1	1	1		5
張 力 計	1					1
消火栓圧力計	3	1	2	1		7
双 眼 鏡	1	1	1	1		4
発 電 機	8	3	4	4	18	37
灯 光 器	3	1	3	1	18	26
強力ライト	4	1	1	2	36	42
ポーターライト	1	3	4	3	38	49
ハンドマイク	5	3	3	3	29	43
水 筒	18	6	1	5		30
プロジェクトガン	2	1	1	1		5
無反動ノズル	6	4	2	2	4	18
ホースブリッジ	5	1	2	2	18	28
ラインプロポーションナー	1	1	1	1		4
ピックアップノズル	2					2
救助ネット	2					2
溶断機	3					3
充填用コンプレッサー	1					1
組立式水槽	2	2	2	2		8
カ ラ ビ ナ	27	10	8	10		55
ヘッドランプ	18	9	10	9	190	236
信 号 灯	6	1			38	45
高 発 泡 器	1					1
エンジンカッター	2	1	1	1		5
チェーンソー	2	2	1	2	17	24
救命発射銃	2					2

救助器具等資機材各署所配備状況一覧表（その2）

配置署所 品名	本 署	湯本分署	仙石原 分 署	箱根分署	消 防 団	合 計
エアーツール	1					1
救助縛帯	5	2				7
救助ワイヤー	5	3	4	7	32	51
チルホール	5	1	1	2	17	26
エアーマット	2					2
安 全 帯	5					5
緩 降 器	2					2
絶 縁 着(上下)	5					5
高圧ゴム手袋	4	2	2	2		10
高圧ゴム長靴	6	1	1	1		9
耐 電 帽	2					2
エアースー	1					1
ロープ登はん器	3	2				5
滑 車 (大型)	3	2				5
救 命 胴 衣				15		15
大型油圧発生装置	1	1				2
スケットストレッチャー	1					1
大型救助器具(カッター)	1	1				2
大型救助器具(スプレッター)	1					1
空気呼吸器	15	4	5	4		28
空気ボンベ(47ℓ)	3					3
軽量空気ボンベ	37	10	8	8		63
酸素ボンベ	29	15	15	15		74
アセチレンボンベ	2					2
マット式空気ジャッキ	4					4
防塵めがね	59	20	18		190	287
警戒区域設定用具	2	1	1	1		5
酸素濃度測定器	2	1	1	1		5
防塵マスク	56	20		20	190	286
マスクフィルター	56	20		20	190	286
ノズル(17mm)	4	2	2	1	36	45
ボルトクリッパー		1	1	1	19	22

救助器具等資機材各署所配備状況一覧表（その3）

配置署所 品名	本署	湯本分署	仙石原分署	箱根分署	消防団	合計
K30用CS面体	1					1
ガラス切断器	4	1	1	1		7
シートベルトカッター	3	1	1			5
ナイロンスリング	6					6
斜め救助縛帯（R430）	1					1
安全管理ヘルメット	2					2
金テコ（1.5m）	7	1	4	4	95	111
ガソリン携行缶	6	6	3	5	38	58
エンジン削岩機	1	1	1	1		4
リヤカー、空気入れ	1	1	1	1	16	20
ビニールシート	1		1	1		3
ロールグリスマンホール	1					1
防毒マスク	10		3	2		15
携帯警報機	9	4	4	4		21
サーバイバールスリング	2					2
短柄ノコギリ	23	10	10	10		53
油圧式ジャッキ	2	1	1	1		5
援助隊員個人装備	10					10
三連梯子	3	1				4
カギ付き梯子	2	1				3
吸着マット	2	1		2		5
救助用安全ベルト	5					5
飲料水ポリタンク	10	5	10	8	95	128
避難ロープ					19	19
油圧救助カッター					17	17
救命ボート				1		1
潜水用ドライスーツ	7					7
潜水用ウェットスーツ	6					6
潜水用具一式	6					6
潜水用ボンベ	12					12

## 『資料-4』

## 避難所備蓄品配備一覧表(その1)

令和5年3月31日 現在

番号	名称	発電機	投光機 セット	ピカット	毛 布	卓上コンロ	ラジオ	保存水	救急医薬品 セット	携行缶	簡 易 トイレ	間仕 切り	ポ リ 器
				非常食		卓上カセット	ランタン			缶入りガリ			
1	湯本小学校	1	1	168 300	250	2 4	5	200	1 ①	1 8	5	25	5
2	湯本幼児学園	1	1	72 50	35	2 4	2	50	0 ①	1 8	5	0	5
3	湯本仲町 集 会 所	1	1	72 50	20	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
4	山崎集会所	1	1	72 50	20	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
計		4	4	384 450	325	8 16	9	350	1 ④	4 32	20	25	20
5	大 平 台 集 会 所	1	1	216 150	35	2 4	2	50	0 ①	1 8	5	0	5
6	箱根恵明学園	1	1	72 50	250	2 4	5	200	1 ①	1 8	5	25	5
7	温泉公民館	1	1	0 50	35	2 4	2	50	0 ①	1 8	5	0	0
8	社会教育 センター	0	0	72 50	125	2 4	4	150	0 ①	0 0	5	0	5
計		3	3	360 300	445	8 16	13	450	1 ④	3 24	20	25	15
9	箱根中学校	1	1	120 500	400	2 4	6	200	2 ①	1 8	5	0	10
10	老人福祉センター やまなみ荘	0	0	624 500	110	2 4	3	100	0 ①	1 8	5	0	5
11	箱根の森小学校	1	1	120 300	150	2 4	4	200	1 ①	1 8	5	25	10
12	宮 城 野 保 育 園	1	1	72 50	25	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
13	宮 城 野 公 民 館	1	1	0 50	50	2 4	2	100	0 ①	1 8	5	0	0
14	宮 城 野 温 泉 会 館	1	1	72 50	75	2 4	2	100	0 ①	1 8	5	0	5
15	総合保健福祉セン ターさくら館	1	1	72 50	20	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
計		6	6	1,080 1,500	830	14 28	19	800	3 ⑦	7 56	35	25	40

避難所備蓄品配備一覧表（その2）

令和5年3月31日 現在

番号	名称	発電機	投光機 セット	ビバクト	毛 布	卓上コンロ	ラジオ	保存水	救急医薬品	携行缶	簡 易 トイレ	間仕 切り	ポ 容 器
				非常食		卓上カセット	ランタン		セット	ガソリン			
16	仙石原小学校	1	1	120 300	150	2 4	3	200	1 ①	1 8	5	25	10
17	星槎大学 箱根キャンパス	1	1	120 100	700	2 4	7	200	2 0	1 8	5	0	10
18	仙石原 幼児学園	1	1	72 50	20	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
19	仙石原文化 センター	1	1	72 50	195	4 8	5	250	0 ①	0 8	5	0	5
20	仙石原公園管理事務所 (仙石原いこいの家)	1	1	72 50	10	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
21	箱根町総合体育館 星槎レイクアリーナ箱根	0	0	72 50	325	2 4	5	300	3 0	0 0	5	0	10
計		5	5	528 600	1,400	14 28	22	1,050	6 ④	4 40	30	25	45
22	元箱根 集会所	1	1	72 50	45	2 4	2	50	0 ①	1 8	5	0	5
23	箱根地域ス ポーツ施設	1	1	120 50	100	2 4	3	150	1 ①	1 8	5	25	5
24	箱根幼稚園	1	1	72 50	25	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	5
25	箱根集会所	1	1	72 50	30	2 4	1	50	0 ①	1 8	5	0	0
26	芦之湯 集会所	1	1	72 50	15	2 4	1	50	1 0	1 8	5	0	5
		チェーンソー1基 ワンタッチリヤカー1台				可搬ポンプ1台 担架1台				ハンドマイク2台			
計		5	5	408 250	215	10 20	8	350	2 ④	5 40	25	25	20
合計		23	26	2,760 3,100	3,215	54 108	71	3,000	13 23	23 192	130	125	140

※老人憩いの家に配備分（クラッカー、アルファ米）は、元箱根集会所に合算する。

## 避難(収容)施設指定一覧表

令和5年3月31日現在

番号	名 称	構 造	所 在 地	収容可能人員	電 話	地震対応可	風水害対応可	所 管
1	湯本小学校	S造	湯本399	人 200	85-5414	○	○	学校教育
2	湯本幼児学園	S造	湯本392	35	85-5444	○	○	子育て
3	湯本仲町集会所	S造	湯本392-2	30	85-7891	○	○	町民
4	山崎集会所	S造	湯本132-1	50	85-5970	○	○	町民
5	大平台集会所	S造	大平台353-1	70	82-3284	○	○	町民
6	箱根恵明学園	S造	宮ノ下413	200	82-2036	○	○	恵明学園
7	温泉公民館	RC造	宮ノ下105	35	82-2742	○	○	生涯学習
8	社会教育センター	RC造	小涌谷520	140	82-2694	○	○	生涯学習
9	箱根中学校	RC一部S 造	二ノ平1154	530	82-3000	○	○	学校教育
10	老人福祉センター やまなみ荘	RC造	強羅1320-185	150	82-1211	○	○	福祉
11	箱根の森小学校	S造	宮城野225	200	82-3038	○	○	学校教育
12	宮城野保育園	W造	宮城野140	30	82-2543	○	○	子育て支援
13	宮城野公民館	RC造	宮城野625	60	82-2743	○	○	生涯学習
14	総合保健福祉センター さくら館	RC造	宮城野881-1	100	85-0800	○	○	保険健康
15	宮城野温泉会館	RC造	宮城野922	60	82-1800	○	○	財務
16	仙石原小学校	S造	仙石原981	200	84-8049	○	○	学校教育
17	星槎大学 箱根キャンパス	S造	仙石原817	450	—	○	○	国際学園 (星槎大学)
18	仙石原幼児学園	RC造	仙石原981	30	84-8386	○	○	子育て
19	仙石原文化センター	RC一部 S造	仙石原842	140	84-8387 84-8404	○	○	生涯学習
20	仙石原公園管理事務所 (仙石原いこいの家)	RS造	仙石原870	20	84-6230	○	○	都市整備
21	箱根町総合体育館 星槎レイクアリーナ 箱根	RC一部S 造	元箱根164-1	650	86-3300	○	○	生涯学習
22	元箱根集会所	S造	元箱根63	60	83-6641	○	○	町民
23	箱根地域スポーツ施設	S造	箱根561	170	—	○	○	生涯学習
24	箱根幼稚園	RC造	箱根561	30	83-6159	○	○	学校教育
25	箱根集会所	S造	箱根221	60	83-5463	○	○	町民
26	芦之湯集会所	W造	芦之湯90-1	30	83-6954	○	○	町民



## 『資料—6』

## ヘリコプター発着場適地一覧表

令和5年4月1日現在

番号	名称	所在地	発着場面積		散水 給水	離発着可 能なヘリ
			東西×南北	面積㎡		
1	箱根町役場早川河川敷	湯本233付近	80×20	1,600	×	中
2	湯本地域スポーツ施設運動場	湯本855	100×52	5,200	○	中
3	湯本小学校運動場	湯本399	55×80	4,400	×	中
4	国道1号箱根新道チェーン 装着場	須雲川336-13付 近	80×20	1,600	×	中
5	国道1号箱根新道畑宿	畑宿376付近	20×20	400	×	中
6	大平台ふれあい広場	大平台415	32×22	660	×	小
7	箱根の森小学校運動場	宮城野226	43×80	3,440	×	中
8	世界救世教第2駐車場	強羅1320	20×50	1,000	×	中
9	世界救世教第6駐車場	強羅1320	28×67	1,880	×	中
10	MOA早雲山駐車場	強羅1322	130×20	2,600	×	大
11	箱根中学校運動場	二ノ平1154	70×70	4,900	○	大
12	箱根小涌園ユネッサン駐車場	二ノ平1297	30×30	900	×	中
13	箱根湿生花園臨時駐車場	仙石原817	49×44	2,160	×	大
14	星槎大学箱根キャンパス運動場	仙石原817	95×100	9,500	×	大
15	仙石原公園つどいの広場	仙石原842	38×55	2,090	×	中
16	仙石原公園ゲートボール場	仙石原842	57×20	1,140	×	中
17	仙石原小学校運動場	仙石原981	120×40	4,800	×	大
18	大箱根カントリークラブ駐車場	仙石原1246	39×41	1,600	×	中
19	高原ふれあい広場	仙石原1246	30×30	900	×	中
20	箱根高原ホテル広場	元箱根164	35×45	1,580	×	中
21	箱根町総合体育館横 運動広場	元箱根164	112×58	6,500	×	大
22	箱根湖尻ターミナル前駐車場	元箱根110	38×49	1,860	×	中
23	箱根園駐車場	元箱根139	30×110	3,300	×	中
24	箱根園ゴルフ場コース内	元箱根138	50×50	2,500	×	大
25	箱根地域スポーツ施設運動場	箱根561	45×63	2,840	×	中
26	伊豆箱根鉄道バス・船発着 所前駐車場	箱根10	41×43	1,760	×	中
27	箱根苑地県営駐車場(1)	箱根181	57×24	1,370	×	中
28	箱根苑地県営駐車場(2)	箱根181	48×28	1,340	×	中
29	箱根くらかけゴルフ場駐車場	箱根624-1	45×35	1,580	×	大
30	箱根湯の花ゴルフ場駐車場	芦之湯93	35×60	2,100	×	大
31	芦之湯集会所北側空地	芦之湯90	30×40	1,200	×	大

## 『資料－ 7 』

## 町 防 災 行 政 無 線 局 配 置 表

## 町防災行政無線局配置表 ー固定系ー (その1)

令和5年3月31日現在

設備名称	配置先	所在地	備考
親局(送信装置)	箱根町役場 (屋上機械室)	箱根町湯本 256	
同(操作卓)	箱根町役場 (3階無線室)	同	含遠隔制御親
同(中継用)	丸 岳	御殿場市深沢 1813-1	
遠隔制御装置(子)	消 防 本 部	箱根町宮ノ下 467-1	
同	温泉出張所	同 105	
同	宮城野出張所	同 宮城野 625	
同	仙石原出張所	同 仙石原 842	
同	箱根出張所	同 箱 根 1	含中継用
屋外受信設備	山崎箱根登山バス駐車場	同 湯 本 40	
同	旧山崎消防団詰所前	同 99-8	
同	湯本地域スポーツ施設運動場	同 855	
同	湯本小学校	同 399	含中継用
同	箱根観光物産館横	同 698	
同	湯場熊野神社横	同 649-口	
同	養生館はるのひかり前	同 516-イ	
同	滝通り箱根パークス吉野横	同 湯本茶屋 139	
同	滝通り鮎見橋下	同 194-2	
同	湯本茶屋山紫園上駐車場	同 111	
同	須雲川集会所	同 須雲川 181-1	
同	畑宿寄木会館下	同 畑 宿 103	
同	塔之沢駅下	同 塔之沢 59-24 先	
同	大平台姫の水下	同 大平台 459	
同	大平台石原公園	同 583-4	
同	大平台バス停	同 331-2	
同	温泉出張所裏	同 宮ノ下 105	
同	宮ノ下消防団詰所	同 371-1	
同	旧温泉幼稚園	同 413	
同	宮ノ下八千代橋横	同 底 倉 556-6 先	
同	社会教育センター屋上	同 小涌谷 520	
同	小涌谷消防団詰所前	同 492	
同	旧小涌園前	同 493-4	
同	小涌谷町営住宅横	同 439	
同	サニーパーク山松荘前	同 宮城野 1444-244	
同	サニーパーク加藤産商前	同 1488-17	

町防災行政無線局配置表 - 固定系 - (その2)

設備名称	配置先	所在地	備考
屋外受信設備	宮城野碓氷洞門横	同 1324-40	
同	上河原町営住宅横	同 904-3	
同	宮城野町営住宅横	同 426	
同	宮城野出張所	同 625	
同	宮城野保育園	同 137	
同	箱根の森小学校	同 226	
同	箱根老人ホーム横	同 44-1	
同	総合保健福祉センター	同 881-1	
同	木賀の里バス停横	同 木 賀 985-3	
同	強羅公園駐車場上	同 強 羅 1300-69	
同	強羅竹友荘前	同 1300-346	
同	上強羅入口	同 1320-1016 先	
同	早雲郷別荘地	同 1322	
同	老人福祉センターやまなみ荘	同 1320-185	
同	強羅ホテルラフォーレ強羅前	同 1320-766 先	
同	強羅板里町有地	同 1321-158	
同	箱根中学校	同 二ノ平 1154	
同	緑の村箱根強羅白檀横	同 1297-80 先	
同	緑の村ウシオハウス横	同 1297-300 先	
同	仙石ゴルフコース練習場横	同 仙石原 1237	
同	仙石原東急分譲地	同 1237	
同	仙石原唐沢公園	同 555	
同	仙石原民宿やまぼうし上	同 1086-1	
同	旧仙石原出張所前	同 106	
同	湿生花園駐車場	同 817-255	
同	仙石原小学校グラウンド	同 981	
同	卯ノ花箱根ヴィレッジ	同 1000 先	
同	品の木白洋舎仙石寮先	同 959-1	
同	春山荘ビラクリスタル箱根前	同 1291-70	
同	箱根リハビリテーション病院上	同 1285	
同	仙郷楼前バス停横	同 937-26	
同	下湯萬岳楼前	同 1251	
同	上湯冠峰桜跡地	同 1251	
同	大涌谷	同 1251	
同	仙石原高原ろくろべえ旅館前	同 1246-1042 先	
同	仙石マノウェール横	同 1246-602	
同	温泉荘キャノン箱根館裏	同 1245-400 先	
同	温泉荘宇部興産寮上	同 1245-400 先	
同	イタリ消防団詰所横	同 1245-454	

町防災行政無線局配置表－固定系－（その3）

設備名称	配置先	所在地	備考
屋外受信設備	レイクアリーナ箱根前	同 元箱根 164	
同	湖尻林間駐車場横	同 164	
同	湖尻伊豆箱根ターミナル駐車場前	同 110-34	
同	湖尻台バス停横	同 159-22	
同	姥子温泉荘入口交差点	同 156 先	
同	芦川町広場前	同 箱 根 295	
同	箱根集会場裏	同 221	
同	関所跡入口交差点上	同 13	
同	箱根出張所	同 1	
同	元箱根御殿公園入口	同 元箱根 8-1	
同	元箱根集会所	同 63	
同	山のホテル職員住宅横	同 86	
同	箱根園ロープウェイ駅上	同 140	
同	大芝箱根呼び声先	同 90	
同	大芝ライオンズマンション元箱根奥	同 103-440	
同	大芝電通テック箱根セミナーハウス上	同 103-61	
同	芦之湯集会場前	同 芦之湯 90-1	
同	芦之湯第2配水池横	同 芦之湯 94	
同	湯ノ花分譲地入口	同 86-76	

町防災行政無線局配置表－移動系－（その1）

呼び出し名称	局種別	出力W	周波数MHz	設置場所
ぼうさいはこね	基地局	5	407.3125	本 庁
ぼうさいまるたけ	中継局	10	268.3	丸 岳
ぼうさいはこね1	車 載	5	〃	町長車
ぼうさいはこね2	〃	〃	〃	副町長車
ぼうさいはこね3	〃	〃	〃	総務防災課
ぼうさいはこね4	〃	〃	〃	都市整備課
ぼうさいはこね5	〃	〃	〃	上下水道温泉課
ぼうさいはこね6	〃	〃	〃	環境センター
ぼうさいはこね7	〃	〃	〃	財務課
ぼうさいはこね8	〃	〃	〃	上下水道温泉課
ぼうさいはこね9	〃	〃	〃	上下水道温泉課

町防災行政無線局配置表－移動系－（その1）

呼び出し名称	局種別	出力W	周波数 MHz	設置場所
ぼうさいはこね101	携 帯	5	268.3	本 庁
ぼうさいはこね102	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね103	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね104	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね105	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね106	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね107	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね108	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね109	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね110	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね111	〃	1	〃	〃
ぼうさいはこね112	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね113	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね114	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね115	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね116	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね117	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね118	〃	〃	〃	〃
ぼうさいはこね119	〃	〃	〃	仙石原浄水センター
ぼうさいはこね120	〃	〃	〃	社会教育センター
ぼうさいはこね201	半 固 定	5	〃	消 防 本 部
ぼうさいはこね202	〃	〃	〃	温 泉 出 張 所
ぼうさいはこね203	〃	〃	〃	宮 城 野 出 張 所
ぼうさいはこね204	〃	〃	〃	仙 石 原 出 張 所
ぼうさいはこね205	〃	〃	〃	箱 根 出 張 所
ぼうさいはこね206	〃	〃	〃	環 境 セ ン タ ー
ぼうさいはこね207	〃	〃	〃	レイクアリーナ箱根
ぼうさいはこね208	〃	〃	〃	湯 本 小 学 校
ぼうさいはこね209	〃	〃	〃	さ く ら 館
ぼうさいはこね210	〃	〃	〃	箱 根 の 森 小 学 校
ぼうさいはこね211	〃	〃	〃	仙 石 原 小 学 校
ぼうさいはこね212	〃	〃	〃	箱 根 幼 稚 園
ぼうさいはこね213	〃	〃	〃	箱根温泉旅館協同組合
ぼうさいはこね214	〃	〃	〃	箱 根 中 学 校
ぼうさいはこね215	〃	〃	〃	星 槎 学 園 箱 根
ぼうさいはこね216	〃	〃	〃	宮 城 野 保 育 園
ぼうさいはこね217	〃	〃	〃	仙 石 原 幼 児 学 園
ぼうさいはこね218	〃	〃	〃	老人福祉センター やまなみ荘
ぼうさいはこね219	〃	〃	〃	森のふれあい館
ぼうさいはこね220	〃	〃	〃	大涌谷園地対策協議会

消 防 無 線 配 置 表 (その 1)

所 属	局 別・車 別	呼 出 名 称	出 力	備 考
通 信 指 令 室	基 地 局	しょうぼうはこね	10W	
	基 地 局	しょうぼうあしのこ	〃	
	基 地 局	しょうぼうゆもと	〃	
本 部 及 び 本 署	指 令 車	はこねしれい 1	〃	
	査 察 車	はこねささつ 1	〃	
	広 報 車	はこねこうほ 1	〃	
	水 槽 付 ポ ン プ 車	は こ ね 1	〃	
	〃	〃 6	〃	
	救 助 工 作 車	はこねきゅうじょ 1	〃	
	ポ ン プ 付 は し ご 車	は こ ね さ し ご 1	〃	
	救 急 車	きゅうきゅうはこね 1	〃	
	〃	〃 6	〃	
	資 機 材 搬 送 車	はこねはんそう 1	〃	
	〃	〃 2	〃	
	携 帯	は こ ね 1 0 1	5W	
	〃	〃 1 0 2	1W	
	〃	〃 1 0 3	〃	
	〃	〃 6 0 1	5W	
	〃	〃 6 0 2	1W	
	〃	はこねきゅうじょ 1 0 1	5W	
	〃	〃 1 0 2	1W	
	〃	はこねはしご 1 0 1	5W	
	〃	〃 1 0 2	1W	
	〃	きゅうきゅうはこね 1 0 1	〃	
	〃	〃 1 0 6	〃	
	〃	はこねほんぶ 1 0 1	〃	
	〃	〃 1 0 2	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 1	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 2	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 3	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 4	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 5	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 6	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 7	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 8	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 0 9	〃	
	〃	はこねしょかつ 1 1 0	〃	
可 搬	ほんしょ 1		10W	

消 防 無 線 配 置 表 ( そ の 2 )

所 属	局 別 車 別	呼 出 名 称	出 力	備 考	
湯 本 分 署	水槽付ポンプ車	は こ ね 2	10W		
	救 急 車	きゅうきゅうはこね2	〃		
	携 帯	は こ ね 201	5W		
	〃	は こ ね 202	1W		
	〃	は こ ね 203	〃		
	〃	きゅうきゅうはこね102	〃		
	〃	はこねしょかつ201	〃		
	〃	はこねしょかつ202	〃		
	〃	はこねしょかつ203	〃		
	〃	はこねしょかつ204	〃		
	〃	はこねしょかつ205	〃		
	可 搬	ゆ も と 1	10W		
	仙 石 原 分 署	水槽付ポンプ車	は こ ね 3	〃	
救 急 車		きゅうきゅうはこね3	〃		
携 帯		は こ ね 301	5W		
〃		は こ ね 302	1W		
〃		は こ ね 303	〃		
〃		きゅうきゅうはこね103	〃		
〃		はこねしょかつ301	〃		
〃		〃	はこねしょかつ302	〃	
			はこねしょかつ303	〃	
			はこねしょかつ304	〃	
			可 搬	せんごくはら1	10W
箱 根 分 署		水槽付ポンプ車	は こ ね 5	〃	
		救 急 車	きゅうきゅうはこね5	〃	
	携 帯	は こ ね 501	5W		
	〃	は こ ね 502	1W		
	〃	は こ ね 503	〃		
	〃	きゅうきゅうはこね105	〃		
	〃	はこねしょかつ501	〃		
	〃	はこねしょかつ502	〃		
	〃	はこねしょかつ503	〃		
	可 搬	も と は こ ね 1	10W		

『資料－9』

その他の無線施設

名 称	所 属 名	設 置 状 況
警察無線（パトカー）	小 田 原 警 察 署	町内各交番及び各駐在所
ア マ チ ュ ア 無 線	箱根アマチュア無線 非常通信協力クラブ	各アマチュア無線クラブ員宅



地域別	事業所名	代表者名	電話番号	FAX 番号	郵便番号	住 所
湯 本	(有)安藤工務店	安藤真美	85-5967	85-8434	250-0314	箱根町畑宿 130-1
	(株)小川工務店	小川智通	85-5391	85-6103	250-0311	〃 湯本 206
	(有)加藤工務店	加藤芳枝	85-6100	85-7296	250-0313	〃 須雲川 74
	(株)広和建设	金田健志	85-7743	85-7818	250-0311	〃 湯本 386-95
温 泉	(有)石井工務店	石井秀尚	82-4656	82-5263	250-0405	箱根町大平台 635
	(株)上野工務店	上野 裕	82-4311	82-2541	250-0404	〃 宮ノ下 281
宮 城 野	(有)井上組	井上 亘	82-3995	82-5268	250-0401	箱根町宮城野 917-7
	(株)勝俣組	勝俣徳彦	82-3321	87-6384	〃	〃 宮城野 913
	湘山開発(株)	勝俣智行	82-2334	82-2065	250-0408	〃 強羅 1300-63
	(有)大朝工務店	勝俣慎一	82-3365	82-3900	〃	〃 強羅 1320
	大英工務店	勝俣重明	82-2531	82-0269	250-0401	〃 宮城野 563
	(株)マツイアーキテク トコンサルタント	松井秀章	82-4325	82-2733	〃	〃 宮城野 631
	(有)丸要建設	勝俣信治	82-2650	82-5149	〃	〃 宮城野 585-1
	(株)富士箱根緑化	小林欣也	82-1128	82-2556	〃	〃 宮城野 233
	(株)神戸造園	神戸信由	82-2976	87-7050	〃	〃 宮城野 129
	(有)グリーンガーデン松本 セントラル(株)	松本 衛 勝俣和代	82-3403 82-3800	82-0667 87-6739	〃	〃 宮城野 918-23 〃 宮城野 915
箱 根	(有)内原工務店	内原博男	83-6209	83-7572	250-0521	箱根町箱根 47
	三和建设(株)	石川忠之	83-6781	83-6350	〃	〃 箱根 180
	(有)三浦組	三浦秀一	83-6435	83-7074	250-0523	〃 芦之湯 93
	山下工務店	山下 力	83-6038	83-7563	250-0521	〃 箱根 53
仙 石 原	(有)石為建設	勝俣賢治	84-8342	84-7828	250-0631	箱根町仙石原 285
	(有)勝亦建築	勝亦秀一	84-8466	84-6451		〃 仙石原 981
	(株)勝俣工務店	勝俣敏彦	84-8128	84-6316		〃 仙石原 465
	共栄建設(株)	勝俣則子	84-7731	84-7098		〃 仙石原 559-1
	(株)相模工務店	勝俣 淳	84-7111	84-6033		〃 仙石原 560
	神静建設(株)	勝俣清治	84-6530	84-6537		〃 仙石原 385
	箱根建設(株)	勝俣昭彦	84-7711	84-6889		〃 仙石原 126
	丸徳建設(株)	勝俣徳一	84-4411	84-9400		〃 仙石原 218
	ミツギ建設(株)	勝俣和宏	84-6062	84-7169		〃 仙石原 560
	(有)山季建設 (株)コボリ建設	勝俣英治 小堀高吉	84-9262 86-3888	84-3363 84-2511		〃 仙石原 1165 〃 仙石原 777
小 田 原	譲原建設(株)	譲原 彰	(0465) 47-3151	(0465) 47-8033	250-0815	小田原市小八幡 3-12-23
真 鶴	(株)鈴木組	脇山 俊	(0465) 68-5555	(0465) 68-5554	259-0201	真鶴町真鶴 995-2

## 土木請負業者所有機械

令和5年3月現在

種 類 業者名	万 能 堀 削 機	ユ ニ ツ ク	ペ イ ロ ー ダ ー	ト ラ ッ ク 類			モ ー タ ー グ レ ー ダ ー	ロ ー ド ロ ー ラ ー		動 力 ポ ン プ
				大 型	中 型	小 型		大	小	
(株)小川工務店	1					3				2
(有)加藤工務店	2	1			2	1				3
(有)安藤工務店	1 2	1	1	2	1	3			1	8
(株)広和建设						1				
(有)石井工務店	1		1			2				
(株)上野工務店			1			2				
(有)井上組	2		1		1	3				2
(株)勝俣組	1	1	2		2	2				
湘山開発(株)	1	1	1			2				
(有)大朝工務店						1				
大英工務店						1				
(株)マツイアーキテク トコンサルタント					1	1				1
(有)丸要建設	5	1	1			2			1	
内原工務店						1				
三和建设(株)	3	2	3		3	2			1	4
(有)三浦組	4	1	3		2	1			1	2
山下工務店						1				
(有)石為建設	2		2			3			1	
(有)勝亦建築						1				
(株)勝俣工務店						2				
共栄建設(株)						1			1	
(株)相模工務店	1					1				3
箱根建設(株)	2		1			2	1			
丸徳建設(株)	2		1			2				5
ミツギ建設(株)	2		2			1				3
(有)山季建設	4		4		1	2			1	6
神静建設(株)	3		1			4				4
(株)コボリ建設	2		1			3				
合 計	50	8	26	2	13	51	1	0	7	43

## 自主防災組織及び町指定の避難場所（その1）

令和5年3月31日現在

地域	班名	避難場所	
		初動体制班指定	町指定
湯          本 八 30 箇 所 ▽	山崎	山崎公園前 旧箱根医院前	湯本地域スポーツ施設運動場  神明町公園
	神明町	○湯本地域スポーツ施設運動場 ○神明町公園 湯本幼児学園園庭 小川福則氏駐車場 湯本富士屋ホテル庭 コーポ和幸駐車場 菊川儀長氏駐車場	湯本小学校  畑宿寄木会館駐車場  環翠楼駐車場
	旭町	旧観光物産館前	
	湯場	吉池旅館玄関前	
	仲町	金湯苑前 元木村肉屋前駐車場 吉池従業員宿舍前 早雲公園駐車場 ○湯本小学校	
	滝通り	箱根路開雲駐車場 箱根パークス吉野駐車場 天成園駐車場 ホテル南風荘駐車場 ホテルおかだ駐車場	
	湯本茶屋	静観荘駐車場 旧さるさわ駐車場 旧あまゆ荘前	
	須雲川 畑宿	須雲川区民会館前 本陣前バス停留所前 畑の茶屋前 ○畑宿寄木会館駐車場	
	塔之沢	○環翠楼駐車場 よきや駐車場	

(注) 1 ○印は、町指定と重複して指定しているもの。

自主防災組織及び町指定の避難場所（その2）

地域	班名	避難場所	
		初動体制班指定	町指定
宮ノ下 ハ7 箇所	宮ノ下	富士屋ホテルピコット下駐車場 ○箱根恵明学園グラウンド 八千代橋横自主防災倉庫前 旧朝日生命木賀の里	箱根恵明学園グラウンド  大平台ふれあい広場
	大平台	石原公園 ○大平台ふれあい広場	
	小涌谷	小涌谷駅前広場	
宮城野 ハ30 箇所	宮城野うすい	ホームセンターヤマダ駐車場	上河原公園
	宮城野さくら	○上河原公園 諏訪神社前児童公園 勝俣隆弘氏隣畑 忠魂碑前広場 斎藤賢昭氏宅前空地 勝俣信治氏宅隣空地 上ノ山瀬戸氏宅前 自笑園事務所前駐車場 住宅集会所前	箱根の森小学校  宮城野保育園  旧宮城野保育園跡地  箱根中学校
	宮城野あずま	宝珠院駐車場 セブンイレブン宮城野店駐車場 ○箱根の森小学校 ○宮城野保育園 ○旧宮城野保育園跡地 川向広場 旧8区自治会倉庫前	

(注) 1 ○印は、町指定と重複して指定しているもの。

自主防災組織及び町指定の避難場所（その3）

地域	班 名	避 難 場 所	
		初 動 体 制 班 指 定	町 指 定
	強 羅	強羅駅前及び駅下広場 強羅公園駐車場 帝京大学セミナーハウス駐車場 世界救世教駐車場 横浜ゴム健康保険組合 箱根保養所駐車場 白百合学園上、下校庭 向山公園広場 旧強羅5区自主防災倉庫前 強羅こもれび坂	
	二 ノ 平	二ノ平自治会館前 彫刻の森駅前 ユネッサン第2駐車場 ○箱根中学校	
仙 石 原 ハ 24 箇 所 V	上 向	喜多方ラーメン蔵一前広場 出戸公園 富士屋ホテル仙石ゴルフコース クラブハウス前駐車場 ○唐沢公園	唐沢公園  旧仙石原保育園  仙石原小学校  仙石原公園  星槎大学箱根キャンパス グラウンド  湖尻集団施設地区運動広場
	中 筋	勝俣伸一氏所有駐車場	
	下 向	長安寺前 ○旧仙石原保育園 旧小塚電通仙石寮前 ガラスの森第2駐車場 ○仙石原小学校	
	川 向	○仙石原公園 仙郷楼前駐車場	
	大 原	○星槎大学箱根キャンパス グラウンド	
	高 原	高原ふれあい広場 旧チッソ健保仙石荘前広場	
	イ タ リ	第9分団詰所横駐車場	

- (注) 1 ○印は、町指定と重複して指定しているもの。  
 2 ★印は、重複しているもの。

自主防災組織及び町指定の避難場所（その４）

地域	班 名	避 難 場 所	
		初 動 体 制 班 指 定	町 指 定
	湖 尻	○湖尻集団施設地区運動広場 大石周辺 県無料駐車場（桃源台）	
	大涌谷下湯	箱根温泉供給所前駐車場 萬岳楼前広場	
	温 泉 荘	旧日本銀行仙石原保養所前 ホテルグリーンプラザ箱根広場 キャノン保養所前	
箱 根 △ 17 箇 所 ▽	箱 根 西 区	箱根観光船管理地空地 芦川町広場 ○箱根集会所駐車場	箱根集会所駐車場 県営駐車場及び園地 湖畔伊豆箱根船舶広場
	箱 根 東 区	小田原町公園 ○県営駐車場及び苑地 伊豆箱根駐車場	元箱根集会所
	元箱根富士見	○湖畔伊豆箱根船舶広場 賽之河原駐車場広場	箱根地域スポーツ施設 阿字ヶ池苑地
	坂 下	戸田宅跡地駐車場	
	神 戸	神社前園地広場 元箱根観光駐車場 ○元箱根集会所	
	大 芝	旧芦ノ湖園跡地前広場	
	駒 ヶ 岳	箱根グリーンハイツ テニスコート	
	芦 之 湯	○阿字ヶ池園地 湯の花ゴルフ場	
合 計	1 0 7 箇所	2 4 箇所	

- (注) 1 ○印は、町指定と重複して指定しているもの。  
2 ★印は、重複しているもの。

## 町内医療機関一覧表

地域別	医療機関名	電話番号	住所	診療科目
湯 本 地 域	土屋医院	(85)5034	湯本613	内科・小児科
	箱根歯科医院	(85)6355	湯本706-16	歯科・予防歯科
	箱根吉田整形外科	(85)8506	湯本498-9	整形外科・リウマチ科・ リハビリテーション科
宮 城 野 地 域	尾泉内科医院	(82)2423	宮城野622	内科
	つちや歯科医院	(87)2003	宮城野107	歯科
	箱根宮城野歯科診療所	(82)4582	宮城野622-4	歯科
仙 石 原 地 域	辻内歯科医院	(84)8979	仙石原105-1	歯科
	仙石原永井医院	(84)9271	仙石原984	内科・外科
	箱根リハビリテーション病院	(84)9111	仙石原1285	内科・神経内科・ リハビリテーション科
箱根地域	元箱根木村医院	(85)1117	元箱根63	外科・内科・小児科

## 近 隣 医 療 機 関 一 覧 表

域別	医療機関名	電話番号	住 所	診 療 科 目
小 田 原 市	国立病院機構箱根病院	0465 (22)3196	風祭412	神内・内・泌・整・リ
	小 林 病 院	〃 (22)3161	栄町1-14-18	外・内・産婦・皮泌・整・小・ 放・脳・性・小外・理・歯・麻
	間 中 病 院	〃 (23)3111	本町4-1-26	理・皮泌・内・外・整・形・脳・ 麻・循・呼・美・小外・肛・胃
	小 澤 病 院	〃 (24)3121	本町1-1-17	内・外・産婦・整・ 小・麻・眼・理
	財団法人積善会 曾我病院	〃 (42)1630	曾我岸148	精・神・内・歯
	小田原市立病院	〃 (34)3175	久野46	内・小・外・整・皮・泌・耳咽・産婦・ 眼・放・循・消・脳・麻・理・精・呼
	医療法人清輝会 国府津病院	〃 (47)2225	田島125	精
	医療法人尽誠会 山近記念総合病院	〃 (47)7151	小八幡3-19-14	外・眼・産婦・整・内・脳・ 胃・理
	永 井 病 院	〃 (47)2186	鴨宮219-5	産婦・外
	医療法人社団帰陽会 丹羽病院	〃 (34)3444	荻窪406	消・外・肛・放・内
	西 湘 病 院	〃 (35)5717	扇町1-16-35	内・小・外・整・皮 泌・胃・循・脳
	医療法人邦友会 小田原循環器病院	〃 (48)7211	矢作296-1	循
	高木整形外科病院	〃 (37)0081	蓮正寺310-1	整・理・形
	小 田 原 市 休日夜間急患診療所	〃 (47)0823	酒匂2-32-16	内・小・耳咽・眼
	小 田 原 市 休日急患歯科診療所	〃 (47)0825	〃	歯
湯 河 原 町	財団法人生活保健協会 湯河原中央温泉病院	0465 (63)2555	中央4-11-2	内・神・胃・放
	湯河原胃腸病院	〃 (62)7181	土肥4-3-1	胃・内・外・皮・泌・肛・ 麻
	J C H O 湯河原病院	〃 (63)2211	中央2-21-6	整・形・消・リウ・脳・婦・ リハ・内



『資料-15』

神奈川県災害医療拠点病院（県西地区）

名 称	所 在 地	代表電話番号	病床数（人）
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領866-1	0465-83-0351	258
小田原市立病院	小田原市久野46	0465-34-3175	417

## 神奈川県DMA T指定病院一覧表

(令和5年4月1日現在)

病 院 名	所 在 地	代表電話番号	病床数
横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	045-261-5656	676
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111	1,156
東海大学医学部附属病院	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121	804
北里大学病院	相模原市北里1-15-1	042-778-8111	1,033
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	0466-25-3111	530
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下3-12-1	045-628-6100	584
秦野赤十字病院	秦野市立野台1-1	0463-81-3721	320
津久井赤十字病院	相模原市津久井町中野256	042-784-1101	132
横浜労災病院	横浜市港北区小机町3211	045-474-8111	650
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	0463-32-0015	410
横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	045-576-3000	506
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	044-233-5521	683
横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1-16	046-822-2710	735
けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	045-221-8181	410
横浜南共済病院	横浜市金沢区六浦東1-21-1	045-782-2102	591
国立病院機構横浜医療センター	横浜市戸塚区原宿3-60-2	045-851-2621	500
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	046-856-3136	476
茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市本村5-15-1	0467-52-1111	401
県立足柄上病院	足柄下郡松田町惣領866-1	0465-83-0351	258
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131	610
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉1-396	044-733-5181	372
厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	046-221-1570	350
大和市立病院	大和市深見西8-3-6	046-260-0111	403

昭和大学横浜市北部病院	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	045-949-7000	689
昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	045-971-1151	584
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	横浜市旭区矢指町1197-1	045-366-1111	518
横浜市立市民病院	横浜市神奈川区三ツ沢西町1-1	045-316-4580	650
横浜市南部病院	横浜市港南区港南台3-2-10	045-832-1111	500
横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	045-787-2800	674
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	044-844-3333	400
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	044-933-8111	376
相模原協同病院	相模原市緑区橋本台4-3-1	042-761-6020	400
小田原市立病院	小田原市久野46	0465-34-3175	417

## 町内薬局・薬店一覧表

薬局店名	業種	所在地	電話番号
桜木薬局	薬局	湯本691-7	85-5225
(有)アポテック湯本薬局	薬局	湯本475-8	85-5437
箱根薬品	医薬品一般販売業	仙石原229	84-8464
森の薬局	薬局	仙石原977-25	83-8170
はこね薬局	薬局	元箱根18-3	83-6472
(有)あかね調剤薬局	薬局	宮城野625-1	86-1193
(有)アポテックハコネ薬局	薬局	湯本610	86-4323

## 町内寺院一覧表

施設名	所在地	電話
早雲寺	湯本405	85-5133
正眼寺	〃 562	85-5638
福寿院	湯本茶屋182-5	85-5991
鎖雲寺	須雲川147	85-7062
守源寺	畑宿167	85-5237
阿弥陀寺	塔之沢24	85-5193
林泉寺	大平台337	82-3046
常泉寺	宮ノ下289	82-2654
宝珠院	宮城野298	82-3078
大雄山箱根別院	強羅1300-319-1	82-1181
長安寺	仙石原82	84-8187
日輪寺	元箱根6	83-6225
興福院	〃 26	83-6612
興禅寺	箱根125	83-6683
本迹寺	〃 119	83-6624
萬福寺	〃 228	83-6266
本還寺	〃 223	83-6380

## 火 葬 場

葬 場 名	所 在 地	申 込 先	安 置 室 収容能力	火 葬 能 力 1日あたり
小田原市斎場	小田原市久野 0465-34-4909	小田原市斎場 0465-34-4909	2 体	通常 1 6 体 最大 2 6 体
御殿場市・小 山町広域行政 組合斎場	御殿場市萩原 0550-89-0949	御殿場市・小山町広域行政 組合 0550-82-4623	2 体	通常 7 体 最大 3 2 体
三島函南広域 行政組合立 みしま聖苑	三島市字賀茂之洞 055-976-3663	みしま聖苑 055-976-3663	2 体	最大 1 4 体
沼津市斎場	沼津市中瀬町 055-931-0444	沼津市役所 市民課 055-934-2502	2 体	通常 1 6 体 最大 4 0 体
真鶴聖苑	真鶴町真鶴 0465-68-6481	真鶴町役場 税務町民課 0465-68-1131	なし	最大 7 体

## 旅客運送業者一覧表

事業所名	所在地	電話
箱根登山バス(株)小田原営業所	小田原市東町5-33-1	0465-35-1271
箱根登山バス(株)宮城野営業所	宮城野618 -1	86-0880
箱根登山バス(株)箱根山崎営業所	湯本40-4	83-9022
伊豆箱根鉄道(株)小田原営業所	小田原市久野465	0465-34-0333
箱根登山ハイヤー(株)小田原営業所	湯本706-35	85-5581
箱根登山ハイヤー(株)仙石営業所	強羅1300	82-2515
伊豆箱根交通(株)箱根営業所	強羅1300-272	82-3163
伊豆箱根交通(株)仙石原営業所	強羅1300-272	87-6311
伊豆箱根交通(株)元箱根営業所	強羅1300-272	87-6011
日本交通小田原(株)湯本出張所	湯本691	85-5591
小田原報徳自動車(株)湯本支店	湯本711-5	85-5551
ケイエム大箱根自動車(株)小田原営業所	小田原市寿町4-13-5	0465-34-9571
箱根観光自動車(株)宮ノ下案内所	宮ノ下398	82-3317
箱根タクシー(株)	元箱根103	83-6465
富士箱根交通(株)宮ノ下営業所	宮ノ下399	82-2408

## 主 要 駅 一 覧 表

駅 名	所 在 地	責 任 者	電 話
J R 東 日 本 小 田 原 駅	小田原市栄町1-1-5	駅 長	0 4 6 5 2 2 - 4 6 0 1
小 田 急 電 鉄 箱 根 湯 本 駅	湯本707-1	箱 根 湯 本 駅 案 内 所 主 任	8 5 - 5 5 2 7
箱 根 登 山 鉄 道 箱 根 湯 本 駅 強 羅 駅	湯本707-1 強羅1300-329	駅 長 駅 長	8 5 - 5 0 3 3 8 2 - 2 0 4 9



## 船舶関係業者一覧表

事業所名	所在地	責任者	電話
芦之湖漁業協同組合	箱根184-1	組合長	83-7361
伊豆箱根鉄道(株) 箱根船舶営業所	元箱根45-3	所長	83-6351
箱根観光船(株)箱根営業所	箱根161	運航部長	83-6112
芦ノ湖モーターボート組合	箱根522-7	組合長	83-1035
芦ノ湖遊魚協会	箱根184-1 芦ノ湖漁協内	会長	83-7361
湖尻ボート組合	元箱根162	組合長	84-7451

『資料-23』

運 送 業 者 一 覧 表

事 業 所 名	所 在 地	電 話
(有) 菊 川 運 送	湯本706-47	8 5 - 5 3 6 5
(有) 仙 石 運 送	仙石原448	8 4 - 6 6 5 4

『資料-24』

バキューム車の状況

所 有 者	車 型	台 数	人 員
箱 根 清 掃 公 社	バキューム車	6	6
神奈川保健事業社	〃	2	2

『資料-25』

環境センターのし尿処理能力

名 称	所 在 地	処理能力	備 考
環 境 セ ン タ ー (清掃第二プラント)	箱根町芦之湯84	47k1/日	

『資料-26』

町 有 の 消 毒 用 器 材

器 材 名	数 量	保 管 場 所
1 米国製ダイナフォッグ (煙霧機)	6 台	環境センター

## 感染症患者収容施設

施設名	所在地	床数	電話
横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	24	045-331-1961
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	12	044-233-5521
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	6	0463-32-0015
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田惣領866-1	6	0465-83-0351
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1-3-2	6	046-856-2621
藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	6	0466-25-3111
厚木市立病院	厚木市水引1-16-36	6	046-221-1570
相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	6	042-772-4291

『資料-28』

義務教育の応急教育実施場所

令和5年4月1日現在

被災校	応急教育実施場所	備考
湯本小学校	湯本地域スポーツ施設	
箱根の森小学校	箱根中学校、温泉公民館、大平台集会所 宮城野公民館、元箱根集会所、箱根集会所	
仙石原小学校	仙石原公民館	
箱根中学校	箱根の森小学校、湯本小学校、温泉公民館 仙石原小学校、仙石原公民館、箱根集会所	

## 学校、幼稚園、保育園一覧表

令和5年4月1日現在

地区名	名称	所在地	電話番号
湯 本	湯 本 小 学 校	湯本399	8 5 - 5 4 1 4
	湯 本 幼 児 学 園	湯本392	8 5 - 5 4 4 4
宮 城 野	箱 根 の 森 小 学 校	宮城野225	8 2 - 3 0 3 8
	箱 根 中 学 校	二ノ平1154	8 2 - 3 0 0 0
	宮 城 野 保 育 園	宮城野140	8 2 - 2 5 4 3
仙 石 原	仙 石 原 小 学 校	仙石原981	8 4 - 8 0 4 9
	仙 石 原 幼 児 学 園	仙石原981	8 4 - 8 3 8 6
箱 根	箱 根 幼 稚 園	箱根561	8 3 - 6 1 5 9



## 庁用自動車一覧表

(R5・3・31)

	所管課	用途・係	車両番号	車名
1	財務課	町長車	湘南330 ほ 8555	日産 フーガHV
2	〃	議長車	湘南331 む 1185	トヨタ プリウスHV
3	〃	副町長車	湘南502 ふ 3253	日産 セレナ
4	〃	共用乗用	湘南502 も 9047	トヨタ アクア
5	〃	〃 広報車	湘南400 て 8402	トヨタ プロボックス
6	〃	〃 トラック	湘南400 て 8701	日産 アトラス
7	〃	〃 財務課用	湘南480 た 7925	スズキ キャリー
8	〃	〃 バン	湘南480 せ・868	スズキ エブリイ
9	〃	〃 10人乗り	湘南301 ら 9516	トヨタ ハイエース
10	〃	〃 8人乗り	湘南502 ま・191	トヨタ ヴォクシー
11	〃	〃	湘南301 の 7188	日産 リーフ
12	〃	〃	湘南302 せ 5026	日産 リーフ
13	総務防災課	防災対策	湘南800 せ 2282	三菱 デリカD:5
14	保険健康課	国保徴収	湘南480 せ 7128	スズキ エブリイ
15	〃	さくら館	湘南200 さ 1194	トヨタ ハイエース
16	〃	〃	湘南480 そ 3783	スズキ エブリイ
17	福祉課	訪問調査	湘南480 そ 3753	スズキ エブリイ
18	〃	〃	湘南480 そ 8397	スズキ エブリイ
19	〃	介護保険	湘南480 た 7989	スズキ エブリイ
20	〃	介護保険	湘南480 た 1613	スズキ エブリイ
21	子育て支援課	訪問調査	湘南480 そ 572	スズキ エブリイ
22	税務課	町税徴収	湘南580 よ 9756	スズキ ワゴンR
23	学校教育課	施設点検	湘南400 と 8924	トヨタ プロボックス

庁用自動車一覧表

	所管課	用途・係	車輜番号	車名
24	生涯学習課	社会教育センター	湘南480 た 7990	スズキ エブリィ
25	〃	移動図書館車	湘南830 さ 4646	日野 デュトロ
26	〃	関所	湘南400 と 3673	トヨタ プロボックス
27	都市整備課	道路管理	湘南301 め 9327	日産 エクストレイル
28	〃	公園緑地	湘南400 と 3674	トヨタ プロボックス
29	〃	道路パトロール	湘南480 た 997	スズキ エブリィ
30	環境課	灰出車	湘南100 せ 1233	いすゞ フォワード
31	〃	汚泥車	相模45 は 2366	日野 レンジャー
32	〃	美化保全	湘南400 と 1262	トヨタ トヨエース
33	〃	美化保全	湘南480 そ 1119	ダイハツ ハイゼットデッキバン
34	〃	環境センター	相模400 と 999	トヨタ プロボックス
35	観光課	森のふれあい館	湘南502 み 4318	トヨタ シエンタ
36	〃	森のふれあい館	湘南480 そ 8485	スズキ キャリー
37	〃	ジオミュージアム	湘南502 ま 190	トヨタ シエンタ
38	〃	観光課	湘南480 た 5565	スズキ エブリィ
39	〃	湿生花園	湘南400 と 3672	トヨタ プロボックス
40	〃	湿生花園	湘南480 た 1024	スズキ キャリー
41	上下水道温泉課	温泉	湘南400 て 6059	トヨタ プロボックス
42	〃	水道	湘南800 す 8689	三菱 パジェロ
43	〃	水道	湘南480 そ 4405	スズキ エブリィ
44	〃	下水道	湘南400 て 8434	トヨタ プロボックス
45	〃	宮城野浄水センター	湘南400 と 6060	トヨタ タウンエース
46	〃	仙石原浄水センター	湘南400 と 8925	トヨタ プロボックス
47	〃	給水車	湘南800 せ 2892	トヨタ ダイナ

## 燃料販売店一覧表

## 1. ガソリンスタンド

令和5年3月1日現在

事業所名	所在地	電話
中野石油(有) 箱根湯本給油所	湯本 100-1	85-7028
箱根登山トータルサービス(株) 箱根宮ノ下給油所	宮ノ下103	82-3737
ケイエム箱根ドライブサービス(株) 小涌園給油所	小涌谷489	82-2004
出光興産箱根湖尻給油所 山越	元箱根160	84-7022
箱根石油(株) 芦ノ湖給油所	元箱根109-1	83-6615

## 2. LPG

名称	所在地	電話
サントーコー(株) 小田原営業所	湯本100-1	85-5965
箱根ガス石油(株) 本社	宮ノ下468	82-2633
古川(株) 箱根営業所	宮城野636	82-3713
レモンガス(株) 仙石原支店	仙石原 777	84-8912
箱根燃料(株)	元箱根107-2	83-6470

## 3. 高圧ガス

名称	所在地	電話
古川(株) 箱根営業所	宮城野636	82-3713

## 指 定 配 水 池

施 設 名	所 在 地	有効容量m <sup>3</sup>	備 考
強 羅 配 水 池	強羅 1320	1, 2 8 0	箱根パートナーズ (株)箱根水道センター
高 原 配 水 池	仙石原 1245-623	9 8 2	〃
湯 本 茶 屋 浄 水 場	湯本茶屋馬立場 86-4	5 4 6	町営水道
大 平 台 第 2 配 水 池	大平台中山 725-1	5 0 4	〃
鷹 ノ 巣 配 水 池	小涌谷上鷹ノ巣 439-32	6 7 2	〃
芦 之 湯 第 2 配 水 池	芦之湯穂梨平 93-105	3 0 2	〃
元 箱 根 第 3 配 水 池	元箱根二夕子裾通 110-163	5 0 4	〃

## 鋼板プール一覧表

施設名	所在地	構造	容量
箱根の森小学校プール	箱根町宮城野225	鋼板	192m <sup>3</sup>
湯本小学校プール	箱根町湯本399	コンクリート	388m <sup>3</sup>
仙石原小学校プール	箱根町仙石原981	鋼板	410m <sup>3</sup>
総合保健福祉センタープール	箱根町宮城野881-1	ステンレス鋼板	300m <sup>3</sup>

町内の災害時用水井戸等指定箇所一覧表

所有(管理)者	所在地	種別	備考
白山神社	湯本430-1	湧水	
南風荘	湯本茶屋179	井戸	
ホテル仙景	湯本592	湧水	
宮本清	湯本茶屋1	井戸	
渡辺信行	大平台444	湧水	
富士屋ホテル	宮ノ下359	湧水	
(株)對星館	宮ノ下72	湧水	
今井清(今井林之助)	小涌谷442	井戸	
旧宮城野2区自治会	宮城野499	湧水	
旧宮城野4区自治会	宮城野374	湧水	
神保功	宮城野920	井戸	
宮城野国際マス釣り場	宮城野922	湧水	
勝俣賢治	仙石原285	井戸	
勝俣澄雄	仙石原1141	井戸	
勝俣淳	仙石原560	井戸	
勝俣興一	仙石原495	湧水	
大笹史生	仙石原1246	湧水	
川邊ハルト	芦之湯8	湧水	
山のホテル	元箱根80	井戸	
元箱根町営住宅跡下 (駒ヶ岳自治会長)	元箱根103	湧水	
芦之湖漁業協同組合	箱根437	井戸	
強羅公園	強羅1300-329	井戸	
栗原文夫	仙石原671-3	井戸	
(株)勝俣組	強羅1320-128	井戸	
(有)和心亭豊月	元箱根90-42	井戸	

## 給水関係資機材等一覧表

## 1. 箱根パートナーズ(株)箱根水道センター

種別	規格等	保有数	保管場所
給水タンク	アルミ製 1 m <sup>3</sup>	2台	イタリー浄水場(1) 箱根水道センター(1)
飲料水用給水車	三菱ふそう 2t車 積載量(2,000ℓ)	1台	箱根水道センター(1)
折り畳み式給水用具	コンボライフ本体 内袋(1,000ℓ)	1台	箱根水道センター(1)
風船式水槽	1 m <sup>3</sup>	1槽	箱根水道センター(1)
ポリ容器	20ℓ 10ℓ	19個 49個	箱根水道センター(2)、水土野水源(17) 箱根水道センター(23)、水土野水源(26)
水中ポンプ	150ℓ/min	6台	箱根水道センター(4)、 強羅配水池(1) 高原配水池(1)
発電機	1.5 KVA 100V	8台	箱根水道センター(2)、水土野水源(1) 品ノ木水源(1)、イタリー浄水場(1) 強羅配水池(1)、高原配水池(2)
臨時給水栓		3組	箱根水道センター(3)

## 2. 町上下水道温泉課

種別	規格等	保有数	保管場所
給水タンク	アルミ製 1 m <sup>3</sup>	2台	本庁倉庫(1)、鷹ノ巣配水池(1)
運搬水槽 (ウォーターバルン)	1 m <sup>3</sup>	14個	湯本茶屋浄水場(4)、大平台第2配水池(2) 鷹ノ巣配水池(3)、芦之湯第2配水池(1)、 元箱根第3配水池(4)
ポリ容器	10ℓ	167個	本庁倉庫(38)、大平台第2配水池(15)、 鷹ノ巣配水池(99)、元箱根第2配水池(15)
水中ポンプ	180ℓ/h	5台	湯本茶屋浄水場(1)、大平台第2配水池(1) 鷹ノ巣配水池(1)、芦之湯第2配水池(1)、 元箱根第3配水池(1)
発電機	2.0 KVA 100V	5台	同上
仮設給水栓	15A 4口	18台	湯本茶屋浄水場(6)、大平台第2配水池(3)、 鷹ノ巣配水池(5)、芦之湯第2配水池(2)、 元箱根第3配水池(2)

## 4. その他の町給水関係資機材

資料編資料-2「町防災備蓄倉庫・資機材倉庫備蓄品一覧表」

## 箱根町指定給水装置工事事業者一覧表

令和5年3月31日現在

公 認 業 者 名	住 所	電 話
(有) 武井工業所	〒250-0311 箱根町湯本208-1	85-5942
鈴木設備	〒250-0405 " 大平台527-1	82-2396
(有) 山本工業所	〒250-0404 " 大平台409	87-6545
田代工業	〒250-0404 " 宮ノ下281	82-2823
(有) 中島工業所	〒250-0402 " 木賀1013	82-1177
大場設備工業	〒250-0521 " 箱根251-6	83-7628
(有) みのり衛生工業	〒250-0522 " 元箱根90-132	83-5105
(有) 三浦組	〒250-0523 " 芦之湯93	83-6435
小林工業	〒250-0313 " 須雲川87	85-7484
(株) アクアサービス	〒250-0401 " 宮城野1324-74	86-1101
(株) ファーストサービス	〒250-0401 " 宮城野429-1	86-1052
(株) 高島配管所	〒250-0401 " 宮城野211	82-2577
光設備工業(株)	〒250-0401 " 宮城野6-6	82-4334
(株) 三浦工業	〒250-0401 " 宮城野918-21	82-2005
(有) 箱根清掃公社	〒250-0401 " 宮城野921-13	87-6121
山季建設	〒250-0631 " 仙石原1165	84-9262
(有) サトー設備	〒250-0631 " 仙石原1246	84-9833
丸徳建設(株)	〒250-0631 " 仙石原218	84-4411
箱根建設(株)	〒250-0631 " 仙石原239	84-7711
(有) 山内管工事	〒250-0631 " 仙石原1246-1071	84-8294
(有) 松尾配管所	〒250-0631 " 仙石原5	84-8218
白川設備	〒250-0631 " 仙石原533	84-7629
(株) サンコー	〒250-0863 小田原市飯泉733-1	(0465) 44-4380
(株) オガワ	〒250-0207 " 曾我光海16-3	(0465) 36-8515
(有) 中島商会	〒250-0861 " 桑原182-4	(0465) 36-0061
(株) ナカネン	〒250-0206 " 曾我原238	(0465) 42-0458
(有) マルシン	〒250-0803 " 中村原161-3	(0465) 44-3001
(株) エスワイ	〒250-0804 " 羽根尾67-1	(0465) 43-1854



公 認 業 者 名	住 所	電 話
(有)西湘プラミング	〒250-0852 小田原市栢山1065-9	(0465) 37-9042
東海気熱(株)	〒250-0002 " 寿町5-1-5	(0465) 34-0201
(株)田中組	〒250-0014 " 城内2-13	(0465) 23-1681
(株)中央工業	〒250-0851 " 曾比1859	(0465) 36-4435
アソー熱工業(株)	〒250-0866 " 中曾根31-12	(0465) 36-7830
村山設備工業	〒250-0866 " 中曾根52-1	(0465) 38-0691
(株)西川組	〒250-0003 " 東町1-13-35	(0465) 34-2424
花形水道設備工業(有)	〒250-0013 " 南町3-7-15	(0465) 24-1242
タシロ総合設備(株)	〒250-0854 " 飯田岡107	(0465) 36-7219
(株)若尾管工	〒250-0853 " 堀之内315	(0465) 37-0641
(株)熊沢工務店	〒250-0055 " 久野2319	(0465) 34-2511
三栄管工業(株)	〒250-0055 " 久野469	(0465) 34-6816
(株)スガイ設備	〒250-0863 " 飯泉1321	(0465) 49-3792
(株)西山工務店	〒250-0863 " 飯泉833-4	(0465) 48-3848
(株)ニッテク	〒250-0865 " 蓮正寺774-1	(0465) 36-1761
(有)内木水道工業	〒250-0865 " 蓮正寺946	(0465) 36-3412
(有)扇設備工業	〒250-0002 " 寿町3-3-13	(0465) 34-2489
(株)小田原衛生工業	〒250-0002 " 寿町1-1-12	(0465) 35-2038
(株)杉田設備	〒250-0212 " 西大友70-2	(0465) 36-1677
光南管工業(有)	〒250-0012 " 本町1-5-33	(0465) 22-8916
柳下住宅設備(有)	〒250-0012 " 本町2-4-6	(0465) 24-2641
(有)渡辺配管所	〒259-0314 湯河原町宮上533	(0465) 62-4012
杉山管工(株)	〒259-0314 " 宮上82-7	(0465) 62-3175
(有)ナミフサ設備	〒259-0313 " 鍛冶屋335-12	(0465) 62-9295
(株)イズモ・ライフ	〒259-0313 " 鍛冶屋525	(0465) 63-2520
(有)和田設備工業	〒259-0313 " 鍛冶屋716-2	(0465) 63-2717
(有)平石設備工業	〒258-0019 大井町金子1188-2	(0465) 82-4711
(有)石澤管工事	〒258-0018 " 金子1578-1	(0465) 83-4533
杉山設備(有)	〒250-0116 南足柄市三竹317	(0465) 74-7323
日田設備工業(株)	〒250-0124 " 生駒102	(0465) 74-7843
(株)神成工業	〒250-0126 " 狩野672	(0465) 74-0393
(株)塚原設備工業	〒250-0117 " 塚原3369-1	(0465) 74-2236

公 認 業 者 名	住 所	電 話
(有) コ ー ュ ー	〒258-0021 開成町吉田島2618	(0465) 85-3108
(株) 西湘設備工業	〒258-0021 " 吉田島4341-3	(0465) 82-9916
(有) 大沼設備工業	〒258-0021 山北町向原585	(0465) 76-3833
(有) セイワ総合設備	〒257-0012 秦野市西大竹宮ノ前3-10	(0463) 80-3160
恵 設 備 社	〒259-1332 " 八沢616-1	(0463) 89-1180
(株) 神奈川保健事業社	〒231-0032 横浜市金沢区鳥浜町4-18	(045) 772-1432
(株) ヨ コ レ イ	〒240-0053 " 保土ヶ谷区新井町657	(045) 381-4501
(株) 渋谷興業	〒234-0054 " 港南区港南台9-29-5	(045) 831-1212
ワ ン タ イ 建 設 (株)	〒224-0051 " 都筑区富士見が丘7-2	(045) 941-3157
(有) 栄工業	〒252-0815 藤沢市石川6-11-9	(0466) 89-0520
山 羽 工 業 (株)	〒251-0011 " 渡内2-2-7	(0466) 25-2535
飯塚設備工業(株)	〒254-0075 平塚市中原3-16-15	(0463) 31-5256
前田建設商工(有)	〒254-0077 " 東中原1-13-22	(0463) 32-0446
ア サ マ 工 業	〒254-0902 " 徳延44-6	(0463) 31-7979
関 東 設 備 (有)	〒254-0013 " 田村4-19-20	(0463) 55-2896
(有) 荒川設備	〒259-1212 " 岡崎2894	(0463) 58-8006
(株) 根布工業	〒254-0061 " 御殿2-14-26	(0463) 33-5555
(株) クラシアン	〒254-0052 " 平塚4-17-16	(0463) 34-2761
(株) 丹野設備工業所	〒259-1141 伊勢原市上粕屋448-19	(0463) 93-0662
(有) 末吉設備工業	〒259-1135 " 岡崎6693-3	(0463) 93-0352
(有) 加藤工務店	〒243-0018 厚木市中町3-1-7	(046) 221-3526
(株) スクラム	〒243-0206 " 下川入50-2	(046) 230-1071
(株) テクノス三和	〒242-0024 大和市福田2075-1	(046) 267-6068
(株) ファースト	〒412-0042 御殿場市萩原1180-2	(0550) 83-8453
(有) 會澤工業	〒410-1313 駿東郡小山町竹之下2854-4	(0550) 76-0050
(株) 堀の池エンジニアリング	〒410-0873 沼津市大諏訪887-4	(055) 925-0150
稲木設備工業(株)	〒414-0001 伊東市宇佐美1755-12	(0557) 48-9824
愛 管 (株)	〒431-2102 浜松市北区都田町8501-2	(0559) 24-3200
(有) 鈴木設備工業所	〒410-2406 伊豆市日向701	(0558) 72-2207
(株) 井戸松	〒410-0888 沼津市末松町大116	(055) 962-1306
菊水商事(有)	〒412-0036 御殿場市萩蕪100	(0550) 82-0567
(株) 岡田工業	〒181-0004 東京都三鷹市新川4-4-8	(0422) 43-4111

公 認 業 者 名	住 所	電 話
(株) 一 水 工 業	〒403-0007 富士吉田市中曾根 3-5-32	(0555) 2 2 - 0 3 9 5
パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	〒540-0001 大阪府中央区城見 2-1-61	(06) 6 9 4 9 - 2 3 0 1

小田原警察署警備対策（大地震発生時、警戒宣言発令時）

第1 大地震が発生した場合の警備対策

大地震発生に際しては、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期することとする。

1 警備体制の確立

- (1) 大地震の発生と同時に小田原警察署に警察署長を警備本部長とする小田原警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を箱根町災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

2 災害応急対策の実施

- (1) 把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
- (2) 小田原警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
- (3) 警察官は、災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ警察官職務執行法第4条により避難の指示を行い又は避難の措置を講じる。
- (4) 警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。
- (5) 警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- (6) 警察は、住宅地域を中心に二次災害の危険場所等の調査を実施し、二次災害危険場所等を把握した場合は、箱根町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すものとする。
- (7) 警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

3 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

警察は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努める。

4 津波対策

- (1) 警察は、迅速かつ正確な津波予報の伝達のため、伝達体制及び設備の充実を図るとともに、わかりやすい伝達に努めるものとする。
- (2) 警察は、津波予報が発令された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合若しくは危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。また、この場合において、沿岸市町長からの要請があったときは、避難の指示を行うものとする。

## 5 事前対策

- (1) 警察は、平素から市町村に対し、死体見分場所、遺体安置場所、部隊等の宿泊に要する拠点施設の確保及び応急対策活動に必要な装備資機材、防災関係機関との情報通信ネットワークシステム等の通信資機材整備について、働き掛けを行うものとする。
- (2) 警察は、防災訓練等を通じて、地域住民等に対し、地震及び津波に関する知識、避難場所、避難路、避難方法、交通規制措置等について周知徹底を図るものとする。

## 第2 大地震が発生した場合の交通対策

県警察は、大地震が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急通行車両の円滑な通行と地域住民等の速やかな避難の実施を図るため、緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

### 1 交通規制に関する措置等

- (1) 県公安委員会は、県内又は隣接する都県（東京都、静岡県及び山梨県）において発生した震災について、災害応急対策活動のための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

通行の禁止又は制限を実施するに当たっては、被災地を管轄する都県公安委員会、都県知事又は市町村と緊密に連絡し、被災地の実態並びに道路及び交通の状況を把握の上行うものとする。

- (2) 県公安委員会は、上記(1)による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者及び関係する隣接都県公安委員会に対して速やかに通知（連絡）するとともに、報道機関の協力、立看板等の設置により、一般に周知するように努めるものとする。
- (3) 緊急交通路の確保等の所要の交通対策は、東海地震、県西部地震又は南関東地震（小規模、中規模、大規模又は超大規模）の規模・状況等に応じて行うものとし、警察署長は、地震発生直後直ちに「神奈川県警察大震災等警備計画」に定める交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施する。

#### ア 通行禁止区域

県公安委員会が地震の被災規模・状況に応じて定めた通行禁止区域において、緊急車両以外の一般車両の通行を禁止する。

#### イ 通行制限区域

県公安委員会が地震の被災規模・状況に応じて定めた通行制限区域において、通行禁止区域方向へ進行する緊急通行車両以外の一般車両の通行を制限する。

#### ウ 通行禁止区域及び通行制限区域におけるう回路

通行の禁止及び制限の措置の実効を担保するため、通行禁止区域及び通行制限区域を囲む外周道路をう回路とし、緊急通行車両以外の車両で通行禁止区域へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするものとする。

するものの通行を規制するとともに、通行禁止区域、通行制限区域を除く他の地域へう回させる。

#### エ 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定することを想定した道路（別表「大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表」）の中から県公安委員会が道路の被災状況等を勘案の上指定した道路について、災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。

#### オ 交通検問所の設置

大震災発生と同時にあらかじめ定められている交通検問所等を設置し、緊急交通路の指定、防災関係公共施設から緊急交通路に連絡する道路の確保、緊急通行車両の確認事務及び現場広報等所要の交通対策を行う。

#### カ 津波の来襲が予想される場合の規制要領

相模湾、東京湾西岸に津波の来襲が予想される場合においては、京浜東北線の都県境から新杉田駅まで、京浜急行線の杉田駅からJR田浦変電所まで、横須賀線のJR田浦変電所から大船駅まで、東海道本線の大船駅から静岡県境までを規制線とし、規制線から海岸方向へは全道路について、緊急通行車両以外の通行を禁止する。

### 2 運転者のとるべき措置

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

## 第3 警戒宣言が発令された場合の警備対策

県警察は、地震予知情報等の公表に伴い、東海地震に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

### 1 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により、判定会招集決定の通知を受理したときは、直ちに小田原警察署に警察署長を警備本部長とする小田原警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、所要の要員を箱根町災害対策本部に派遣し、協力・連携体制を強化する。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

### 2 警戒宣言発令時対策

警察が実施すべき警戒宣言発令時対策に係る措置については、概ね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

地震予知情報等が公表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施する。

- ア ○○市町村が行う地震予知情報等の伝達への協力
- イ 各種情報の収集・伝達
- ウ 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡
- エ 住民等への情報伝達活動

(2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を実施する。

- ア 地震予知情報等に関する正確な情報
- イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- オ 不法事案を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防・取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

3 緊急整備事業施設等の整備

大規模地震対策特別措置法第6条第1項第2号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策が効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮するものとする。

#### 第4 警戒宣言が発令された場合の交通対策

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送車両の円滑な通行と地域住民等の避難の実施を確保するため、緊急交通路の確保等所要の交通対策を実施する。

1 交通規制に関する措置等

(1) 県公安委員会は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、地震防災応急対策活動のための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、区域又は道路の区間を指定して緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

通行の禁止又は制限を実施するに当たっては、隣接する都県公安委員会、都県知事又は市町村と緊密に連絡し、交通の状況を把握の上行うものとする。

(2) 県公安委員会は、上記(1)による通行の禁止又は制限を行うときは、その規制内容を当該道路管理者及び関係する隣接都県公安委員会に対して速やかに通知（連絡）

するとともに、報道機関の協力、立看板等の設置により、一般に周知するように努めるものとする。

- (3) 警察署長は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合、直ちに「神奈川県警察大震災等警備計画」に定める交通検問所等に所要の警察官を配置し、次のとおり交通規制等を実施する。

ア 通行禁止区域

県公安委員会が定めた通行禁止区域において、緊急輸送車両以外の一般車両の通行を禁止する。

イ 通行制限区域

県公安委員会が定めた通行制限区域において、通行禁止区域方向へ進行する緊急輸送車両以外の一般車両の通行を制限する。

ウ 通行禁止区域及び通行制限区域におけるう回路

通行の禁止及び制限の措置の実効を担保するため、通行禁止区域及び通行制限区域を囲む外周道路をう回路とし、緊急輸送車両以外の車両で通行禁止区域へ進入しようとするもの及び通行制限区域を経由して通行禁止区域内へ進入しようとするものの通行を規制するとともに、通行禁止区域、通行制限区域を除く他の地域へう回させる。

エ 緊急交通路の確保

県公安委員会が緊急交通路として指定することを想定した道路（第2の1の(3)のエに定める大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表）の中から緊急交通路として指定した道路について、緊急輸送車両以外の一般車両の通行を禁止する交通規制を行い、緊急交通路を確保する。

オ 交通検問所の設置

警戒宣言発令と同時にあらかじめ定められている交通検問所等を設置し、緊急交通路の指定、防災関係公共施設から緊急交通路に連絡する道路の確保、緊急輸送車両の確認事務及び現場広報等所要の交通対策を行う。

カ 津波の来襲が予想される場合の規制要領

相模湾、東京湾西岸に津波の来襲が予想される場合においては、京浜東北線の都県境から新杉田駅まで、京浜急行線の杉田駅からJR田浦変電所まで、横須賀線のJR田浦変電所から大船駅まで、東海道本線の大船駅から静岡県境までを規制線とし、規制線から海側方向へは全道路について、緊急通行車両以外の通行を禁止する。

2 運転者のとるべき措置

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (3) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- (5) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。



## 土砂災害危険箇所等

## 地すべり防止区域

〔地すべり等防止法〕第3条に基づく指定)

整理番号	区域名	所在地	建設省告示番号	指定年月日	面積(ha)
1	大涌沢	箱根町仙石原	1996	S33.11.15	43.8
2	早雲山	〃 強羅	1996	S33.11.15 H10.5.29	35.1

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」  
に基づく区域一覧表

整理番号	区域の名称	所在地	保全家屋数	指定年月日	面積(ha)
1	湯本前田	湯本字前田	5戸	H9.1.17	1.51

砂防指定地(その1)

平成26年4月1日現在

整理番号	河川名	建設省 指定番号	指定年月日	
1	早川	745	S42. 3. 22	
		2, 251	S37. 9. 19	
		①	1, 149	S28. 6. 29
			88	S10. 2. 27
		②	222	H18. 2. 9
		③	415	H12. 6. 11
		④	222	H18. 2. 9
		⑤	500	T13. 8. 30
		⑥	222	H18. 2. 9
			415	S12. 6. 11
		⑦	1, 079	S25. 9. 21
			2, 273	S35. 10. 22
		⑧	816	S24. 9. 29
2, 273	S35. 10. 22			
2	宮沢川	534	S49. 4. 3	
3	吾性沢	1, 661	S46. 10. 4	
4	悪沢	500	T13. 8. 30	
5	常盤沢	500	T13. 8. 30	
6	引込沢	500	T13. 8. 30	
7	蛭沢	500	T13. 8. 30	
8	大平台大沢	500	T13. 8. 30	
9	中の沢	500	T13. 8. 30	
10	乙女口沢	①	606 H 4. 3. 12	
		②	2, 166 H 9. 12. 22	
11	笹良沢	500	T13. 8. 30	
12	蛇骨川	2, 274	S35. 10. 22	
		30	S 5. 2. 5	
13	車沢	2, 274	S35. 10. 22	
14	境沢	116	S47. 2. 1	
		1, 022	S45. 7. 6	
15	須沢	①	365 S 8. 10. 30	
		390	S14. 7. 11	
②	2, 251	S37. 9. 15		
	16	瀬戸沢	①	93 S24. 2. 10
②	1, 697	H13. 12. 5		
	17	寺沢	①	1, 022 S45. 7. 6
②	217	H22. 3. 24		
	18	上ノ沢	①	1, 022 S45. 7. 6
②			660 H11. 3. 17	
19	火打沢	①	93 S24. 2. 10	
		②	2, 251 S37. 9. 15	
20	宮沢	①	415 H18. 10. 27	
		②	461 S24. 2. 10	
21	宮城野沢	1, 251	H18. 10. 27	
22	大沢	1, 022	S45. 7. 6	

整理番号	河川名	建設省 指定番号	指定年月日	
23	大涌沢	2, 251	S37. 9. 15	
		244	S 8. 8. 5	
24	大畑沢	235	S38. 2. 19	
25	丸山沢	107	S62. 1. 26	
26	唐沢	2, 251	S37. 9. 15	
27	金時沢	1, 698	H 1. 10. 6	
28	杓子沢	2, 251	S37. 9. 15	
29	片平沢	2, 867	S37. 11. 14	
30	丸岳沢	352	S48. 2. 23	
31	蛭川	745	S42. 3. 22	
32	大芝沢	1, 215	S56. 6. 26	
33	元箱根川	2, 338	S35. 11. 1	
34	須雲川	①	173 S 6. 7. 24	
		②	173 S 6. 7. 24	
		③	461	S 2. 10. 21
			173	S 6. 7. 24
		④	2, 209	S36. 9. 29
			222	H18. 2. 9
		⑥	38	T15. 3. 25
		⑦	222	H18. 2. 9
		⑧	415	S12. 6. 11
⑨	(二子山)	86 S 8. 3. 30		
35	猿沢	38	T15. 3. 25	
36	記念沢	38	T15. 3. 25	
37	観音沢	38	T15. 3. 25	
38	葛原沢	173	S 6. 7. 24	
		173	S 6. 7. 24	
39	堀木沢	173	S 6. 7. 24	
		461	S 2. 10. 21	
40	二ノ搭沢	173	S 6. 7. 24	
41	唐沢	1, 831	S31. 11. 20	
42	前土沢	2, 209	S36. 9. 29	
43	焼野沢	2, 209	S36. 9. 29	
44	大沢	173	S 6. 7. 24	
		2, 209	S36. 9. 29	
45	天狗沢	415	S12. 6. 11	
		461	S 2. 10. 21	
46	ウズ(埋)森沢	173	S 6. 7. 24	
47	椿沢	173	S 6. 7. 24	
		215	S 4. 6. 29	
48	弁天山沢	274	H 7. 2. 22	
49	水無河原沢	413	S10. 7. 1	
50	前榎沢	173	S 6. 7. 24	
51	大櫓	173	S 6. 7. 24	
52	中清水沢	173	S 6. 7. 24	

砂 防 指 定 地 (その2)

整理 番号	河 川 名	建設省 指定番号	指定年月日
53	丸 山 沢	173	S 6. 7. 24
54	乙 女 沢	2,018	H12. 10. 18
55	箱根唐沢	①	H15. 11. 13
		②	H17. 3. 14
56	卵 花 沢	149	H22. 3. 5

崩壊危険箇所（その１）

（自然斜面）

箇所番号	箇所名	所在地	ランク
382-I-001	笹尾台別荘地ⅠA	仙石原	Ⅰ
382-I-002	仙石原ⅠA	〃	Ⅰ
382-I-003	笹尾台別荘地ⅠA	〃	Ⅰ
382-I-004	元湯場ⅠA	〃	Ⅰ
382-I-005	小塚山	〃	Ⅰ
382-I-006	小塚原ⅠA	〃	Ⅰ
382-I-007	強羅ⅠA	強 羅	Ⅰ
382-I-008	仙石原ⅠB	仙石原	Ⅰ
382-I-009	強羅ⅠD	強 羅	Ⅰ
382-I-010	宮城野ⅠB	宮城野	Ⅰ
382-I-011	強羅ⅠB	強 羅	Ⅰ
382-I-012	宮城野ⅠD	宮城野	Ⅰ
382-I-013	底倉ⅠA	底 倉	Ⅰ
382-I-014	二ノ平ⅠA	二ノ平	Ⅰ
382-I-015	宮ノ下ⅠA	宮ノ下	Ⅰ
382-I-016	宮ノ下ⅠD	〃	Ⅰ
382-I-017	二ノ平ⅠB	二ノ平	Ⅰ
382-I-018	二ノ平ⅠC	〃	Ⅰ
382-I-019	宮ノ下ⅠC	宮ノ下	Ⅰ
382-I-020	大平台ⅠD	大平台	Ⅰ
382-I-021	塔ノ沢ⅠA	塔ノ沢	Ⅱ
382-I-022	湯場ⅠA	湯 本	Ⅱ
382-I-023	塔ノ沢ⅠE	塔ノ沢	Ⅱ
382-I-024	湯本ⅠA	湯 本	Ⅱ
382-I-025	神明町ⅠB	〃	Ⅱ
382-I-026	元箱根ⅠB	元箱根	Ⅱ
382-I-027	湯場	芦之湯	Ⅱ
382-I-028	向山	須雲川	Ⅱ
382-I-029	湯坂山	湯 本	Ⅱ
382-I-030	花ノ木沢ⅠA	湯本茶屋	Ⅱ
382-I-031	下河原ⅠA	〃	Ⅱ
382-I-032	神明町ⅠA	湯 本	Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地	ランク
382-I-033	二夕子	芦之湯	Ⅱ
382-I-034	ドンキン	箱 根	Ⅱ
382-I-035	男駒山	〃	Ⅱ
382-I-036	大平台ⅠB	大平台	Ⅱ
382-I B-501	下向ⅠA	仙石原	Ⅱ
382-I B-502	小田原町ⅠB	箱 根	Ⅱ
382-I B-503	小田原町ⅠC	〃	Ⅱ
382-I B-504	小田原町ⅠA	〃	Ⅱ
382-I B-505	見嶋町	〃	Ⅱ
382-I B-506	ツが尾	宮城野	Ⅱ
382-I B-507	明神平ⅠA	〃	Ⅱ
382-I B-508	明神平ⅠC	〃	Ⅱ
382-I B-509	湯本ⅠB	湯 本	Ⅱ
382-I B-510	片倉	〃	Ⅱ
382-I B-511	神明町ⅠC	〃	Ⅱ
382-I C-801	大平台ⅠC	大平台	Ⅱ
382-I C-802	禅月山ⅠA	元箱根	Ⅱ
382-I C-803	元箱根地区	〃	Ⅱ
382-I C-804	元箱根ⅠD	〃	Ⅱ
382-I C-805	和田ノ角	〃	Ⅱ
382-I C-806	蛸川ⅠA	〃	Ⅱ
382-I C-807	蛸川ⅠB	〃	Ⅱ
382-I D-901	大平台ⅠA	大平台	Ⅱ
382-I D-902	大平台ⅠE	〃	Ⅱ
382-I D-903	小涌谷	小涌谷	Ⅱ
382-I D-904	強羅ⅠC	強 羅	Ⅱ
382-I D-905	板里ⅠA	〃	Ⅱ
382-I D-906	元湯場ⅠB	仙石原	Ⅱ
382-I D-907	春山荘クラブⅠA	〃	Ⅱ
382-I D-908	底倉ⅠA	底 倉	Ⅱ
382-I D-909	底倉ⅡA	〃	Ⅱ
382-I D-910	塔ノ沢ⅠB	塔ノ沢	Ⅱ

崩壊危険箇所（その２）

（自然斜面）

箇所番号	箇所名	所在地	ランク
382- I D-911	塔ノ沢 I D	塔ノ沢	Ⅱ
382- I D-912	塔ノ沢 I C	〃	Ⅱ
382- I D-913	大平	畑 宿	Ⅱ
382- I D-914	さかさ富士地区	箱 根	Ⅱ
382- I D-915	新谷町	〃	Ⅱ
382- I D-916	明神平 I B	宮城野	Ⅱ
382- I D-917	宮城野 I C	〃	Ⅱ
382- I D-918	宮城野 I A	〃	Ⅱ
382- I D-919	宮ノ下 I B	宮ノ下	Ⅱ
382- I D-920	元箱根 I A	元箱根	Ⅱ
382- I D-921	本宮山 I B	〃	Ⅱ
382- I D-922	本宮山 I A	〃	Ⅱ
382- I D-923	陣ヶ岳	〃	Ⅱ
382- I D-924	元箱根 I C	〃	Ⅱ
382- I D-925	銷突石	湯本茶屋	Ⅱ
382- I D-926	観音沢 I B	〃	Ⅱ
382- I D-927	葛原	湯 本	Ⅱ
382- I D-928	下河原 I B	湯本茶屋	Ⅱ
382- I D-929	花ノ木沢 I A	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-001	弁天山ⅡA	芦之湯	Ⅱ
382- Ⅱ-002	弁天山ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-003	弁天山ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-004	弁天山ⅡD	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-005	朝日ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-006	朝日ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-007	朝日ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-008	木賀ⅡA	木 賀	Ⅱ
382- Ⅱ-009	木賀ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-010	木賀ⅡD	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-011	強羅ⅡA	強 羅	Ⅱ
382- Ⅱ-012	板里ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-013	板里ⅡB	〃	Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地	ランク
382- Ⅱ-014	板里ⅡC	強 羅	Ⅱ
382- Ⅱ-015	下湯	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-016	箱根早雲郷	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-017	強羅ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-018	笛塚ⅡA	小涌谷	Ⅱ
382- Ⅱ-019	笛塚ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-020	唐沢ⅡA	仙石原	Ⅱ
382- Ⅱ-021	唐沢ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-022	唐沢ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-023	唐沢ⅡD	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-024	大井平	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-025	大沢向ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-026	大沢向ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-027	片平	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-028	小塚原 I B	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-029	仙石原ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-030	仙石原ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-031	仙石原ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-032	仙石原ⅡD	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-033	仙石原ⅡF	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-034	笹尾台ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-035	俵石ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-036	俵石ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-037	俵石ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-038	長尾	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-039	箱根仙石原	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-040	箱根仙石原	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-041	元湯場ⅡA	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-042	元湯場ⅡB	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-043	元湯場ⅡC	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-044	元湯場ⅡD	〃	Ⅱ
382- Ⅱ-045	台ヶ獄	〃	Ⅱ

崩壊危険箇所（その３）

（自然斜面）

箇所番号	箇所名	所在地	ランク
382-II-046	塔ノ沢ⅡA	塔ノ沢	Ⅱ
382-II-047	塔ノ沢ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-048	二ノ平ⅡA	二ノ平	Ⅱ
382-II-049	二ノ平ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-050	二ノ平ⅡC	〃	Ⅱ
382-II-051	箱根	箱根	Ⅱ
382-II-052	境本	〃	Ⅱ
382-II-053	畑宿ⅡA	畑宿	Ⅱ
382-II-054	畑尾道	〃	Ⅱ
382-II-055	西住環左	〃	Ⅱ
382-II-056	山根ⅡA	〃	Ⅱ
382-II-057	山根ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-058	山根ⅡC	〃	Ⅱ
382-II-059	畑宿ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-060	二子山	〃	Ⅱ
382-II-061	花ノ木沢ⅠC	湯本茶屋	Ⅱ
382-II-062	萩山	宮城野	Ⅱ
382-II-063	箱根明神平ⅡA	〃	Ⅱ
382-II-064	箱根明神平ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-065	箱根明神平ⅡC	〃	Ⅱ
382-II-066	貉石ⅡA	〃	Ⅱ
382-II-067	貉石ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-068	貉石ⅡC	〃	Ⅱ
382-II-069	明神平ⅡA	〃	Ⅱ
382-II-070	明神平ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-071	宮城野ⅡA	〃	Ⅱ
382-II-072	宮城野ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-073	宮城野ⅡC	〃	Ⅱ
382-II-074	宮城野ⅡD	〃	Ⅱ
382-II-075	宮城野ⅡE	〃	Ⅱ
382-II-076	禅月山ⅡA	元箱根	Ⅱ
382-II-077	元箱根ⅡA	〃	Ⅱ

箇所番号	箇所名	所在地	ランク
382-II-078	元箱根ⅡC	元箱根	Ⅱ
382-II-079	元箱根ⅡB	〃	Ⅱ
382-II-080	元箱根ⅡE	〃	Ⅱ
382-II-081	元箱根ⅡH	〃	Ⅱ
382-II-082	元箱根ⅡI	〃	Ⅱ
382-II-083	湯本ⅡA	湯本	Ⅱ
382-II-084	馬立場	湯本茶屋	Ⅱ
382-Ⅲ-001	大涌谷ⅢA	仙石原	Ⅲ
382-Ⅲ-002	大涌谷ⅢB	〃	Ⅲ
382-Ⅲ-003	片平ⅢA	〃	Ⅲ
382-Ⅲ-004	片平ⅢB	〃	Ⅲ
382-Ⅲ-005	雑木ⅢA	須雲川	Ⅲ
382-Ⅲ-006	台ヶ獄ⅢA	仙石原	Ⅲ
382-Ⅲ-007	箱根早雲郷ⅢA	強羅	Ⅲ
382-Ⅲ-008	文庫山ⅢA	畑宿	Ⅲ

（人工斜面）

382-I人-001	俵石ⅠA	仙石原	Ⅰ
382-I人-002	宮ノ下ⅠF	宮ノ下	Ⅰ
382-I人-003	大平台ⅠF	大平台	Ⅰ
382-I人-004	宮ノ下ⅠE	宮ノ下	Ⅰ
382-I人-005	湯本ⅠC	湯本	Ⅰ
382-I人-006	湯本ⅠB	〃	Ⅰ
382-I人-007	湯本ⅠF	〃	Ⅰ
382-I人-008	湯本ⅠD	〃	Ⅰ
382-I人-009	湯本ⅠE	〃	Ⅰ
382-I人-010	坂下ⅠB	元箱根	Ⅰ
382-I人-011	坂下ⅠA	〃	Ⅰ

土石流危険溪流一覧(その1)

溪流番号	河川名	溪流名	流域面積
42001	須雲川	猿沢	2.03
42002	〃	観音沢	0.10
42003	〃	葛原沢	0.11
42004	〃	堀木沢	0.25
42005	〃	二の塔沢	0.87
42006	〃	天狗沢	1.06
42007	〃	椿沢	0.98
42008	〃	前榎沢	0.38
42009	〃	大攀沢	0.36
42010	〃	中清水沢	0.20
42011	〃	丸山沢	0.08
42012	〃	鞍掛沢	1.08
42013	〃	大窪沢	0.39
42014	〃	水無河原沢	0.50
42015	〃	須雲大沢	1.80
42016	〃	唐沢	1.35
42017	早川	蛇骨沢	4.04
42018	〃	車沢	2.26
42019	〃	須沢	0.97
42020	〃	強羅大沢	0.54
42021	〃	大石沢	0.28
42022	〃	大涌沢	1.04
42023	〃	大畑沢	1.18
42024	〃	台ヶ岳沢	0.46
42025	〃	高原沢	0.35
42026	〃	蛸沢	1.12
42027	〃	駒沢	0.25
42028	〃	蛭川	0.46

溪流番号	河川名	溪流名	流域面積
42029	早川	元箱根川	0.52
42030	〃	御殿沢	0.07
42031	〃	サイノ沢	0.09
42032	〃	第2サイノ沢	0.03
42033	〃	七洞第一沢	0.11
42034	〃	七洞第二沢	0.04
42035	〃	明神第二沢	0.02
42036	〃	明神第一沢	0.03
42037	〃	明神川	0.71
42038	〃	芦川沢	0.07
42039	唐沢	杓子沢	0.31
42040	〃	丸岳沢	0.13
42041	〃	片平沢	0.12
42042	〃	乙女沢	0.09
42043	早川	金山沢	0.45
42044	〃	金時沢	0.54
42045	〃	太郎沢	0.15
42046	〃	矢倉沢	0.07
42047	〃	淀沢	0.20
42048	〃	卯花沢	0.29
42049	〃	俵石沢	0.05
42050	〃	向沢	0.33
42051	〃	丸山沢	0.14
42052	〃	大井沢	0.07
42053	〃	矢落沢	0.54
42054	〃	火打沢	2.41
42055	〃	宮沢	0.24
42056	〃	宮城野沢	0.15

土石流危険溪流一覧（その２）

溪流番号	河川名	溪流名	流域面積
42057	早川	瀬戸沢	0.94
42058	〃	寺沢	0.32
42059	〃	上の沢	0.09
42060	〃	山畦沢	0.49
42061	〃	塔の沢	0.72
42062	〃	阿弥陀寺沢	0.30
42063	〃	開沢	0.28
42064	〃	山崎沢	0.06
42065	〃	第2山崎沢	0.05
42066	須雲川	記念沢	0.02
42067	〃	前土沢	0.05
42068	〃	焼野沢	0.16
42069	〃	ウズモリ沢	0.07

溪流番号	河川名	溪流名	流域番号
42070	早川	蛭沢	0.06
42071	〃	境沢	0.16
42072	〃	大芝沢	0.52
42073	〃	乙女口沢	0.22
42601	〃	悪沢	0.17
42602	〃	常磐沢	0.36
42603	〃	引込沢	1.19
42604	〃	大平台大沢	0.34
42605	〃	中の沢	0.30
42606	〃	笹良沢	0.13
42607	〃	畑引山沢	0.05
42608	〃	白浜沢	0.36
42609	〃	箒ヶ鼻沢	0.32



土砂災害警戒区域指定地（土石流）  
区・警戒避難体制

令和5年3月31日現在

区域	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制			
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警 戒	特 別 警 戒	行政機関 【連絡先】	最寄の避難所		
							名称	収容 人員 (人)	
湯 本 地 域	1	湯本茶屋	猿 沢 4 2 0 0 1	H17. 12. 27 第 7 9 9 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	2	湯本茶屋	観 音 沢 4 2 0 0 2	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	3	須雲川	葛 原 沢 4 2 0 0 3	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	4	須雲川	堀 木 沢 4 2 0 0 4	H18. 12. 19 第 6 6 3 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	5	須雲川	二ノ塔沢 4 2 0 0 5	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	6	畑 宿	天 狗 沢 4 2 0 0 6	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	7	畑 宿	椿 沢 4 2 0 0 7 - 1	H18. 12. 19 第 6 6 3 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	8	畑 宿	弁天山沢 4 2 0 0 7 - 2	H18. 12. 19 第 6 6 3 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	9	畑 宿	前 榎 沢 4 2 0 0 8	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	10	畑 宿	大 樺 沢 4 2 0 0 9	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	11	畑 宿	中 清 水 沢 4 2 0 1 0	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	12	畑 宿	丸 山 沢 4 2 0 1 1	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	13	湯本茶屋	記 念 沢 4 2 0 6 6	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	14	畑 宿	前 土 沢 4 2 0 6 7	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	15	畑 宿	焼 野 沢 4 2 0 6 8	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	16	畑 宿	ウズモリ沢 4 2 0 6 9	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	17	畑 宿	第二天狗沢 4 2 9 0 2	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
	18	畑 宿	箱根新道2 4 2 9 0 3	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200

19	畑 宿	須雲大沢 42015	H18. 12. 19 第 663 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
20	須雲川	唐 沢 42016	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
21	塔之沢	塔ノ沢 42061	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根観光物産館	40
22	塔之沢	阿弥陀寺沢 42062	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根観光物産館	40
23	湯 本	開 沢 42063	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本地域スポーツ施設	200
24	湯 本	山崎沢 42064	H18. 12. 19 第 663 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本地域スポーツ施設	200
25	湯 本	第二山崎沢 42065	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本地域スポーツ施設	200
26	畑 宿	鞍掛沢 42012	H23. 10. 21 第 579 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	湯本小学校	200
27	湯 本	吾性川 41019	H24. 6. 29 第 382 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	湯本地域スポーツ施設	200
28	宮ノ下	笹良沢 42606	H17. 12. 27 第 799 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	温泉公民館	35
29	宮ノ下 小涌谷	蛇骨沢 1 42017-1	H20. 4. 1 第 230 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	社会教育センター	140
30	芦之湯 小涌谷	蛇骨沢 2 42017-2	H20. 4. 1 第 230 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	社会教育センター 芦之湯集会場	140
31	芦之湯 小涌谷	蛇骨沢 3 42017-3	H30. 3. 23 第 155 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	社会教育センター 芦之湯集会場	140
32	元箱根 芦之湯	蛇骨沢 4 42017-4	H20. 4. 1 第 230 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	芦之湯集会所	30
33	小涌谷	車 沢 42018	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	社会教育センター	140
34	堂ヶ島	山畦沢 42060	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	温泉公民館	35
35	大平台	蛭 沢 42070	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	大平台集会所	70
36	小涌谷	境 沢 42071	H17. 12. 27 第 800 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	社会教育センター 箱根恵明学園	140
37	大平台	悪 沢 42601	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	大平台集会所	70
38	大平台	常磐沢 42602	H30. 3. 23 第 155 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	大平台集会所	70
39	大平台	引込沢 42603	H18. 12. 19 第 664 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	大平台集会所	70

	40	大 平 台	大 平 台 大 沢 4 2 6 0 4	H30. 3. 23 第 1 5 5 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	大 平 台 集 会 所	70	
	41	宮 ノ 下	中 の 沢 4 2 6 0 5	H18. 12. 19 第 6 6 4 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	大 平 台 集 会 所	70	
宮 城 野 地 域	42	強 二 木	羅 平 賀	須 沢 4 2 0 1 9	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	箱 根 中 学 校	450
	43	強	羅	強 羅 大 沢 4 2 0 2 0	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	総 合 保 健 福 祉 セ ン タ ー さ くら 館	60
	44	強	羅	大 石 沢 1 4 2 0 2 1 - 1	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	老 人 福 祉 セ ン タ ー や ま な み 荘	150
	45	強	羅	大 石 沢 2 4 2 0 2 1 - 2	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	老 人 福 祉 セ ン タ ー や ま な み 荘	150
	46	強	羅	大 石 沢 3 4 2 0 2 1 - 3	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	老 人 福 祉 セ ン タ ー や ま な み 荘	150
	47	宮 城 野		火 打 沢 4 2 0 5 4	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	総 合 保 健 福 祉 セ ン タ ー さ くら 館	60
	48	宮 城 野		宮 沢 4 2 0 5 5	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	総 合 保 健 福 祉 セ ン タ ー さ くら 館	60
	49	宮 城 野		宮 城 野 沢 4 2 0 5 6	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	総 合 保 健 福 祉 セ ン タ ー さ くら 館	60
	50	宮 城 野		瀬 戸 沢 4 2 0 5 7	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	宮 城 野 公 民 館	60
	51	宮 城 野		寺 沢 4 2 0 5 8	H30. 3. 23 第 1 5 6 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	箱 根 の 森 小 学 校	200
52	宮 城 野		上 の 沢 4 2 0 5 9	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	箱 根 の 森 小 学 校	200	
仙 石 原 地 域	53	強 仙 石 原	羅 石 原	大 涌 沢 4 2 0 2 2	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	レ イ ク ア リ ー ナ 箱 根	650
	54	仙 石 原		大 畑 沢 4 2 0 2 3	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 小 学 校	200
	55	仙 石 原		台 ケ 岳 沢 4 2 0 2 4	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 文 化 セ ン タ ー	140
	56	仙 石 原		高 原 沢 4 2 0 2 5	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	旧 仙 石 原 中 学 校	450
	57	仙 石 原		淀 沢 4 2 0 4 7	H17. 12. 27 第 8 0 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 小 学 校	200
	58	仙 石 原		卯 花 沢 4 2 0 4 8	H30. 3. 23 第 1 5 5 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 小 学 校	200
	59	仙 石 原		俵 石 沢 4 2 0 4 9	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 小 学 校	200
	60	仙 石 原		向 沢 4 2 0 5 0	H20. 4. 1 第 2 3 0 号	○	○	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 小 学 校	200
	61	仙 石 原		丸 山 沢 4 2 0 5 1	H20. 4. 1 第 2 2 9 号	○	—	箱 根 町 総 務 部 総 務 防 災 課	仙 石 原 小 学 校	200

仙 石 原 地 域	62	仙石原	大井沢 42052	H20. 4. 1 第230号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	仙石原小学校	200
	63	宮城野 仙石原	矢落沢 42053	H20. 4. 1 第230号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	仙石原小学校	200
	64	仙石原	杓子沢 42039	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	65	仙石原	丸岳沢 42040	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	66	仙石原	片平沢 42041	H23. 10. 21 第578号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	67	仙石原	乙女沢 42042	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	68	仙石原	金山沢 42043	H30. 3. 23 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	69	仙石原	金時沢 42044	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	70	仙石原	太郎沢 42045	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	71	仙石原	矢倉沢 42046	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	72	仙石原	乙女口沢1 42073-1	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	73	仙石原	乙女口沢2 42073-2	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	旧仙石原中学校	450
	箱 根 地 域	74	元箱根	蛭川 42028	H17. 12. 27 第799号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	仙石原小学校
75		芦之湯	湯の花沢 42908	H20. 4. 1 第229号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	芦之湯集会所	30
76		箱根	大窪沢 42013	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
77		箱根	水無河原沢 42014	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
78		元箱根	御殿沢 42030	H23. 10. 21 第578号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	箱根地域スポーツ施設	170
79		元箱根	サイノ沢 42031	H23. 10. 21 第578号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	箱根地域スポーツ施設	170
80		元箱根	第2サイノ沢 42032	H23. 10. 21 第578号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	箱根地域スポーツ施設	170
81		箱根	七洞第一沢 42033	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
82		箱根	七洞第二沢 42034	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
83		箱根	明神第二沢 42035	H23. 10. 21 第579号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60

箱 根 地 域	84	箱 根	明神第一沢 4 2 0 3 6	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	85	箱 根	明 神 川 4 2 0 3 7	H23. 10. 21 第 5 7 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	86	箱 根	芦 川 沢 4 2 0 3 8	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	87	箱 根	畑 引 山 沢 4 2 6 0 7	H23. 10. 21 第 5 7 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	88	箱 根	白 浜 沢 4 2 6 0 8	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	89	箱 根	箒ヶ鼻沢 4 2 6 0 9	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	90	箱 根	箱 根 唐 沢 4 2 9 0 4	H23. 10. 21 第 5 7 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	91	元 箱 根	百貫ノ鼻沢 1 4 2 9 0 5 - 1	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	92	元 箱 根	百貫ノ鼻沢 2 4 2 9 0 5 - 2	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	箱根集会所	60
	93	元 箱 根	蛸 川 1 4 2 0 2 6 - 1	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
	94	元 箱 根	蛸 川 2 4 2 0 2 6 - 2	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
	95	元 箱 根	蛸 川 3 4 2 0 2 6 - 3	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
	96	元 箱 根	駒 沢 4 2 0 2 7	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
	97	元 箱 根	元 箱 根 川 4 2 0 2 9	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
	98	元 箱 根	大 芝 沢 4 2 0 7 2	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	元箱根集会所	60
	99	元 箱 根	湖 尻 川 4 2 9 0 1	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	レイクアリーナ箱根	650
	100	元 箱 根	防ヶ沢 1 4 2 9 0 6	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	レイクアリーナ箱根	650
101	元 箱 根	防ヶ沢 2 4 2 9 0 7	H23. 10. 21 第 5 7 9 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課	レイクアリーナ箱根	650	

土砂災害警戒区域指定地（急傾斜地の崩壊）  
区・警戒避難体制

令和5年3月31日現在

所在地		土砂災害警戒区域					警戒避難体制
		区域名	区域番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別警戒	行政機関 【連絡先】
1	仙石原	仙石原 1	382-H27-001	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
2	仙石原	仙石原 2	382-H27-002	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
3	仙石原	仙石原 3	382-H27-003	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
4	仙石原	仙石原 5	382-H27-005	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
5	仙石原	仙石原 6	382-H27-006	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
6	仙石原	仙石原 7	382-H27-007	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
7	仙石原	仙石原 8	382-H27-008	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
8	仙石原	仙石原 9	382-H27-009	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
9	仙石原	仙石原 10	382-H27-010	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
10	仙石原	仙石原 11	382-H27-011	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
11	仙石原	仙石原 12	382-H27-012	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
12	仙石原	仙石原 13	382-H27-013	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
13	仙石原	仙石原 14	382-H27-014	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
14	仙石原	仙石原 15	382-H27-015	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
15	仙石原	仙石原 16	382-H27-016	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
16	仙石原	仙石原 17	382-H27-017	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
17	仙石原	仙石原 18	382-H27-018	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
18	仙石原	仙石原 19	382-H27-019	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

19	仙石原	仙石原 20	382-H27-020	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
20	仙石原	仙石原 21	382-H27-021	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
21	仙石原	仙石原 22	382-H27-022	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
22	仙石原	仙石原 23	382-H27-023	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
23	仙石原	仙石原 24	382-H27-024	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
24	仙石原	仙石原 25	382-H27-025	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
25	仙石原	仙石原 26	382-H27-026	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
26	仙石原	仙石原 27	382-H27-027	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
27	仙石原	仙石原 28	382-H27-028	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
28	仙石原	仙石原 31	382-H27-031	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
29	仙石原	仙石原 32	382-H27-032	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
30	仙石原	仙石原 33	382-H27-033	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
31	仙石原	仙石原 34	382-H27-034	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
32	仙石原	仙石原 35	382-H27-035	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
33	仙石原	仙石原 36	382-H27-036	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
34	仙石原	仙石原 37	382-H27-037	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
35	仙石原	仙石原 38	382-H27-038	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
36	仙石原	仙石原 39	382-H27-039	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
37	仙石原	仙石原 40	382-H27-040	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
38	仙石原	仙石原 41	382-H27-041	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
39	仙石原	仙石原 42	382-H27-042	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

40	仙石原	仙石原 43	382-H27-043	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
41	仙石原	仙石原 44	382-H27-044	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
42	仙石原	仙石原 45	382-H27-045	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
43	仙石原	仙石原 46	382-H27-046	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
44	仙石原	仙石原 47	382-H27-047	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
45	仙石原	仙石原 48	382-H27-048	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
46	仙石原	仙石原 49	382-H27-049	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
47	仙石原	仙石原 50	382-H27-050	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
48	仙石原	仙石原 51	382-H27-051	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
49	仙石原	仙石原 52	382-H27-052	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
50	仙石原	仙石原 53	382-H27-053	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
51	仙石原	仙石原 54	382-H27-054	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
52	仙石原	仙石原 55	382-H27-055	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
53	仙石原	仙石原 56	382-H27-056	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
54	仙石原	仙石原 57	382-H27-057	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
55	仙石原	仙石原 58	382-H27-058	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
56	仙石原	仙石原 59	382-H27-059	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
57	仙石原	仙石原 60	382-H27-60	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
58	仙石原	仙石原 61	382-H27-61	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
59	仙石原	仙石原 62	382-H27-062	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
60	仙石原及 び宮城野	仙石原 63	382-H27-063	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
61	仙石原	仙石原 64	382-H27-064	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課



62	仙石原及 び宮城野	仙石原 6 5	382-H27-065	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
63	仙石原及 び強 羅	仙石原 6 6	382-H27-066	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
64	仙石原	仙石原 6 8	382-H27-068	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
65	仙石原	仙石原 6 9	382-H27-069	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
66	仙石原	仙石原 7 0	382-H27-070	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
67	仙石原	仙石原 7 2	382-H27-072	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
68	仙石原	仙石原 7 3	382-H27-073	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
69	仙石原	仙石原 7 4	382-H27-074	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
70	仙石原	仙石原 7 5	382-H27-075	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
71	仙石原	仙石原 7 6	382-H27-076	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
72	仙石原	仙石原 7 7	382-H27-077	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
73	仙石原	仙石原 7 8	382-H27-078	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
74	仙石原	仙石原 8 1	382-H27-081	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
75	仙石原	仙石原 8 2	382-H27-082	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
76	仙石原	仙石原 8 3	382-H27-083	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
77	宮 城 野	宮 城 野 1	382-H27-101	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
78	宮 城 野	宮 城 野 2	382-H27-102	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
79	宮 城 野	宮 城 野 3	382-H27-103	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
80	宮 城 野	宮 城 野 4	382-H27-104	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
81	宮 城 野	宮 城 野 5	382-H27-105	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
82	宮 城 野	宮 城 野 6	382-H27-106	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
83	宮 城 野	宮 城 野 7	382-H27-107	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

84	宮城野	宮城野 8	382-H27-108	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
85	宮城野	宮城野 9	382-H27-109	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
86	宮城野	宮城野 10	382-H27-110	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
87	宮城野	宮城野 11	382-H27-111	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
88	宮城野	宮城野 12	382-H27-112	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
89	宮城野	宮城野 13	382-H27-113	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
90	宮城野	宮城野 14	382-H27-114	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
91	宮城野	宮城野 15	382-H27-115	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
92	宮城野	宮城野 16	382-H27-116	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
93	宮城野	宮城野 17	382-H27-117	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
94	宮城野	宮城野 18	382-H27-118	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
95	宮城野	宮城野 19	382-H27-119	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
96	宮城野	宮城野 20	382-H27-120	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
97	宮城野	宮城野 21	382-H27-121	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
98	宮城野	宮城野 22	382-H27-122	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
99	宮城野	宮城野 23	382-H27-123	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
100	宮城野	宮城野 24	382-H27-124	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
101	宮城野	宮城野 25	382-H27-125	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
102	宮城野	宮城野 26	382-H27-126	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
103	宮城野	宮城野 27	382-H27-127	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
104	宮城野	宮城野 28	382-H27-128	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
105	宮城野	宮城野 29	382-H27-129	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

106	宮城野	宮城野 3 0	382-H27-130	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
107	宮城野	宮城野 3 1	382-H27-131	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
108	宮城野	宮城野 3 2	382-H27-132	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
109	宮城野	宮城野 3 3	382-H27-133	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
110	宮城野	宮城野 3 4	382-H27-134	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
111	宮城野	宮城野 3 5	382-H27-135	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
112	宮城野	宮城野 3 6	382-H27-136	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
113	宮城野	宮城野 3 7	382-H27-137	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
114	宮城野	宮城野 3 8	382-H27-138	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
115	宮城野、宮ノ 下及び小田 原市久野	宮城野 3 9	382-H27-139	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
116	木 賀	木 賀 1	382-H27-141	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
117	木賀及び 強 羅	木 賀 2	382-H27-142	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
118	木賀及び 強 羅	木 賀 3	382-H27-143	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
119	木賀及び 二ノ平	木 賀 4	382-H27-144	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
120	木賀及び 底 倉	木 賀 5	382-H27-145	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
121	二ノ平及 び宮ノ下	木 賀 6	382-H27-146	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
122	木賀及び 二ノ平	木 賀 7	382-H27-147	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
123	木賀、底倉、 宮城野及び 宮ノ下	木 賀 8	382-H27-148	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
124	二ノ平、強 羅及び木 賀	二ノ平 1	382-H27-149	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
125	二ノ平	二ノ平 2	382-H27-150	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
126	二ノ平	二ノ平 3	382-H27-151	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
127	二ノ平	二ノ平 4	382-H27-152	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

128	二ノ平及 び小浦谷	二ノ平 5	382-H27-153	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
129	二ノ平及 び小浦谷	二ノ平 6	382-H27-154	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
130	二ノ平	二ノ平 7	382-H27-155	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
131	二ノ平及 び小浦谷	二ノ平 8	382-H27-156	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
132	二ノ平	二ノ平 9	382-H27-157	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
133	二ノ平	二ノ平 10	382-H27-158	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
134	二ノ平	二ノ平 11	382-H27-159	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
135	二ノ平及 び強羅	二ノ平 12	382-H27-160	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
136	二ノ平	二ノ平 13	382-H27-161	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
137	二ノ平	二ノ平 14	382-H27-162	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
138	二ノ平	二ノ平 15	382-H27-163	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
139	二ノ平	二ノ平 16	382-H27-164	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
140	二ノ平	二ノ平 17	382-H27-165	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
141	強 羅	強 羅 1	382-H27-166	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
142	強 羅	強 羅 2	382-H27-167	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
143	強 羅	強 羅 3	382-H27-168	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
144	強 羅	強 羅 4	382-H27-169	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
145	強 羅	強 羅 5	382-H27-170	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
146	強 羅	強 羅 6	382-H27-171	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
147	強 羅	強 羅 7	382-H27-172	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
148	強 羅	強 羅 8	382-H27-173	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
149	強 羅	強 羅 9	382-H27-174	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

150	強羅及び 仙石原	強羅 1 0	382-H27-175	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
151	強 羅	強 羅 1 1	382-H27-176	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
152	強 羅	強 羅 1 2	382-H27-177	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
153	強 羅	強 羅 1 3	382-H27-178	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
154	強 羅	強 羅 1 4	382-H27-179	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
155	強 羅	強 羅 1 5	382-H27-180	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
156	強 羅	強 羅 1 6	382-H27-181	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
157	強 羅	強 羅 1 7	382-H27-182	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
158	強 羅	強 羅 1 8	382-H27-183	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
159	強 羅	強 羅 1 9	382-H27-184	R5. 3. 24 第 3 9 5 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
160	強 羅	強 羅 2 0	382-H27-185	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
161	強羅及び 二ノ平	強 羅 2 1	382-H27-186	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
162	強羅及び 木 賀	強 羅 2 2	382-H27-187	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
163	強 羅	強 羅 2 3	382-H27-188	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
164	強 羅	強 羅 2 4	382-H27-189	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
165	強 羅	強 羅 2 5	382-H27-190	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
166	強 羅	強 羅 2 6	382-H27-191	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
167	強 羅	強 羅 2 7	382-H27-192	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
168	強 羅	強 羅 2 8	382-H27-193	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
169	強羅及び 木 賀	強 羅 2 9	382-H27-194	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
170	強羅及び 仙石原	強 羅 3 0	382-H27-195	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
171	小 涌 谷	小 涌 谷 1	382-H27-201	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

172	小 涌 谷	小 涌 谷 2	382-H27-202	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
173	小 涌 谷	小 涌 谷 3	382-H27-203	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
174	小 涌 谷	小 涌 谷 4	382-H27-204	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
175	小 涌 谷	小 涌 谷 5	382-H27-205	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
176	小 涌 谷	小 涌 谷 6	382-H27-206	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
177	小 涌 谷	小 涌 谷 7	382-H27-207	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
178	小 涌 谷	小 涌 谷 8	382-H27-208	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
179	小 涌 谷	小 涌 谷 9	382-H27-209	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
180	小涌谷及 び畑宿	小 涌 谷 10	382-H27-210	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
181	小涌谷及 び宮ノ下	小 涌 谷 11	382-H27-211	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
182	小涌谷及 び宮ノ下	小 涌 谷 12	382-H27-212	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
183	小 涌 谷	小 涌 谷 13	382-H27-213	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
184	小涌谷及 び二ノ平	小 涌 谷 14	382-H27-214	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
185	小 涌 谷	小 涌 谷 15	382-H27-215	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
186	小涌谷及 び二ノ平	小 涌 谷 16	382-H27-216	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
187	小涌谷及 び二ノ平	小 涌 谷 17	382-H27-217	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
188	小涌谷及 び木賀	小 涌 谷 18	382-H27-218	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
189	小涌谷及 び宮ノ下	小 涌 谷 19	382-H27-219	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
190	小涌谷、宮ノ 下、二ノ平及 び底倉	小 涌 谷 20	382-H27-220	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
191	底倉及び 宮ノ下	底 倉 1	382-H27-221	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
192	底倉及び 木賀	底 倉 2	382-H27-222	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
193	底倉及び 宮ノ下	底 倉 3	382-H27-223	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

194	底倉及び宮ノ下	底倉 4	382-H27-224	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
195	宮ノ下及び畑宿	宮ノ下 1	382-H27-225	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
196	宮ノ下、畑宿及び底倉	宮ノ下 2	382-H27-226	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
197	宮ノ下、底倉及び木賀	宮ノ下 3	382-H27-227	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
198	宮ノ下	宮ノ下 4	382-H27-228	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
199	宮ノ下及び底倉	宮ノ下 5	382-H27-229	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
200	宮ノ下	宮ノ下 6	382-H27-230	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
201	宮ノ下及び底倉	宮ノ下 7	382-H27-231	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
202	大平台及び宮ノ下	大平台 1	382-H27-232	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
203	大平台	大平台 2	382-H27-233	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
204	大平台及び宮ノ下	大平台 3	382-H27-234	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
205	大平台	大平台 4	382-H27-235	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
206	大平台	大平台 5	382-H27-236	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
207	大平台	大平台 6	382-H27-237	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
208	大平台	大平台 7	382-H27-238	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
209	大平台	大平台 8	382-H27-239	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
210	大平台	大平台 9	382-H27-240	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
211	大平台及び畑宿	大平台 10	382-H27-241	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
212	芦之湯及び小涌谷	芦之湯 1	382-H27-301	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
213	芦之湯	芦之湯 2	382-H27-302	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
214	芦之湯	芦之湯 3	382-H27-303	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
215	芦之湯	芦之湯 4	382-H27-304	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

216	芦之湯及び小涌谷	芦之湯 5	382-H27-305	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
217	芦之湯	芦之湯 6	382-H27-306	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
218	芦之湯	芦之湯 7	382-H27-307	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
219	芦之湯	芦之湯 8	382-H27-308	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
220	芦之湯	芦之湯 9	382-H27-309	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
221	芦之湯	芦之湯 10	382-H27-310	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
222	芦之湯及び畑宿	芦之湯 11	382-H27-311	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
223	芦之湯及び元箱根	芦之湯 12	382-H27-312	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
224	箱根	箱根 1	382-H27-313	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
225	箱根	箱根 2	382-H27-314	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
226	箱根	箱根 3	382-H27-315	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
227	箱根	箱根 5	382-H27-317	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
228	箱根	箱根 6	382-H27-318	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
229	箱根	箱根 7	382-H27-319	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
230	箱根	箱根 8	382-H27-320	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
231	箱根	箱根 9	382-H27-321	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
232	箱根	箱根 10	382-H27-322	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
233	箱根	箱根 11	382-H27-323	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
234	箱根	箱根 12	382-H27-324	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
235	箱根	箱根 13	382-H27-325	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
236	箱根	箱根 14	382-H27-326	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
237	箱根	箱根 15	382-H27-327	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課



238	箱 根	箱 根 1 6	382-H27-328	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
239	箱根及び 元箱根	箱 根 1 7	382-H27-329	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
240	箱 根	箱 根 1 8	382-H27-330	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
241	箱 根	箱 根 1 9	382-H27-331	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
242	箱 根	箱 根 2 0	382-H27-332	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
243	箱根及び 元箱根	箱 根 2 1	382-H27-333	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
244	芦之湯	芦之湯 1 3	382-H27-334	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
245	元箱根	元箱根 2	382-H27-335	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
246	元箱根	元箱根 3	382-H27-336	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
247	元箱根	元箱根 4	382-H27-337	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
248	元箱根	元箱根 5	382-H27-338	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
249	元箱根	元箱根 6	382-H27-339	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
250	元箱根	元箱根 7	382-H27-340	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
251	元箱根	元箱根 8	382-H27-341	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
252	元箱根	元箱根 9	382-H27-342	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
253	元箱根	元箱根 1 0	382-H27-343	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
254	元箱根	元箱根 1 1	382-H27-344	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
255	元箱根	元箱根 1 2	382-H27-345	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
256	元箱根	元箱根 1 3	382-H27-346	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
257	元箱根	元箱根 1 4	382-H27-347	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
258	元箱根	元箱根 1 5	382-H27-348	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
259	元箱根	元箱根 1 6	382-H27-349	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

260	元箱根	元箱根 17	382-H27-350	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
261	元箱根	元箱根 18	382-H27-351	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
262	元箱根	元箱根 19	382-H27-352	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
263	元箱根	元箱根 21	382-H27-354	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
264	元箱根	元箱根 22	382-H27-355	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
265	元箱根	元箱根 23	382-H27-356	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
266	元箱根	元箱根 24	382-H27-357	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
267	元箱根	元箱根 25	382-H27-358	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
268	元箱根	元箱根 26	382-H27-359	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
269	元箱根	元箱根 27	382-H27-360	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
270	元箱根	元箱根 28	382-H27-361	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
271	元箱根	元箱根 29	382-H27-362	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
272	元箱根	元箱根 30	382-H27-363	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
273	元箱根	元箱根 31	382-H27-364	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
274	元箱根	元箱根 32	382-H27-365	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
275	元箱根	元箱根 33	382-H27-366	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
276	元箱根	元箱根 34	382-H27-367	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
277	元箱根	元箱根 35	382-H27-368	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
278	元箱根	元箱根 36	382-H27-369	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
279	塔之澤	塔之澤 1	382-H27-401	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
280	塔之澤	塔之澤 2	382-H27-402	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
281	塔之澤及 び畑宿	塔之澤 3	382-H27-403	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

282	塔之澤	塔之澤 4	382-H27-404	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
283	塔之澤	塔之澤 5	382-H27-405	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
284	塔之澤	塔之澤 6	382-H27-406	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
285	塔之澤及び 畑宿	塔之澤 7	382-H27-407	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
286	塔之澤	塔之澤 8	382-H27-408	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
287	塔之澤	塔之澤 9	382-H27-409	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
288	湯本及び 塔之澤	湯本 1	382-H27-410	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
289	湯本	湯本 2	382-H27-411	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
290	湯本及び 塔之澤	湯本 3	382-H27-412	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
291	湯本	湯本 4	382-H27-413	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
292	湯本	湯本 5	382-H27-414	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
293	湯本	湯本 6	382-H27-415	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
294	湯本	湯本 7	382-H27-416	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
295	湯本及び 塔之澤	湯本 8	382-H27-417	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
296	湯本及び 小田原市 入生田	湯本 9	382-H27-418	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
297	湯本及び 小田原市 早川	湯本 10	382-H27-419	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
298	湯本	湯本 11	382-H27-420	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
299	湯本	湯本 12	382-H27-421	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
300	湯本	湯本 13	382-H27-422	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
301	湯本	湯本 14	382-H27-423	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
302	湯本	湯本 15	382-H27-424	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
303	湯本	湯本 16	382-H27-425	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

304	湯本及び湯本茶屋	湯本 1 7	382-H27-426	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
305	湯本及び湯本茶屋	湯本 1 8	382-H27-427	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
306	湯本	湯本 1 9	382-H27-428	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
307	湯本及び畑宿	湯本 2 0	382-H27-429	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
308	湯本茶屋及び湯本	湯本茶屋 1	382-H27-431	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
309	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 2	382-H27-432	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
310	湯本茶屋	湯本茶屋 3	382-H27-433	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
311	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 4	382-H27-434	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
312	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 5	382-H27-435	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
313	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 6	382-H27-436	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
314	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 7	382-H27-437	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
315	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 8	382-H27-438	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
316	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 9	382-H27-439	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
317	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 10	382-H27-440	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
318	湯本茶屋及び畑宿	湯本茶屋 11	382-H27-430	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
319	須雲川及び畑宿	須雲川 1	382-H27-441	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
320	須雲川	須雲川 2	382-H27-442	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
321	須雲川及び畑宿	須雲川 3	382-H27-443	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
322	須雲川	須雲川 4	382-H27-444	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
323	須雲川	須雲川 5	382-H27-445	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
324	須雲川	須雲川 6	382-H27-446	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
325	須雲川及び畑宿	須雲川 7	382-H27-447	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

326	須雲川及 び畑宿	須雲川 8	382-H27-448	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
327	須雲川及 び畑宿	須雲川 9	382-H27-449	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
328	須雲川及 び畑宿	須雲川 10	382-H27-450	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
329	須雲川及 び畑宿	須雲川 11	382-H27-451	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
330	畑 宿	畑 宿 1	382-H27-452	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
331	畑 宿	畑 宿 2	382-H27-453	R2. 12. 22 第 4 5 4 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
332	畑 宿	畑 宿 3	382-H27-454	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
333	畑 宿	畑 宿 4	382-H27-455	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
334	畑 宿	畑 宿 5	382-H27-456	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
335	畑 宿	畑 宿 6	382-H27-457	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
336	畑 宿	畑 宿 7	382-H27-458	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
337	畑 宿	畑 宿 8	382-H27-459	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
338	畑 宿	畑 宿 9	382-H27-460	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
339	畑 宿	畑 宿 10	382-H27-461	R2. 12. 22 第 4 5 6 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課
340	畑 宿	畑 宿 11	382-H27-462	H29. 3. 10 第 9 8 号	○	—	箱根町総務部 総務防災課
—	足柄下郡 箱根町	入生田 8	206-H26-376	R3. 3. 19 第 1 5 0 号	○	○	箱根町総務部 総務防災課

## 配備及び動員計画

○ 風水害時及び勤務時間内に地震が発生した場合

令和5年3月31日現在

部	部長(班)	配 備 計 画			
		準 備	1 号	2 号	3 号
	本 部 長			1	1
	本部長補佐			1	1
	副 本 部 長			2	2
	本部長付企画観光部長		1	1	1
企 観 光 画 部	企 画 班		4	7	全員
	観 光 班		3	3	全員
	本部長付総務部長		1	1	1
総 務 部	総 務 防 災 班	当番	3	3	全員
	(防災対策室)	当番	5	4 (※)	全員
	町 民 班		1 2	1 2	全員
	財 務 班			3	全員
	税 務 班			2	全員
	会 計 班			2	全員
	議 会 班			3	全員
	本部長付福祉部長		1	1	1
福 祉 部	福 祉 班		3	6	全員
	子 育 て 支 援 班		2	4	全員
	保 険 健 康 班		2	2	全員
	本部長付環境整備部長		1	1	1
環 境 整 備 部	都 市 整 備 班		2	6	全員
	上 下 水 道 温 泉 班		7	1 2	全員
	環 境 班			4	全員

※ 防災対策室付危機管理官は2号配備以上の場合、本部長補佐に位置付ける

部	部長・副部長(班)	配 備 計 画			
		準 備	1 号	2 号	3 号
本部長付教育次長				1	1
教育部	学校教育班		2	3	全員
	生涯学習班		2	3	全員
本部長付消防長				1	1
消防部	消防本部班	(町消防計画による)			
	消防暑班				

○ 勤務時間外、休日に地震が発生した場合

令和5年3月31日現在

部	部長(班)	配 備 計 画			
		準 備	1 号	2 号	3 号
本部長				1	1
本部長補佐				1	1
副本部長				2	2
本部長付企画観光部長			1	1	1
企観 光 画部	企 画 班		5	7	全員
	観 光 班		3	3	全員
本部長付総務部長			1	1	1
総 務 部	総務防災班	当番	4	5	全員
	(防災対策室)	当番	5	4(※)	全員
	町民班		2	2	全員
	財務班			3	全員
	税務班			2	全員
	会計班			2	全員
議 会 班	議 会 班			3	全員
	議 会 班			3	全員
本部長付福祉部長			1	1	1
福 祉 班			3	6	全員

福祉部	子育て支援班		2	4	全員
	保険健康班		2	2	全員
部	部長(班)	配 備 計 画			
		準備	1号	2号	3号
本部長付環境整備部長			1	1	1
環境整備部	都市整備班		2	6	全員
	上下水道温泉班		6	13	全員
	環境班			3	全員
本部長付教育次長			1	1	1
教育部	学校教育班		3	3	全員
	生涯学習班		3	4	全員
本部長付消防長			1	1	1
消防部	消防本部班	(町消防計画による)			
	消防署				

- 注) 1 配備命令を受けた者は、原則として本部が解散されるまで動員されるものとする。  
2 各部長は、事前に連絡網を整備するものとする。  
3 県派遣町職員、休職等職員は除く。  
4 災害連絡会議を開催する時間がないときは、総務部長の判断で災害連絡会議を省略することができる。  
5 その他、総務部長の判断により配備を変更することができるものとする。



災 害 信 号

種 別		打 鐘 信 号	サイレン信号
地震防災信号		●●●●●●●●●● (5点打)	 約45秒 約15秒
火 災 信 号	近火信号	●●●●● (連打)	約3秒  約3秒 (短声連点)
	出場信号	●●● ●●● (三点打)	 約10秒 約2秒
	応援信号	●● ●● ●● (二点打)	
	報知信号	● ● ● ● ● ●	
	鎮火信号	● ●● ● ●● (一点と二点の班打)	
山 林 火 災	出場信号	●●● ●● (三点と二点の班打)	約10秒 約2秒
	応援信号	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報 発令信号	● ●●●●●●● ● ●●●●●●● (一点と四点の班打)	約30秒 約6秒
	火災警報 解除信号	● ● ●●● ● ● ●●● (一点2個と二点の班打)	約10秒 約1秒 約3秒
演習招集信号		● ●●●● ● ●●●● (一点と三点の班打)	

水 防 信 号	第一信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	●休止 ●休止 ●休止	約5秒                   " ●————— ●————— 休止                    休止 約15秒                   " 約5秒                   " ●————— ●————— 休止                    休止 約15秒                   "
	第二信号	水防団員及び消防団員の全員が出場すべきことを知らせるもの。	●●● ●●● ●●●	約5秒                   " ●————— ●————— 休止                    休止 約6秒                   " 約5秒                   " ●————— ●————— 休止                    休止 約6秒                   "
	第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出場すべきことを知らせるもの。	●●●● ●●●● ●●●●	約10秒                   " ●————— ●————— 休止                    休止 約5秒                   " 約10秒 ●————— 休止 約5秒
	第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。	乱                    打	約1秒                   " ●————— ●————— 休止                    休止 約5秒                   "

## 地域別危険物貯蔵・取扱所数

(R5. 3. 31 現在)

	湯 本	宮ノ下	宮城野	仙石原	箱 根	計
地 下 タ ン ク	2 4	2 3	1 0 1	9 4	4 9	2 9 1
屋 内 タ ン ク	1 1	5	1 5	8	9	4 8
屋 外 タ ン ク	0	0	2	6	2	1 0
屋 内 貯 蔵 所	0	0	0	2	1	3
移 動 タ ン ク	4	5	5	3	3	2 0
簡 易 タ ン ク	0	0	0	1	4	5
給 油 取 扱 所	2	2	2	6	6	1 8
一 般 取 扱 所	1 1	7	1 8	1 9	1 3	6 8
屋 外 貯 蔵 所	0	0	0	0	0	0
計	5 2	4 2	1 4 3	1 3 9	8 7	4 6 3

## 気象庁震度階級関連解説表

- ①気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- ②地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ③震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- ④この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまったりする場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- ⑤この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったりした場合には変更します。

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。					
	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
2.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
	5	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ち	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小

5.0	5 △ 弱 ▽	を感じる。	ることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ家具が移動することがある。	る。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。			道管の被害が発生し、断水することがある。 (停電する家庭もある。)	さな崩壊が生じることがある。
5.5	5 △ 強 ▽	非常な恐怖を感じる。多くの人が行行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁、柱がかなり破損したり、傾いたりするものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 (一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6.0	6 △ 弱 ▽	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁、柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 (一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.5	6 △ 強 ▽	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 (一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損したりするものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損したりするものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

\*ライフラインの( )内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

## 消 防 力 等 の 現 況

(令和5年3月31日現在)

## 「 人 員 」

(単位：人)

	警防要員	救急隊員	予防要員	その他の 消防吏員	計
人 員	50	36	6	8	100

## 「 署 所 」

(単位：署、所)

	消 防 本 部	消 防 署	出 張 所 (分署)
署 所 数	1	1	3

## 「 消防用車両 」

(単位：台)

	消防ポン プ自動車	梯 子 自動車	化 学 自動車	救 急 自動車	救 助 工作車	計
車 両 数	4	1	0	5 (1)	1	11 (1)

( ) 内数字は非常用車の内数

## 「 消防水利 」

	消 火 栓	防火水そう	その他水利	計
水 利 数	604	282	11	897

消 防 団 現 況

	消 防 団 員 数									消 防 車 両 数			小型動力ポンプ
	計	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	消 防 ポ ン プ 自 動 車	水 そ う 付 消 防 車	ポ ン プ 自 動 車	
計	337	1	4	11	11	22	36	252	19	8	1	10	18
団本部	5	1	4										
第1分団	26			1	1	3	5	16	2	1		1	1
第2分団	54			1	1	4	4	44	4	1		3	
第3分団	21			1	1	2	2	15	2			2	
第4分団	22			1	1	1	3	16	1	1			2
第5分団	36			1	1	2	2	30	2	1		1	4
第6分団	29			1	1	1	4	22	1	1			2
第7分団	34			1	1	2	3	27	2	1		1	2
第8分団	29			1	1	2	4	21	2		1	1	1
第9分団	20			1	1	1	3	14	1	1			2
第10分団	33			1	1	2	3	26	1			1	2
第11分団	28			1	1	2	3	21	1	1			2

消 防 本 部 ・ 署 所 建 物 現 況

(単位：m<sup>2</sup>)

種 別	所 在 地	建 物 構 造	延床面積	敷地面積
消防本部	宮ノ下 67-1	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋 コンクリート造 地下1階地上3階建	2802.2	2766.87
湯本分署	湯 本 698	鉄骨造 2階建	22.30	143.67
仙石原分署	仙石原 17	鉄筋コンクリート、木造併用一部 軽量鉄骨造 2階建	176.877	62.38
箱根分署	元箱根 102	鉄筋コンクリート造 2階建	435.14	21.31

箱根町地震災害警戒本部条例

〔昭和54年9月20日〕  
〔条例第9号〕

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、箱根町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 町教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



箱根町地震災害警戒本部活動要綱

〔 昭和55年1月23日 〕  
告 示

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町地震災害警戒本部条例（昭和54年箱根町条例第9号。以下「条例」という。）第4条の規定により、箱根町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、副町長、教育長をもってあてる。

(本部員)

第3条 条例第2条第5項第1号に定める警察官は、小田原警察署長又はその指名する職員とする。

2 条例第2条第5項第3号に定める職員は、各部・課等の長とする。

3 条例第2条第5項第4号に定める指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員は、箱根町防災会議条例第3条第5項第7号により町長が委嘱する者とする。

(部長会議)

第4条 部長会議は、副本部長及び各部等の長をもって構成し、副本部長が招集する。

(配備)

第5条 警戒本部の本部職員（以下「本部職員」という。）は、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が招集され又は警戒宣言が発令されたときは速やかに所定の勤務場所に参集し、配備につくものとする。但し、勤務時間外又は休日等において、交通機関の状況等により、勤務場所に参集することが困難な場合、あらかじめ定められた緊急参集場所（別紙1）へ参集し、当該所属長の指示に従い、必要な業務を行うものとする。

2 本部職員は、緊急参集場所へ参集した場合、速やかに勤務場所の所属長へ所在を報告するよう努めるものとし、勤務場所への配備が可能となった場合には、当該部署の所属長の指示をまって移動するものとする。

(情報連絡)

第6条 警戒本部に係る職員は、勤務時間外又は休日等においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け所定の場所に常駐させるとともに所属機関との連絡にあたらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第7条 大規模地震対策特別措置法第28条に定める避難状況等の報告については、箱根町地域防災計画の被害状況報告計画に定めるところにより報告するものとする。

(事務局)

第8条 警戒本部の事務を処理するため警戒本部に事務局を設置する。

(1) 事務局に局長、次長および局員を置く。

(2) 局長は、担当部長をもって充てる。

(3) 次長は、主管課長をもって充てる。

(4) 局員は、本部長が指名する。

(その他)

第9条 警戒本部長およびその他の職員は地震防災応急活動に従事する場合において必要あるときは身分を証する書類、腕章等を携帯する。

2 自動車を利用する場合は、総理府令で定める標章を使用するものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(別紙1)

湯 本地域・・・役 場 本 庁

温 泉地域・・・温 泉出張所

宮城野地域・・・宮城野出張所

仙石原地域・・・仙石原出張所

箱 根地域・・・箱 根出張所

警戒本部条例に基づき活動要綱で定める警戒本部組織

本部長 町長（法第18条）

副本部長 副町長、教育長（災対本部組織と同じ。）

本部員

① 警察官 小田原警察署警部補（条例指定）

② 町職員 部長及び各課長等（災対本部組織の各部長、副部长と同じ。）

企画観光部長、総務部長、福祉部長、環境整備部長、教育次長、消防長  
総務防災課長（出張所長を含む）、財務課長、税務課長、議会事務局長  
会計課長・・・総務部

企画課長、観光課長・・・企画観光部

福祉課長、子育て支援課長、保険健康課長・・・福祉部

都市整備課長、上下水道温泉課長、環境課長、・・・環境整備部

学校教育課長、生涯学習課長・・・教育部

消防本部次長、消防署長、・・・消防部

③ 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

本部職員 災対本部条例及び同要綱に定める職員（災対本部組織構成員のうち各班長以下の職員と同じ。）

事務局

局長 総務部長

次長 総務防災課長

局員 総務防災課 防災対策室職員

## 箱根町防災会議委員名簿

会 長 箱根町長

機 関 名 称	職	所 在 地	電 話
東京神奈川森林管理署	署 長	平塚市立野 38-2	0463 32-2867
国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所小田原出張所	所 長	小田原市国府津 2-12-11	0465 47-2163
神奈川県西地域 県政総合センター	所 長	小田原市荻窪 350- 1	0465 32-8000
神奈川県西土木事務所 小田原土木センター	所 長	小田原市東町 5-2-58	0465 34-4141
神奈川県小田原保健福祉事務所	所 長	小田原市荻窪 350- 1	0465 32-8000
神奈川県警察小田原警察署	署 長	小田原市荻窪 350- 1	0465 32-0110
箱 根 町	副 町 長	箱根町湯本 256	0460 85-7111
箱 根 町	総務部長	同 上	同 上
箱 根 町	環境整備 部 長	同 上	同 上
箱根町教育委員会	教 育 長	同 上	同 上
箱根町消防本部	消 防 長	箱根町宮ノ下 467-1	0460 82-4511
箱根町消防団	団 長	箱根町宮城野 626-11	0460 82-4306
宮城野郵便局	局 長	箱根町宮城野下河原 615	0460 82-4306
箱根水道パートナーズ株式会社 箱根水道センター	所 長	箱根町宮城野 626-11	0460 83-8163
伊豆箱根鉄道(株)	総務部長	静岡県三島市大場 300	055 977-1201
小田急箱根ホールディングス(株)	経営統括 部 長	小田原城山 1-15-1	0465 32-6800
東日本電信電話株式会社 神奈川西支店	支 店 長	藤沢市朝日町 1-6	0466 22-8961
東京電力パワーグリッド(株) 小田原支社	支 社 長	小田原市本町 1-9-25	0465 24-4461
小田原医師会 箱根班	災 害 対 策 担 当	箱根町仙石原 984	0460 84-8295
公益社団法人神奈川県LPガ ス協会小田原支部	支 部 長	小田原市扇町 1-30-11	0465 34-5555

機 関 名 称	職	所 在 地	電 話
早稲田大学	招 聘 研 究 員	東京都新宿区戸塚町 1-104	
箱根町自治会連絡協議会	会 長		

箱根町防災会議条例

〔 昭和39年3月23日 〕  
〔 条例第26号 〕

改正 昭和45年10月3日条例第19号  
平成11年12月27日条例第24号  
平成24年 9月27日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、箱根町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 箱根町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 箱根町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長

- (7) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、24人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、箱根町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び知識経験のある者の中から町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年10月3日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月27日条例第24号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日)

この条例は、交付の日から施行する。

箱根町災害対策本部条例

〔昭和39年9月28日〕  
〔条例第31号〕

改正 平成8年3月25日条例第1号  
平成24年9月27日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、箱根町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し所部の所員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成8年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年9月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。



箱根町災害対策本部要綱

〔 昭和39年9月28日 〕  
告 示

改正 昭和53年5月16日

第1条 この要綱は、箱根町災害対策本部条例に基づき箱根町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

第2条 本部には本部長を補佐するため副本部長をおき、副本部長には副町長、教育長をもってあてる。また、副本部長の下に本部長付各部等の長をおく。

2 本部長の下に本部会議をおく。本部会議は本部長、副本部長、本部長付各部等の長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

3 本部に部及び班を置き、これに各関係課長及び係長をその長にあてる。

第3条 前条の組織及び事務分掌は、別表のとおりとする。

第4条 本部は、町役場または本部長の指定する場所におくものとする。

2 本部には「箱根町災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部に連絡員をおく。

4 連絡員は、各部長が所管職員のうちから指令する者をもってあてる。

5 連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて、本部に報告するとともに本部からの連絡事項を各部長に伝達する。

第5条 本部は、災害が発生したとき、または災害が発生するおそれのある場合において、本部長が必要と認めたとき活動を開始するため開始する。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、また災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき閉鎖する。

第6条 総務部長は、予警報または情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

(1) 予警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係機関との連絡調整

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な非常配備体制を整える。

2 非常配備の種別、内容等の基準については、別に定めるとおりとする。

3 各部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを部員に徹底しなければならない。

第8条 1号配備体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務部長は、県出先機関と連絡をとって気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告すると共に関係部に連絡しなければならない。

(2) 本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を聴取するため本部会議を開き、当該情報に対応する措置を検討するものとする。

(3) 配備につく職員は、所属する部班に待機し必要な措置をとるものとする。

第9条 2号配備体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、所掌業務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

(2) 各部長は、次の措置をとりその状況を本部長に報告するものとする。

ア 災害の現況について職員に周知させ所要の人員を非常配備につかせる。

イ 災害対策に関係ある協力機関および住民との連絡を密にして協力体制を強化する。

第10条 3号配備が指令された場合、各部長は応急対策に全力を傾注するとともにその活動状況を随時対策本部長に報告する。

第11条 地震、突風等予報前兆が全くなく災害が突発したときは、各部長は直ちに役場に連絡をとるとともに万難を排して登庁し、災害応急対策に全力を傾注するとともにその状況を対策本部に報告するものとする。

第12条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指命するものとする。

第13条 災害が発生したときは、各部長は直ちに神奈川県地域防災計画に定められた方式に基づき被害状況を調査し、本部長に報告しなければならない。

2 総務部長は、被害をとりまとめ県に報告する。

第14条 災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、総務部長は直ちに本部長に報告するとともにその状況及び応急対策の概況を逐次県主管課、あるいは情報収集班へ報告するものとする。

2 総務部長は、災害に関する予警報その他、災害に関する情報を収受したときは、必要事項については、直ちに住民その他関係のある公共の機関へ伝達するとともに予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（昭和53年5月16日）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

# 芦の湖湖尻水門操作規則

## 目次

- 第1章総則（第1条～第4条）
- 第2章水門操作の方法等（第5条～第9条）
- 第3章洪水警戒体制（第10条～第12条）
- 第4章雑則（第13条～第17条）
- 附則

## 第1章 総 則

### （趣 旨）

第1条 早川水系芦の湖（以下「湖」という。）湖尻水門（以下「水門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

### （操作の目的）

第2条 水門の操作は、早川水系早川および湖の洪水防除並びに湖の貯留機能の維持を図ることを目的とする。

### （水位等）

第3条 湖の水位は、芦の湖（竜宮殿）に取り付けた水位計（標高722.7メートルを水位0.0メートルとする。）により測定するものとする。

2 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- (1) 洪水期 6月1日から10月15日まで
- (2) 非洪水期 10月16日から翌年の5月31日まで

3 湖の常時満水位は、2.30メートルとし、第5条の規定により水門操作を行う場合及び次項の規定による場合を除き、水位をこれ以上上昇させてはならない。

4 非洪水期において河川管理上支障のない場合は、湖の水位を2.50メートルを上限として湖水を貯留することができる。

5 湖の計画高水位は、2.90メートルとする。

### （ゲートの名称）

第4条 水門のゲートの名称は、早川水系早川の右岸に最も近いゲートから1号ゲート、2号ゲート、3号ゲートという。

## 第2章 水門操作の方法等

(水門操作の順序及び開度)

第5条 小田原土木センター所長（以下「所長」という。）は湖の水位が次に定める状態になったとき、当該各号により水門の操作を行わなければならない。ただし、湖の水位が計画高水位に達し、なお、上昇することが予想される場合は、これによらないことができる。

- (1) 湖の水位が2.30メートル未満のとき、全てのゲートは全閉とする。
- (2) 湖の水位が2.30メートルに達し、なお上昇すると予想される時、1号ゲートを全開とする。
- (3) 湖の水位が2.45メートルに達したとき、2号、3号ゲートの開度を0.10メートルとする。
- (4) 湖の水位が2.60メートルに達したとき、2号、3号ゲートの開度を0.30メートルとする。
- (5) 湖の水位が2.70メートルに達したとき、2号、3号ゲートの開度を0.60メートルとする。  
ただし、降雨等の状況により、これによらないことができる。
- (6) 湖の水位が2.30メートルに低下したとき、全てのゲートを全閉する。
- (7) 非洪水期において河川管理上支障がない場合は、湖の水位が2.50メートル以下のとき、全てのゲートは全閉とする。

2 所長は、第13条の規定によりゲート等の点検または整備を行うため必要があるときは水門の操作を行うことができる。ただし、放流は行わないものとする。

なお、ゲート動作試験において軽微な放流を伴う場合は、静岡県芦湖水利組合（以下「水利組合」という。）管理者の了解を得るものとする。

(洪水等緊急時の措置)

第6条 所長は、洪水等緊急を要する場合は、水利組合管理者の了解を得たのち、常時満水位未満でも洪水防除のために水門操作を行うことができる。

(放流の原則)

第7条 所長は、水門から放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ放流が無効放流とならないよう努めなければならない。

(放流に関する通知等)

第8条 所長は、水門から放流を行う場合は、関係機関に通知するものとする。

2 所長は、水門から放流を行う場合において、下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、一般に周知させるための必要な処置をとらなければならない。

(水門操作の記録)

第9条 所長は、第5条の規定により水門操作を行ったとき及び第6条の規定により洪水等緊急時の措置として水門操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- (1) 気象及び水象状況
- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- (3) 水門、水門の関連施設、湖及び水門下流の被害状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) その他特筆すべき事項

- 2 所長は、前項に規定する場合を除き、第13条の規定に該当する場合において水門操作を行ったときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。
- 3 所長は、前2項の規定にもとづく記録について、水利組合管理者から申し出があったときは提出できるものとする。

### 第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第10条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 横浜地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制時における処置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める処置をとらなければならない。

- (1) 神奈川県水防本部、水利組合、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予想すること。
- (3) 水門並びに水門の操作に必要な機械及び器具の点検、整備その他水門の操作に関し必要な処置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

### 第4章 雑 則

(点検及び整備)

第13条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

- (1) 水門本体
- (2) ゲート
- (3) ゲートを操作するため必要な整備
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な整備
- (5) 警報のため必要な車両
- (6) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

(調査又は測定)

第14条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表に掲げる項目について、調査又は測定を行わなければならない。

(調査結果の記録)

第 15 条 所長は、第 13 条の規程により点検及び整備を行った結果並びに第 14 条の規定により調査し、又は測定して結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第 16 条 所長は、別に定めるところにより、水門管理月報及び水門管理年報を作成しなければならない。

(その他)

第 17 条 この規定を実施するために必要な細則は、所長が別に定める。

附則

この規則は、平成 2 年 9 月 17 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)【第 14 条関係】

調査又は測定事項

事項	項目	事項	項目
気象	天気 気圧 気温 湿度 風向 風速 降水量	湖	水位 流入量 放流量

## 関係機関電話番号一覧表

## 【関係県機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
神奈川県くらし安全 防災局防災部	危機管理防災課 応急対策G	〒231-8588 横浜市中区日本大通り1	045-210-3430 045-210-8829	kokuho2005@pref.k anagawa.jp
県西地域県政総合セ ンター		〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 0465-32-8111	
県西木事務所小田原 土木センター	管理課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58	0465-34-4141 0465-35-9247	
小田原保健福祉事務所	企画調整課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 0465-32-8138	
小田原警察署	警備課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-0110	

## 【自衛隊】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
陸上自衛隊 東部方面混成団		〒238-0317 横須賀市御幸浜 1-1	0468-56-1291	
陸上自衛隊 第一高射特科大隊		〒412-0038 静岡県御殿場市駒門 5-1	0550-87-1212	

## 【関係市町防災部局】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
小 田 原 市	防災対策課 危機管理係	〒250-8555 小田原市荻窪 330	0465-33-1855 0465-33-1858	bosai@city.odawar a.kanagawa.jp
南 足 柄 市	防災安全課 防災安全班	〒250-0192 南足柄市関本 440	0465-73-8055 0465-72-1328	bousai@city.minamiash igara.kanagawa.jp
湯 河 原 町	総務部 地域政策課	〒259-0392 湯河原町中央 2-2-1	0465-63-2111 0465-62-1991	bousai@town.yugaw ara.kanagawa.jp
真 鶴 町	総務課防災係	〒259-0202 真鶴町岩 244-1	0465-68-1131 0465-68-5119	so-bousai@town-ma nazuru.jp
中 井 町	総務防災課 防災管財班	〒259-0197 中井町比奈窪 56	0465-81-1111 0465-81-1443	soumu@town.nakai.ka nagawa.jp
大 井 町	防災安全室	〒258-8501 大井町金子 1995	0465-85-5002 0465-82-9965	bousai@town.oi.ka nagawa.jp

名 称	担当部署	所在地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
松 田 町	庶務課 防災防犯係	〒258-8585 松田町松田惣領 2037	0465-83-1221 0465-83-1229	syoubou@town.matsuda.kanagawa.jp
山 北 町	総務防災課 防災消防班	〒258-0195 山北町山北 1301-4	0465-75-3643 0465-76-3660	soumu-bousai@town.yamakita.kanagawa.jp
開 成 町	環境防災課 防災担当	〒258-8502 開成町延沢 773	0465-84-0314 0465-82-3274	kankyouka@town.kaisei.kanagawa.jp

#### 【関係指定地方行政機関】

名 称	担当部署	所在地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
東京神奈川森林管理署		〒254-0046 平塚市立野町 38-2	0463-32-2867 0463-32-2868	
横浜地方気象台	観測予報担当	〒231-0862 横浜市中区山手 99	045-621-1999 045-621-2016	

#### 【指定公共機関】

名 称	担当部署	所在地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
中日本高速道(株) 東京支社管内	小田原保全・ サービスセンター	〒250-0863 小田原市飯泉 352	0465-47-5148 0465-48-6070	
東京電力パワーグリッド (株)神奈川支店小田原支社	総務部グループ	〒250-0012 小田原市本町 1-9-25	0465-24-4461	
箱根水道パートナーズ (株)箱根水道センター	水道技術グループ	〒250-0401 箱根町宮城野 626-11	83-8163 83-8164	
東日本電信電話株式 会社 神奈川西支店	支店長	〒251-0054 藤沢市朝日町 1-6	0466-22-8961 0466-29-2099	
日本郵政局株式会社	箱根湯本郵便局	〒250-0311 箱根町湯本 383	85-5681	
〃	箱根宮ノ下郵便局	〒250-0406 箱根町小涌谷 467	82-2181	
〃	箱根宮城野郵便局	〒250-0401 箱根町宮城野 615	82-3788	
〃	箱根強羅郵便局	〒250-0408 箱根町強羅 1300-39	82-2182	
〃	仙石原郵便局	〒250-0631 箱根町仙石原 25-1	84-8481	
〃	芦ノ湯郵便局	〒250-0523 箱根町芦之湯 18	83-6182	
〃	箱根町郵便局	〒250-0521 箱根町箱根 79	83-6181	
小田原瓦斯株式会社	総務課	〒250-0001 小田原市扇町 1-30-13	0465-34-6101 0465-34-8311	
日本赤十字社 神奈川県支部	事業部救護課	〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7	045-681-2123 045-681-1120	



【指定地方公共機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
東日本旅客鉄道株式会社	小田原地区事務センター	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-9	0465-22-0745	
小田急電鉄株式会社	小田原駅	〒250-0045 小田原市城山 1-1-1	0465-24-2055	
小田急電鉄株式会社	箱根湯本案内所	〒250-0311 箱根町湯本 707-1	85-6255	
箱根登山鉄道株式会社	本社・鉄道部	〒250-0011 小田原市城山 1-15-1	0465-32-6823	
〃	箱根湯本駅	〒250-0311 箱根町湯本 707-1	85-5033	
〃	強羅駅	〒250-0408 箱根町強羅 1300-329	82-2049	
箱根登山バス株式会社	本社	〒250-0003 小田原市東町 5-33-1	0465-35-1201 0465-35-1273	
〃	湯本駅前案内所	〒250-0311 箱根町湯本 706	85-5583	
〃	宮城野営業所	〒250-0401 箱根町宮城野 706	86-0880 86-0881	
箱根観光船株式会社	本社事務所	〒250-0045 小田原市城山 1-15-1	0465-32-6830	
〃	箱根営業所	〒250-0521 箱根町箱根 161	83-6112 83-6273	
伊豆箱根鉄道株式会社	本社	〒411-0803 静岡県三島市大場 300	055-977-1201	
〃 (箱根船舶)	元箱根営業所	〒250-0522 箱根町元箱根 45-3	83-6351 83-7080	
〃	運行指令室	〒250-0521 箱根町箱根 10	83-6015 83-7755	
小田原医師会 箱根班	災害対策担当	〒250-0631 箱根町仙石原 984	84-8295	
小田原医師会		〒250-0055 小田原市久野 115-2	0465-35-5677	
小田原薬剤師会		〒250-0011 小田原市栄町 2-13-1	0465-23-2658 0465-23-4860	

【その他の関係機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
神奈川県 LP ガス協会 小田原支部		〒250-0042 小田原市扇町 1-30-11	0465-34-5555	
箱根町 赤十字奉仕団		〒250-0031 小田原市入生田 177-201		
(一財)箱根町観光協会		〒250-0311 箱根町湯本 256	85-5700 85-5721	

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
箱根温泉旅館ホテル 協同組合		〒250-0311 〃 湯本 211-1	85-5571 85-5698	
箱根町社会福祉協議会		〒250-0311 〃 湯本 855	85-9000 85-6888	
箱根管工事協同組合		〒250-0401 〃 宮城野 923-5	87-7977	
箱根町建設業協力会		〒250-0003 小田原市東町 5-2-59	0465-34-4288 0465-35-0383	
県トラック協会中央 サービスセンター		〒250-0862 厚木市長沼 235	046-281-7704 046-281-9908	

## 町有施設等電話番号一覧表

## 【機関】

名 称	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
箱根町役場	〒250-0311 箱根町湯本 256	85-7111 (代表)	
企画観光部 企画課	〃	85-9560	kikakuka@town.hakone. .kanagawa.jp
〃 政策秘書係	〃	85-9568	seisaku@town.hakone. .kanagawa.jp
〃 広報情報係	〃	85-9572	jouhou@town.hakone.k anagawa.jp
〃 観光課	〃	85-7410	kankou@town.hakone.k anagawa.jp
総務部 総務防災課	〃	85-9561	soumubousai@town.hak one.kanagawa.jp
〃 防災対策室	〃	85-9562	bousai@town.hakone.k anagawa.jp
〃 町民課	〃	85-7160	sogomado@town.hakone .kanagawa.jp
〃 財務課	〃	85-9563	zaimu@town.hakone.ka nagawa.jp
〃 税務課	〃	85-7750	zeimu@town.hakone.ka nagawa.jp
〃 収納係	〃	85-9573	〃
〃 会計課	〃	85-9571	kaikai@town.hakone.k anagawa.jp
〃 議会事務局	〃	85-9570	gikai@town.hakone.ka nagawa.jp
福祉部 福祉課	〃	85-7790	fukusi@town.hakone.k anagawa.jp
〃 子育て支援課	〃	85-9595	kosodate@town.hakone .kanagawa.jp
〃 保健健康課	〃	85-9564	hoken@town.hakone.ka nagawa.jp
環境整備部 都市整備課	〃	85-9566	seibi@town.hakone.ka nagawa.jp
〃 道路管理係	〃	85-8600	〃
〃 上下水道温泉課 下水道業務係・工務係	〃	85-9567	gesuidou@town.hakone .kanagawa.jp

環境整備部 上下水道温泉課 水道業務係・工務係	〒250-0311 箱根町湯本 256	85-9569	suidou@town.hakone.kanagawa.jp
〃 温泉係	〃	85-9567	onsen@town.hakone.kanagawa.jp
〃 環境課	〃	85-9565	kankyoutown.hakone.kanagawa.jp
教育委員会 学校教育課	〒250-0311 箱根町湯本 266	85-7600	gakkoutown.hakone.kanagawa.jp
生涯学習課	〃	85-7601	shougaitown.hakone.kanagawa.jp

#### 【出先施設】

名 称	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
温泉出張所	〒250-0404 箱根町宮ノ下 105	82-2742 82-3774	miyasitatown.hakone.kanagawa.jp
宮城野出張所	〒250-0401 〃 宮城野 625	82-2743 82-2891	miyagintown.hakone.kanagawa.jp
仙石原出張所	〒250-0631 〃 仙石原 842	84-8404 84-8430	sengokutown.hakone.kanagawa.jp
箱根出張所	〒250-0521 〃 箱根 1	83-6004 83-6269	hakonetown.hakone.kanagawa.jp
温泉公民館	〒250-0404 〃 宮ノ下 105	82-2742	
宮城野公民館	〒250-0401 〃 宮城野 625	87-6355	
仙石原公民館 (仙石原文化センター)	〒250-0631 〃 仙石原 842	84-8387	
総合保健福祉センターさくら館	〒250-0401 〃 宮城野 881-1	85-0800 85-0811	sakuratown.hakone.kanagawa.jp
老人福祉センター やまなみ荘	〒250-0408 〃 強羅 1320-185	82-1211 82-5763	
環境センター	〒250-0523 〃 芦之湯 84	83-6596 83-6597	bikatown.hakone.kanagawa.jp
仙石原浄水センター	〒250-0631 〃 仙石原 1246	84-6912 84-6965	jousui-s@town.hakone.kanagawa.jp
宮城野浄水センター	〒250-0402 〃 木賀 1307	82-5847 82-5848	
畑宿寄木会館	〒250-0314 〃 畑宿 103	85-8170 85-8661	

社会教育センター	〒250-0406 〃 小涌谷 520	82-2694 82-3537	shakyou@town.hakone.kanagawa.jp
箱根町総合体育館 (星槎レイクアリーナ箱根)	〒250-0522 〃 元箱根 164-1	86-3300 86-3100	arena@town.hakone.kanagawa.jp
箱根関所管理事務所	〒250-0521 〃 箱根 1	83-6635 83-6383	
箱根旧街道資料館	〒250-0314 〃 畑宿 395	83-6871	
箱根湿生花園	〒250-0631 〃 仙石原 817	84-7293 84-6871	
森のふれあい館	〒250-0521 〃 箱根 381-4	83-6006 83-6003	morifure@town.hakone.kanagawa.jp
箱根ジオミュージアム	〒250-0631 〃 仙石原 1251	83-8140	geo-museum@town.hakone.kanagawa.jp
仙石原公園管理事務所 (仙石原いこいの家)	〒250-0631 〃 仙石原 870	84-6230	
箱根観光物産館	〒250-0311 〃 湯本 698	85-7177	
宮城野温泉会館	〒250-0401 〃 宮城野 922-3	82-1800	
湯本仲町集会所	〒250-0311 〃 湯本 392-2	85-7891	
大平台集会所	〒250-00405 〃 大平台 353-1	82-3284	
芦之湯集会所	〒250-0523 〃 芦之湯 90-1	83-6954	
箱根集会所	〒250-0521 〃 箱根 221	83-5463	
元箱根集会所	〒250-0522 〃 元箱根 63	83-6641	

### 【消防本部・署】

名 称	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
消防本部	〒250-0404 箱根町宮ノ下 467-1	82-4512 82-4237	shoubou@town.hakone.kanagawa.jp
消防署	〃	82-4511 87-0911	shoubousho@town.hakone.kanagawa.jp
湯本分署	〒250-0311 〃 湯本 263-3	85-5203 85-8746	fdyamoto@town.hakone.kanagawa.jp
仙石原分署	〒250-0631 〃 仙石原 17	84-8842 84-5512	Sengoku-b@town.hakone.kanagawa.jp
箱根分署	〒250-0522 〃 元箱根 102	83-6642 83-7190	Hakone-b@town.hakone.kanagawa.jp

【保・幼・小・中学校等】

名 称	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 連 絡 先
宮城野保育園	〒250-0401 箱根町宮城野 140	82-2543 82-2965	miyaho@town.hakone.k anagawa.jp/kosodate
湯本幼児学園	〒250-0311 " 湯本 393	85-5444 共有	yuho@town.hakone.kan agawa.jp/kosodate
箱根幼稚園	〒250-0521 " 箱根 561	83-6159 共有	hakoyou@town.hakone. kanagawa.jp
仙石原幼児学園	〒250-0631 " 仙石原 817	84-8386 共有	senho@town.hakone.ka nagawa.jp/kosodate
湯本小学校	〒250-0311 " 湯本 399	85-5414 85-7622	yumoto-t@hakone-edu. jp
箱根の森小学校	〒250-0401 " 宮城野 225	82-3038 82-3004	hmori-t@hakone-edu.j p
仙石原小学校	〒250-0631 " 仙石原 981	84-8049 84-8024	sengoku-t@hakone-edu .jp
箱根中学校	〒250-0407 " 二ノ平 1154	82-3000 82-3548	hakonejh-t@hakone-ed u.jp

## 箱根町広域応援活動拠点一覧

施設名	所在地	所管
湯本小学校	箱根町湯本 399	箱根町
箱根の森小学校	箱根町宮城野 226	箱根町
仙石原小学校	箱根町仙石原 981	箱根町
箱根中学校	箱根町二ノ平 1154	箱根町
湖尻集団施設地区	箱根町元箱根 164	箱根町
箱根やすらぎの森	箱根町箱根 381-4	箱根町 神奈川県
県立恩賜箱根公園	箱根町元箱根 171	神奈川県

# 箱根山（大涌谷）火山避難計画



令和4年7月  
箱根山火山防災協議会



## はじめに

箱根山は、今からおよそ40万年前に活動を始めたと考えられる比較的古い火山です。度重なる噴火活動により、変化に富んだ地形が作り出され、美しい稜線、湖、湿原などが生まれました。地下のマグマから発せられる熱によって、大涌谷など中央火口丘の一部で噴気が濛々と上がり、山麓のあちらこちらで、火山の恵みとして良質の温泉が湧き出し、これが地域に活性をもたらし、日本を代表する温泉地となっています。

また、これと相まって、多様な観光施設が建設されるとともに、首都圏からのアクセスの良さが重なり、国際的な観光地として発展を続けています。

箱根山は、現在も活動を続ける活火山であり、これまで幾度にわたる噴火警戒レベルの上昇を経験し、平成27年には大涌谷でごく小規模な噴火を確認しました。

箱根山火山防災協議会では、平成27年の火山活動の活発化以降、「観光客や住民等の命を守るための対策を最優先とする」ことを基本方針として、火山ガス対策の強化として、観測機器の整備充実、監視体制の強化、応急対策体制の充実を図るとともに、火山ガスの危険性の周知強化として各種媒体を通じた普及啓発を推進してまいりました。

さらに、園地事業者等による、各種施策の参画をはじめとする強力な取組のもと、県、箱根町、各機関が一体となった活動にも努めてまいりました。

その努力の結果、現在に至るまで人的被害の発生もなく、地域住民はもとより、観光客においても「安全安心な箱根山」を印象付けるまでになっています。

今回、平成27年の噴火警戒レベルの上昇を契機に閉ざされていた「大涌谷自然研究路」について、再開に向けたハード対策（施設等の整備）とソフト対策（日常警戒、避難体制の整備）が完了したことを受け、本計画を改訂することとしました。

箱根山火山防災協議会では、今後も、これまでの経験を活かし、火山防災意識の啓発、各種訓練等の充実強化を図るなど、安全対策を推進し、引き続き住民や観光客の皆さんの命を守るために、関係機関が迅速に対処できるよう備えてまいります。

令和4年7月吉日

箱根山火山防災協議会

# < 目 次 >

はじめに

第1章 総論	1
第1 目的	1
第2 基本方針	1
第3 避難計画の位置付け	2
1 箱根山（大涌谷）火山避難計画	2
2 箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル	2
3 施設ごとの避難誘導マニュアル	2
4 地域ごとの避難誘導マニュアル	2
第4 避難の対象とする火山現象	3
1 噴石	3
2 火砕流	4
3 火砕サージ	4
4 降灰	5
5 熱泥流・二次泥流（土石流）	5
6 斜面崩壊	6
7 火山ガス	6
第5 避難対象地域	7
第6 避難の考え方（原則）	11
1 避難の方法（三段階避難）	11
2 突発的な噴火に伴う避難	13
3 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難（噴火していない状態）	14
第2章 平常時の備え	15
第1 観測・監視体制	15
1 観測・監視の実施	15
2 緊急時の対応	15
3 火山噴火予知連絡会等との連携	15
第2 訓練の実施	16

1	情報受伝達訓練	16
2	避難誘導訓練	16
3	図上訓練	16
4	避難所開設及び運営訓練	16
5	帰宅困難者対策訓練	16
6	安否確認訓練	16
第3	火山防災意識の啓発	17
1	県民等への防災知識の普及	17
2	観光客等への防災知識の普及	17
3	児童、生徒等への防災知識の普及	17
4	講演会・研修会の開催	17
5	家庭での防災意識の醸成	17
第3章	火山活動が活発化した場合の防災対応	18
第1	火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化	18
1	温泉地学研究所による観測・監視の強化	18
2	気象庁による観測・監視の強化	18
第2	情報の伝達	19
1	火山活動の情報の伝達	19
2	避難情報の発令	20
第3	箱根山火山防災協議会、コアグループ会議等の開催	21
1	箱根山火山防災協議会	21
2	コアグループ会議	21
3	その他会議	21
第4	箱根火山防災協議会から箱根町への助言	22
1	応急活動対策について	22
2	避難対象地域への立入許可について	22
3	立入禁止の措置について	22
第5	箱根町長による意思決定及び避難指示等の発令	23
第4章	突発的な噴火に伴う避難	24
第1	情報の入手及び伝達	25

1	関係機関への情報伝達	25
2	避難対象地域に滞在する住民等への情報伝達	26
第2	避難行動	26
1	一次避難（屋内退避）	26
2	二次避難（避難対象地域外への避難）	28
3	三次避難（避難所への避難若しくは帰宅）	31
第5章	噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難	33
第1	噴火警戒レベル1・2	33
1	初動対応	33
2	避難誘導	33
第2	噴火警戒レベル3	34
1	対応	34
2	避難対象地域	34
3	情報の入手及び伝達	36
4	箱根火山防災協議会の助言	37
5	住民等がとるべき行動	37
6	関係機関の応急活動	38
第3	噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）	40
1	対応	40
2	避難対象地域	41
3	情報の入手及び伝達	43
4	箱根火山防災協議会の助言	44
5	住民等がとるべき行動	44
6	関係機関の応急活動	45
第4	噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）	48
1	対応	48
2	避難対象地域	49
3	情報の入手及び伝達	50
4	箱根火山防災協議会の助言	51
5	住民等がとるべき行動	51
6	関係機関の応急活動	52

第6章 三次避難（避難所への避難）	55
第1 噴火警戒レベル1から5（水蒸気噴火）における三次避難	55
1 避難所への入所	55
2 自宅等への帰宅又は避難	56
第2 噴火警戒レベル4（マグマ噴火） 及び5（マグマ噴火）における避難	57
1 避難の順序	57
2 広域避難場所	57
第7章 避難終了後の対応	58
第1 避難所の管理及び運営	58
1 町内の避難所	58
2 町外の避難所	58
第2 救援物資、人材の受入	58
1 救援物資の受入及び配分	58
2 人材、ボランティア等の受入	58
第3 道路啓開の実施	59
第8章 避難計画の見直し	60
追記 箱根山に関する近況史	61

## 第1章 総論

### 第1 目的

本計画は、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合に、箱根町、宿泊施設、集客施設、学校等（以下「各種施設」という。）の管理者、自治会、町内会等（以下「自治会等」という。）及び箱根山火山防災協議会が協力し、住民、通勤・通学者、観光客、登山者等（以下「住民等」という。）の命を守ることを目的とする。

### 第2 基本方針

- 住民、観光客等の命を守ることを最優先とする。
- 外国人観光客等を考慮し、多言語による情報伝達等に配慮する。
- 各種施設の管理者及び自治会等は、本計画を踏まえて避難マニュアルを策定する。

### 第3 避難計画の位置付け

#### 1 箱根山（大涌谷）火山避難計画

本計画は、住民等の避難の方針及び避難の要領を示すものであり、各種施設及び自治会等が策定する避難マニュアルの基本となるものである。

計画は、発生が懸念される大規模な水蒸気噴火を想定した住民等の避難対応を中心に策定した。

#### 2 箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル【別添資料1】

平成27年3月に箱根町及び箱根山火山防災協議会が策定したマニュアル。噴火警戒レベル1又は2発表時の、大涌谷園地における観光客等への情報伝達、避難誘導方法等について定めたものであり、本計画の噴火警戒レベル1及び2のマニュアルに当たる。

#### 3 施設ごとの避難誘導マニュアル

本計画を受けて、箱根山が噴火した際に被災のおそれのある地域（以下「避難対象地域」という。）の各種施設が、利用者又は避難してきた者への情報伝達、避難誘導方法等について定めるものであり、本計画の噴火警戒レベル3、4（水蒸気噴火）、5（水蒸気噴火）及び5（マグマ噴火）のマニュアルに当たる。

#### 4 地域ごとの避難誘導マニュアル

本計画を受けて、避難対象地域の自治会等が、住民等への情報伝達、避難誘導方法等について定めるものであり、本計画の噴火警戒レベル3、4（水蒸気噴火）、5（水蒸気噴火）及び5（マグマ噴火）のマニュアルに当たる。

#### 【参考】

活動火山対策特別措置法の一部改正に関する法律（平成27年法律第52号）により、各種施設に対し、避難計画の作成・公表、これに基づく訓練及び町への報告が義務付けられた。

## 第4 避難の対象とする火山現象

火山噴火や活動活発化に伴って発生する火山現象には、直接生命に影響を及ぼす噴石や火砕流、広範囲に社会生活に影響を及ぼす降灰などがあり、このような火山現象が観測された場合には、気象庁から噴火警報が発表される。箱根町長は状況に応じて速やかに高齢者等避難、避難指示を発令するものとする。

### 1 噴石

#### ① 短時間で飛来する大きな噴石

- ・ 噴火により、火口近傍には無数の大小の噴石が吹き飛ばされ、直接、生命や人体に被害を与える。
- ・ 火口から吹き飛ばされる直径数十cmの大きな岩石等は、風の影響を受けにくく、火口から弾道を描いて飛来し、短時間で落下していく。大きさによっては、建物の屋根などを打ち破るほどの破壊力がある。到達範囲は火口から概ね2～4 km以内に限られるが、過去には大きな噴石の飛散によって火口近傍で登山者等が死傷したり、建物が破壊されるなどの被害が発生している。
- ・ 噴火警戒レベル等を活用した事前の避難が必要である。また、突発的な噴火が発生した場合には、火口近くでは、直ちに火口から離れるとともに、建物や岩陰に隠れる必要がある。

#### ② 風の影響を受けて遠方まで飛来する小さな噴石

- ・ 比較的小さな噴石は火口から10 km以上遠方まで風に流されて降下する場合もある。また、噴出してから地面に降下するまでに数分～数十分かかる。小さな噴石でもあたりどころが悪ければ、人命にかかわる。噴火に気付いた場合、屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。



写真 1 浅間山の噴石（気象庁提供）



## 2 火砕流

「火砕流」は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が 100km/h を超えることもある。このため発生を確認してから、避難をしても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。高温の火砕流は、本計画ではマグマ噴火の時に発生するものと想定している。



写真 2 雲仙岳の火砕流（気象庁提供）

## 3 火砕サージ

「火砕サージ」は火砕流の一種であるが、岩片や火山灰の濃度が薄いものであり、高速で流れ下るとい点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕流を本計画では「火砕サージ」とよぶ。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流とくらべて温度が低い、100℃近くになることもありうる。

#### 4 降灰

「降灰」とは、噴煙によって巻き上げられた火山灰や、小さい噴石が上空から降る現象である。降灰によって命を落とす危険性は小さいが、呼吸器や眼などに影響を与える。降灰による火山灰の堆積は、交通への影響が大きく、スリップや視界不良など車の走行は危険な状態となる。さらに、火山灰が積もった地域では、農作物への影響や土石流又は泥流の発生が懸念される。



写真 3 三宅島の降灰（気象庁提供）

#### 5 熱泥流・二次泥流（土石流）

「熱泥流」は、火山体の水（温泉）が火口から直接あふれ出し、土砂と混ざり合っ  
て谷を流れ下るもので、流下地域は土砂に埋まり、橋などの構造物を破壊すること  
もある。

「二次泥流（土石流）」は、山腹斜面に堆積した火山灰が、降雨により流されるこ  
とによって発生する。また、流れに巨礫や樹木が巻き込まれ、大きな破壊力を持った  
流れとなることがある。



写真 4 土石流被害を受けた家屋  
（国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所提供）

## 6 斜面崩壊

火山活動の活発化に伴う山体膨張、地震及び小規模な爆発によって斜面が崩れることがある。

## 7 火山ガス

火山地域では、マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

火山ガスによる健康への影響には個人差があり、特に喘息など呼吸器系疾患がある人は、僅かな濃度の火山ガスでも発作が起こることがあるので注意が必要である。

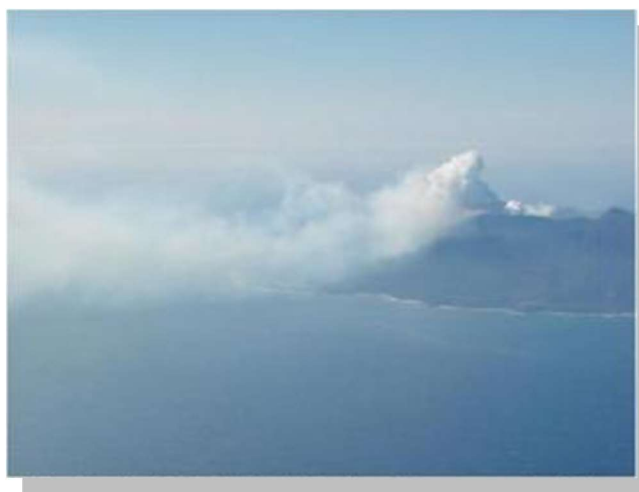


写真 5 三宅島の火山ガスを含む火山灰（気象庁提供）

第5 避難対象地域

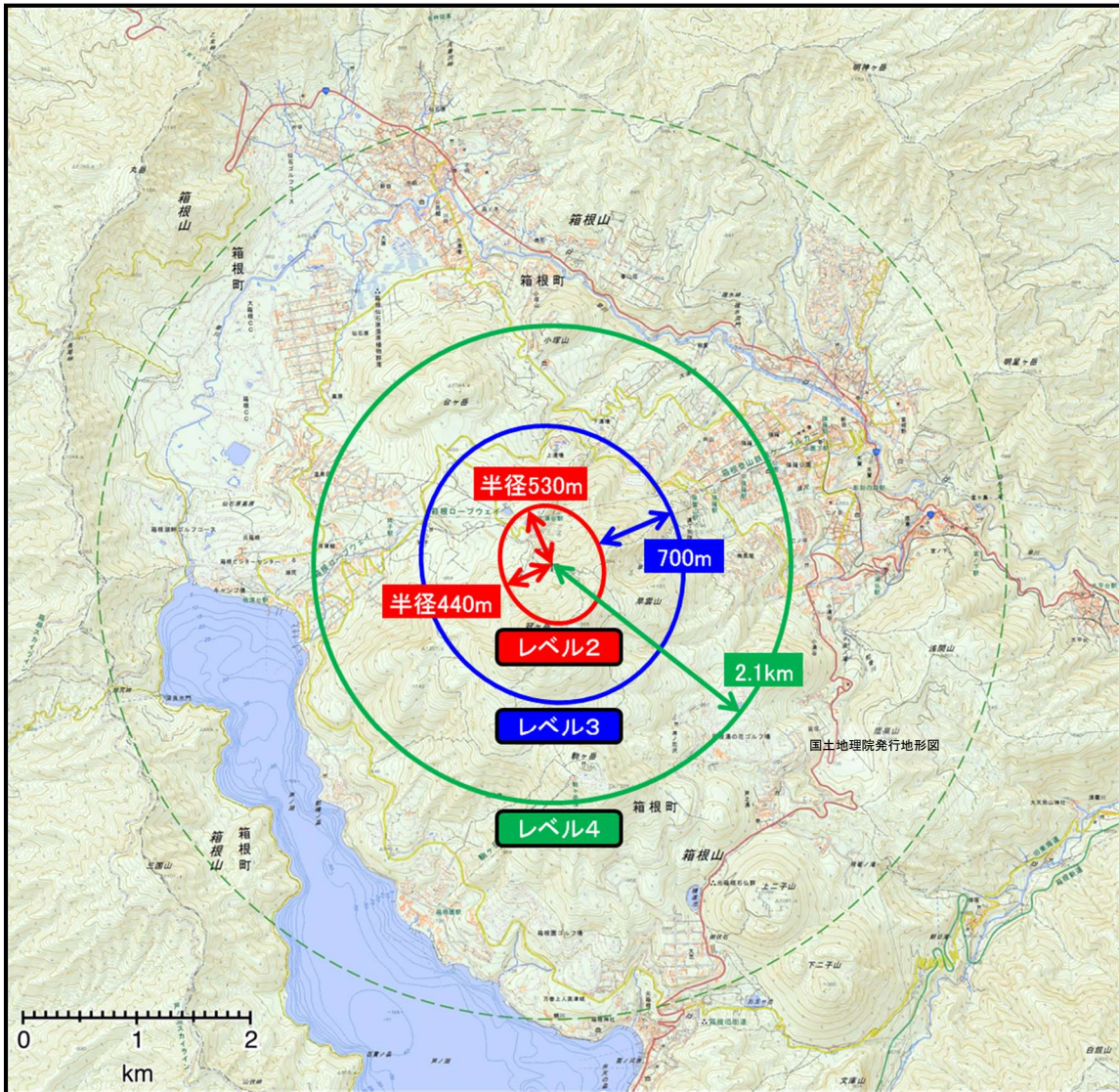


図 1 各噴火警戒レベルごとの避難対象地域図

【想定火口域】

噴火警戒レベル導入時（H21.3）に設定した  
大涌谷周辺（半径 440m～530m）の楕円のエリア

表 1 噴火警戒レベルごとの避難対象地域

噴火警戒レベル	避難対象地域	設定の根拠
レベル2 【赤色実線】	大涌谷周辺 (半径 440m~530m)の楕円のエリア (想定火口域)	・噴火警戒レベル導入時(H21.3)に設定した想定火口域
レベル3 【青色実線】	想定火口域の端から 700m(半径 1,140m ~1,230m)の楕円のエリア	・初速度 110m/s(小規模噴火)で噴石飛距離をシミュレーションした結果
レベル4・5 【緑色実線】	想定火口域の中心から 半径 2.1km の正円のエリア	・想定火口域の端で水蒸気噴火した場合であっても最低限の安全を確保できる範囲を設定するため、想定火口域(噴火警戒レベル2)の距離に、箱根火山防災マップ(H21.3 修正版)における、噴石が落下する可能性のある範囲(1,500m)を加算 $530m + 1,500m = 2,030m$ $\div 2 = 2,100m$ (安全方向に切り上げ)
レベル5 (マグマ噴火) 【緑色破線】	想定火口域の中心から 半径 4km の正円のエリア	・一般に、岩塊が風の影響を受けずに到達する水平距離は、4kmを超えることは少ないとされていること、また、火砕流のシミュレーションにおいても4kmを超えない
<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火警戒レベル2の楕円エリア 半径 440m~530m は、噴火警戒レベル導入時(H21.3)に設定した想定火口域を精微に図測したものの。</li> <li>○ 噴火警戒レベル3の楕円エリア 半径 1,140m~1,230m は、想定火口域に噴石の飛距離のシミュレーション結果(700m)を加算したものの。</li> <li>○ 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)及び5(水蒸気噴火)の正円 半径 2.1km を正円としたのは、今後、住民等が避難を行う上で基準となるラインであることから、2.1km の楕円に及び範囲を現地で個々に特定することは技術的に困難であり、混乱を生じることを考慮し、受け手の分かり易さを重視し、正円とした。</li> </ul>		

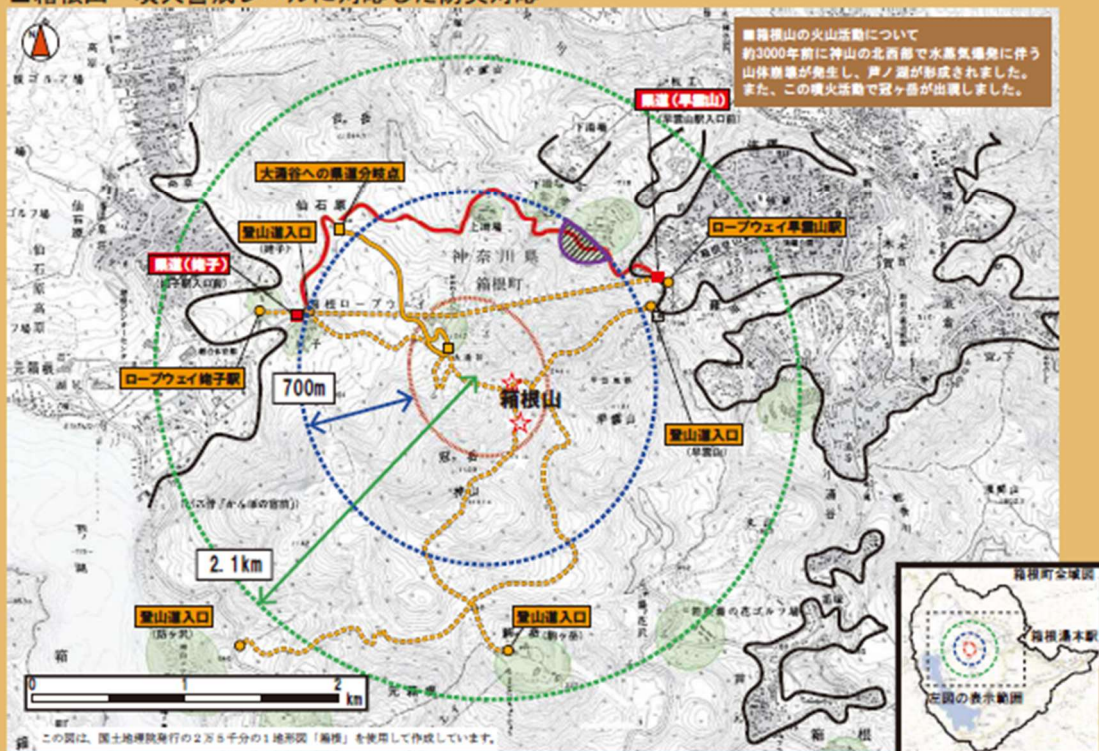
# 箱根山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## ■箱根山 噴火警戒レベルに対応した防災対応



この図は、国土院発行の2万5千分の1地形図「箱根」を使用して作成しています。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

レベル5（避難）：危険な居住地域（）からの避難等。

レベル4（高齢者等避難）：警戒が必要な居住地域（）での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等。  
箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地域が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。

レベル3（入山規制）：想定火口域の幅から約700m（）以内の立入禁止。  
索道（）は通行できません。

レベル2（火口周辺規制）：想定火口域（）周辺の立入禁止。  
索道（）、登山道等（）は通行できません。

レベル1（活火山であることに留意）：状況に応じて想定火口域（）内への立入規制等。

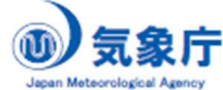
■この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。

■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

■特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。



本冊子は、植物インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山監視課 火山監視・警報センター  
TEL: 03-6758-3900(内線5189) <https://www.jma.go.jp/>  
■横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999  
<https://www.data.jma.go.jp/yokohama/>  
口箱根町総務防災課 TEL: 0460-85-9562



平成21年3月31日運用開始  
平成29年6月14日改定

## 箱根山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 過去事例 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生</li> <li>●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし</li> <li>●小規模噴火が発生し、火口から約2km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 過去事例 12~13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。  箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  特定地域では避難。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 過去事例 有史以降の事例なし</li> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</li> </ul>
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 過去事例 2001年6~10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●一時的な地震の増加。 過去事例 1966年6~7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9~11月：一時的な地震の増加 2013年1~2月：一時的な地震の増加</li> </ul>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

※箱根町はレベル4の段階で避難指示を発令します。

※箱根町はレベル3の段階で特定地域に対して避難指示を発令します。

※箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については

箱根町にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/>



図 2 気象庁の箱根山噴火警戒レベル

## 第6 避難の考え方（原則）

### 1 避難の方法（三段階避難）

#### (1) 一次避難

避難対象地域内にいるときに噴火が発生した場合は、状況に応じ、自らの判断で、直ちに直近の鉄筋コンクリート製の建造物に避難する。建造物内では、安全を確保しやすい火口の反対側の部屋若しくは地上階より地下階又は二階より一階の部屋に退避する。該当する建造物がないときには、コンクリート塀、電柱の影等、地形及び地物を利用し、身の安全を確保できる場所に退避する。この行動を「一次避難行動」という。

#### (2) 二次避難（避難対象地域外への避難）

一次避難場所から避難対象地域外へ避難する（以下「二次避難行動」という。）ことをいい、原則として車両による避難を行う。

箱根町長は、火山活動の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難の開始を判断し、防災行政無線等で避難情報を伝達し避難を促す。

##### ○ 各種施設

各種施設は、各種施設が策定するマニュアルに従い、原則として各種施設、施設利用者、従業員等が保有する車両で避難対象地域外の二次避難場所へ避難する。ただし、現有車両で住民等を搬送できない場合は、箱根町に搬送車両の応援を求める。

##### ○ 自治会等

自治会等は、自治会等が策定するマニュアルに従い、原則として住民等の車両で避難対象地域外の二次避難場所へ避難する。ただし、現有車両で住民等を搬送できない場合は、箱根町に搬送車両の応援を求める。

なお、降灰、噴石等の影響により車両が通行できない場合は、原則として屋内退避を継続する。

#### (3) 三次避難（箱根町内の被災していない地域又は小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町（以下「2市7町」という。）への避難）

二次避難場所に集まった避難者は、箱根町が用意するバス等に乗車し避難所へ移動する。安全かつ迅速な避難行動を行わなければならないことから、避難所への移動は原則としてバスとする。

避難対象地域に居住していない通勤・通学者、観光客、登山者、施設の従業員等又は避難所に入らない住民は、箱根町が用意するバス等に乗車し、二次避難場所から主要な鉄道の駅（小田原駅、御殿場駅等）へ移動し帰宅等する。



### 【災害発生時における安否確認】

#### ○ 一次避難《要救助者数の把握》

各種施設及び自治会等は、一次避難（退避）している避難者を確認（住所、氏名、生年月日、性別、負傷の部位、連絡先、避難所への避難の有無等）し、安否確認リスト（別添様式）を箱根町に報告する。

警察、消防等の関係機関は、孤立している避難者から通報があったとき、同様の安否確認リストを作成し、定期的に箱根町に提供する。

#### ○ 二次避難《避難者数の把握》

箱根町は、二次避難場所において、各種施設及び自治会等から安否確認リストを受領又は安否確認リストを作成する。

各種施設は、一次避難で各種施設が把握し安否確認リストに掲載した避難者について、私有車両で帰宅した避難者の安否の確認を行い箱根町に報告する。

自治会等は、一次避難で自治会等が把握し安否確認リストに掲載した住民以外の避難者について、避難者の安否の確認を箱根町に依頼する。

#### ○ 三次避難《避難状態にある者の把握》

箱根町は、避難者の増減、移動等を可能な限り把握し、随時更新することで、救出救助や避難所の運営等に活用する。なお、避難所に入る住民及び避難所に入らない住民の安否確認リストを別々に作成する。

#### ※ 情報の共有

箱根町は、集約した安否確認リストについて、応急活動に必要な県、県警察、消防等の関係機関に提供する。また、安否確認リストは、関係機関間の情報共有を図るため、同一の様式を用いる。

2 突発的な噴火に伴う避難  
屋内退避+車両による避難

(1) 一次避難

住民等は、突発的な噴火が発生した場合、一次避難行動をとり、身の安全を確保する（箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で避難指示の発令を伝達する。）。施設の従業員等は、施設の利用者や観光客等を誘導する。

(2) 二次避難開始指示

箱根町は、噴火の状況や避難路の状況について箱根山火山防災協議会の助言を受け、二次避難行動の開始を防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で伝達する。

(3) 二次避難

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導により車両で二次避難場所へ避難する。

(4) 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集結した住民等を、町が用意するバス等で避難所又は鉄道駅へ移動させる。

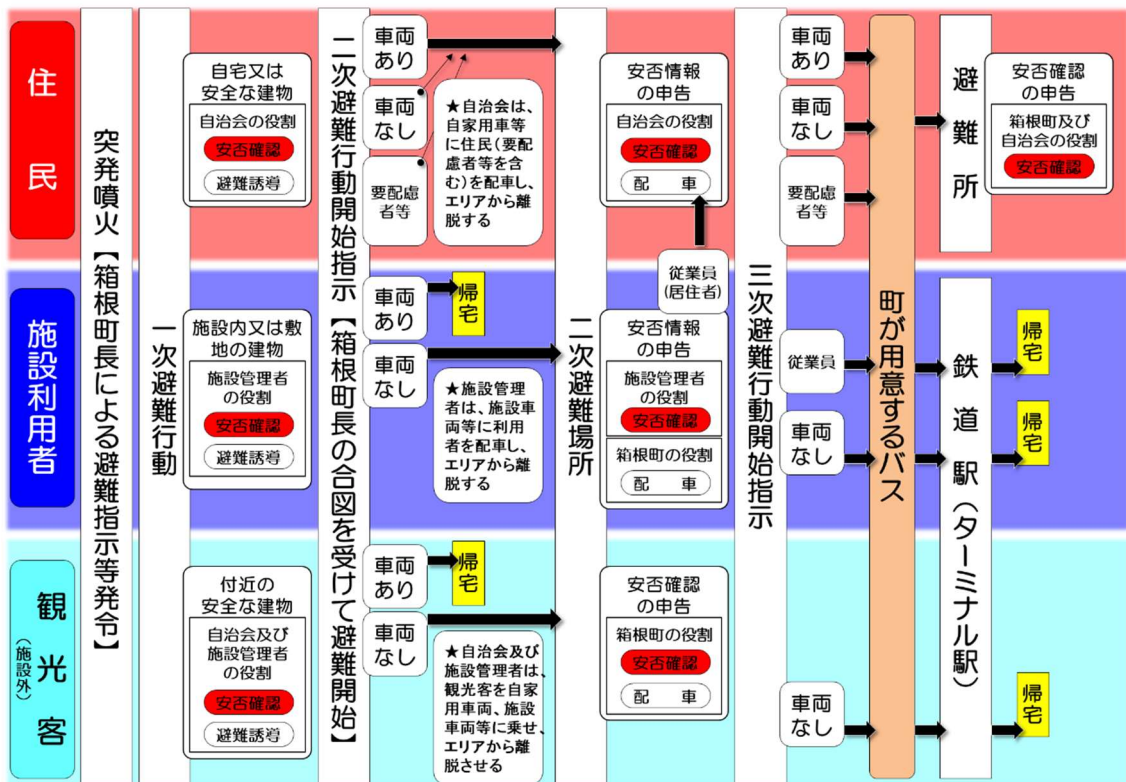


図 3 突発的な噴火に伴う避難要領チャート図

### 3 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難（噴火していない状態） 車両による避難

(1) 二次避難開始指示

箱根町は、防災行政無線、エリアメール、ラジオ等で噴火警戒レベルの引き上げに伴う、避難指示の発令を伝達する。

(2) 二次避難

住民は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等により二次避難行動をとる。

住民以外の者は、各種施設及び自治会等の避難誘導により、速やかに車両、公共交通機関等で、避難対象地域から離脱する。

(3) 三次避難

箱根町は、二次避難場所に集まった住民のうち避難所に入る者を、自家用車又は町が用意するバス等で避難所・鉄道駅へ移動させる。

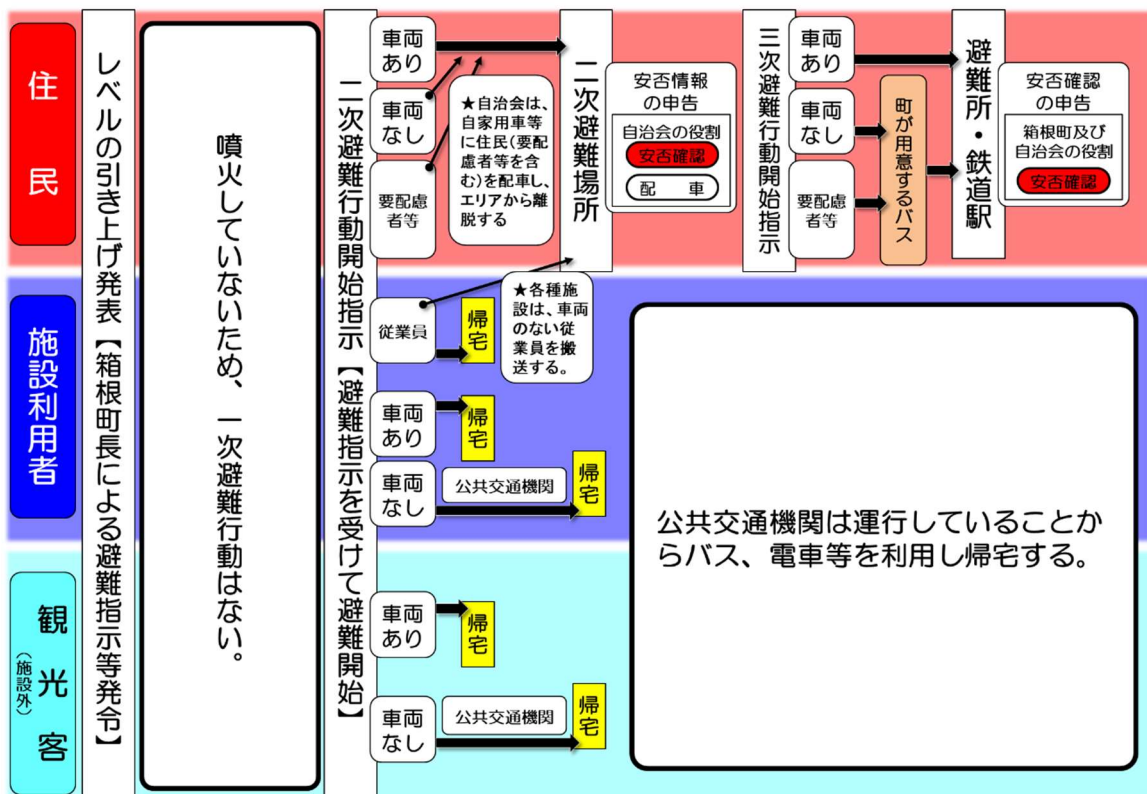


図 4 レベル引き上げに伴う避難要領チャート図

## 第2章 平常時の備え

### 第1 観測・監視体制

#### 1 観測・監視の実施

温泉地学研究所及び気象庁は、地震計による地震活動の観測など、箱根山火山活動の観測・監視を行う。また、山体の変形をいち早く正確に把握するため、傾斜計、GNSS等による観測を行う。さらに、表面現象を把握するため、地温及び火山ガスの観測を行う。観測した結果は、ホームページ等を通じて公開する。

#### 2 緊急時の対応

##### (1) 温泉地学研究所

温泉地学研究所は、頻繁な火山性地震が観測されたときなど、一定規模以上の火山活動が確認された場合には、所員を参集させ、観測データの解析及び「地震活動（観測・注意）情報」の作成を行う。また、気象庁、横浜地方气象台、神奈川県危機管理防災課、箱根町等関係機関等に連絡を行い、緊急時の対応を行う。

##### (2) 気象庁

気象庁は、火山性地震の多発など火山活動に変化が認められた場合には、火山機動観測班による現地調査を行い、適切に火山の状況に関する解説情報や噴火警報等を発表する。

#### 3 火山噴火予知連絡会等との連携

温泉地学研究所及び気象庁は、火山噴火予知連絡会等に定期的に資料等の提供及び報告を行い、適切な判断のために必要な連携を行う。

## 第2 訓練の実施

箱根町は、関係機関と連携し、火山活動に伴う各種応急活動を迅速かつ円滑に進めることを目的とした訓練を、個別又は連動させて実施する。

訓練の実施に当たっては、介護福祉施設、在宅介護者、高齢者など、要配慮者等に配慮したものとする。

訓練により得られる教訓（必要な役割分担、書類、リスト、行動、連携を要する機関等）を精査し本計画、各種マニュアル、要領等に反映させる。

### 1 情報受伝達訓練

箱根町は、箱根山火山防災協議会等と連携し、住民等、各種施設及び自治会等を対象とした避難指示等の情報受伝達訓練を実施する。

### 2 避難誘導訓練

箱根町は、箱根山火山防災協議会等と連携し、住民等、各種施設及び自治会等を対象とした避難誘導訓練を実施する。

### 3 図上訓練

箱根町は、各種施設及び自治会の関係者等、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合に避難活動を支える者等を対象に、多様な火山活動を想定した図上訓練を実施する。

### 4 避難所開設及び運営訓練

箱根町は、関係機関と連携し、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合の避難所の開設及び運営訓練を実施する。

### 5 帰宅困難者対策訓練

箱根町は、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合の帰宅困難者に対応した、一時滞在施設運営訓練及び搬送訓練を実施する。

### 6 安否確認訓練

箱根町は、各種施設及び自治会等と連携し、住民等を対象とした安否確認訓練を実施する。

### 第3 火山防災意識の啓発

平成27年の火山活動で明らかになったように、特に小規模な水蒸気噴火の場合、噴火の前兆は、必ずしも捉えられるわけではない。また、気象庁が示す噴火警戒レベルは、避難行動の目安に過ぎないということを理解しておく必要がある。こうしたことを踏まえ、火口に居住地域が近接しており、火口が観光名所になっているという箱根山の特徴の理解を促し、住民、観光客等一人一人に正しい知識を普及し、火山防災意識を高めていく必要がある。

#### 1 県民等への防災知識の普及

箱根山火山防災協議会の構成機関は、防災に関する集客イベント、キャンペーン等において、県民が火山災害を正しく理解できるよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発を行う。特に、登山者に対しては、携帯ラジオ、携帯電話、無線機等、入山（登山）中の火山の活動に関する正しい情報（噴火速報、噴火警報等）を入手できる手段を備えるよう啓発する。

##### 【参考】

活動火山対策特別措置法の一部改正に関する法律（平成27年法律第52号）により、登山者に火山情報の収集、連絡手段を確保することが義務付けられた。

#### 2 観光客等への防災知識の普及

箱根町は、観光協会、各種団体等の関係機関と連携し、各地で開催される観光イベント等において、火山活動等に関する正しい情報の提供、普及啓発に努める。

#### 3 児童、生徒等への防災知識の普及

箱根町は、教育委員会等を通じ、児童及び生徒に対して火山に関する知識の普及や火山防災教育を行う。

#### 4 講演会・研修会の開催

県及び箱根町は、気象庁、横浜地方気象台、温泉地学研究所等と連携し、住民、事業者、各種施設及び自治会等に、火山活動等に関する正しい情報を提供するため、講演会等を開催する。

#### 5 家庭での防災意識の醸成

箱根町民は、災害が発生した場合の避難場所、避難経路、緊急時の連絡先の確認に努める。また、防災用品、備蓄食料及び非常持出袋の確認、家具の転倒防止器具の取付け確認、家の中の安全な場所の確認等を行う。

箱根町民は、箱根町及び自治会等が開催する災害に関する訓練、講演会等に積極的に参加し、災害から身を守る方法、災害時の避難要領等の習熟に努める。

## 第3章 火山活動が活発化した場合の防災対応

### 第1 火山活動の活発化に伴う観測・監視の強化

#### 1 温泉地学研究所による観測・監視の強化

##### (1) 観測及び調査結果の連絡

温泉地学研究所は、定期的に「地震活動（観測・注意）情報」を作成し、箱根山火山防災協議会の構成員、火山活動の各種対応に関係する機関等と情報を共有する。

##### (2) 初動体制の強化

温泉地学研究所は、夜間及び祝休日における火山活動の活発化に備え、緊急参集体制を構築する。

##### (3) 観測及び調査

温泉地学研究所は、気象庁火山機動観測班及び他の研究機関等と連携・共同し、各種観測及び調査の体制を強化する。

#### 2 気象庁による観測・監視の強化

##### (1) 機動観測班の派遣

気象庁は、火山活動が活発になった場合、現地に火山機動観測班を派遣し、観測及び調査に当たる。

##### (2) 監視の強化

避難対象地域に町の許可を得た者が時間を定めて立ち入る場合、気象庁は、監視体制を強化して立ち入りの支援を行う。

##### (3) 温泉地学研究所との協力

気象庁は、温泉地学研究所と協力し、現地の観測及び調査を強化するほか、データの共有、解析、検討等を行う。

## 第2 情報の伝達

### 1 火山活動の情報の伝達

箱根町は、必要に応じ、防災行政無線等により、多言語（日本語、英語、中国語及び韓国語）で火山活動の状況の伝達を行う。

表 2 避難が必要な噴火を観測

観測事象	広 報 文
避難が必要な噴火を観測	① 住民等に影響のある噴火 避難、避難。建物内に避難してください。噴火しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し） ② 住民等に影響の少ない噴火 避難、避難。火口から離れる方向に避難してください。噴火しました。（繰り返し）
避難が必要な地震を観測	避難、避難。建物内に避難してください。大きな地震を観測しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し）
避難が必要な異常噴気を観測	① 住民等に影響のある異常噴気 避難、避難。建物内に避難してください。異常噴気を観測しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し） ② 住民等に影響の少ない異常噴気 避難、避難。火口から離れる方向に避難してください。異常噴気を観測しました。（繰り返し）
避難が必要な火山ガスを観測	避難、避難。建物内に避難してください。危険な火山ガスを観測しました。指示があるまで屋内退避してください。（繰り返し）



## 2 避難情報の発令

箱根町は、防災行政無線等により、多言語（日本語、英語、中国語及び韓国語）で高齢者等避難、避難指示の伝達を行う。

表 3 避難情報の発令

内 容	広 報 文
高齢者等避難	《火山活動の情報の後に伝達》 避難準備、避難準備。火山活動に伴い、高齢者等避難を発令します。
避難指示	《火山活動の情報の後に伝達》 避難指示、避難指示。火山活動に伴い、避難指示を発令します。

### ※高齢者等避難

高齢者等の「等」には、障害のある方や子どもなど、避難に時間を要する方や、避難に支援が必要な方などが含まれます。

高齢者等以外の人にも必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなります。

### ※避難指示

危険な場所から「全員避難」となります。

### 第3 箱根山火山防災協議会、コアグループ会議等の開催

箱根町は、火山活動が活発化した場合、箱根山火山防災協議会又はコアグループ会議（以下「箱根山火山防災協議会等」という。）を開催し、専門家からの説明と助言を求めるとともに対策を協議する。ただし、これらの会議を開催するいとまがない場合、個別に説明と助言を求めるものとする。

#### 1 箱根山火山防災協議会

箱根山火山防災協議会は、神奈川県及び箱根町の地域防災計画に基づき、箱根山の火山災害に備え、箱根山近隣の市町、県及び関係機関が平時から情報の共有を図るとともに、箱根山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究及び噴火時の避難について共同で検討を行うことにより、事前対策及び迅速・的確な初動対応につなげる。

また、所掌事務についての連絡調整及び事前協議等を行うため幹事会を置いて協議する。

#### 2 コアグループ会議

箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、箱根山火山防災協議会は、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者によるコアグループ会議を置く。また、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

#### 3 その他会議

上記会議の他、箱根山火山防災協議会に助言を行うことを目的に以下の協議を行う。

##### (1) 大涌谷周辺安全対策検討部会

箱根山火山防災協議会幹事会の下に、国、自治体及び大涌谷周辺事業者を中心とした大涌谷周辺の安全対策に関する協議を行う。

##### (2) 火山ガス安全対策専門部会

コアグループ会議の下に、学識者を中心とした大涌谷周辺の火山ガスの安全対策に関する協議を行う。

## 第4 箱根山火山防災協議会から箱根町への助言

### 1 応急対策活動について

箱根山火山防災協議会は、火山活動の活発化に伴い必要となる各種災害応急対策について、関係機関相互の情報の共有を図り、各種災害応急対策の主体となる箱根町に助言し、連携して対応に当たる。

### 2 避難対象地域への立入許可について

火山活動が活発な状況における避難対象地域への立ち入りの判断基準及び方針については、原則として箱根山火山防災協議会等において協議し、その可否、方法、許可条件等について箱根町に助言する。箱根町長は、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえ、避難対象地域又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に基づき箱根町長が設定する警戒区域への立ち入りの可否を決める。

### 3 立入禁止の措置について

警戒区域の設定に伴う周辺道路の立入禁止措置については、原則として箱根山火山防災協議会等において協議し、関係機関の役割、規制手順、規制の継続方法等について箱根町に助言する。箱根町長は、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえ、県警察及び道路管理者と連携して立入禁止の措置を実施する。

## ○ 災害対策基本法第63条第1項に基づく警戒区域の設定

### 1 警戒区域の設定

箱根町長は、地域の住民等を保護するために特に必要があると認めるとき、その目的上必要な区域を定めて、警戒区域を設定する。

### 2 警戒区域設定の効果

箱根町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### 3 運用

町は、設定した警戒区域への立入許可を行うに当たり、危険が伴うおそれがあると判断した場合、原則として箱根山火山防災協議会の助言を受けることとする。

## 第5 箱根町長による意思決定及び避難指示等の発令

箱根町長は、入手した情報、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえ、避難又は避難準備を決定するとともに、高齢者等避難、避難指示を発令し、住民等に迅速に周知するとともに、関係機関と連携して円滑に避難行動へ移行させる。

## 第4章 突発的な噴火に伴う避難

住民等は、噴火警戒レベルにかかわらず、突発的な噴火を認知した場合、避難行動を開始する。

箱根町長は、突発的な噴火を認知した場合、気象庁の噴火警戒レベルの引き上げを待たず、その噴火の規模に応じて避難するエリアを指定し、避難指示を発令する。

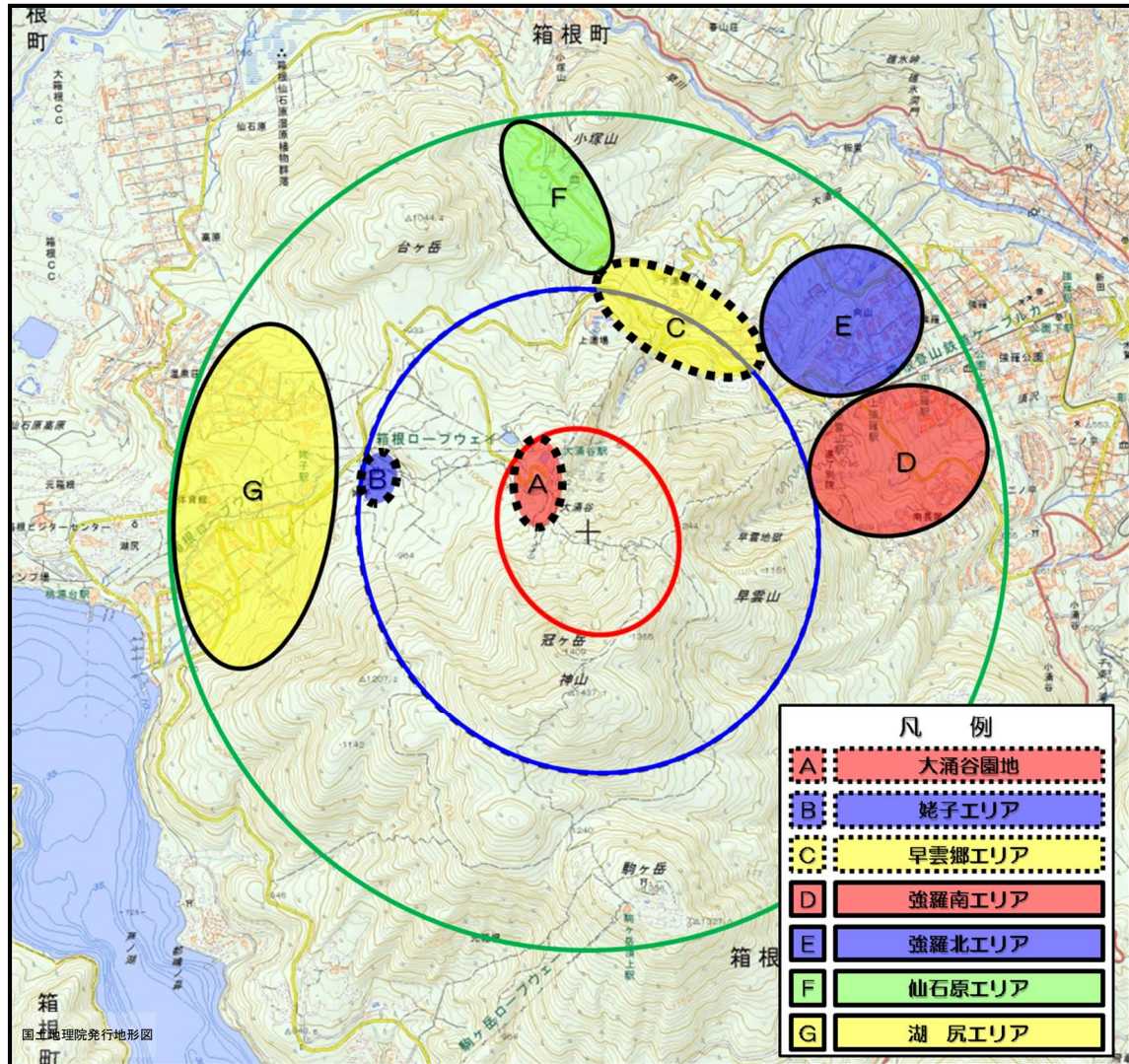


図 5 避難エリア分割図

## 第1 情報の入手及び伝達

箱根町は、突発的な噴火を認知した場合、箱根山火山防災協議会等の助言を待たず、噴火の発生と避難指示の発令を伝達する。

### 1 関係機関への情報伝達

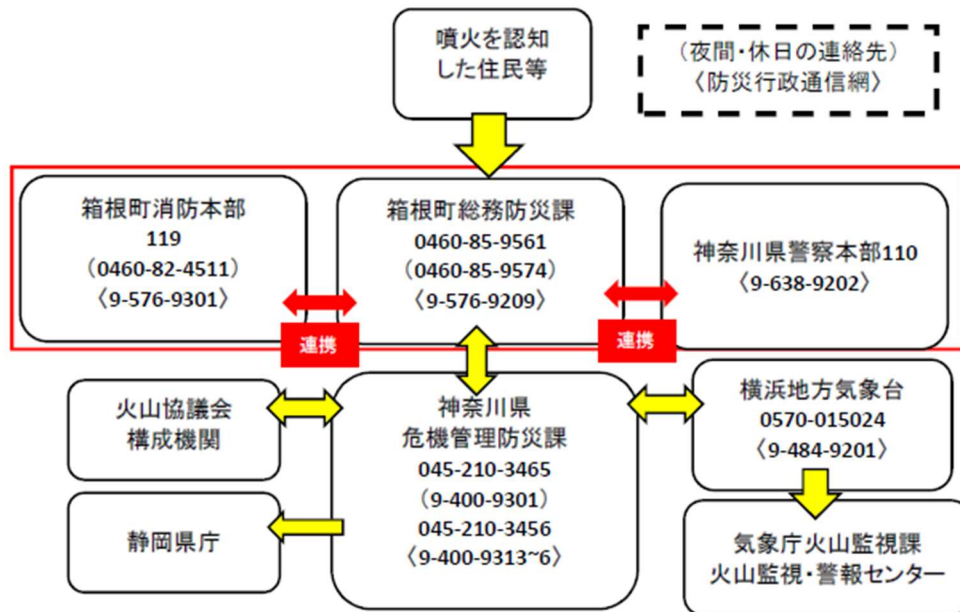


図 6 突発的噴火時の情報伝達チャート図

- (1) 噴火に起因すると思われる異常事態を認識した場合、直ちに引率担当監視員・同行監視員は、無線により大涌谷園地監視責任者に異常事態が発生したことを速やかに一報する。
- (2) 異常事態発生の一報を受けた大涌谷園地監視責任者は、現場における臨機の避難誘導措置を講じるとともに、速やかに箱根町（防災対策室）と箱根消防に異常事態の発生を電話で一報する。
- (3) 一報を受けた箱根町は、横浜地方気象台及び神奈川県温泉地学研究所と情報の確認を行った後、神奈川県（危機管理防災課）に異常事態発生を一報し、関係機関への連絡及び関係機関の連携した対応への協力を依頼する。
- (4) 現場の避難誘導開始後できるだけ速やかに、箱根町は神奈川県警察及び神奈川県小田原土木センター等に連絡し、通行止め等の措置に必要な情報の伝達を相互に行う。

2 避難対象地域に滞在する住民等への情報伝達

箱根町は、箱根町長が指定する避難対象地域に滞在する住民等に対し、防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両広報等のあらゆる広報媒体を活用し、噴火警報の発表及び避難指示の発令を伝達する。

第2 避難行動

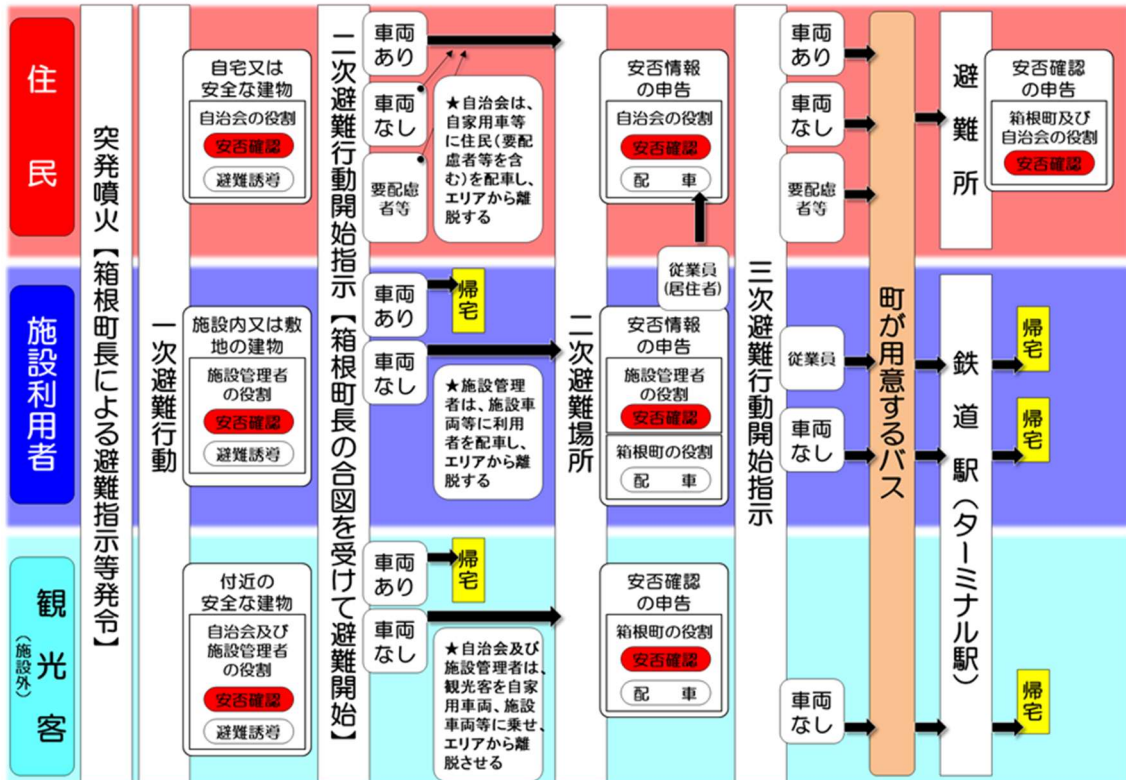


図 7 突発的な噴火時の避難行動チャート図

1 一次避難 (屋内退避)

(1) 大涌谷周辺にいる住民等

住民等は、箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等誘導マニュアルの避難要領により、一次避難行動をとる。

(2) 上記以外にいる住民等

住民等は、各種施設及び自治会等の避難誘導若しくは自らの判断で一次避難行動をとる。

表 4 突発的な噴火に伴う関係機関の応急活動（一次避難）

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を招集する。</li> <li>・ 災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 必要と認める場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行う。</li> <li>・ 避難対象地域内にいる住民等に避難指示を発令する。</li> <li>・ 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、屋内退避等の一次避難の指示を伝達する。</li> <li>・ 所要の態勢を整え、各種応急対策を開始する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難誘導の準備に当たる。</li> <li>・ 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>・ ボランティアセンターの設置を依頼する。</li> <li>・ 避難対象地域外に避難所の開設準備をする。</li> <li>・ 2市7町への避難所の開設準備を県とともに依頼する。</li> <li>・ 住民等を搬送するバスを手配する。</li> <li>・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用者及び付近の住民等に一次避難行動をとらせる。</li> <li>・ 一次避難後の安否確認を行う。</li> <li>・ 大涌谷三叉路の入場規制（夜間休日等県で対応できない場合）</li> </ul>
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付近の住民等に一次避難行動をとらせる。</li> <li>・ 一次避難後の安否確認を行う。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 現地災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会構成員への情報伝達を行う。</li> <li>・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。</li> <li>・ 箱根町からの要請を受け、又は県が判断し、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。</li> <li>・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>・ 大涌谷三叉路の入場規制</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県警察災害警備本部を設置する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導の準備に当たる。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。</li> <li>・ 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防警備本部を設置する。</li> <li>・ 消火活動を行う。</li> <li>・ 救急搬送を行う。</li> <li>・ 関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導の準備に当たる。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。</li> </ul>



自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の災害派遣要請を受け部隊を派遣する。</li> <li>各種初動対応の準備に当たる。</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

## 2 二次避難（避難対象地域外への避難）

### (1) 大涌谷園地施設内において退避している住民等

住民等は、箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等誘導マニュアルに従い、関係機関の誘導により二次避難行動をとる。

### (2) 上記以外で待避している住民等

ア 降灰、噴石等による道路交通への影響が認められないとき  
各種施設及び自治会等の車両により二次避難行動をとる。

イ 降灰、噴石等による道路交通への影響が認められるとき  
原則として屋内退避を継続し、警察等の救出救助部隊による避難誘導を待つ。

表 5 突発的な噴火に伴う関係機関の応急活動（二次避難）


実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象地域内にいる住民等に二次避難行動開始の指示を発令する。</li> <li>早雲郷別荘地内の避難対象地域外の施設に避難を説得する。説得に応じない場合は、避難対象地域内に進入しないよう指示する。</li> <li>防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、二次避難開始の指示、二次避難行動に必要な事項を伝達する。</li> <li>避難対象地域に災害対策基本法第63条第1項「警戒区域の設定」を適用する。</li> <li>所要の態勢を整え、避難誘導、避難場所の設営等に当たる。</li> <li>噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。</li> <li>自治会等から引き継いだ観光客等の安否確認を行う。</li> <li>ボランティアセンターの設置を依頼する。</li> <li>避難対象地域外に避難所を設置する。</li> <li>関係機関と連携し、避難誘導に当たる。</li> <li>2市7町への避難所の開設を県とともに依頼する。</li> <li>住民等を搬送するバスを手配する。</li> <li>避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>

箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町の二次避難行動開始の合図を受けて、車両のない住民等を各種施設の車両で二次避難場所へ移動する。</li> <li>二次避難後の安否確認を行う。</li> <li>住民を自治会に引き継ぐ。</li> <li>住民以外の避難者を箱根町に引き継ぐ。</li> <li>各種施設から車両で帰宅した観光客等の安否確認を行う。</li> <li>避難対象地域に居住している従業員を自治会等に引き継ぐ。</li> </ul>
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町の二次避難開始の合図を受けて、住民を車両に乗り合わせ、二次避難場所へ移動させる。</li> <li>二次避難後の安否確認を行う。</li> <li>住民以外の観光客等を箱根町に引き継ぐ。</li> <li>住民以外の安否確認リストを箱根町に引き継ぐ。</li> <li>避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。</li> <li>現地災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動を行う。</li> <li>神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約し、現地災害対策本部及び災害対策本部に報告する。</li> <li>避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。</li> <li>関係機関と連携し、二次避難対応に当たる。</li> <li>関係機関と連携し、二次避難開始の指示、二次避難行動に必要な事項を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。</li> <li>噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>

箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動を行う。</li> <li>救急搬送を行う。</li> <li>関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。</li> <li>関係機関と連携し、二次避難開始の指示、二次避難行動に必要な事項を伝達する。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種初動対応に当たる。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

表 6 二次避難場所への避難ルート

避難範囲	避難対象地域	避難ルート	二次避難場所
狭  広	ハル 2	A:大涌谷周辺 県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
	ハル 3	B:早雲郷エリア 県道 734 号→ 国道 1 号 (県道 723 号) → 国道 138 号→	宮城野 浄水センター (前段階としてや まなみ荘を活用)
		C:姥子エリア 県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
	ハル 4 ・ ハル 5	D:強羅南エリア 県道 723 号→国道 1 号 →国道 138 号	宮城野 浄水センター (前段階としてや まなみ荘を活用)
		E:強羅北エリア 駅下通り→県道 723 号 →国道 138 号→	
		F:仙石原エリア 県道 733 号→	仙石原公民館
		G:湖尻エリア (姥子)県道 735 号→県道 75 号→ (温泉荘)県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

備考： 各エリアの位置は、P24図5を参照

3 三次避難（避難所への避難若しくは帰宅）

二次避難場所に避難した住民等は、箱根町が用意するバス等に乗車し、町内外の避難所又は主要な鉄道駅に移動する。避難ルートは、第6章第1参照。

表 7 突発的な噴火に伴う関係機関の応急活動（三次避難）

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に入る住民を搬送する。</li> <li>自宅等に帰宅する避難者を主要駅に搬送する。</li> <li>避難対象地域に災害対策基本法第63条第1項「警戒区域の設定」を適用する。</li> <li>関係機関と連携し、避難誘導に当たる。</li> <li>噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。</li> <li>自治会等から引き継いだ観光客等の安否確認を行う。</li> <li>ボランティアセンターの設置を依頼する。</li> <li>避難所の運営、安否確認リストの作成等を行う。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種施設から車両で帰宅した観光客等の安否確認を行う。</li> </ul>
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>2市7町に開設する避難所の調整を行う。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。</li> <li>噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動を行う。</li> <li>救急搬送を行う。</li> <li>関係機関と連携し、救出救助及び避難誘導に当たる。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種初動対応に当たる。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>

<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。</li> </ul>

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

## 第5章 噴火警戒レベルの引き上げに伴う避難

### 第1 噴火警戒レベル1・2

箱根町長は、噴火警戒レベルが2に引き上げられた場合又は噴火警戒レベル1において火山活動が活発化し、火口周辺に影響を及ぼすおそれがある場合は、想定火口域に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

【避難対象地域】

噴火警戒レベル2の避難対象地域

<大涌谷周辺（半径 440m～530m）の楕円のエリア>



図 8 大涌谷周辺の施設

(カッコ内は、大涌谷園地の一次避難場所の収容可能人数)

1 初動対応

箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルのとおり

2 避難誘導

箱根山の噴火を想定した大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルのとおり

表 8 噴火警戒レベル1・2における二次避難ルート

一次避難場所	避難ルート
大涌谷周辺	→県道735号→県道75号→芦ノ湖キャンプ村及び前駐車場

## 第2 噴火警戒レベル3

### 1 対応

箱根町長は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合又は居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合は、想定火口域の端から約700m（半径1,140m～1,230m）の範囲に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

また、想定火口域の中心から2.1kmの範囲の要配慮者等は、状況により避難準備又は避難をする。（P43 図13 参照）

### 2 避難対象地域

**【避難対象地域】**

噴火警戒レベル3の避難対象地域

<想定火口域の端から700m（半径1,140m～1,230mの楕円のエリア）>

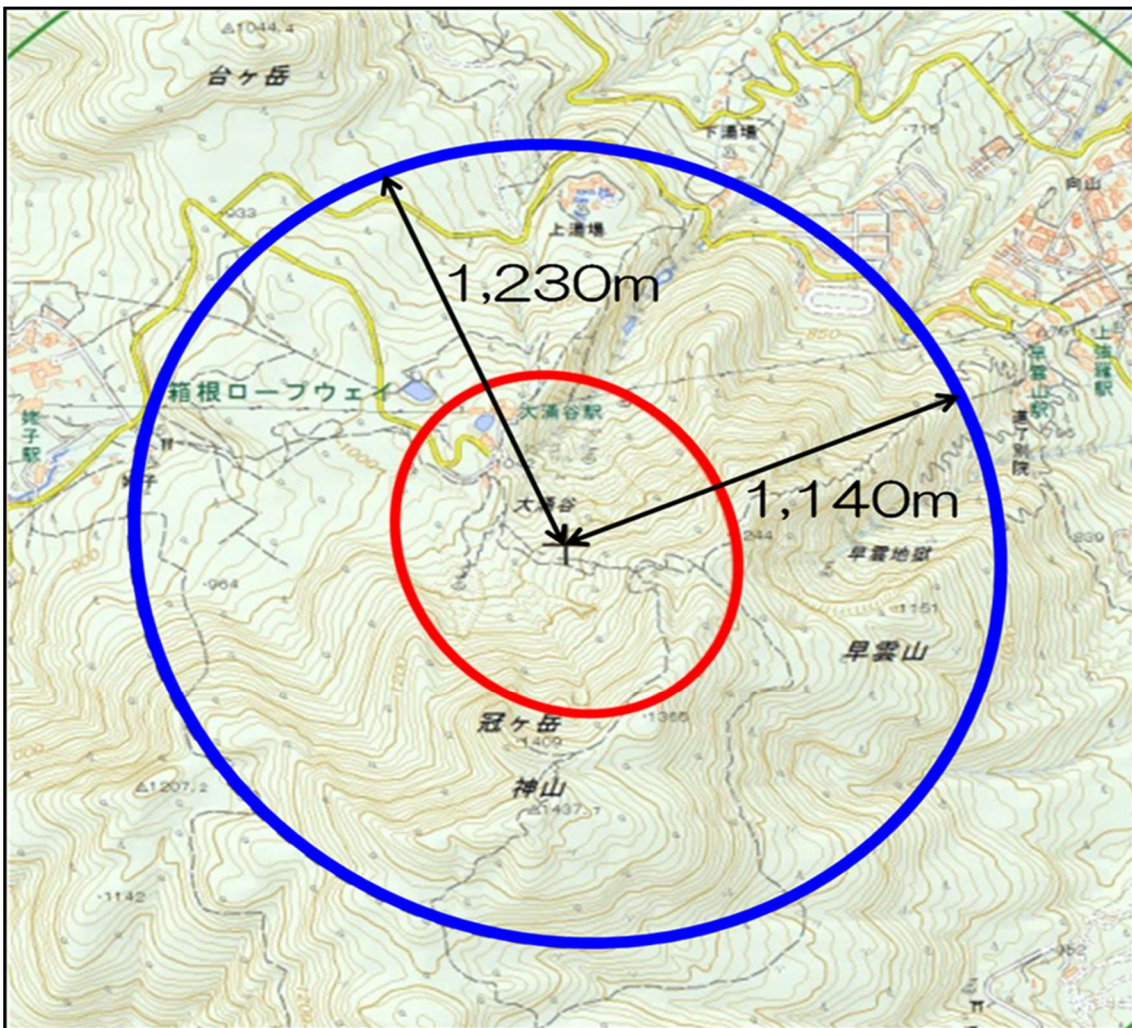


図9 噴火警戒レベル3の避難対象地域（青色実線）

表9 噴火警戒レベル3における避難対象地域

避難対象地域	場 所	二次避難場所
大涌谷周辺	大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
早雲郷エリア	早雲山上・上湯・下湯バス停周 辺	箱根町老人福祉センター やまなみ荘
姥 子エリア	姥子温泉秀明館	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

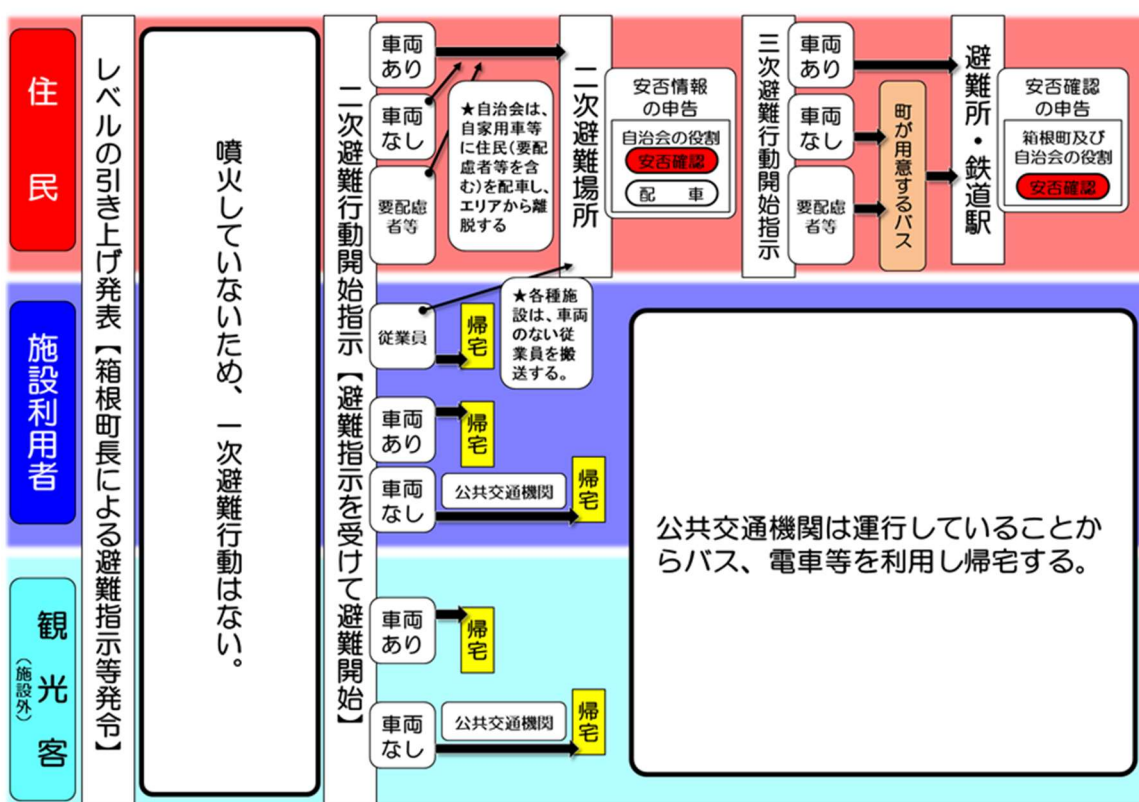


図 10 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図



### 3 情報の入手及び伝達

神奈川県危機管理防災課は、横浜地方気象台から気象庁が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

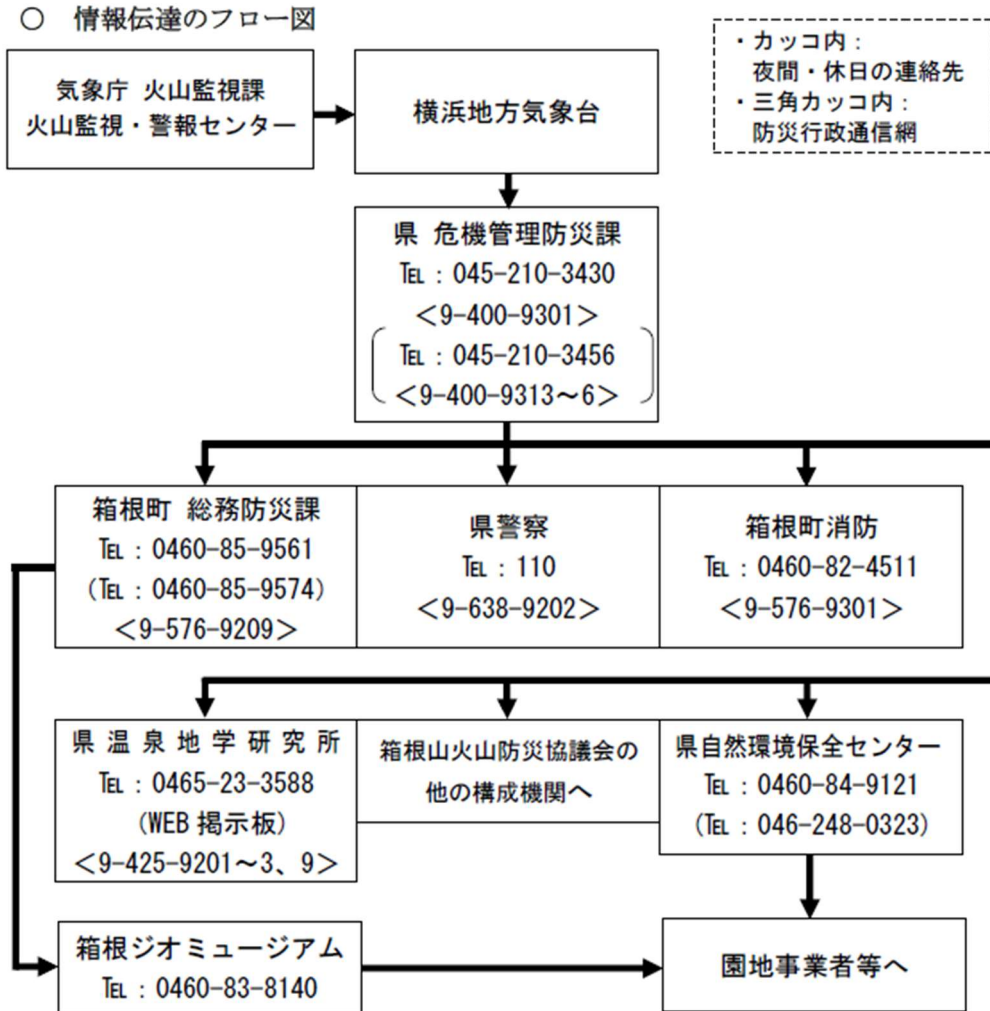


図 11 噴火警戒レベル引き上げ時の情報伝達チャート図

#### 4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁が火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を発表した場合、所要の防災措置を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難、関係機関が実施した防災対応等の確認及び情報共有を行う。

#### 5 住民等がとるべき行動

##### (1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

##### (2) 要配慮者等

噴火警戒レベル3の避難対象地域に居住する要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、各種施設、自治会等の支援を受け、選定された施設等に速やかに避難する。また、噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）の避難対象地域に居住する要配慮等は、避難の準備を行う。

6 関係機関の応急活動

表 10 噴火警戒レベル3における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 想定火口域から 700m 以内にいる住民等に避難指示を発令する。</li> <li>• 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>• 所要の態勢を整え、避難対象地域において避難誘導を実施する。</li> <li>• 入山規制を実施する（場合により、災害対策基本法第 63 条第 1 項「警戒区域の設定」の適用を検討・実施する。）。</li> <li>• 県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>• 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>• 関係機関と連携し、住民等の避難誘導を行う。</li> <li>• 住民等の安否確認を行う。</li> <li>• 避難対象地域外に避難所を開設する。</li> <li>• 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>• 想定火口域の中心から 2.1km の範囲に居住する要配慮者等に高齢者等避難を発令する。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難対象地域の住民等に対し、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>• 避難完了した住民等の安否確認を行う。</li> </ul>
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難対象地域の住民等に対し、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>• 避難完了した住民等の安否確認を行う。</li> <li>• 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。</li> <li>• 情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。</li> <li>• 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約する。</li> <li>• 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>

<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。</li> <li>• 箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>• 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>• 関係機関と連携し、住民等の避難誘導を行う。</li> </ul>
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。</li> <li>• 住民等の避難誘導を行う。</li> </ul>
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。</li> </ul>

### 第3 噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）

#### 1 対応

箱根町長は、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合又は居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は噴火すると予想される（可能性が非常に高まってきている）場合は、想定火口域の中心から2.1kmの範囲に避難指示を発令し、住民等を避難させる。

要配慮者等は、速やかに避難対象地域外の避難所等に避難する。

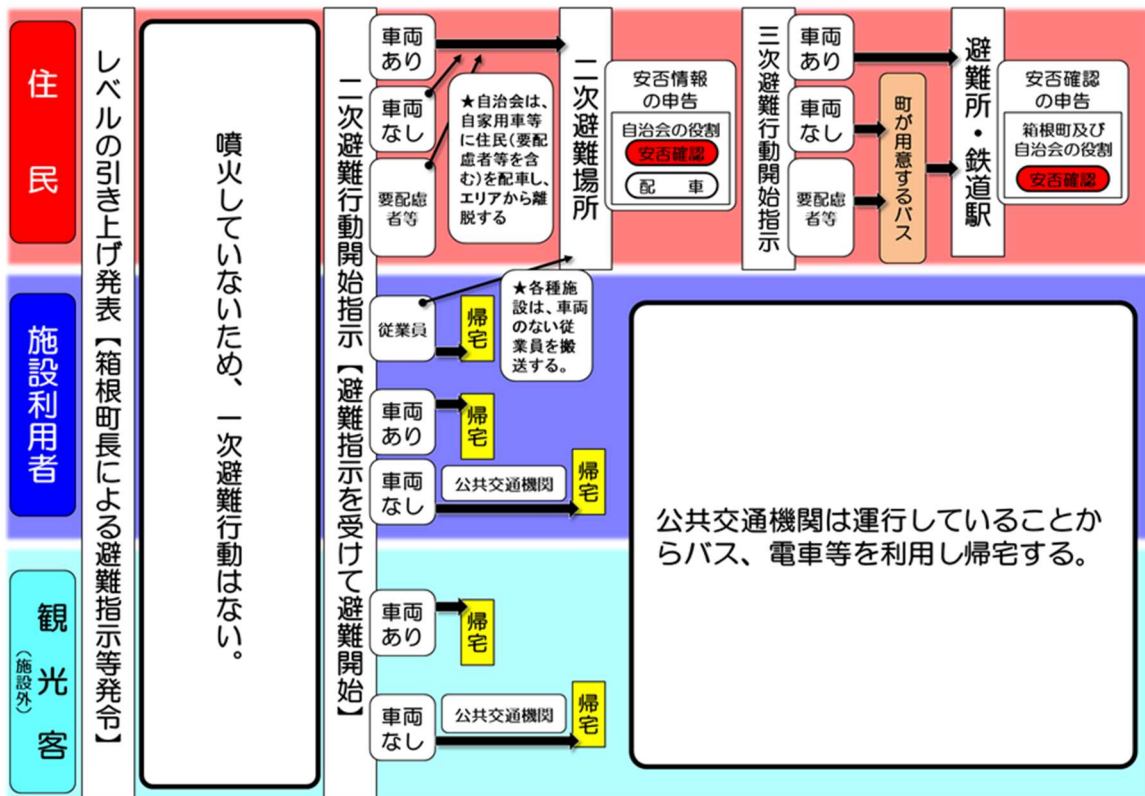


図 12 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図

2 避難対象地域

【避難対象地域】

噴火警戒レベル4（水蒸気噴火）及び5（水蒸気噴火）の避難対象地域  
〈想定火口域の中心から半径 2.1km の正円のエリア〉

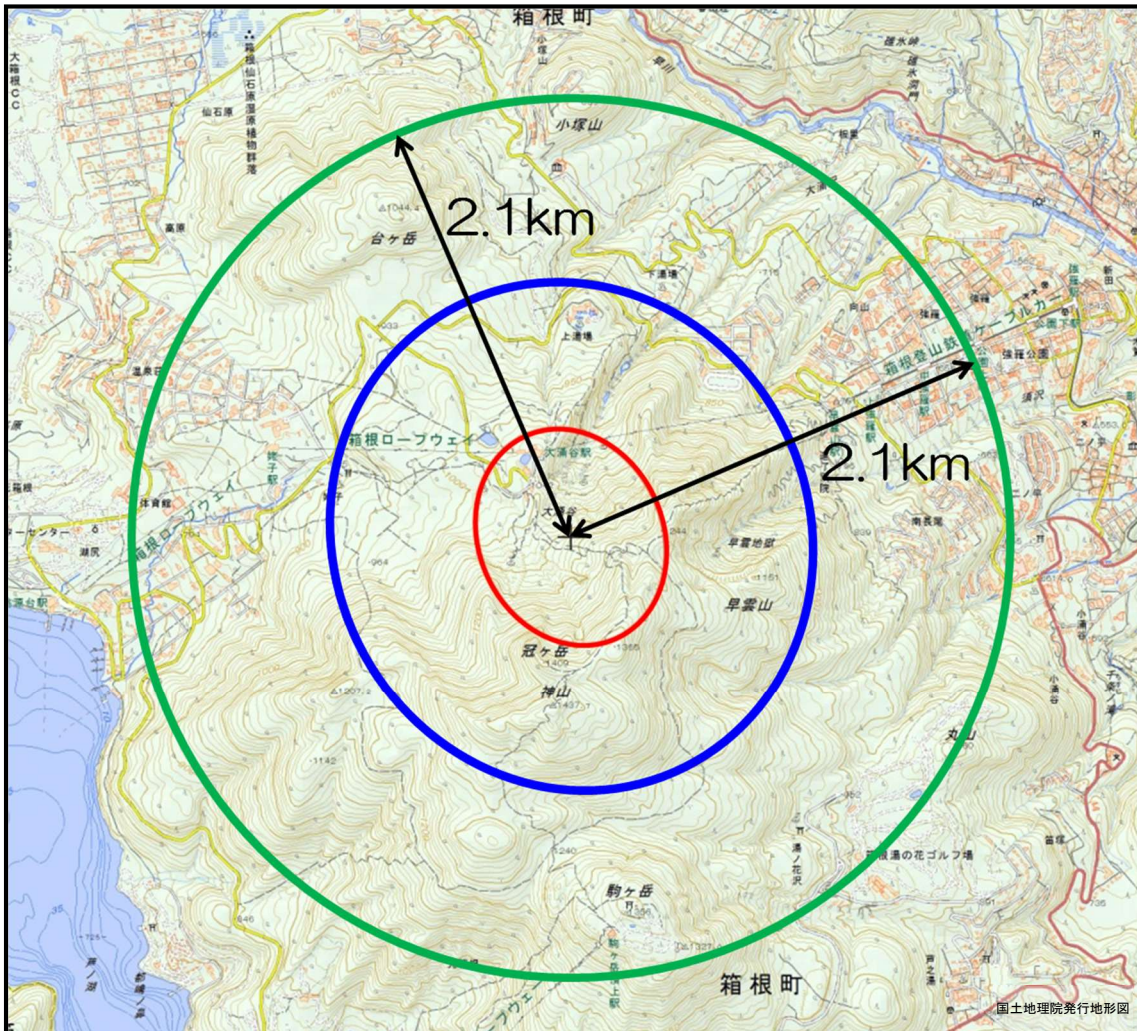


図 13 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)・5(水蒸気噴火)の避難対象地域（緑色実線）

表 11 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)・5(水蒸気噴火)における避難対象地域

避難対象地域	場 所	二次避難場所
大涌谷周辺	大涌谷周辺	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
早雲郷エリア	早雲山上・上湯・下湯バス停周辺	宮城野浄水センター
姥子エリア	姥子温泉秀明館	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
強羅南エリア	強羅自治会、二ノ平自治会	宮城野浄水センター
強羅北エリア	強羅自治会	
仙石原エリア	仙石原自治会及び下湯場自治会	仙石原公民館
湖尻エリア	温泉荘自治会、湖尻自治会及び姥子自治会	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

備考 避難対象地域の詳細な場所は、地域ごとの避難マニュアルに示す。

### 3 情報の入手及び伝達

神奈川県危機管理防災課は、横浜地方気象台から気象庁が噴火警報（噴火警戒レベル4・5）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

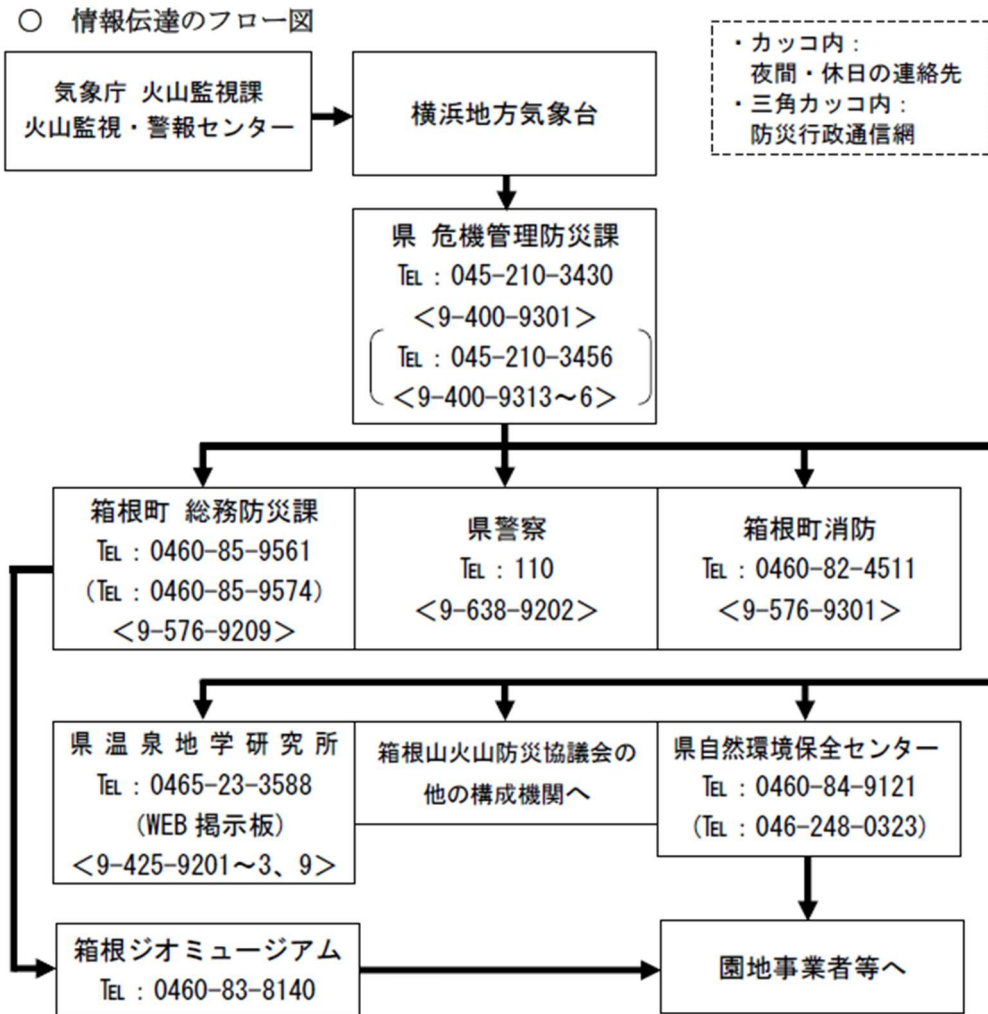


図 14 噴火警戒レベル引き上げ時の情報伝達チャート図



#### 4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁が噴火警報（噴火警戒レベル4・5）を発表した場合、所要の防災措置を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難など関係機関が実施すべき防災対応の確認及び情報共有を行う。

#### 5 住民等がとるべき行動

##### (1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

##### (2) 要配慮者等

要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、各種施設、自治会等の支援を受け、箱根町又は要配慮者等が入所している施設が指定する施設等に速やかに避難する。

#### ○ 事前避難の呼び掛け

箱根町は、火山活動の状況に応じて、避難対象地域及びその外周付近に居住する町民に対し、可能な限りあらかじめ避難対象地域外に避難するように呼び掛ける。

表 12 二次避難場所への避難ルート

避難対象地域	避難ルート	二次避難場所
A:大涌谷周辺	県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
B:姥 子エリア	県道 735 号→県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場
C:早雲郷エリア	県道 734 号→国道 1 号（→県道 723 号）→ 国道 138 号→	宮 城 野 浄水センター （前段階としてやま なみ荘を活用）
D:強羅南エリア	県道 723・734 号→国道 1 号→	宮 城 野 浄水センター （前段階としてやま なみ荘を活用）
E:強羅北エリア	駅下通り→県道 723 号→国道 138 号→	
F:仙石原エリア	県道 733 号→	仙石原公民館
G:湖 尻エリア	(姥子)県道 735 号→県道 75 号→ (温泉荘)県道 75 号→	芦ノ湖キャンプ村 及び前駐車場

備考： 各エリアの位置は、P24 図 5 を参照

6 関係機関の応急活動

表 13 噴火警戒レベル4(水蒸気噴火)・5(水蒸気噴火)における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を招集する。</li> <li>・ 箱根町災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 必要と認める場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行う。</li> <li>・ 避難対象地域内にいる住民等に避難指示を発令する。</li> <li>・ 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、噴火警報の発表を伝達する。</li> <li>・ 所要の態勢を整え、各種応急対策を開始する。</li> <li>・ 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>・ 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・ ボランティアセンターの設置を依頼する。</li> <li>・ 避難対象地域外に避難所を開設する。</li> <li>・ 避難所の運営、安否確認リストの作成等を行う。</li> <li>・ 2市7町への避難所の開設を県とともに依頼する。</li> <li>・ 住民等を避難所・鉄道駅へ搬送するバス等の手配を行う。</li> <li>・ 避難対象地域に災害対策基本法第63条第1項「警戒区域の設定」を適用する。</li> <li>・ 所要の態勢を整え、避難場所の設営等に当たる。</li> <li>・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。</li> <li>・ 各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。</li> <li>・ 避難所に入る住民を搬送する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、要配慮者等の避難を開始する。</li> <li>・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難開始前の安否確認を行う。</li> <li>・ 車両利用の観光客等を帰宅させる。</li> <li>・ 公共交通機関利用の観光客を帰宅させる。</li> <li>・ 避難対象地域に居住している従業員を避難させる。</li> <li>・ 各種施設から帰宅した観光客等の安否確認を行う。</li> <li>・ 各種施設は、休業、休館等の措置を講じる。</li> </ul>

<p>自治会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難開始前の安否確認を行う。</li> <li>・ 住民を自家用車に相乗りさせ、二次避難場所へ移動させる。</li> <li>・ 要配慮者等の避難を支援する。</li> <li>・ 二次避難後の安否確認を行う。</li> <li>・ 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。</li> </ul>
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 現地災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会構成員への情報伝達を行う。</li> <li>・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。</li> <li>・ 箱根町からの要請を受け、又は県が判断し、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。</li> <li>・ 災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。</li> <li>・ 現地災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動を行う。</li> <li>・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約し、現地災害対策本部及び災害対策本部に報告する。</li> <li>・ 2市7町に開設する避難所の調整を行う。</li> <li>・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県警察災害警備本部を設置する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。</li> <li>・ 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>・ 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防警備本部を設置する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>

<p>自衛隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事の災害派遣要請を受け、部隊を派遣する。</li> <li>各種初動対応に当たる。</li> <li>箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生の危険性を調査する。</li> </ul>

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

#### 第4 噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）

マグマ噴火は、火山活動の観測によりその噴火を予測することが可能であるとされている。また、大規模な水蒸気噴火が発生し、噴火警戒レベル3以上の状態が継続したときにマグマの上昇が観測され、マグマ噴火の可能性が高まるとされている。このため、突発的なマグマ噴火については、学識者等の意見聴取を踏まえ検討していくこととする。

##### 1 対応

気象庁又は温泉地学研究所がマグマ噴火のおそれがある現象を観測した場合、箱根町長は、居住地域に重大な被害を及ぼすマグマ噴火が発生又は発生するおそれがあると判断する場合、箱根山火山防災協議会の助言を踏まえ、想定火口域の中心から少なくとも半径4.0kmの範囲に避難指示を発令し住民等を避難させる。

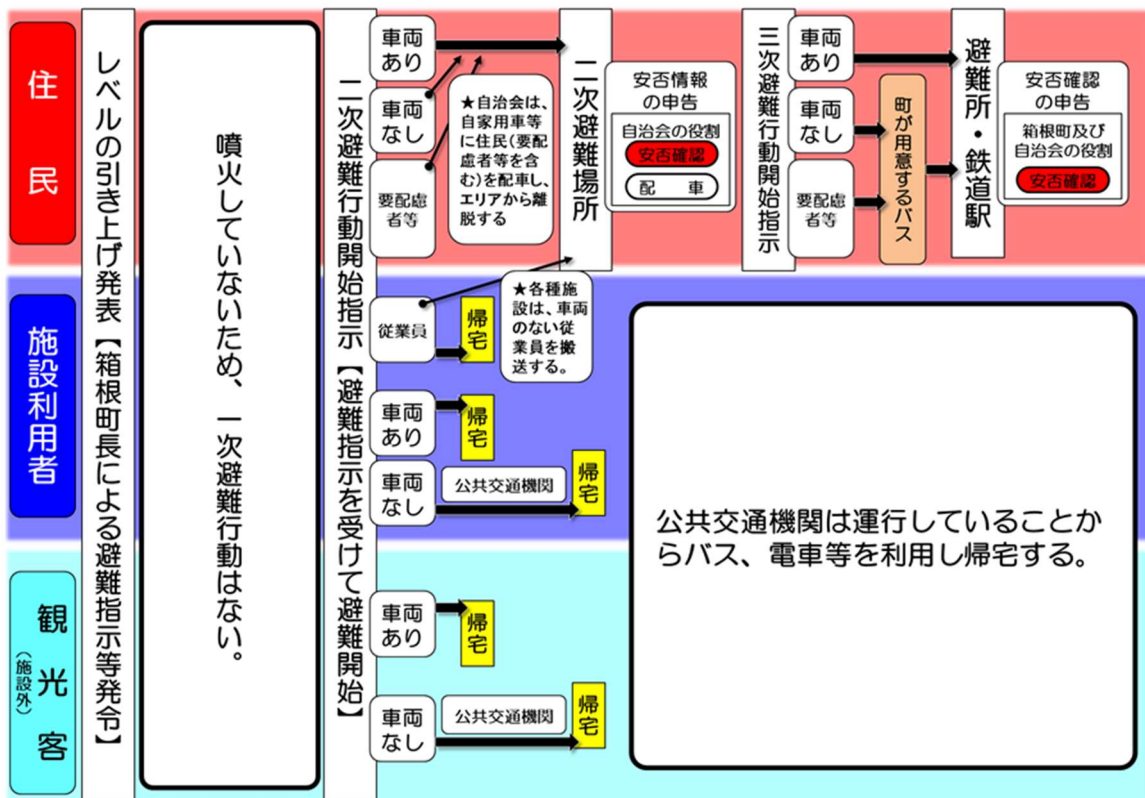


図 15 噴火警戒レベル引き上げに伴う避難チャート図

2 避難対象地域

【対象地域】  
 噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）の避難対象地域  
 <想定火口域の中心から半径 4.0km の正円のエリア>

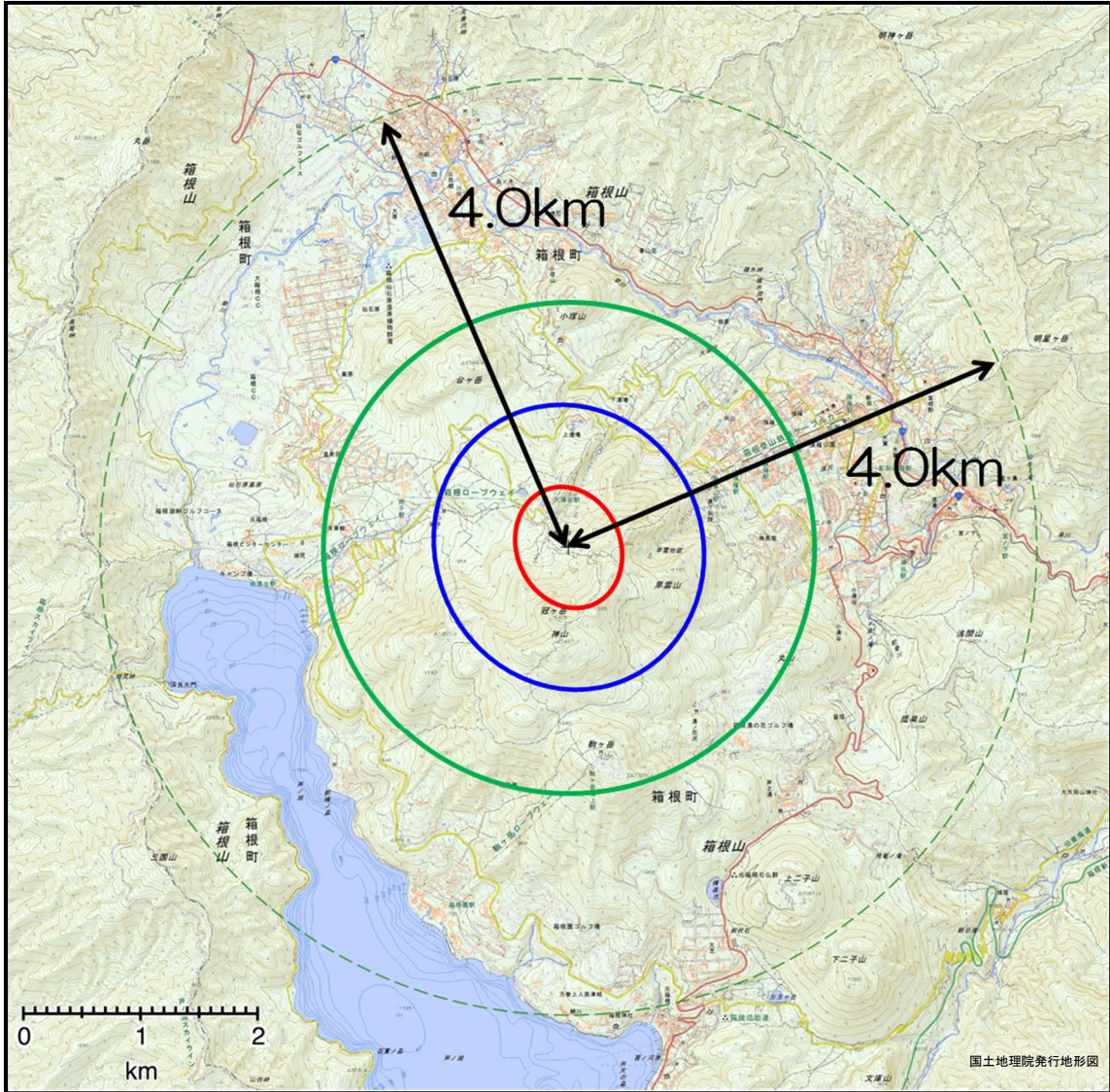


図 16 噴火警戒レベル4(マグマ噴火)・5(マグマ噴火)の避難対象地域(緑色破線)

表 14 噴火警戒レベル4(マグマ噴火)・5(マグマ噴火)における避難対象地域

避難対象地域	場所	二次避難場所
箱根町西部	箱根町の大平台以西及び屏風山以北	町東部の広域避難場所 町外の広域避難場所

### 3 情報の入手及び伝達

神奈川県危機管理防災課は、横浜地方気象台から気象庁が噴火警戒レベル4（マグマ噴火）又は噴火警戒レベル5（マグマ噴火）を発表した旨の連絡を受けた場合、速やかに箱根山火山防災協議会等の構成員に伝達を行う。

**【参考】**  
気象庁は、警戒が必要な範囲が変わる場合には、噴火警報を発表する。

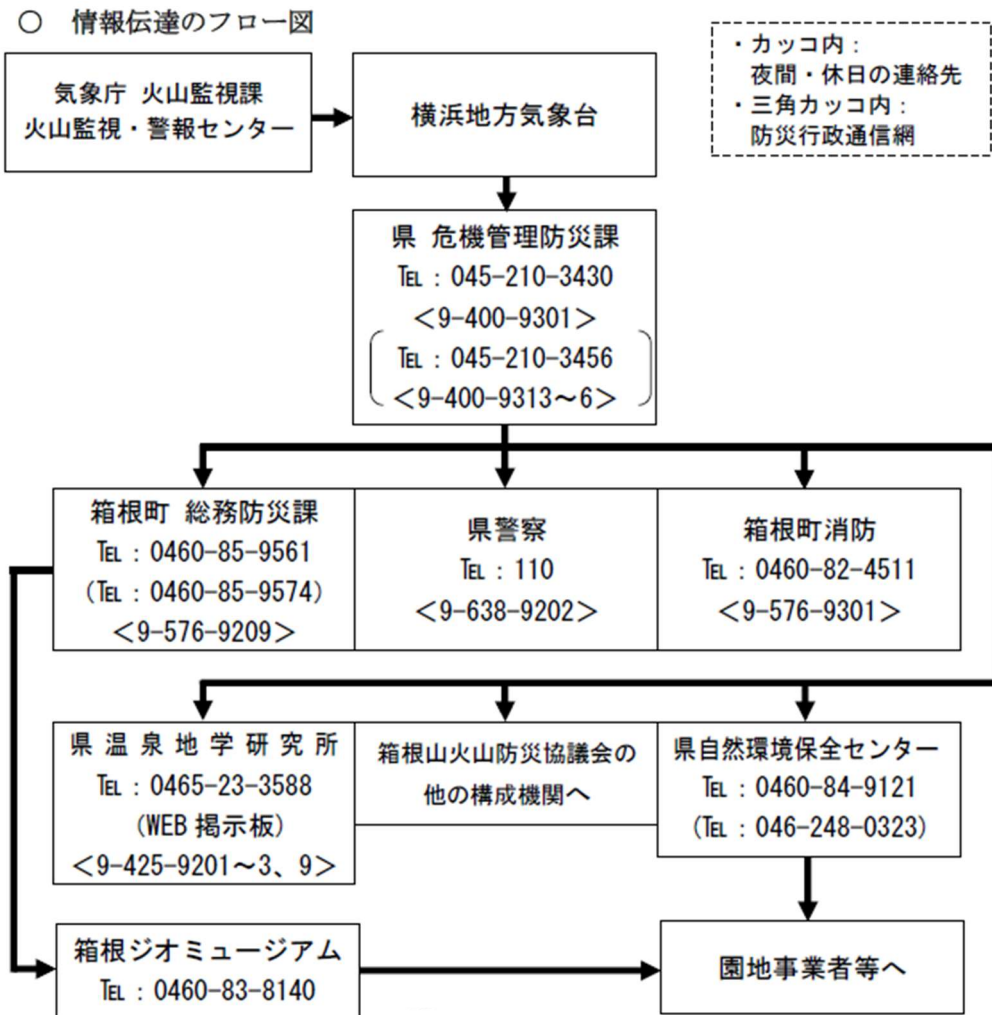


図 17 火山の状況に関する解説情報入手時の情報伝達チャート図

#### 4 箱根山火山防災協議会の助言

県は、気象庁がマグマ噴火に関する噴火警報（噴火警戒レベル4（マグマ噴火）又は5（マグマ噴火））を発表した場合、所要の防災対応を行った後、速やかに箱根山火山防災協議会等を開催し、気象庁、温泉地学研究所等の専門家の意見を聞き、住民等の避難、関係機関が実施した防災対応等の確認及び情報共有を行う。

#### 5 住民等がとるべき行動

##### (1) 住民等

住民等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等及び大涌谷周辺施設の従業員等の誘導により速やかに避難する。

##### (2) 要配慮者等

要配慮者等は、箱根町長の発令した避難指示に基づき、箱根町、箱根町消防本部、県警察、各種施設、自治会等の支援を受け、選定された施設等に速やかに避難する。

表 15 二次避難場所への避難ルート

一次避難場所	避難ルート
仙石原エリア	→国道138号→東名高速→2市7町の広域避難場所
強 羅エリア	→国道138号→東名高速→2市7町の広域避難場所
宮城野エリア	→国道138号→東名高速→2市7町の広域避難場所
元箱根エリア	→県道75号→国道1号→ターパ 仔→2市7町の広域避難場所
宮ノ下エリア	→国道1号→町東部の広域避難場所
小涌谷エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所
二ノ平エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所
芦之湯エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所
箱 根エリア	→国道1号→箱根新道→町東部の広域避難場所

備考1 地域別にエリアを選定

備考2 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。



6 関係機関の応急活動

表 16 マグマ噴火のおそれがある場合における関係機関の応急活動

実施機関	活動項目
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全職員を招集する。</li> <li>・ 箱根町災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 必要と認める場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行う。</li> <li>・ 避難対象地域内にいる住民等に避難指示を発令する。</li> <li>・ 防災行政無線、エリアメール、ラジオ、災害情報共有システム、看板、ホームページ、車両等あらゆる広報媒体を活用し、噴火警報の発表を伝達する。</li> <li>・ 所要の態勢を整え、各種応急対策を開始する。</li> <li>・ 噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>・ 県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・ 避難対象地域に災害対策基本法第 63 条第 1 項「警戒区域の設定」を適用する。</li> <li>・ ボランティアセンターの設置を依頼する。</li> <li>・ 2市7町への避難所の開設を県とともに依頼する。</li> <li>・ 住民を避難所へ搬送するバスを手配する。</li> <li>・ 所要の態勢を整え、避難場所の設営等に当たる。</li> <li>・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。</li> <li>・ 避難所の運営、安否確認リストの作成等を行う。</li> <li>・ 各種施設及び自治会等の安否確認を集計する。</li> <li>・ 避難所に入る住民を搬送する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、要配慮者等の避難を開始する。</li> <li>・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
各種施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難開始前の安否確認を行う。</li> <li>・ 車両利用の観光客等を帰宅させる。</li> <li>・ 公共交通機関利用の観光客を帰宅させる。</li> <li>・ 避難対象地域に居住している従業員を避難させる。</li> <li>・ 各種施設から帰宅した観光客等の安否確認を行う。</li> <li>・ 各種施設は、休業、休館等の措置を講じる。</li> </ul>
自治会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難開始前の安否確認を行う。</li> <li>・ 住民を自家用車に相乗りさせ、二次避難場所へ移動させる。</li> <li>・ 要配慮者等の避難を支援する。</li> <li>・ 二次避難後の安否確認を行う。</li> <li>・ 避難所に入る住民及び入らない住民の安否確認リストを作成する。</li> </ul>

<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 現地災害対策本部を設置する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会構成員への情報伝達を行う。</li> <li>・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊を派遣する。</li> <li>・ 箱根町からの要請を受け、又は県が判断し、自衛隊に対し災害派遣要請を行う。</li> <li>・ 災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動の支援調整を行う。</li> <li>・ 現地災害対策本部において、情報収集及び各種応急活動を行う。</li> <li>・ 神奈川県広域災害時情報収集先遣隊は、現場において箱根山火山防災協議会構成機関と連携し、被災状況、避難状況、負傷者数、死者数等の情報共有のほか、県への要望等を集約し、現地災害対策本部及び災害対策本部に報告する。</li> <li>・ 2市7町に開設する避難所の調整を行う。</li> <li>・ 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県警察災害警備本部を設置する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する（気象条件等を勘案し、ヘリによる広報も検討する。）。</li> <li>・ 噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>・ 箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、大涌谷園地方向の県道に停車している駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
<p>箱根町消防</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防警備本部を設置する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、避難指示の発令を広報する。</li> <li>・ 関係機関と連携し、住民等の避難誘導に当たる。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>
<p>自衛隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事の災害派遣要請を受け部隊を派遣する。</li> <li>・ 各種初動対応に当たる。</li> <li>・ 箱根山火山防災協議会において、初動応急対応について共通認識を持ち、今後の対応方針を決める。</li> </ul>

<p>道路管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して応急活動に必要な交通規制を実施する。</li> <li>• 避難ルートに使用する道路を啓開する。</li> </ul>
<p>国交省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土砂災害防止法に基づき、降灰後の降雨による二次泥流（土石流）発生危険性を調査する。</li> </ul>

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

## 第6章 三次避難（避難所への避難）

### 第1 噴火警戒レベル1から5（水蒸気噴火）における三次避難

箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合、箱根町は、各種施設及び自治会等と連携し、避難対象地域にいる住民等を二次避難場所へ誘導する。二次避難場所に集まった住民等は、避難対象地域外の自宅等に帰宅又は避難する者若しくは避難所に入る者に分けられ、町が用意するバス等で三次避難を行う。

噴石等の影響により車両の通行が困難な場合は、原則として屋内退避を継続するが、防災関係機関等の救出救助部隊による避難誘導が想定される。

#### 1 避難所への入所

箱根町は、避難所に入る住民を勘案し、居住地域ごとに避難所を指定し搬送する。（避難所は神奈川県地域防災計画「市町村別避難所（施設）選定状況一覧表」及び箱根町地域防災計画を参照）

- (1) 宮城野浄水センター（強羅南・北エリア）

表 17 宮城野浄水センターからの三次避難（避難所）

避難所	避難ルート
町内の避難所	①：→国道138号→国道1号→湯本地区 ②：→国道138号→国道1号→箱根新道→湯本地区
町外の避難所	①：→国道138号→国道1号→ターニク→2市7町 ②：→国道138号→国道1号→芦ノ湖スカイライン→箱根スカイライン→東名高速→2市7町

- (2) 仙石原公民館（仙石原エリア）

表 18 仙石原公民館からの三次避難（避難所）

避難所	避難ルート
町内の避難所	①：→国道138号→国道1号→湯本地区 ②：→国道138号→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→湯本地区
町外の避難所	①：→国道138号→東名高速→2市7町 ②：→国道138号→芦ノ湖スカイライン→ターニク→2市7町

- (3) 芦ノ湖キャンプ村（湖尻エリア）

表 19 芦ノ湖キャンプ村からの三次避難（避難所）

避難所	避難ルート
町内の避難所	①：→国道 138 号→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→湯本地区 ②：→県道 75 号→箱根新道→湯本地区
町外の避難所	①：→国道 138 号→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→2市7町 ②：→国道 138 号→芦ノ湖スカイライン→箱根スカイライン→東名高速→2市7町

(4) 箱根町老人福祉センターやまなみ荘（早雲郷エリア）

早雲郷エリアの噴火警戒レベル 3 における二次避難場所として指定した「箱根町老人福祉センターやまなみ荘」は、同レベルにおいては避難所として使用する。

2 自宅等への帰宅又は避難

箱根町は、観光客、通勤・通学者等の避難対象地域に居住していない者及び避難所に入らない住民を主要な鉄道駅に搬送する。

(1) 宮城野浄水センター（強羅南・北エリア）

表 20 宮城野浄水センターからの三次避難（主要鉄道駅）

搬送先	避難ルート
箱根湯本駅	→国道 138 号→国道 1 号→箱根湯本駅(又は→小田原駅)
御殿場駅	→国道 138 号→御殿場駅

(2) 仙石原公民館（仙石原エリア）

表 21 仙石原公民館からの三次避難（主要鉄道駅）

搬送先	避難ルート
箱根湯本駅	→国道 138 号→国道 1 号→箱根湯本駅(又は→小田原駅)
御殿場駅	→国道 138 号→御殿場駅

(3) 芦ノ湖キャンプ村（湖尻エリア）

表 22 芦ノ湖キャンプ村からの三次避難（主要鉄道駅）

搬送先	避難ルート
箱根湯本駅	→芦ノ湖スカイライン→箱根新道→箱根湯本駅(又は→小田原駅)
御殿場駅	→箱根スカイライン→御殿場駅

## 第2 噴火警戒レベル4（マグマ噴火）及び5（マグマ噴火）における避難

マグマ噴火発生時、箱根町は、各種施設及び自治会等と連携し、一次避難場所から箱根町東部又は2市7町の広域避難場所（二次避難場所）に避難させる。その後、避難住民を各エリアごとに各市町の避難所に入所させる。

### 1 避難の順序

表 23 噴火警戒レベル4(マグマ噴火)及び5(マグマ噴火)における避難の順序

一次避難場所	避難の順序
仙石原エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
強 羅エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
宮城野エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
元箱根エリア	→2市7町の広域避難場所→各市町の避難所
宮ノ下エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
小涌谷エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
二ノ平エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
芦之湯エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所
箱 根エリア	→町東部の広域避難場所→各市町内の避難所

備考 2市7町は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町及び湯河原町のことをいう。

### 2 広域避難場所

(1) 箱根町東部の広域避難場所

神奈川県地域防災計画「市町村別避難場所（地）選定状況一覧表」を参照

(2) 2市7町の広域避難場所

神奈川県地域防災計画「市町村別避難場所（地）選定状況一覧表」を参照

## 第7章 避難終了後の対応

### 第1 避難所の管理及び運営

箱根町は、避難所管理運営マニュアル【別添資料2】に従い町内の避難所を管理運営するほか、他の市町村（2市7町）に避難所の設置を依頼した場合は、連絡調整に当たる職員を派遣する（災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定）。

#### 1 町内の避難所

神奈川県地域防災計画「市町村別避難所（施設）選定状況一覧表」及び箱根町地域防災計画を参照

#### 2 町外の避難所

箱根町は、町内の避難所において避難住民を収容することができなくなった場合は、県と調整し、町外の避難所に避難住民を収容する。なお、他の市町村に避難所の設置を依頼した場合は、箱根町職員を派遣し、町と避難所の連絡調整に当たらせる。

（町外の避難所は、神奈川県地域防災計画「市町村別避難所（施設）選定状況一覧表」を参照）

### 第2 救援物資、人材の受入

箱根町は、災害に伴う協定等に基づき受け入れる救援物資、全国からの支援物資、ボランティア等の人材の受け入れについて窓口を設定し、円滑な受領・配分体制を確立する。

#### 1 救援物資の受入及び配分

箱根町は、職員及びボランティア等を活用し、救援物資、支援物資等の受領、集積、配分及び配送を円滑に行う。

#### 2 人材、ボランティア等の受入

箱根町は、箱根町ボランティアセンター設置・運営マニュアル【別添資料3】に従い、ボランティア等の人材の受け入れについて社会福祉協議会に一元管理等を依頼し、その活動について秩序の維持を図る。

### 第3 道路啓開の実施

県、箱根町及び道路管理者は、人命救助、救援物資輸送、ライフライン復旧等の応急活動に必要な道路啓開を実施する。



## 第8章 避難計画の見直し

本計画は、平成27年の箱根山の観測史上最も活発な火山活動を受けて、箱根山火山防災協議会において緊急的に大規模な水蒸気噴火を想定した避難方法を中心にとりまとめたものを平成30年度に修正した後、令和3年度の自然研究路を再開した際に修正を行った。

今後も、新たに判明した事実や学識者の意見聴取など最新の知見を取り入れ、避難対象地域の見直しのほか、さらに大規模な噴火（マグマ噴火）を想定した対応の詳細について箱根山火山防災協議会で検討の上加筆していくこととする。

また、引続き本計画に沿った実践的な避難訓練等を繰り返し実施し、有効性の検証を行い、必要により避難計画の見直しを行っていく。

## 追記

### 箱根山に関する近況史

- 平成 26 年 7 月 4 日 箱根山火山防災協議会設立（事務局箱根町）
- 平成 26 年 9 月 27 日 御嶽山噴火被害の発生
- 平成 27 年 4 月 26 日 箱根山の地震活度が活発化
- 平成 27 年 5 月 6 日 噴火警戒レベルを 2 に引き上げ
- 平成 27 年 6 月 29 日 気象庁の機動観測班がごく小規模な噴火を確認
- 平成 27 年 6 月 30 日 噴火警戒レベルを 3 に引き上げ  
周辺の交通規制、避難区域の避難措置を実施
- 平成 27 年 7 月 3 日 箱根町が警戒区域を設定
- 平成 27 年 8 月 24 日 箱根町が警戒区域を一部変更（早雲山別荘地の解除）
- 平成 27 年 8 月 26 日 箱根山火山防災協議会を開催（事務局箱根町）  
「避難計画」を策定
- 平成 27 年 9 月 11 日 噴火警戒レベルを 2 に引き下げ
- 平成 27 年 9 月 14 日 箱根町が警戒区域を縮小
- 平成 27 年 10 月 30 日 箱根ロープウェイ（桃源台～姥子）の一部再開
- 平成 27 年 11 月 20 日 噴火警戒レベルを 1 に引き下げ
- 平成 27 年 12 月 活動火山対策特別措置法の改正
- 平成 28 年 2 月 22 日 国が「改正活動火山対策特別措置法」に基づいて県、箱根町を「火山災害警戒地域」に指定
- 平成 28 年 2 月 23 日 「改正活動火山対策特別措置法」に基づき県が主体となる  
箱根山火山防災協議会を設置
- 平成 28 年 3 月 9 日 第 1 回箱根山火山防災協議会を開催（事務局県）
- 平成 28 年 4 月 23 日 箱根ロープウェイ（姥子～大涌谷）の運転を再開
- 平成 28 年 7 月 26 日 箱根町が避難指示を解除  
箱根ロープウェイ（全線）再開、大涌谷園地一部再開
- 平成 29 年 2 月 7 日 第 2 回箱根山火山防災協議会を開催（事務局県）
- 平成 29 年 7 月 10 日 県が地域防災計画（風水害等災害対策計画）を修正
- 平成 30 年 2 月 20 日 第 3 回箱根山火山防災協議会を開催（事務局県）
- 平成 30 年 2 月 27 日 箱根町地域防災計画を修正
- 平成 31 年 2 月 箱根山（大涌谷）火山避難計画、大涌谷周辺の観光客等の  
避難誘導マニュアル、大涌谷周辺への立入規制マニュアルの修正
- 令和元年 5 月 19 日 噴火警戒レベルを 2 に引き上げ
- 令和元年 5 月 20 日 令和元年度（臨時）第 1 回箱根山火山防災協議会
- 令和元年 10 月 7 日 噴火警戒レベルを 1 に引き下げ
- 令和元年 11 月 13 日 箱根山火山防災協議会を開催（書面開催）
- 令和元年 11 月 15 日 大涌谷園地一部再開（自然研究路等を除く）
- 令和 2 年 2 月 20 日 箱根山火山防災協議会を開催

- 令和2年 4月7日 新型コロナウイルス感染症対策 政府の緊急事態宣言
- 令和2年 4月10日 (緊急事態宣言を受けて) 箱根ロープウェイの運休停止
- 令和2年 4月29日 (緊急事態宣言を受けて) 大涌谷園地の閉鎖 (4.22 通知)
- 令和2年 5月30日 大涌谷園地の再開 (5.25 通知)
- 令和3年 3月30日 箱根山火山防災協議会を開催 (書面開催)
- 令和4年 1月28日 箱根山火山防災協議会を開催
- 令和4年 3月28日 自然研究路の再開

# 大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル



令和4年3月  
箱根山火山防災協議会



## 目 次

---

はじめに	1
平成 30 年度の改定にあたって	2
令和 3 年度の改定にあたって	3
第 1 章 噴石等対処要領	
1 目的	4
2 基本方針	4
3 避難の考え方	5
4 想定される事態	6
5 対処の流れ	6～8
6 具体的な対処の手順	
(1) 箱根山で突発的に噴火が発生した場合	9～11
(2) 箱根山に気象庁から「火口周辺警報」が発表された場合	12～14
(3) 箱根山に気象庁から「解説情報」が発表された場合	15～18
(4) 気象庁からの「火口周辺警報」や「解説情報」の発表が無い中で、 箱根山で異常現象が発生した場合	19～22
7 具体的な避難誘導の手順	
(1) 一次避難	23～24
(2) 二次避難	24～25
8 箱根山の噴火警戒レベル	26～27
第 2 章 火山ガス対処要領	
1 目的	28
2 火山ガス対処方針	28～29
3 火山ガス安全対策の考え方	30
4 対象とする火山ガス	31
5 火山ガス計測体制	31～32
6 監視体制等	33

7	対処の流れ	34～36
8	具体的な対処の手順	
	(1) 注意喚起の場合	37
	(2) 注意情報発表の場合	37
	(3) 警戒情報発表の場合	38
9	経過措置	39
	空白	40
	別紙「自然研究路内の避難誘導の参考」	41～52

## はじめに

平成 26 年 9 月、長野・岐阜県境の御嶽山が突然水蒸気噴火し、山頂付近の登山者等 57 名の貴重な人命が失われました。また、今もなお 6 名の方が行方不明であり、戦後最悪の噴火災害となりました。

あらためて、お亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を表するとともに、行方不明の方々が一刻も早くご家族の元に戻ることができるようお祈り申し上げます。

御嶽山の噴火による火山災害は、風光明媚な景色とはうらはらに火山の持つエネルギーの凄まじさとこれまでの火山防災対策の抱えている多くの課題を私たちに教えてくれました。私たちは、犠牲者の御霊に報いるためにも、この教訓を今後の対策に活かしていかなければなりません。

県内唯一の活火山である箱根山は、国内外から年間 2000 万人もの観光客が訪れる我が国を代表する観光地です。火山の恵みとして良質の温泉をもたらし、訪れる人々の身体と心を癒しています。

箱根山の中心となる大涌谷周辺は、今でももうもうと噴気が立ち上り、火山の息吹を体感できるスポットとして大変人気がありますが、過去に噴火を繰り返した火口域でもあります。観光客の皆様は大涌谷の自然を安心して楽しんでいただくためには、万が一のときの備えを十分にしておく必要があります。

箱根町及び箱根山火山防災協議会は、御嶽山噴火災害の教訓を踏まえ、「観光客や住民等の命を守るための対策を最優先とする」ことを基本方針として今後の箱根山の火山対策に取り組んでいくことを決定しました。その最優先課題に、大涌谷周辺の観光客等の安全対策を掲げ、このたび、本マニュアルを緊急的に取りまとめました。

今後、本マニュアルに沿った避難訓練等を計画的に実施して、マニュアルの実効性を高め、万が一、噴火の兆候が認められた場合に、関係機関が迅速に対処できるよう備えてまいります。

平成 27 年 3 月

箱 根 町  
箱根山火山防災協議会



## 平成 30 年度の改定にあたって

箱根山火山防災協議会では、御嶽山噴火災害の教訓から、多くの観光客が訪れる箱根山大涌谷周辺の安全対策を最優先に進め、平成 27 年 3 月 27 日、本マニュアルをまとめました。

そのころから、箱根山（大涌谷）の火山活動が活発化し、5 月 6 日、噴火警戒レベルが 2 に引き上げられ、6 月 30 日、大涌谷でのごく小規模な水蒸気噴火の発生を受けて、レベルが 3 に引き上げられました。

箱根町、箱根町消防、県警察、県災害対策課、県温泉地学研究所、県小田原土木センターなど関係機関は、本マニュアルに従い、火山活動に対応した措置及び避難誘導など迅速的確な防災対応を行い、人的被害を防止しました。本マニュアルは、噴火警戒レベル引き上げ時における安全対策の拠りどころとして活用され、その実効性が確認されました。

11 月 20 日、噴火警戒レベルが 1 に引き下げられ、以後、火山活動は沈静化してきておりますが、箱根山（大涌谷）は活火山であることに変わりはなく、観測、監視体制を強化し、安全対策を継続していく必要があります。

箱根山火山防災協議会では、今後も学識者の意見を聴きながら火山ガス対策をはじめとした、ハード、ソフト面を両立した安全対策を推進します。

そして、「10 年先も人的被害ゼロを継続」という方針のもと、今後、この対処要領に沿った避難訓練を官民が協力して実施し、関係機関と事業者の連携を深め、観光客等の安全の確保に努めてまいります。

平成 31 年 2 月

箱根山火山防災協議会

## 令和3年度の改定にあたって

平成27年5月6日に箱根山の噴火警戒レベル2への引き上げが発表され、箱根町では大涌谷園地への立入を終日規制する措置を講じました。平成28年7月26日に一部のエリアへの立入再開を認めた後も、自然研究路やハイキングコース（登山道）への立入については別の安全対策が必要と整理され、終日規制は継続することとなりました。箱根山火山防災協議会の定めた自然研究路の再開に向けた安全対策のうち、ハード対策については令和2年7月までに完成し、ソフト対策として噴石対策及びガス対策の訓練の実施が残りしました。訓練を実施するにあたり、既に突発的に異常事態が発生した際の行動の準拠となる「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」は整備されていましたが、自然研究路内での避難誘導に関する記述については更に具体化することが必要であるとされたことから、本マニュアルを修正することに加え、自然研究路内の避難誘導に特化した内容を本マニュアルの別紙として作成しました。なお、同別紙が「参考」となっているのは、発生する火山現象に様々なケースがあり、完全にマニュアル化することが困難であるためです。

なお、マニュアルの修正にあたっては、箱根山火山防災協議会の中で机上検討を行った後、関係者が現地に集まってマニュアルの実効性を検証し、様々な角度から考察を重ねて完成に至りました。

マニュアルは完成しましたが、異常事態が発生した時などにその場で実際にマニュアルを適用して行動するのは、自然研究路への入場者を引率する監視員であり、記述された内容を直ちに実行に移せるよう定期的に訓練を繰り返していく必要があります。

箱根山火山防災協議会では「10年先も人的被害ゼロを継続」という方針のもと、今後も関係機関と事業者が一体となり、観光客等の安全の確保に努めてまいります。

令和4年3月

箱根山火山防災協議会

# 第1章 噴火時等対処要領

## 1 目的

本要領は、箱根山で噴火が発生又は発生するおそれがある場合（以下「噴火時等」という。）に、県及び箱根町、監視員、園地事業者等の関係機関が協力し、大涌谷周辺にいる観光客、登山者、施設の従業員等（以下「観光客等」という。）の命を守ることを目的とする。

なお、箱根山での噴火時等における住民避難等といったその他の対処方法は、別に箱根山火山防災協議会が策定する避難計画で定める。

### ○ 「大涌谷周辺」の範囲について（楕円の内側）



※当マニュアルでは、楕円の内側のハイキングコースを「登山道」という。

※破線は、噴火警戒レベル3の範囲を示したもの（参考）。

※登山道は閉鎖中

## 2 基本方針

- (1) 観光客等の命を守ることを最優先とする。
- (2) 想定外を排除し、あらゆる事態に対処できるようにする。
- (3) 外国人観光客等を考慮し、多言語による情報伝達等に配慮する。
- (4) 各機関が連携して対処する。

### 3 避難の考え方

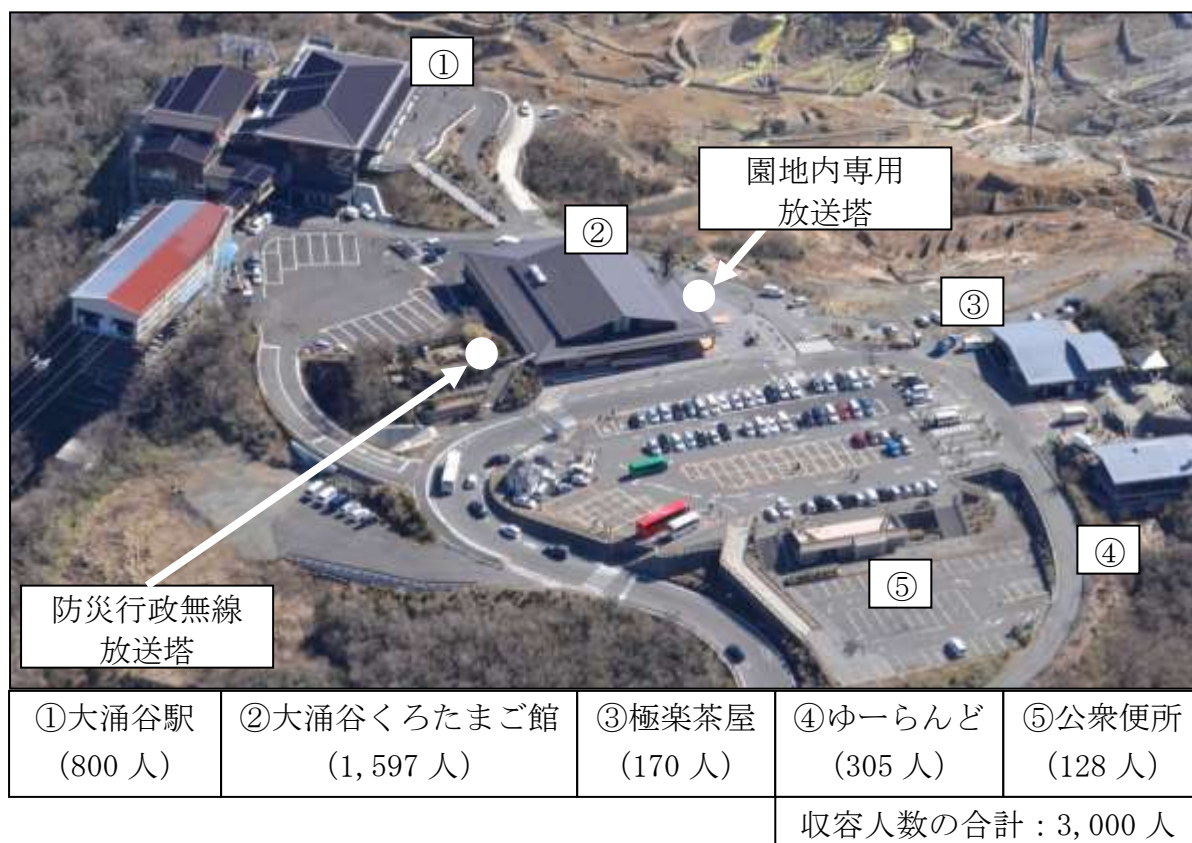
避難行動に伴う交通事故や雑踏事故を防止するため、避難については「一次避難」及び「二次避難」の二段階避難を原則とする。

自然研究路やその周辺の園地内にいる観光客等については、箱根町及び監視員、園地事業者等が一旦、大涌谷園地駐車場周辺の堅牢な施設（以下「周辺施設」という。）に屋内（自然研究路への入場者は、まずシェルターに緊急避難した後、周辺施設に移動）退避させる（一次避難）。その後、噴火等の活動がある程度収まると判断される場合は、さらに安全な場所に避難させる（二次避難）。ただし、噴火が発生していない場合（火口周辺警報等）は、一旦屋内に避難することなく速やかに大涌谷園地外へ避難させる場合がある。

なお、神山、冠ヶ岳等の登山道にいる登山者については、県警察のヘリなどを要請し、原則として駒ヶ岳方面に避難させるが、駒ヶ岳付近で噴火が発生又は発生するおそれがある場合は、最も安全と考えられる方向へ避難させる。

※登山道は閉鎖中

#### ○ 大涌谷園地駐車場周辺の施設の名称及び収容人数について（1㎡あたり2人で算定）



#### 4 想定される事態

- (1) 箱根山で突発的に噴火が発生した場合
- (2) 箱根山に気象庁から「火口周辺警報」が発表された場合
- (3) 箱根山に気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以下「解説情報」という。）が発表された場合
- (4) 気象庁からの「火口周辺警報」や「解説情報」の発表が無い中で、箱根山で異常現象が発生した場合

#### 5 対処の流れ

##### (1) 情報の入手

箱根町は、前項4（1）から（4）にかかる情報を、気象庁、箱根山火山防災協議会及び監視員、園地事業者等から入手する。

##### (2) 箱根山火山防災協議会の助言

箱根町は、原則として、箱根山火山防災協議会の助言を求める。ただし、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合はその限りでない。

##### (3) 措置の決定と伝達

箱根町は、（2）の助言を踏まえ、次のいずれかの措置の実施を決定し、避難指示または高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の発令の是非を判断する。実施を決定した措置については、箱根山火山防災協議会及び園地事業者等に伝達する。

##### ① 大涌谷周辺規制（避難指示）【噴火警戒レベル1～3】

箱根町は、箱根山火山防災協議会・道路管理者、園地事業者等と協力して、大涌谷周辺の立入りを規制する。特に大涌谷三叉路からの入場車両の遮断については、神奈川県自然環境保全センター箱根出張所や引率入場受付係と連携して迅速に対応する。

##### ② 自然研究路等立入規制（避難指示）【噴火警戒レベル1】

箱根町は、箱根山火山防災協議会・園地事業者等と協力して、自然研究路及び登山道の立入りを規制する。

##### ③ 防災行政無線等による注意喚起（高齢者等避難）【噴火警戒レベル1】

箱根町は、箱根山火山防災協議会・園地事業者等と協力して、防災行政無線、エリアメール、広報車等による注意喚起を行う。

##### ④ ホームページ等による注意喚起【噴火警戒レベル1】

県及び箱根町は、箱根山火山防災協議会・園地事業者等と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。

(4) 措置の実施

箱根町は、(3)の決定に基づき、措置を実施する。大涌谷周辺規制等を行う場合は避難指示や高齢者等避難を発令する。なお、避難指示等の伝達については、多言語で行う。

(5) 避難誘導の実施

箱根町は、箱根山火山防災協議会・園地事業者等と協力して、観光客等の避難誘導を行う。

○ 「想定される事態」と「措置」の関係

	大涌谷周辺規制 〔噴火警戒レベル1～3〕	自然研究路等立入規制 〔噴火警戒レベル1〕	注意喚起(防災無線等) 〔噴火警戒レベル1〕	注意喚起(ホームページ) 〔噴火警戒レベル1〕	※1
突発的な噴火の発生	○	○	—	—	—
火口周辺警報の発表	○	○	—	—	—
解説情報の発表	○	○	○	○	○
異常現象の発生	○	○	○	○	○

※1 箱根山火山防災協議会の助言を踏まえて措置を決定する。

○ 「措置」ごとの避難指示等の対象

	大涌谷周辺規制	自然研究路等立入規制	注意喚起(防災無線等)	注意喚起(ホームページ等)
避難指示	大涌谷周辺にいる観光客等(※2)	自然研究路、登山道にいる観光客等(※3) ※登山道は閉鎖中	—	—
高齢者等避難	—	大涌谷周辺にいる観光客等(※4)	自然研究路、登山道にいる観光客等 ※登山道は閉鎖中	—

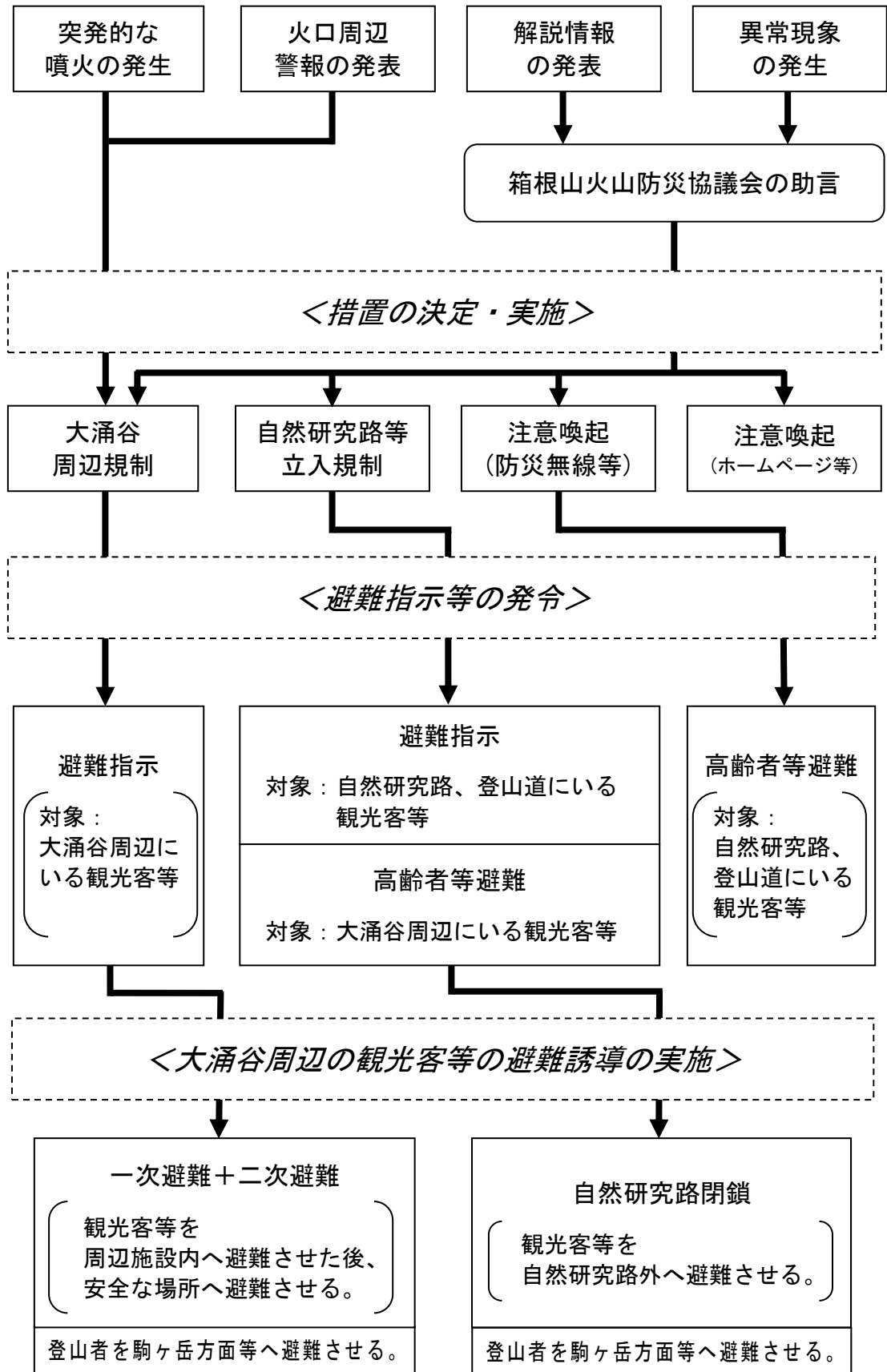
※2 一次避難及び二次避難の誘導を行う。

※3 避難完了後、自然研究路を封鎖する。

※4 (状況により) 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)の避難誘導を行う。

○ 「想定される事態」と対処の流れの概要

※ 登山道は閉鎖中



## 6 具体的な対処の手順

基本方針に則り観光客等の命を守るための措置を最優先とし、併せて関係機関への情報の速達に努める。

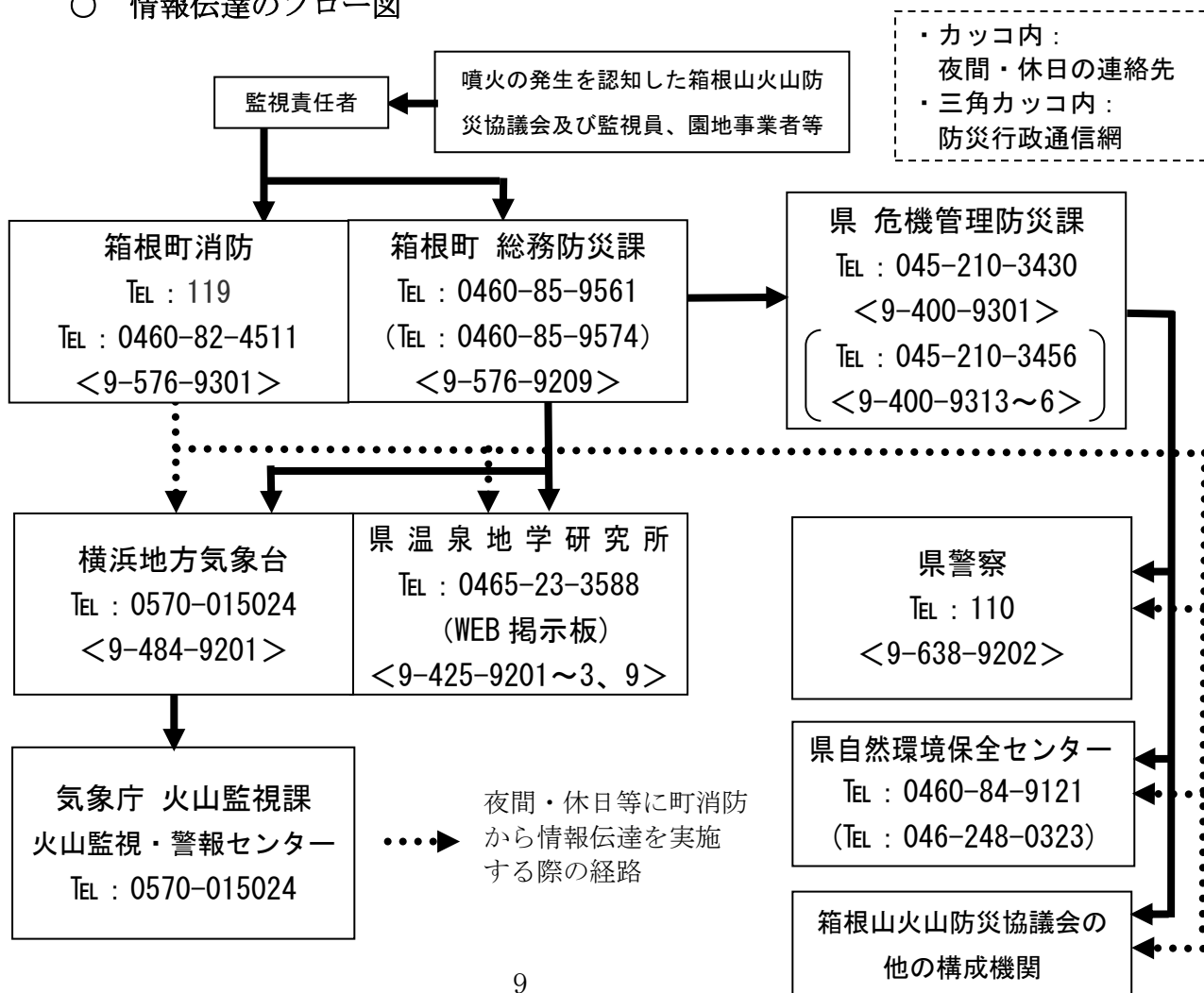
### (1) 箱根山で突発的に噴火が発生した場合

#### ① 情報の伝達

箱根山火山防災協議会及び監視員、園地事業者等は、直接又は観光客等や住民からの通報で噴火の発生を認知した場合、電話等により監視責任者に噴火の発生を伝達する。監視責任者は、先ず観光客避難誘導のための臨機の措置を講じた後、電話により箱根町及び箱根町消防に噴火の発生を伝達する。箱根町は、電話等により横浜地方気象台及び神奈川県温泉地学研究所と情報確認を行い、神奈川県危機管理防災課に關係機関への情報伝達を依頼する。(ただし、夜間・休日等は箱根町消防から伝達する。)

県危機管理防災課は、電話等により県警察、県温泉地学研究所、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根山火山防災協議会の他の構成機関に噴火の発生を伝達する。横浜地方気象台は、気象庁火山監視課火山監視・警報センターに噴火の発生を確認する。

#### ○ 情報伝達のフロー図





## ② 箱根山火山防災協議会の助言

箱根町は、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合であるため、箱根山火山防災協議会の助言を待たない。

## ③ 措置の決定と伝達

箱根町は、ただちに「大涌谷周辺規制」を実施する。

## ④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

### ○ 大涌谷周辺規制

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大涌谷周辺規制を実施する。</li> <li>・大涌谷周辺の観光客等に避難指示を発令する。</li> <li>・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・監視員の行う避難措置に関し一元指揮を執る。</li> <li>・噴火の規模に応じ、県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li> <li>・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> <li>・収集した情報を適宜、関係機関等と共有する。</li> </ul>
監視 責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然研究路内に安全確保の指示を出す。</li> <li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難の指示（放送）を出す。</li> <li>・箱根町に異常事態の発生を一報する。</li> <li>・自然研究路内の避難誘導に関し、必要な指示を出す。</li> <li>・大涌谷園地（駐車場地区）の避難誘導を指揮する。</li> <li>・大涌谷三叉路の入場車両の遮断を神奈川県自然環境保全センター箱根出張所や引率入場受付係等に依頼する。</li> </ul>
園地 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・一次避難の誘導を行う。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・噴火の規模に応じ、箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li> <li>・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>

箱根町 消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・ 車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・ 二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
道路 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火の規模に応じ、箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
自然環境 保全セン ター箱根 出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自所または引率入場受付係をもって、大涌谷三叉路の入場車両の遮断について協力する。</li> </ul>
箱根ジオ ミュージ アム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全センター箱根出張所の実施する入場車両の遮断に協力する。</li> </ul>



## ② 箱根山火山防災協議会の助言

箱根町は、緊急かつ避難措置の内容が明確な場合であるため、箱根山火山防災協議会の助言を待たない。

## ③ 措置の決定と伝達

箱根町は、ただちに「大涌谷周辺規制」を実施する。

## ④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

### ○ 大涌谷周辺規制

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"><li>・大涌谷周辺規制を実施する。</li><li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。</li><li>・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により、避難指示の発令を伝達する。</li><li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li><li>・監視員の行う避難措置に関し一元指揮を執る。</li><li>・噴火警戒レベルに応じ、県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li><li>・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li><li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li></ul>
監視責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然研究路内に安全確保の指示を出す。</li><li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難の指示（放送）を出す。</li><li>・自然研究路内の避難誘導に関し、必要な指示を出す。</li><li>・大涌谷園地（駐車場地区）の避難誘導を指揮する。</li><li>・大涌谷三叉路の入場車両の遮断を神奈川県自然環境保全センター箱根出張所や引率入場受付係等に依頼する。</li></ul>
園地事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。</li><li>・一次避難の誘導を行う。</li></ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"><li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li><li>・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li><li>・噴火警戒レベルに応じ、箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li><li>・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li><li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li></ul>

箱根町 消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・ 車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・ 二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
道路 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火警戒レベルに応じ、箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
自然環境 保全セン ター箱根 出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自所または引率入場受付係をもって、大涌谷三叉路の入場車両の遮断について協力する。</li> </ul>
箱根ジオ ミュージ アム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境保全センター箱根出張所の実施する入場車両の遮断に協力する。</li> </ul>

(3) 箱根山に気象庁から「解説情報」が発表された場合

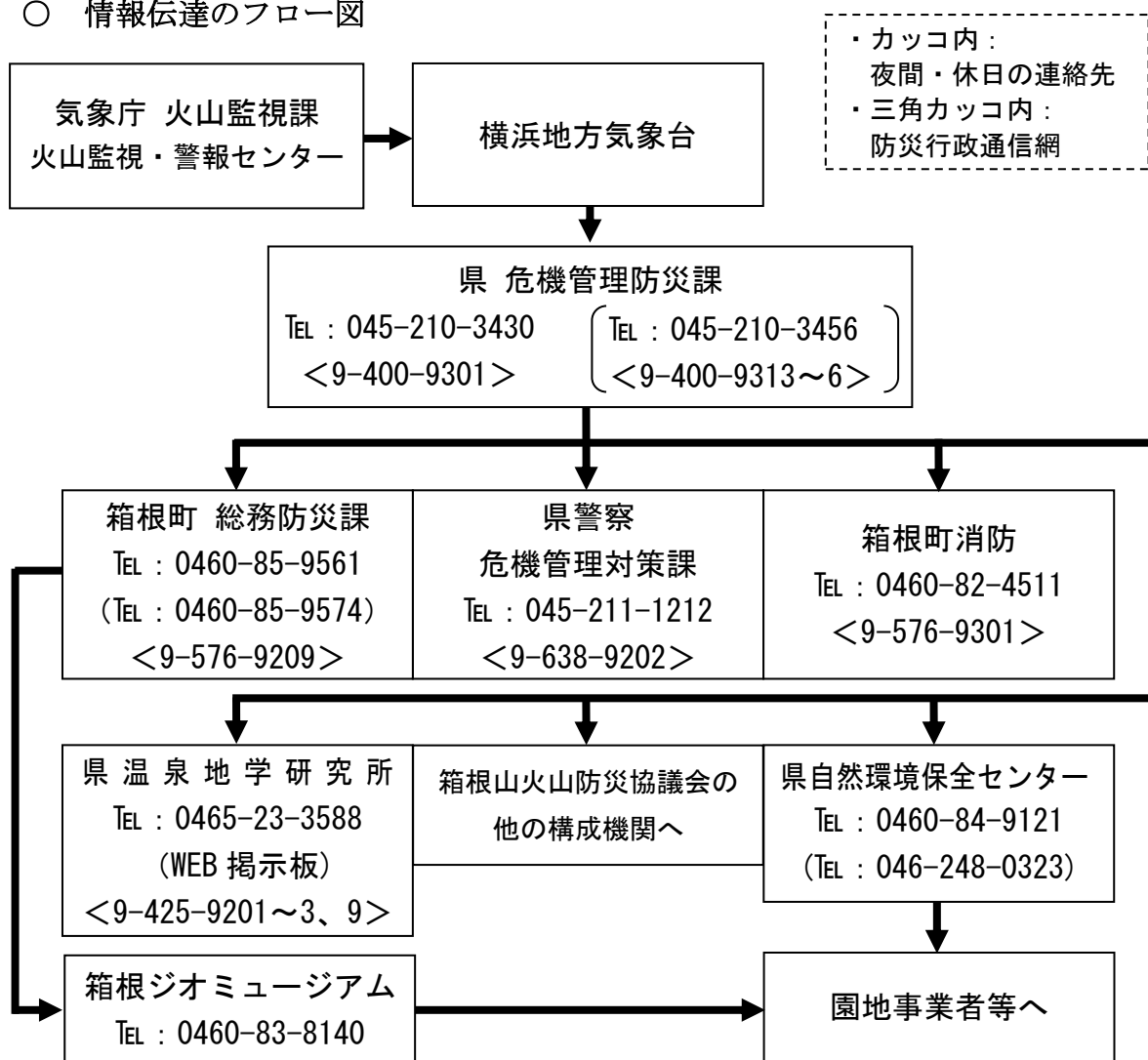
① 情報の伝達

気象庁から発表された解説情報は、気象情報伝送処理システムにより横浜地方気象台を經由してオンラインで県危機管理防災課に伝達される。

県危機管理防災課は、電話及び県防災行政通信網FAXにより箱根町及び県温泉地学研究所に、電話等により、県自然環境保全センター箱根出張所、県警察危機管理防災課、箱根町消防及び箱根山火山防災協議会の他の構成機関に、解説情報の発表を伝達する。

箱根町は、電話等により箱根ジオミュージアムに解説情報の発表を伝達し、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根ジオミュージアムは、電話等により、園地事業者等に、解説情報の発表を伝達する。

○ 情報伝達のフロー図



## ② 箱根山火山防災協議会の助言

県は、箱根山火山防災協議会を開催して（緊急性が認められ開催するいとまが無い場合等は同協議会幹事会の開催、または幹事会の構成機関への連絡による。）助言を求める。箱根山火山防災協議会の開催にあたっては、大涌谷周辺への避難指示発令の要否についても協議するものとする。

## ③ 措置の決定と伝達

箱根町は、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえて措置を決定し、電話等により、県危機管理防災課、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根ジオミュージアムに伝達する。

県危機管理防災課は、電話等により箱根山火山防災協議会の構成機関に、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地事業者等に、措置の内容を伝達する。

## ④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

### a) 大涌谷周辺規制を行う場合

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"><li>・大涌谷周辺規制を実施する。</li><li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。</li><li>・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により、避難指示の発令を伝達する。</li><li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li><li>・監視員の行う避難措置に関し一元指揮を執る。</li><li>・県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li><li>・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li><li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li></ul>
監視責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然研究路内に安全確保の指示を出す。</li><li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難の指示（放送）を出す。</li><li>・自然研究路内の避難誘導に関し、必要な指示を出す。</li><li>・大涌谷園地（駐車場地区）の避難誘導を指揮する。</li><li>・町の指示により、大涌谷三叉路の入場車両の遮断を神奈川県自然環境保全センター箱根出張所や引率入場受付係等に依頼する。</li></ul>
園地事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。</li><li>・一次避難の誘導を行う。</li></ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"><li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li><li>・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li> <li>・箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
自然環境保全センター箱根出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自所または引率入場受付係をもって、大涌谷三叉路の入場車両の遮断について協力する。</li> </ul>
箱根ジオミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全センター箱根出張所の実施する入場車両の遮断に協力する。</li> </ul>

b) 自然研究路等立入規制を行う場合

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然研究路等立入規制を実施する。</li> <li>・自然研究路、登山道にいる観光客等に避難指示を発令する。</li> <li>・大涌谷周辺にいる観光客等に高齢者等避難を発令する。</li> <li>・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示等の発令を伝達する。</li> <li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・情報収集及び実態把握を行う。</li> <li>・（状況により）箱根山火山防災協議会及び監視員、園地事業者等と協力して、大涌谷周辺にいる要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を安全な場所に避難させる。</li> </ul>
監視責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然研究路内に安全確保の指示を出す。</li> <li>・大涌谷周辺にいる観光客等に高齢者等避難の指示（放送）を出す。</li> <li>・自然研究路内の避難誘導に関し、必要な指示を出す。</li> <li>・大涌谷園地（駐車場地区）の避難誘導を指揮する。</li> </ul>



園地事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に高齢者等避難の発令を伝達する。</li> <li>自然研究路にいる観光客等の避難誘導を行い、避難完了後、自然研究路を封鎖する。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示等の発令を伝達する。</li> </ul>
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>車両での広報により、避難指示等の発令を伝達する。</li> </ul>

c) 防災行政無線等による注意喚起を行う場合

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然研究路、登山道にいる観光客等に高齢者等避難を発令する。</li> <li>防災行政無線、エリアメール等により高齢者等避難の発令を伝達し、注意喚起を行う。※登山道は閉鎖中</li> </ul>
園地事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に高齢者等避難の発令を伝達し、注意喚起を行う。</li> </ul>

d) ホームページ等による注意喚起

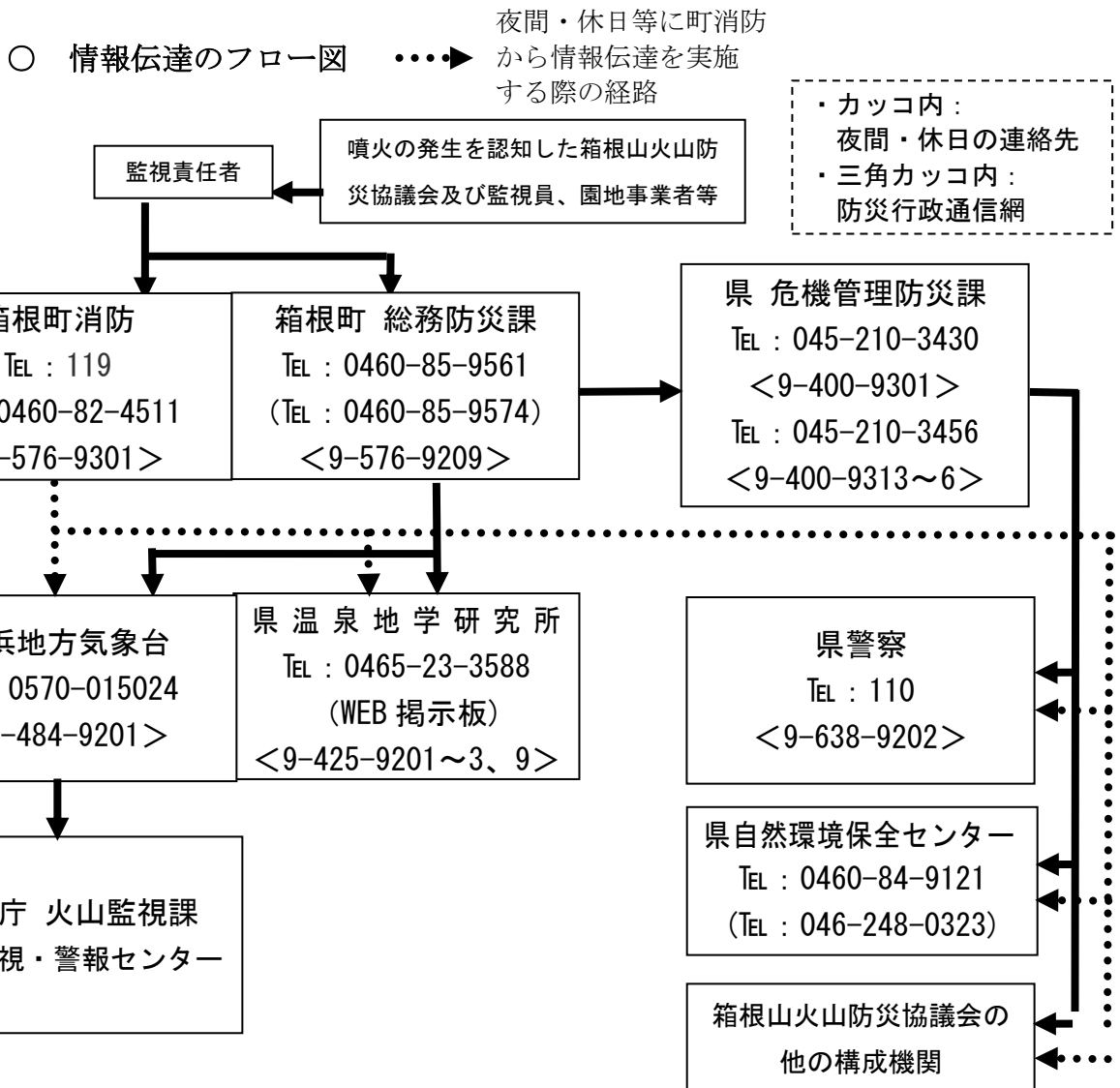
県及び箱根町は、箱根山火山防災協議会・園地事業者等と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。

(4) 気象庁からの「火口周辺警報」や「解説情報」の発表が無い中で、箱根山で異常現象が発生した場合

① 情報の入手

箱根山火山防災協議会及び園地事業者等は、直接、または観光客等や住民からの通報で箱根山の異常現象（群発地震の発生、異常噴気等）を認知した場合、電話等により監視責任者に異常の発生を伝達する。監視責任者は、先ず観光客避難誘導のための臨機の措置を講じた後、電話により箱根町及び箱根町消防に異常の発生を伝達する。箱根町は、電話等により横浜地方気象台及び神奈川県温泉地学研究所と情報確認を行い、神奈川県危機管理防災課に関係機関への情報伝達を依頼する。（ただし、夜間・休日等は箱根町消防から伝達する。）

県危機管理防災課は、電話等により県警察、県温泉地学研究所、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根山火山防災協議会の他の構成機関に噴火の発生を伝達する。横浜地方気象台は、気象庁火山監視課火山監視・警報センターに噴火の発生を確認する。



## ② 箱根山火山防災協議会の助言

県は、箱根山火山防災協議会を開催し（緊急性が認められ開催するいとまが無い場合等は幹事会の開催、または幹事会の構成機関への個別連絡による。）助言を求める。

## ③ 措置の決定と伝達

箱根町は、箱根山火山防災協議会等の助言を踏まえて措置を決定し、電話等により県危機管理防災課、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根ジオミュージアムに伝達する。

県危機管理防災課は、電話等により箱根山火山防災協議会の構成機関に、県自然環境保全センター箱根出張所及び箱根ジオミュージアムは、電話等により園地事業者等に、措置の内容を伝達する。

## ④ 措置及び避難誘導の実施

箱根町及び関係機関は、次のとおり、措置及び避難誘導を行う。

### a) 大涌谷周辺規制を行う場合

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大涌谷周辺規制を実施する。</li> <li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難指示を発令する。</li> <li>・防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・監視員の行う避難措置に関し一元指揮を執る。</li> <li>・県警察及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施する。</li> <li>・県警察及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>・二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
監視 責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然研究路内に安全確保の指示を出す。</li> <li>・大涌谷周辺にいる観光客等に避難の指示（放送）を出す。</li> <li>・箱根町に異常事態の発生を一報する。</li> <li>・自然研究路内の避難誘導に関し、必要な指示を出す。</li> <li>・大涌谷園地（駐車場地区）の避難誘導を指揮する。</li> <li>・町の指示により、大涌谷三叉路の入場車両の遮断を神奈川県自然環境保全センター箱根出張所や引率入場受付係等に依頼する。</li> </ul>
園地 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・一次避難の誘導を行う。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>・ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>・箱根町及び道路管理者と協力して必要な交通規制を実施す</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>る。</li> <li>箱根町及び（公財）神奈川県公園協会の職員と協力して、県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。</li> <li>二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
箱根町 消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>車両での広報により、避難指示の発令を伝達する。</li> <li>二次避難に向けた情報収集及び実態把握を行う。</li> </ul>
道路 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町及び県警察と協力して必要な交通規制を実施する。</li> </ul>
自然環境 保全セン ター箱根 出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>自所または引率入場受付係をもって、大涌谷三叉路の入場車両の遮断について協力する。</li> </ul>
箱根ジオ ミュージ アム	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全センター箱根出張所の実施する入場車両の遮断に協力する。</li> </ul>

b) 自然研究路等立入規制を行う場合 ※登山道は閉鎖中

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然研究路等立入規制を実施する。</li> <li>自然研究路、登山道にいる観光客等に避難指示を発令する。</li> <li>大涌谷周辺にいる観光客等に高齢者等避難を発令する。</li> <li>防災行政無線、エリアメール及び車両での広報等により避難指示等の発令を伝達する。</li> <li>所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>情報収集及び実態把握を行う。</li> <li>（状況により）箱根山火山防災協議会及び監視員、園地事業者等と協力して、大涌谷周辺にいる要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）を安全な場所に避難させる。</li> </ul>
監視 責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然研究路内に安全確保の指示を出す。</li> <li>大涌谷周辺にいる観光客等に高齢者等避難の指示（放送）を出す。</li> <li>箱根町に異常事態の発生を一報する。</li> <li>自然研究路内の避難誘導に関し、必要な指示を出す。</li> <li>大涌谷園地（駐車場地区）の避難誘導を指揮する。</li> </ul>

園地事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に高齢者等避難の発令を伝達する。</li> <li>自然研究路にいる観光客等の避難誘導を行い、避難完了後、自然研究路を封鎖する。</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>ヘリ、パトカー等での広報により、避難指示等の発令を伝達する。</li> </ul>
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>所要の体制を整え、大涌谷周辺に急行する。</li> <li>車両での広報により、避難指示等の発令を伝達する。</li> </ul>

c) 防災行政無線等による注意喚起を行う場合

名称	内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然研究路、登山道にいる観光客等に高齢者等避難を発令する。</li> <li>防災行政無線、エリアメール等により高齢者等避難の発令を伝達し、注意喚起を行う。</li> </ul>
園地事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の放送設備や従業員等による呼び掛けにより、大涌谷周辺の観光客等に高齢者等避難の発令を伝達し、注意喚起を行う。</li> </ul>

d) ホームページ等による注意喚起

県及び箱根町は、箱根山火山防災協議会・園地事業者等と協力して、ホームページ等による注意喚起を行う。

## 7 具体的な避難誘導の手順

### (1) 一次避難

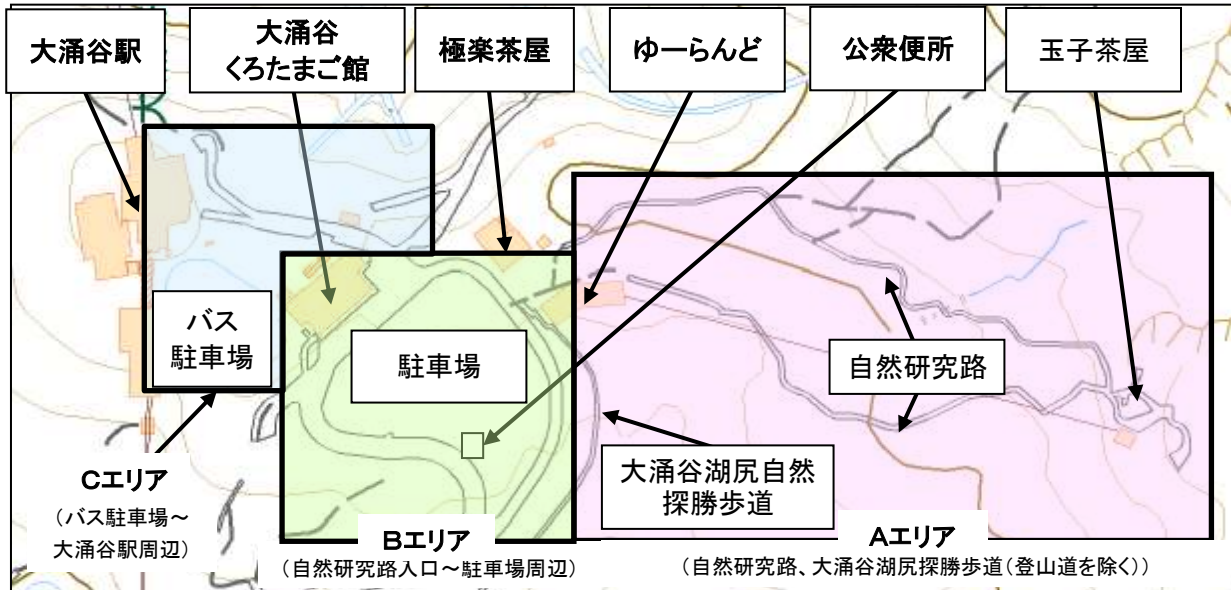
自然研究路やその周辺園地内にいる観光客等については、箱根町及び監視員、園地事業者等が一旦、大涌谷園地内の堅牢な施設（以下「周辺施設」という。）に屋内（自然研究路内への入場者はまずシェルターに緊急避難した後、周辺施設に移動）退避させる。ただし、噴火が発生していない場合（異常現象等）は、速やかに大涌谷園地外へ避難させることがある。自然研究路への入場直後又は見学終了直前の観光客が自然研究路から離脱してきた場合、周辺施設に退避させる。（なお、周辺施設の従業員等は状況を見ながら各施設に避難する。）。

#### ○ 避難誘導者とそれぞれの避難対象者及び誘導先について

避難誘導者	避難対象者	誘導先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引率入場監視員・同行監視員</li> <li>・ 引率入場受付係</li> <li>・ 監視員</li> <li>・ 箱根ジオミュージアムの職員（箱根町）</li> <li>・ 玉子茶屋、ゆーらんど、大涌谷くろたまご館の従業員（奥箱根観光(株)）</li> <li>・ (有)極楽茶屋の従業員</li> <li>・ (公財)神奈川県公園協会の職員</li> </ul>	Aエリアにいる観光客等 Bエリアにいる観光客等	大涌谷くろたまご館
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視員</li> <li>・ (公財)神奈川県公園協会の職員</li> <li>・ 大涌谷駅の従業員（箱根ロープウェイ(株)）</li> </ul>	Cエリアにいる観光客等	大涌谷駅
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引率入場監視員・同行監視員</li> <li>・ 引率入場受付係</li> <li>・ 監視員</li> <li>・ 箱根ジオミュージアムの職員（箱根町）</li> <li>・ 玉子茶屋、ゆーらんどの従業員（奥箱根観光(株)）</li> <li>・ (有)極楽茶屋の従業員</li> </ul>	Aエリアにいる観光客等のうち、要配慮者に該当する者や避難が間に合わない者	ゆーらんど 極楽茶屋 公衆便所

※ 箱根町、県警察及び（公財）神奈川県公園協会は連携して県道にいる駐車待ちの車両を県道分岐点方向に誘導する。

○ エリア区分図 ※この図は、国土地理院の地図に追記したものである。 ※探勝歩道は閉鎖中



## (2) 二次避難

箱根町は、一次避難後、箱根山火山防災協議会・園地事業者等の協力を得て、情報収集、実態把握及び二次避難の準備を行う。箱根町は、「一次避難者を移動させることに差し支えない状態」となり、かつ「避難誘導の体制が整った段階」で各機関が協力して、一次避難した観光客等を大涌谷周辺から700m以上離れた安全な場所に避難させる。また、箱根町消防は、救出救助の事案が発生する場合に備え、部隊を事前に出動させる。

なお、災害の状況により、県は、箱根町の要請または自らの判断により、県警察及び消防に広域応援を、自衛隊に災害派遣を要請する。

## ○ 避難手段とそれぞれの避難対象者と避難方法について

### ① 降灰等による道路交通への影響が認められない場合

避難手段	避難対象者	避難方法
自家用車 観光バス	左記の手段を利用して大涌谷に来た観光客等	箱根町及び県警察等の誘導や交通整理により、安全な経路で避難させる。また、安全が確認された場合に限りロープウェイを利用して避難させる。
民間バス (箱根町が依頼) 徒歩	ロープウェイまたは路線バスを利用して大涌谷に来た観光客等	
箱根町	負傷者や要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児等)	

② 降灰等による道路交通への影響が認められる場合（救出救助）

避難手段	避難対象者	避難方法
<p>県警察 消 防 自衛隊</p>	<p>大涌谷周辺にいる 観光客等</p>	<p>県警察、消防及び自衛隊で調整のうえ、救出を行い、安全な経路で避難させる。</p>
	<p>負傷者や要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）</p>	<p>県警察、消防及び自衛隊により救出救助し、安全な場所にある病院等、所要の施設に優先的に避難させる。</p>
<p>備 考</p>	<p>噴火活動が一時的に収まり大きな噴石が噴出する可能性が低くなった（降灰は継続される可能性あり）と判断される場合、降灰の堆積量が少ないうちに救出部隊の到着を待たずに徒歩での避難を指示することもある。</p>	



# 箱根山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

**噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル**

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



**■箱根山 噴火警戒レベルに対応した防災対応**



箱根山の火山活動について  
約3000年前に神山の北西斜で水蒸気爆発に伴う山体崩壊が発生し、芦ノ湖が形成されました。また、この噴火活動で蘆ノ岳が出現しました。

この図は、国土院院発行の2万5千分の1地形図「箱根」を使用して作成しています。

●噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。＜大涌谷周辺での噴火を想定した場合＞

レベル5（避難）	危険な居住地域（  )からの避難等。		規制道路		居住区域		過去の火口
レベル4（避難準備）	警戒が必要な居住地域（  )での避難準備。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示（緊急）を発令。		登山道、ロープウェイ		保全対象施設		想定火口域
レベル3（入山規制）	想定火口域の端から約700m（  )以内の立入禁止。 県道  は通行できません。		特定地域				
レベル2（火口周辺規制）	想定火口域（  )周辺の立入禁止。 県道  、登山道等  は通行できません。						
レベル1（活火山であることに留意）	状況に応じて想定火口域（  )内への立入規制等。						

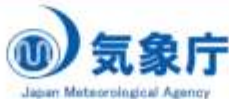
■この図は「箱根町（大涌谷）火山避難計画」（箱根火山防災協議会、平成27年8月）に基づき作成しています。

■箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根火山山防災協議会において作成されました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。

■特定地域は、居住地域よりも想定火口に近く、別荘等の施設が含まれる地域です。居住地域よりも早い段階（レベル3）で避難が必要となります。



※本図は、箱根町インフォも活用しています。



気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター  
TEL: 03-3212-8341(内4536) <http://www.jma.go.jp/>  
■横浜地方気象台 TEL: 045-621-1999  
<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/index.html>  
□箱根町総務防災課 TEL: 0460-85-9562



平成21年 3月31日運用開始  
平成29年 6月14日改正

## 箱根山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流や火砕流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 <b>過去事例</b> 3000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火砕流発生</li> <li>●規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●小規模噴火が発生し、火口から約2 km以内に大きな噴石飛散、火砕サージ発生。 <b>過去事例</b> 12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火砕サージ発生</li> </ul>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。  箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで  火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。  特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定火口域を超えて大きな噴石が飛散するような噴火の発生。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 <b>過去事例</b> 2001年6～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●一時的な地震の増加。 <b>過去事例</b> 1966年6～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9～11月：一時的な地震の増加 2013年1～2月：一時的な地震の増加</li> </ul>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。  
 ※箱根町はレベル4の段階で避難指示(緊急)を発令します。  
 ※箱根町はレベル3の段階で特定地域に対して避難指示(緊急)を発令します。  
 ※箱根山の噴火警戒レベルは、地元自治体等で構成する箱根山火山防災協議会において作成しました。  
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については箱根町にお問い合わせください。  
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>



## 第2章 火山ガス対処要領

### 1 目的

本要領は、大涌谷周辺で高濃度の火山ガスが計測された場合に、箱根町が関係機関及び園地事業者等と協力し、観光客、登山者等（以下「観光客等」という。）の安全を確保することを目的とする。

### 2 火山ガス対処方針

#### (1) 高感受性者の立入禁止

呼吸器疾患、心疾患等により発作のおそれのある高感受性者の大涌谷周辺への立入りを禁止する。

#### (2) 屋内退避の原則

高濃度の火山ガスが計測された場合の避難方法は、すみやかな屋内退避を原則とする。

#### (3) 多言語による情報伝達

外国人観光客等に配慮し、多言語により避難情報等の伝達を行う。

#### (4) 応急救護体制・救急体制の確立

体調不良者が発生した場合に備え、事業者による応急救護体制・消防による救急体制を確立する。また、園地事業者等の従業員は全員、AED講習を受講する。

#### (5) 官民協力体制の確立

関係機関の職員及び園地事業者等は、連携して観光客等の安全を確保する。

○ 「大涌谷周辺」の範囲について（楢田の内側） ※自然研究路は閉鎖中



※破線は、噴火警戒レベル3の範囲を示したもの（参考）。

○ 大涌谷園地駐車場周辺の施設の名称及び収容人数について（1㎡あたり2人で算定）



①大涌谷駅 (800人)	②大涌谷くろたまご館 (1,597人)	③極楽茶屋 (170人)	④ゆーらんど (305人)
収容人数の合計：2,872人			

※公衆便所については、高濃度の火山ガスが計測された場合には、避難先としない。  
（公衆便所は、噴石についてのみ一時避難先としている。）

### 3 火山ガス安全対策の考え方

#### <火山ガスによる事故の特徴>

これまで、我が国の火山ガスによる人身事故は、①持病のある人が、②危険なガスが発生している場所に、③無防備な状態にいる場合など、悪条件が重なった場合に発生している。

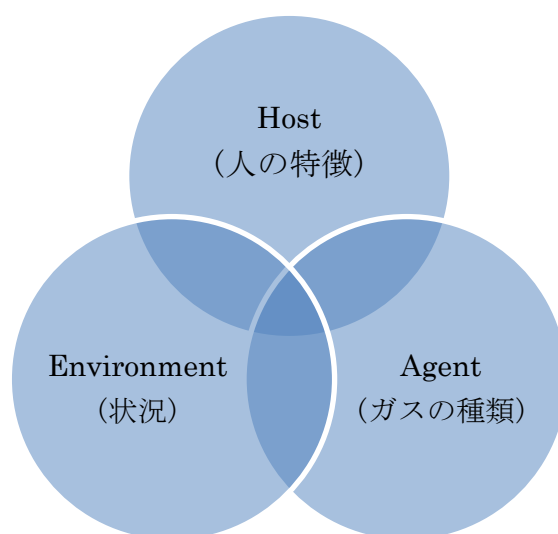
したがって、火山ガスへの対処は、

①人の特徴 (Host) ……健康状態、年齢、体力等

②ガスの種類 (Agent) ……毒性、刺激性、臭い、比重、水溶解度等

③状況 (Environment) ……引率者の有無、危険性周知度、救急体制等

の3つの要素に注目して進める必要がある。



#### <安全対策の方向性>

前述のうち、②の火山ガスの発生自体をコントロールすることは極めて困難なことから、①の呼吸器疾患などの持病を持つ高感受性者を、火口周辺に近づけないための対策を進めるとともに、③の火山ガスの危険性を周知し、観光客等の引率体制、応急救護体制を整備するなどの対策をバランスよく進めていく必要がある。

また、箱根町及び各事業者は、高感受性者が大涌谷周辺へ立入らないよう周知及び措置を講ずる。

#### 4 対象とする火山ガス

(1) 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

空気より重く、非常に強い刺激臭を放つ。高濃度になると目がチカチカしたり、せき込むなどの症状が出る。高感受性者は、低濃度の場合でも喘息などの発作を起こすおそれがある。

(2) 硫化水素 (H<sub>2</sub>S)

空気より重く、低濃度でもいわゆる卵の腐ったにおいを感じる。高濃度になると鼻がマヒするなどし、臭いを感じなくなることがある。

#### 5 火山ガス計測体制

火山ガス濃度の上昇等に対応するため、園地内に7箇所、大涌谷外縁4箇所に火山ガス自動計測装置を設置し、火山ガス濃度を常時計測する。

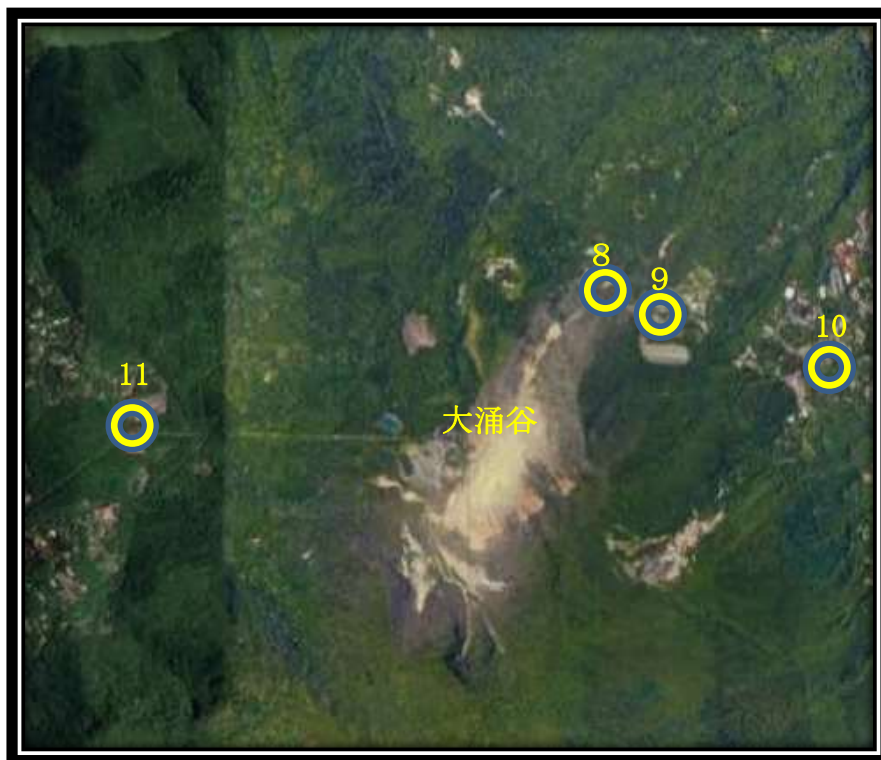
○ 園地内火山ガス自動計測装置設置場所



【凡 例】	
◎1	神山登山口
◎2	たまご蒸し場
◎3	駐車場
◎4	ロープウェイ駅下
◎5	極楽茶屋横
◎6	大涌谷駅早雲山側
◎7	大涌谷駅桃源台側

Google マップを使用して地図を作成しています。

○ 大涌谷外縁火山ガス自動計測装置設置場所



- 【凡 例】
- ◎8 大涌谷橋
  - ◎9 早雲郷別荘地
  - ◎10 早雲山駅
  - ◎11 姥子駅

Google マップを使用して地図を作成しています。

## 6 監視体制等

### (1) 監視所（安全安心ステーション）

箱根町は、大涌谷に監視所を設置し、火山ガス等の監視を行う。

### (2) 監視・避難誘導體制

箱根町は、監視所の責任者として町職員を配置するとともに、監視員を配置し、園地事業者等の従業員と連携して注意情報及び警戒情報発表時における避難誘導體制を確立する。

### (3) 放送設備

箱根町は、防災行政無線等の放送設備を整備する。

園地事業者等は、施設内外の放送設備を整備する。

### (4) 避難施設

大涌谷周辺に所在する「大涌谷駅」、「大涌谷くろたまご館」、「極楽茶屋」、「ゆーらんど」の4施設とする。

園地事業者等は、施設内の火山ガス濃度を日常的に計測するとともに、必要な措置により施設内の安全を確保する。

### (5) 救護所

園地事業者等は、各施設に救護所を整備するとともに、酸素缶等の応急救護物品を常備する。



## 7 対処の流れ

### (1) 基準値に達する火山ガス濃度の計測

箱根町は、園地内の、いずれかの火山ガス自動計測装置で(2)に示す基準値に達する火山ガス濃度が計測された場合、関係機関に通報する。

### (2) 注意喚起及び注意情報・警戒情報の発表

箱根町は、火山ガス濃度が次表の基準に達した場合、注意喚起、注意情報発表又は警戒情報発表を行う。

なお、情報の伝達については、防災行政無線等で多言語により行う。

区分	SO <sub>2</sub> 基準値	H <sub>2</sub> S 基準値	措置
※1 注意喚起	いずれかで 0.2ppm 以上	いずれかで 5 ppm 以上	自然研究路 注意喚起放送 その他の園地 注意喚起放送
※2 注意喚起 (強)	いずれかで 2ppm 以上 5ppm 未満	/	自然研究路 注意喚起放送 (強) その他の園地 注意喚起放送 (強)
※3 注意情報	いずれかで 5 ppm 以上	いずれかで 10ppm 以上	自然研究路 閉鎖 その他の園地 屋内退避
※4 警戒情報	いずれかで 10ppm 以上	いずれかで 50ppm 以上	自然研究路 閉鎖 その他の園地 避難 ※災害対策基本法に基づく避難指示 (緊急)

※1・※2 基準値については、5分間の平均値とする。

※3・※4 基準値については、瞬間値とする。

※1・※2・※3・※4ともSO<sub>2</sub>又はH<sub>2</sub>S、いずれかの基準値に達した場合による。

### (3) 避難誘導・屋内退避

監視員及び園地事業者等の従業員は、6(4)により屋内の安全性が確保されている場合、防災行政無線等の放送に従い、周辺施設内の観光客等に外に出ないように呼び掛けるとともに、屋外の観光客等を屋内へ誘導する。

### (4) 体調不良者の確認

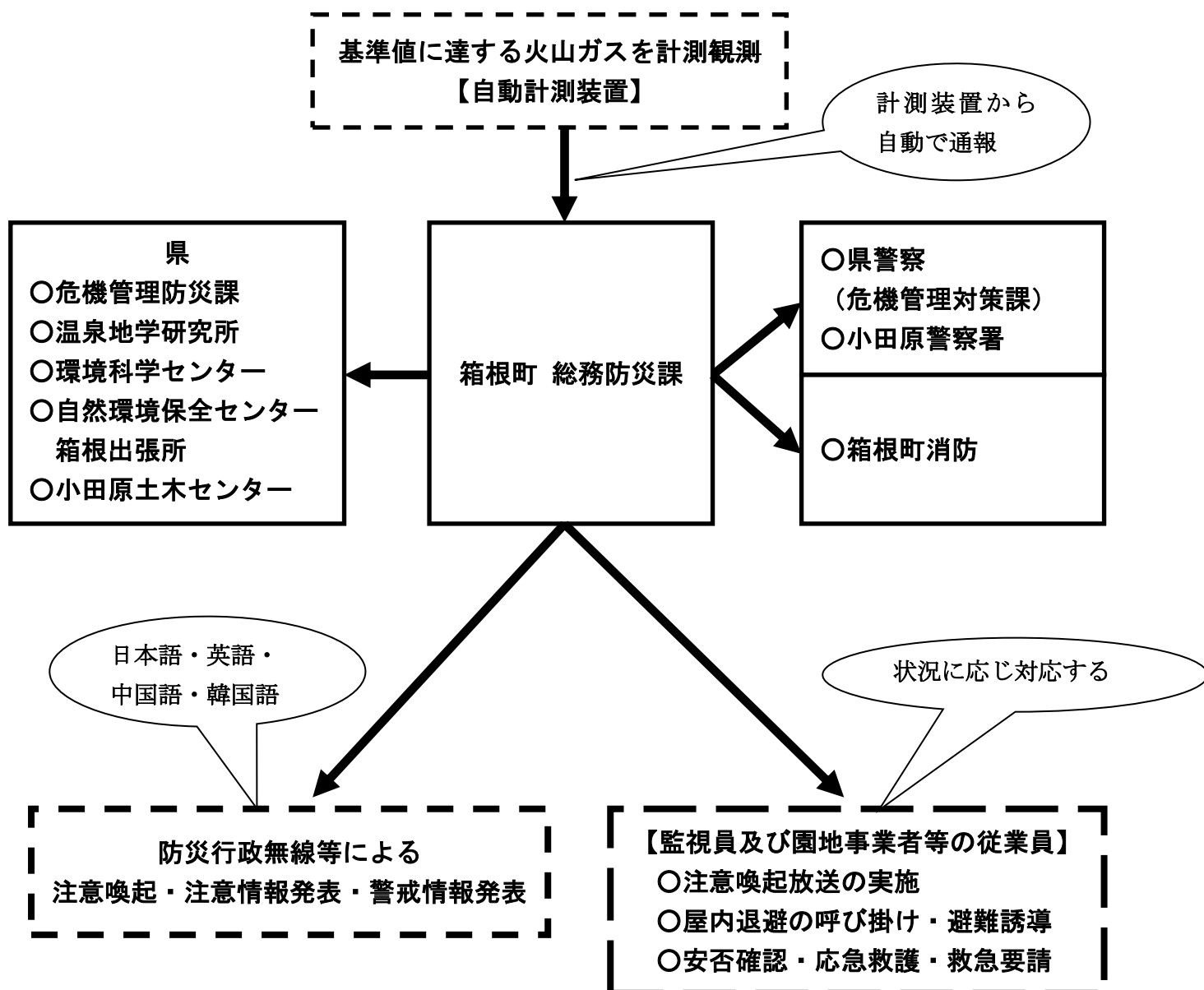
監視員及び園地事業者等の従業員は、屋内退避した観光客等の健康状態に配慮し、体調不良者の有無を確認する。

(5) 応急救護・救急要請

監視員及び園地事業者等の従業員は、体調不良者がいた場合、濡れタオルを顔に当てさせるなど必要な措置を講じた上で救護所へ誘導し、酸素の吸入及びAEDの操作を実施しつつ、箱根町消防へ救急要請する。

(6) ロープウェイ乗車中の観光客等への措置

ロープウェイ運行中に注意情報又は警戒情報が発表された場合、ロープウェイ従業員は安全運行計画書に基づき、観光客等を避難させる。



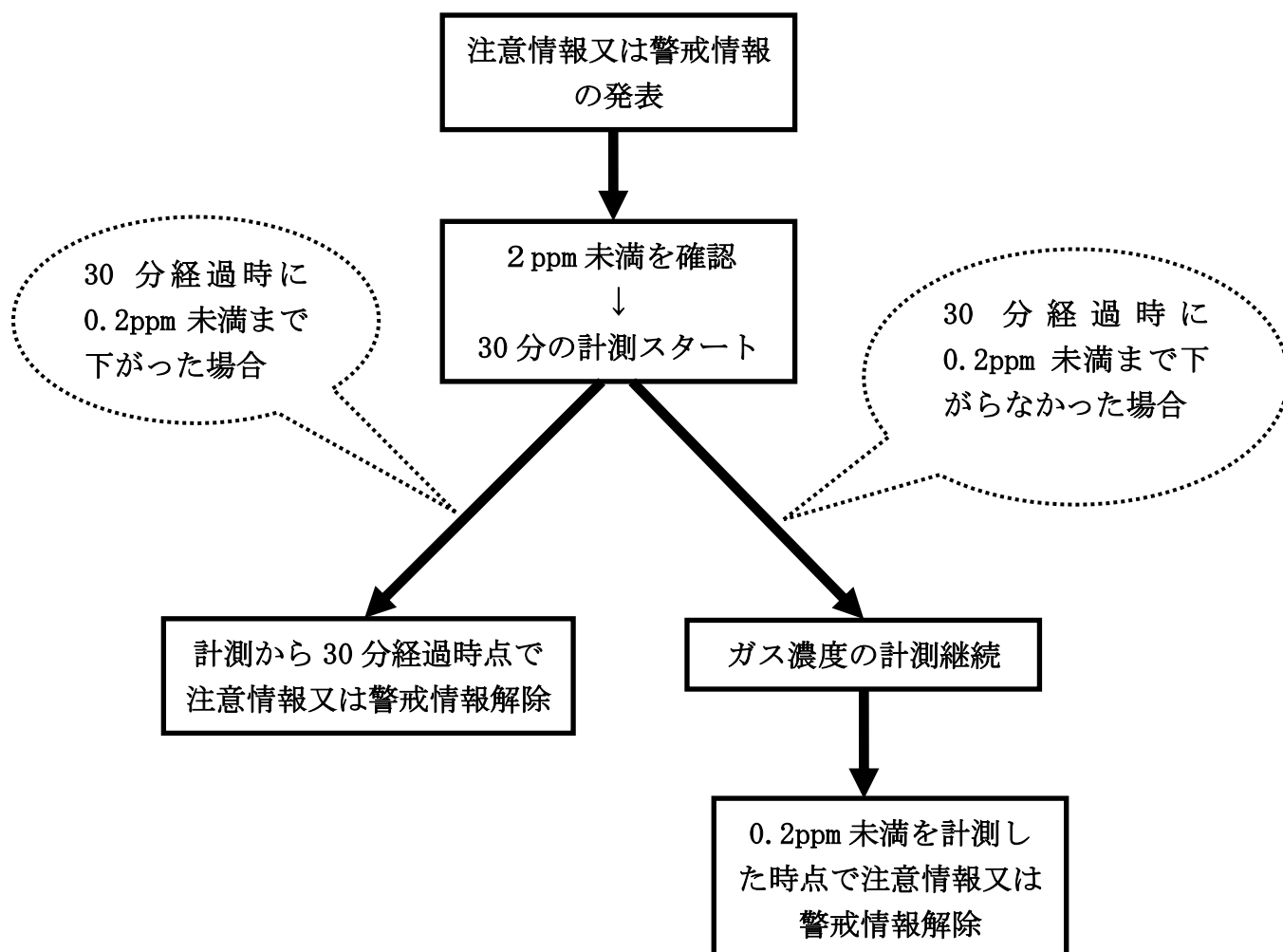
(7) 注意情報・警戒情報の解除

注意情報及び警戒情報の解除は次表の基準による。

箱根町は、注意情報又は警戒情報の解除を防災行政無線等で、多言語により伝達する。

	SO <sub>2</sub> 基準値	H <sub>2</sub> S 基準値
解除	① 2 ppm 未満まで下がったことを確認し、30 分の計測をスタートする。 ② 計測から 30 分経過時に 0.2ppm 未満まで下がったことを確認した場合、その時点で注意情報又は警戒情報を解除する。 ③ 計測から 30 分経過時に 0.2ppm 未満まで下がらなかった場合、その後も SO <sub>2</sub> 濃度の計測を継続し、0.2ppm 未満を確認した時点で注意情報又は警戒情報を解除する。	「10ppm」以下を確認し、30 分後までに 5 ppm 未満を計測した場合。(解除の要領は SO <sub>2</sub> の方法に準じる。)

< (例) SO<sub>2</sub> の注意情報又は警戒情報の解除の流れ >



## 8 具体的な対処の手順

関係機関、監視員及び園地事業者等の従業員は、箱根町による防災行政無線等の放送（注意喚起、注意情報発表又は警戒情報発表（避難指示））に従い、迅速かつ適切に所要の措置を行う。

### （１） 注意喚起の場合

箱根町等は、自らの放送設備により、観光客等へ火山ガスが発生していることを周知し、注意を呼び掛ける。

対応機関等	措置内容
箱根町	・ 注意喚起放送の実施
県自然環境保全センター 箱根出張所	・ 注意喚起放送の実施
監視員 園地事業者等の従業員	・ 注意喚起放送の実施 ・ 見回りの実施

### （２） 注意情報発表の場合

箱根町は、観光客等へ高濃度の火山ガスが発生していることを周知し、屋内へ退避するよう指示する。自然研究路については、避難施設まで距離があるため、閉鎖する。

監視員及び園地事業者等の従業員は、受け入れた観光客等の安否を確認し、体調不良者が発生した場合は応急救護等、所要の措置を行う。

対応機関等	措置内容
箱根町	・ 屋内退避の指示
県自然環境保全センター 箱根出張所	・ 自然研究路の閉鎖
ロープウェイ	・ 乗車中の旅客を直ちに最寄駅で降車 ・ 早雲山駅及び桃源台駅、姥子駅から大涌谷駅への新たな旅客の乗車を中止
引率担当監視員・同行監視員 引率入場受付係 監視責任者（箱根町職員） 監視員 園地事業者等の従業員 （ロープウェイを含む）	・ 見回りの強化 ・ 自然研究路の閉鎖 ・ 自然研究路観光客の避難誘導 ・ 屋内退避の呼び掛け ・ 避難者の施設内への受入れ ・ 避難者の安否確認 ・ 避難者の応急救護（状況により） ・ 救急要請（状況により）

(3) 警戒情報発表の場合

箱根町は、高濃度の火山ガスが発生していることを警戒情報として伝達し、災害対策基本法に基づき避難を指示する。

監視員及び園地事業者等の従業員は、受け入れた観光客等の体調を確認し、体調不良者が発生した場合は応急救護等、所要の措置を行う。

対応機関等	措置内容
箱根町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の発令（災害対策基本法第 60 条第 1 項による避難指示）</li> <li>・道路管理者及び県警察と協力した県道の規制（大涌谷三叉路）</li> </ul>
県自然環境保全センター 一箱根出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然研究路の閉鎖（突発的に火山ガス濃度が警戒情報レベルの数値まで上昇した場合）</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町及び県警察と協力した県道の規制（大涌谷三叉路）</li> </ul>
ロープウェイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車中の旅客を直ちに最寄駅で降車</li> <li>・早雲山駅及び姥子駅から大涌谷駅への新たな旅客の乗車を中止</li> </ul>
引率担当監視員・同行監視員 引率入場受付係 監視責任者（箱根町職員） 監視員 園地事業者等 （ロープウェイを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見回りの徹底</li> <li>・自然研究路の閉鎖</li> <li>・自然研究路観光客の避難誘導</li> <li>・屋内退避の呼び掛け</li> <li>・避難者の施設内への受入れ</li> <li>・避難者の安否確認</li> <li>・避難者の応急救護（状況により）</li> <li>・救急要請（状況により）</li> </ul>
県警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町及び道路管理者と協力した県道の規制（大涌谷三叉路）</li> </ul>
箱根町消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動準備</li> </ul>

## 9 経過措置

- (1) 箱根町、関係機関及び園地事業者等は、「6 監視体制等」は整っているものの、更に必要な措置を積極的に講ずるものとする。
- (2) 登山道については、くぼ地が存在し、火山ガスの滞留が懸念されること、また、避難路が十分に確保されていないことから、安全策を講じた上で再開を検討する。 ※登山道は閉鎖中
- (3) この他にも、今後、避難誘導訓練等を実施した上で、本要領の有効性を検討し、必要に応じて見直しを図る。



## 自然研究路内の避難誘導の参考





## 別紙目次

---

### 第1章 全般

- 1 本資料の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 地点名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 3 エリア名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 4 想定される事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 5 避難誘導における指揮統制事項・・・・・・・・・・・・ 44～45

### 第2章 突発的な噴火等の異常事態を自然研究路入場者が確認した場合の対処要領

- 1 シェルターへの避難における考慮事項・・・・・・・・ 46
- 2 避難の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 3 具体的な対処の手順
  - (1) 前提・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
  - (2) 情報の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46～47
  - (3) 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47～48
  - (4) シェルター内での安全確認及び火山ガス対策準備・・・・ 48
  - (5) シェルターから自然研究路出（入）口への離脱・・・・ 48～49
  - (6) 自然研究路離脱完了後～園地外避難・・・・・・・・ 49
- 3 手順のフロー（基準）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 付紙「箱根山 火山異常現象連絡簿」・・・・・・・・・・・・ 51～52

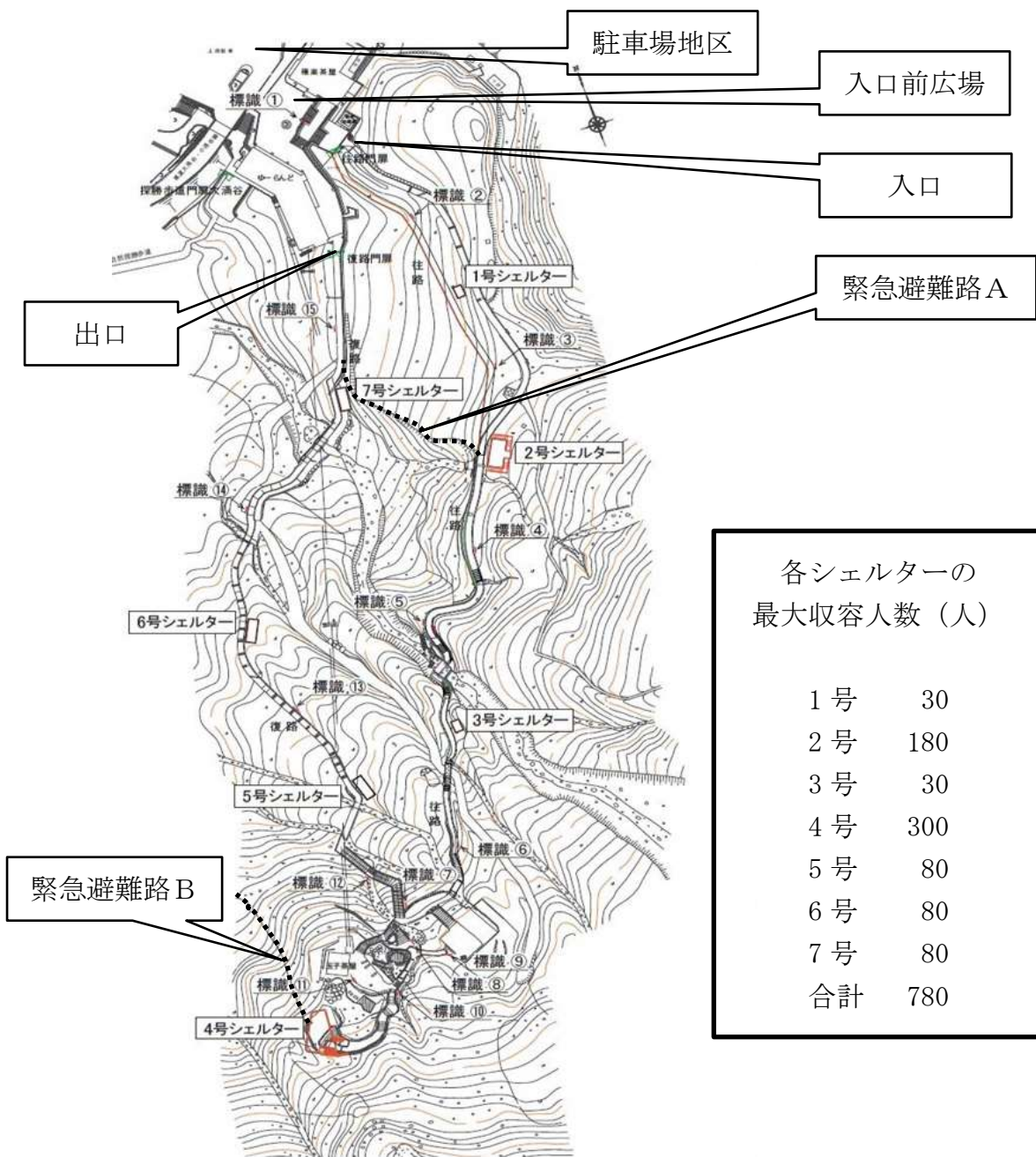
# 第1章 全般

## 1 本資料の位置づけ

本資料は、自然研究路で噴火に起因すると思われる異常事態（噴石、降灰、爆発音、地面の大きな揺れ、噴気の急激な増加等）を確認した場合、自然研究路入場者及び監視責任者、箱根町、県等が協力し、自然研究路入場者を安全に自然研究路から離脱させるための行動の基準を定めた参考資料である。

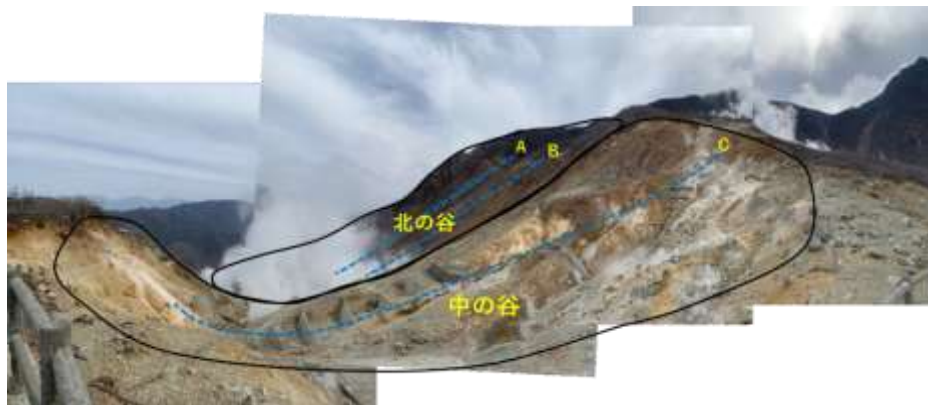
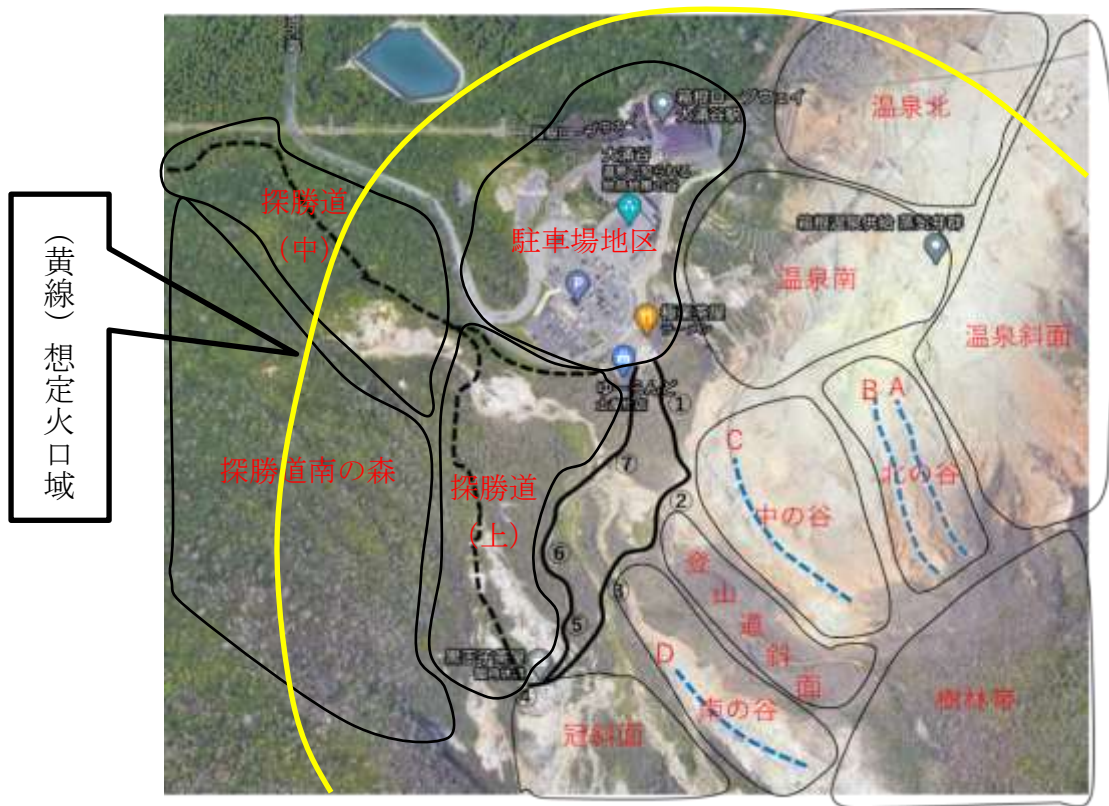
## 2 地点名

地図上に表記された地点名及び吹き出しに記載された地点名を使用する。



### 3 エリア名

対象エリアを大まかに把握するため、以下の図にある名称を使用し「中の谷の樹林帯寄り」のように呼称する。



#### 4 想定される事態

大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルによる。

なお、最も危険性が高く対応のための判断や準備に時間的余裕のない状況である「突発的な噴火等の異常事態の発生」を基本的に想定する事態とし、本資料は本事態を対象として記述し、避難誘導訓練の実施も同様とする。

その他に想定される状況については前述の事態に比べて直ちに危険性のあるものでなく、判断や準備に比較的時間の余裕があることから、平素の安全対策業務手順に基づき箱根山火山防災協議会での協議を基本とするものとし、本資料においては特段規定しない。その他に想定される状況は次のとおりである。

- (1) 火山ガス自動計測装置により注意情報以上の通知が出された場合
- (2) 火口周辺警報又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

#### 5 避難誘導における指揮統制事項

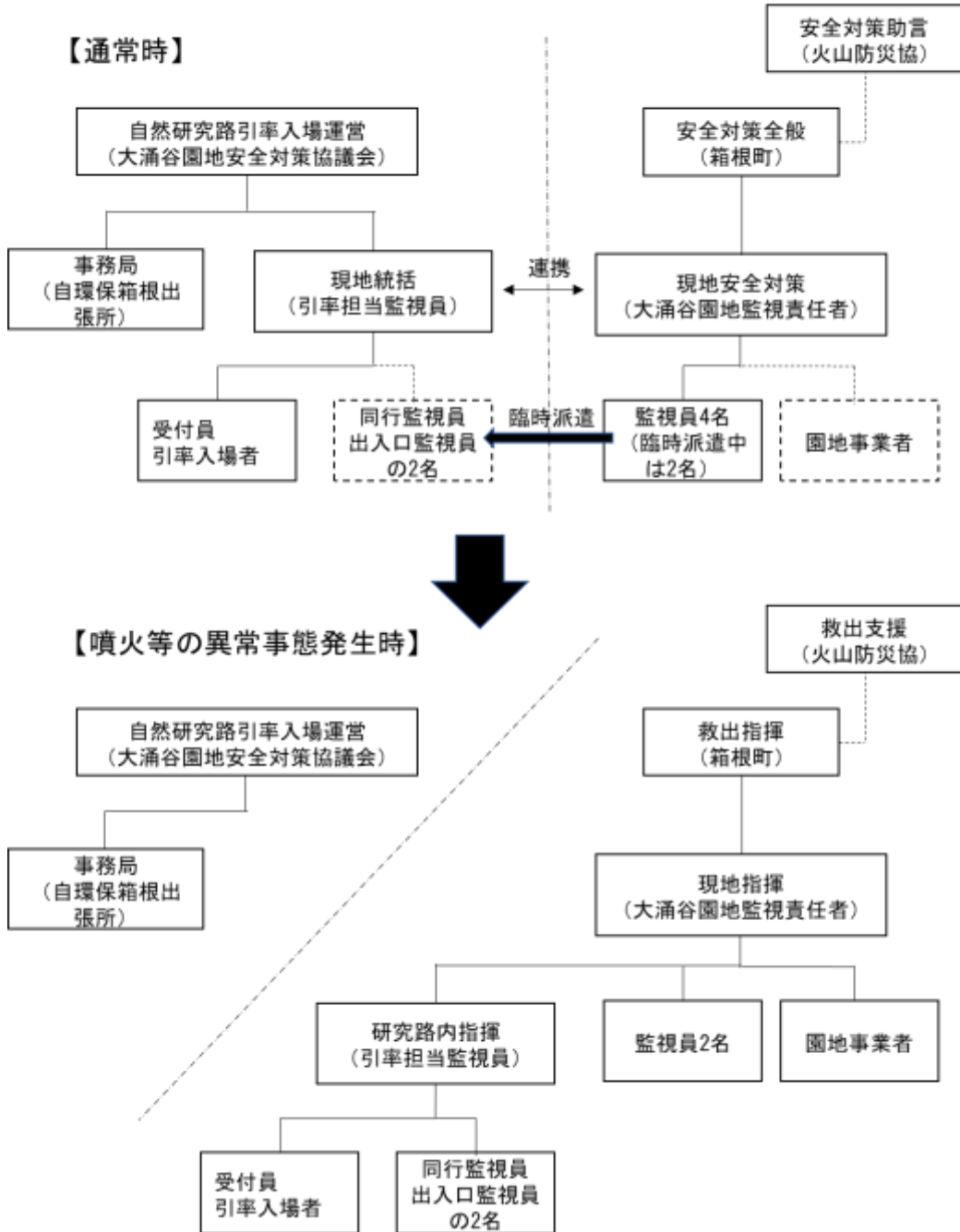
- (1) 箱根町が対応場面での唯一の指揮権を握り、箱根町の責任の下で大涌谷園地監視責任者が現場指揮を行う。
- (2) 自然研究路の引率担当監視員は大涌谷園地安全対策協議会をトップとする指揮系統から自動的に外れ、大涌谷園地監視責任者の指揮を受ける。引率担当監視員から自然環境保全センター箱根出張所に対し、指揮系統から外れる旨の報告は不要とする。
- (3) 引率担当監視員が噴火等の異常事態の発生を認識した時点をもって、次ページの図に示す指揮系統に移行する。監視責任者は、観光客の二次避難が完了時点をもって引率担当監視員に園地外避難を指示し、指揮系統から外して通常時に復帰させる。引率担当監視員は大涌谷三叉路のゲートを通ったら自然環境保全センター箱根出張所に指揮系統に復帰する旨の報告を行う。

【補足】大涌谷園地周辺において平素は、自然研究路の引率入場を管理する指揮系統と、大涌谷園地周辺（特に大涌谷三叉路～大涌谷園地（駐車場地区））の安全対策を行う指揮系統とがあり、両者が連携して業務を遂行している。このように平素は業務ごとに別々の組織が分担して行うことが効率的であり、理にかなっている。

一方で突発的に異常事態が発生した際、平素の分権状態のまま対応に入ることになると、現場では情報の共有が困難となり、あるいは指揮系統上の指示と指揮系統外からの要請が錯綜し避難誘導に混乱を引き起こすことになるため、結果的に避難誘導が遅れる危険性がある。また、統一した指揮者が不在なため、複数の組織がお互いの活動を承知しないまま類似した活動を重複して行う無駄なケースも起こる。そうした事態を回避し一定の秩序の中で効率的な避難誘導を行うため、大涌谷周辺における噴火等の異常事態発生時には指揮系統を即座に一元化し、一貫性のある方針の下で避難誘導に専念できる体制に自動的に移行させる仕組みが必要である。

そうしたことから、異常事態発生時には箱根町に唯一の指揮権を与え、園地内の全ての組織を大涌谷園地監視責任者の下に入れることとした。なお箱根町は、箱根山火山防災協議会より適時の助言と支援を受けて活動する。

### 指揮系統



(4) 大涌谷園地内に避難誘導活動に専念できる環境を構築するため、大涌谷園地監視責任者との連絡は箱根町のみが行い、関係機関並びに報道機関が大涌谷園地監視責任者はじめ園地内に状況の確認や連絡等を行いたい場合は、現場に直接行くことなく箱根町経由で行うものとする。

## 第2章 突発的な噴火等の異常事態を自然研究路入場者が確認した場合の対処要領

(突発的な噴火等の異常事態を気象庁(や温泉地学研究所)が確認した場合も、本章に準じて対処する。)

### 1 シェルターへの避難における考慮事項

シェルターはあくまで噴石から身を守るため一時的に逃げ込むことを想定して造られている。開口部は広く開放されており、空調設備もトイレもないことから長時間滞在することが困難であり、緊急避難した入場者の体調に影響を及ぼすことから、シェルターでの滞在時間は努めて短時間に留め、異常事態の状況を考慮しつつ駐車場地区の建物内に移動させることに努める。

### 2 避難の考え方

- (1) まずシェルター(直ちにシェルターに逃げ込めない場合は斜面沿いなど噴石を避けられる安全な場所を含む。)に身を隠す「緊急避難」と、一定の安全性を確認した上で自然研究路から出(入)口にむかう「離脱」の2段階で行う。
- (2) 緊急避難においては異常事態発生地点及び影響範囲を努めて把握し、危険を回避しやすい方向にあるシェルターに移動する。この際、引率入場者は一人ひとりが自己の安全性を確保することに努めつつ、引率担当監視員の指示に従いグループ行動に徹する。
- (3) シェルターへの緊急避難を完了した後は、箱根町の指示により離脱を開始する。離脱の指示にあたっては関係機関が連携して安全性を判断する。
- (4) 離脱に際しては努めて救出部隊(最も早い到着が見込まれるのは箱根町消防の消防隊、救助隊、救急隊)を投入して避難誘導にあたる。ただし、救出部隊の到着前に安全性の判断ができた場合には、救出部隊の投入前に離脱を行うこともある。
- (5) 状況によってはシェルターへの緊急避難を行わず、緊急避難路から大涌谷湖尻自然探勝歩道を経由して県道に離脱し、引き続き徒歩で下山させる。

### 3 具体的な対処の手順

#### (1) 前提

引率入場の開始にあたり、監視責任者の指揮下にある火山監視員のうち1名が同行監視員として引率入場に同行し、1名が入口監視員として火山全体の監視にあたっている。

#### (2) 情報の伝達

ア 噴火に起因すると思われる異常事態を最初に認識した引率担当監視員・同行監視員・引率入場者は、まず拡声器のサイレンを鳴らして異常の発生を知らせ、引き続き拡声器や大声で引率担当監視員及び引率入場者に対し「必要最小限の内容」を「強い口調でゆっくりと」注意喚起するとともに、同行監

視員が無線により大涌谷園地監視責任者に異常事態が発生したことを速やかに一報する。この際、詳細な報告は要しない。

イ 引率担当監視員は異常事態の発生をその場で確認し、引率入場者全員を付近の安全な位置に移動させた上で、異常事態の発生を全員に伝える。

ウ 異常事態発生の一報を受けた大涌谷園地監視責任者は、まず自然研究路内での安全確保を指示し、次いで想定火口域内に所在する観光客等に対し建物避難の指示を放送により発し、その後箱根町（防災対策室）に異常事態の発生を電話で一報する。併せて箱根町消防にも一報する。

エ 一報を受けた箱根町（防災対策室）は、横浜地方気象台及び神奈川県温泉地学研究所と情報の確認を行った後、神奈川県（危機管理防災課）に異常事態発生を一報し、関係機関への連絡及び関係機関の連携した対応への協力を依頼する。

### (3) 避難誘導

ア 引率担当監視員・同行監視員

(ア) 前項イの繰り返しになるが、引率担当監視員は引率入場者に対し、まず拡声器のサイレンを鳴らして異常の発生を知らせ、その場から最も安全に移動できると判断されるシェルターを当初の緊急避難先に決定して「〇〇方向のシェルターに避難する」ことを拡声器や大声で指示する。その際、避難方向が開けた地域で既に噴石の落下が見られる場合、「その場に停止して噴石を避けられる安全な位置に身を隠して姿勢を低くする」よう拡声器や大声で指示して、噴石の落下状況を観察する。可能であれば、異常事態発生地点の方向を指して全員に異常事態を確認させる。

(イ) 引率担当監視員及び同行監視員はそれぞれが先頭または最後尾のいずれかに分かれ、先頭に位置した者は先導して引率入場者を緊急避難先に引率する。この際、適宜振り返りながら続行状況を確認し、状況により先に引率入場者をシェルターに向かわせて自らは全員が視認できる位置まで後退して全員に避難の指示を伝え、確実な避難完了を期す。

(ウ) 降灰等により視界が悪い場合、慌てないように指示するとともに入場者の間隔をできるだけ詰め、密集してシェルター方向に移動する。

(エ) 期せずして入場者が2方向に移動した場合、引率担当監視員と同行監視員は1名ずつそれぞれの集団に合流し、相互に連絡を取り合いつつ好機を看破していずれかの集団に全員を合流させることに努める。

(オ) 1号シェルター及び3号シェルターは入場者数によっては収容容積が十分でないことから、隣のシェルターから1号シェルターあるいは3号シェルターに移動する場合は、分散して移動する方法も検討する。

イ 監視責任者

(ア) 箱根町消防に異常事態の発生を連絡し、出動要請を予告する。

(イ) 監視所付近から異常事態発生地点を確認する。

#### (4) シェルター内での安全確認及び火山ガス対策準備

##### ア 引率担当監視員・同行監視員

- (ア) シェルターに到着後、引率担当監視員は引率入場者全員の異常の有無を確認し、同行監視員に対し大涌谷園地監視責任者に状況を報告するよう指示する。
- (イ) 同行監視員は報告の際に大涌谷園地監視責任者からの指示を受け、引率担当監視員にその旨を伝える。引率担当監視員は大涌谷園地監視責任者からの指示を受け、引率入場者の管理を行う。この際引率担当監視員は引率入場者に対しシェルターの安全性を説明して引率入場者の不安解消に努めるとともに、消防・警察・自衛隊等の救助を要請することや関係機関が火山の活動状況を分析していることなどを伝え、離脱に向けた準備が進んでいることを理解してもらう。
- (ウ) 引率担当監視員はシェルター内待機間に引率入場者の行動を統制するとともに、火山ガスの濃度が平素より上昇している場合はガスマスクやゴーグル等を配布し、使用法を説明する。また、傷病者がいる場合は努めて応急処置を実施するとともに、必要に応じ箱根町消防に手当方法の指示を受ける他、傷病者の様子を伝えて出動を要請する。

##### イ 監視責任者

- (ア) 監視所において園地事業者や監視員からの避難者収容状況の報告を受けつつ、自然研究路からの連絡や町からの指示を待つ。
- (イ) 同行監視員と連絡を取りつつ自然研究路内の様子を逐次把握する。
- (ウ) 自らの安全が確保できる範囲で、火山の様子を別紙「箱根山 火山異常現象連絡簿」により箱根町に報告する。負傷者が発生している場合は、併せて人数、負傷の程度等を報告する（様式随意）。

#### (5) シェルターから自然研究路出（入）口への離脱

##### ア 引率担当監視員・同行監視員

- (ア) 監視責任者からの指示を受け、離脱を開始する。離脱については救出部隊が投入されることが基本であるが、好機に乗じた離脱の指示が出された場合は救出部隊の同行なしに離脱を開始する。
- (イ) 自力歩行の困難な傷病者がいる場合、救出部隊が到着するまで同行監視員が付き添いシェルター内で待機するか、入場者の協力を得て布担架で搬送する。
- (ウ) 出（入）口通過時、人数を把握し監視責任者に報告する。

##### イ 監視責任者

- (ア) 町からの指示により自然研究路の離脱を指示する。
- (イ) 事前に熱泥流の流下等緊急避難路の状況が確認できない場合、緊急避難路は離脱経路に指定しない。



#### ウ 入口監視員

自然研究路入口付近で山体全体が見渡せる位置において山体を監視し、異常があれば引率担当監視員に連絡をするとともに自らは極楽茶屋あるいはゆーらんどに避難する。

### (6) 自然研究路離脱完了後

#### ア 園地内の建物に避難を行う場合

(ア) 噴石の飛散の恐れが低い場合、大涌谷くろたまご館に直接避難する。出

(入) 口の手前で異常を感じた場合、一旦極楽茶屋またはゆーらんどに避難し、様子を見て大涌谷くろたまご館に移動する。建物への誘導は入口監視員が主として行い、巡回監視員及び引率受付係はこれを支援する。引率担当監視員及び同行監視員は入場者に同行し、建物避難の完了を確認して監視責任者に報告する。

(イ) 入場者に配布したガス対策装備品は、園地外避難を開始するまで回収せず、入場者が園地内の適宜の位置で残置するよう指示する。残置されたガス対策装備品の回収は、後日安全な日に行うものとする。

(ウ) 入場者の引率を終了し、引率担当監視員、同行監視員、入口監視員、巡回監視員、引率受付係は監視責任者の下に参集する。

#### イ 引き続き園地外避難を行う場合

(ア) 引率担当監視員・同行監視員・引率入場受付係

a 引率入場者に園地外への避難を促す。

b 入場者の引率を終了し、引率担当監視員、同行監視員、入口監視員は監視責任者の下に参集する。

c 監視責任者の指示により、自らも園地外に避難する。

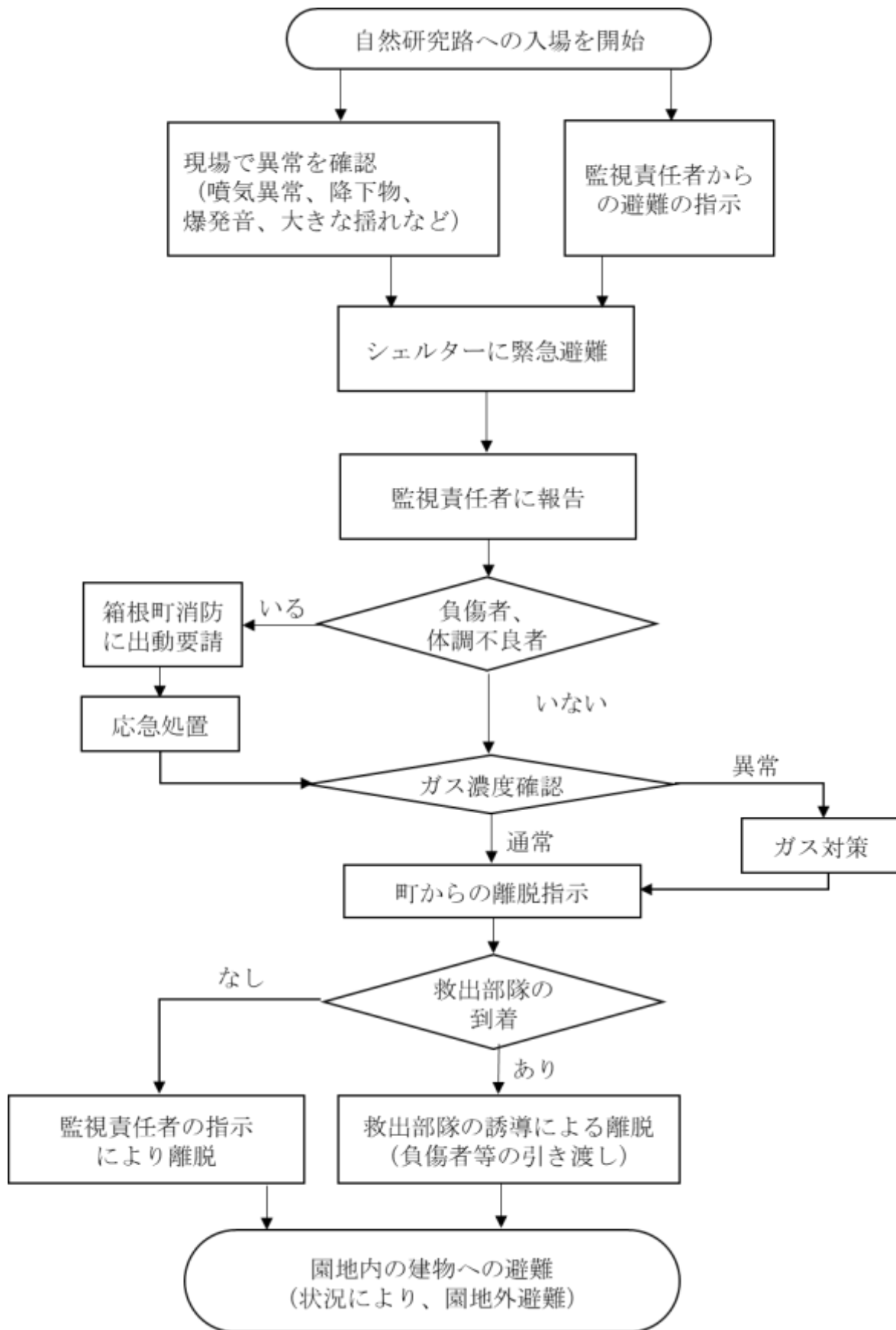
#### イ 監視責任者

(ア) 巡回監視員及び引率受付係を自然研究路出(入)口付近に派遣し、引率担当監視員の離脱指揮を支援する。

(イ) 園地事業者の園地外避難を指示する。

(ウ) 引率担当監視員と引率入場受付係を指揮系統から解除して園地外避難を開始させ、自ら及び監視員も園地外避難を行う。

### 3 手順のフロー（基準）



## 箱根山 火山異常現象連絡簿

<input type="checkbox"/> 現象の発生時刻または発見時刻 年 月 日 時 分 (発生・発見時刻)
<input type="checkbox"/> 確認した場所 (地名、建物の名前、火山までの距離や方向等、なるべく具体的に)
<input type="checkbox"/> 現象 (爆発音、噴出物、噴煙の高さや角度、色、音、光、方向等)
<input type="checkbox"/> 現在の状況 (継続中の場合は、拡大しているか減少しているか)
<input type="checkbox"/> 現在の天気 (わかれば風向、風速、視程等も)
<input type="checkbox"/> 箱根町連絡先 箱根町総務防災課防災対策室 直通：0460-85-9562 直通：0460-85-9574 (夜間) 連絡者氏名 _____
<input type="checkbox"/> その他 (発見者の連絡先など)



## 日勤時限基準（自然研究路への入場が行われる場合）

時 刻	監視員A	監視員B
07:00～09:00	ゲート	ゲート
09:00～09:05	園地に移動	園地に移動
09:05～09:30	休憩(25')	休憩(45')
09:30	監視責任者からの下命受け	
09:40	自然研究路入口に配置	
09:50	入場者の整理等補助	監視責任者からの下命受け
09:55		自然研究路入口に配置
10:00～10:40	# 1 入場（同行）	# 1 入場（入口監視）
10:40～10:50	休憩(45')	ヘルメット回収等補助
10:50～11:10		休憩(20')
11:10		自然研究路入口に配置
11:25		入場者の整理等補助
11:30～12:10	# 2 入場（入口監視）	# 2 入場（同行）
12:10～12:20	ヘルメット回収等補助	休憩(45')
12:20～12:40	休憩(20')	
12:40	自然研究路入口に配置	
12:55	入場者の整理等補助	
13:00～13:40	# 3 入場（同行）	# 3 入場（入口監視）
13:40～13:50	休憩(45')	ヘルメット回収等補助
13:50～14:10		休憩(20')
14:10		自然研究路入口に配置
14:25		入場者の整理等補助
14:30～15:10	# 4 入場（入口監視）	# 4 入場（同行）
15:10～15:20	ヘルメット等回収補助	ヘルメット等回収補助
15:20～15:40	休憩(20')	休憩(20')
15:40	監視責任者に復帰報告	監視責任者に復帰報告
15:40～17:00	ゲート	ゲート

日勤時限基準（自然研究路の引率入場が行われない場合）

時刻	監視員A	監視員B	巡回監視員1	巡回監視員2
07:00～09:00	ゲート	ゲート	出勤	出勤
09:00～09:05	園地に移動	園地に移動	出勤	出勤
09:05～09:20	休憩	休憩	準備	準備
09:20～09:40			青ルート	
09:40～10:00				赤ルート
10:00～10:20	青ルート			
10:20～10:40		赤ルート		
10:40～11:00			青ルート	
11:00～11:20				赤ルート
11:20～11:40	青ルート			休憩
11:40～12:00	休憩	赤ルート		
12:00～12:20		休憩	青ルート	
12:20～12:40			赤ルート	
12:40～13:00	青ルート		休憩	
13:00～13:20		赤ルート		
13:20～13:40			青ルート	
13:40～14:00				赤ルート
14:00～14:20	青ルート			
14:20～14:40		赤ルート		
14:40～15:00			青ルート	
15:00～15:20				赤ルート
15:20～15:40	青ルート	赤ルート		
15:40～16:00	ゲート	ゲート	青ルート	
16:00～16:20				赤ルート
16:20～16:40			担当エリアを巡回点検	
16:40～17:00				



## 箱根山火山防災協議会

# 大涌谷周辺への立入規制マニュアル



令和4年7月  
箱根山火山防災協議会





## 目 次

---

第 1	要領の趣旨・目的	1
第 2	噴火警戒レベルに応じた立入規制	2
1	噴火警戒レベルに応じた立入規制範囲	2
2	噴火警戒レベルに応じた規制場所	4
3	連絡系統及び対応	7
第 3	火山ガスの影響による立入規制	11
1	火山ガスの影響による立ち入りを規制する場所	11
2	火山ガス常時計測機器設置場所	12
3	計測値に応じた措置	14
4	連絡系統及び対応	17
5	火山ガスの影響による規制の解除	22

## 大涌谷周辺の立入規制マニュアル

### 第1 要領の趣旨・目的

箱根町は、大涌谷園地やその周辺において、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げ又は引き下げをした場合若しくは「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」において定める基準を超える火山ガスが計測された場合、観光客、事業者、住民その他の利用者の安全を確保するため、必要に応じて災害対策基本法による避難指示（第60条）や警戒区域の設定（第63条）等により防災対応を関係機関と協力して講じる。

#### 【立入規制の事前周知について】

##### 1 周知内容

箱根町及び町内の宿泊事業者、観光事業者等（以下「事業者等」という。）は、以下の事象により大涌谷において「立入規制」が行われることを周知する。

- 天候、風向き等により、大涌谷園地内で火山ガス濃度が高くなった場合の立入規制
- 天候、風向き等により、園地周辺の県道、別荘地等で火山ガス濃度が高くなった場合の立入規制
- 火山活動の状況による立入規制

##### 2 周知方法

箱根町及び事業者等は、以下の方法で観光客に対し立入規制について周知する。

- 施設等の使用者へのチラシの配布、声掛け等
- 施設等への火山に関する掲示物等の貼付

#### 【災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）】

- ・ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、必要と認められる地域の住民等に対して避難勧告及び避難指示を発令し、避難のために立ち退かせることができる。

#### 【災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域の設定）】

- ・ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、指定する地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は指定する地域からの退去を命ずることができる。

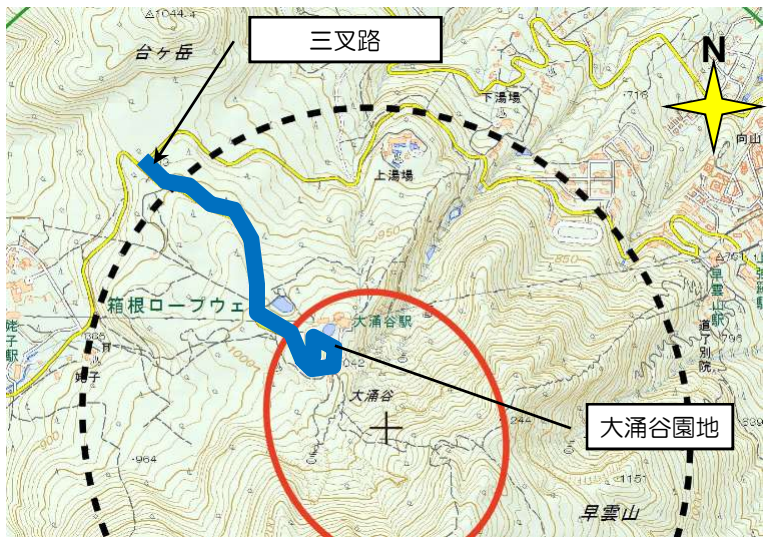
## 第2 噴火警戒レベルに応じた立入規制

### 1 噴火警戒レベルに応じた立入規制範囲

箱根町は、災害対策基本法第63条の警戒区域の設定に基づき、次の範囲を立入規制する。

- (1) 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のとき

【表1 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2の規制範囲】

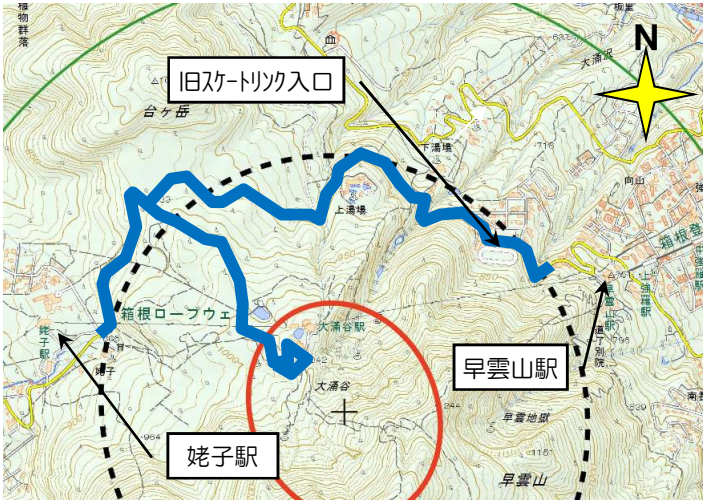
立入規制の範囲	位置
噴火警戒レベル1 ・大涌谷園地周辺 噴火警戒レベル2 ・大涌谷周辺（半径440m～530mの楕円のエリア） ＊青色実線の県道734号（大涌谷小涌谷）の大涌谷三叉路から大涌谷園地までは通行できません。	

※ 必要と認められるときは、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以下、臨時情報という）が発表された場合や、臨時情報の発表が無くとも火山活動に異常が認められる場合等をいう。

※ 必要と認める例示（噴火警戒レベル1で実施した自然研究路の閉鎖（H27.5.4））

## (2) 噴火警戒レベル3のとき

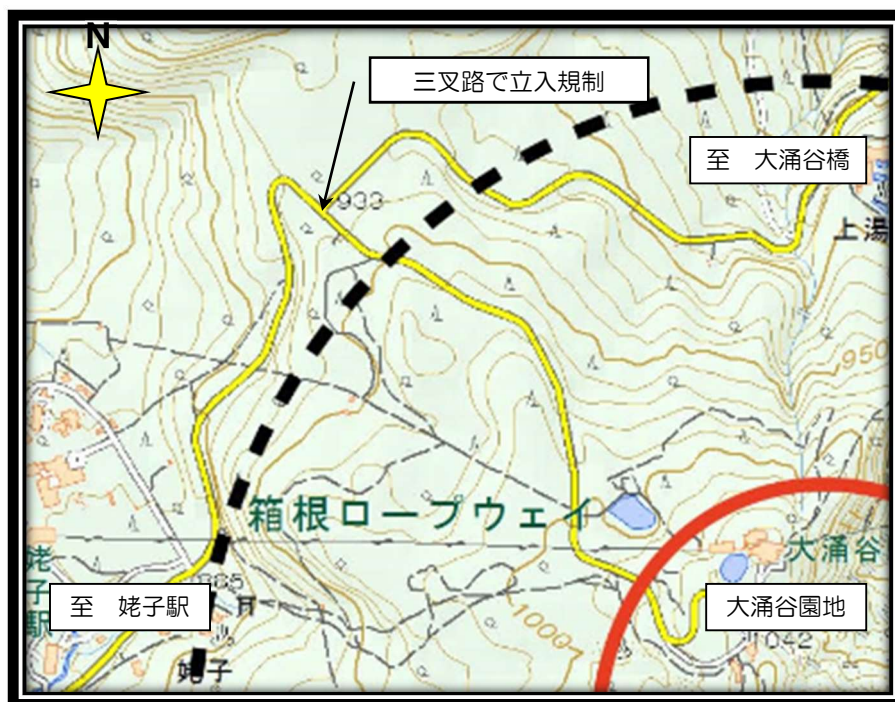
【表2 噴火警戒レベル3の規制範囲】

立入規制の範囲	位置
噴火警戒レベル3 ・大涌谷周辺（半径1,140m～1,230mの楕円のエリア） ＊青色実線の県道734号(大涌谷小涌谷)の早雲山駅から大涌谷園地まで、県道735号(大涌谷湖尻)の大涌谷三叉路から姥子駅までは通行できません。	

## 2 噴火警戒レベルに応じた規制場所

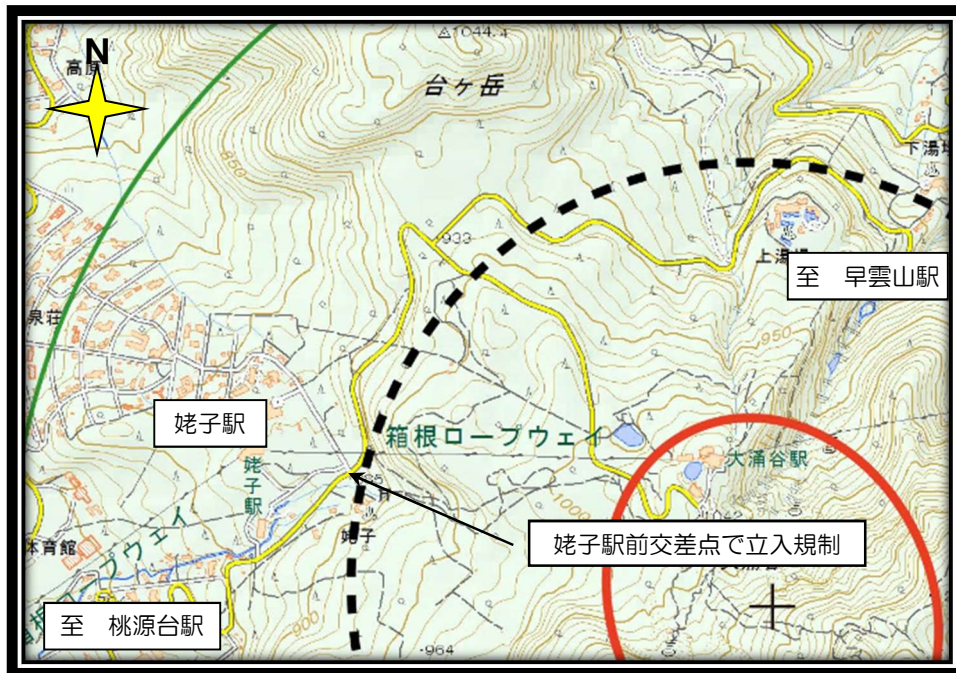
立入規制範囲への車両、歩行者等の立ち入りを規制するため以下の場所で立入規制を行う。

- (1) 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制することが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のとき

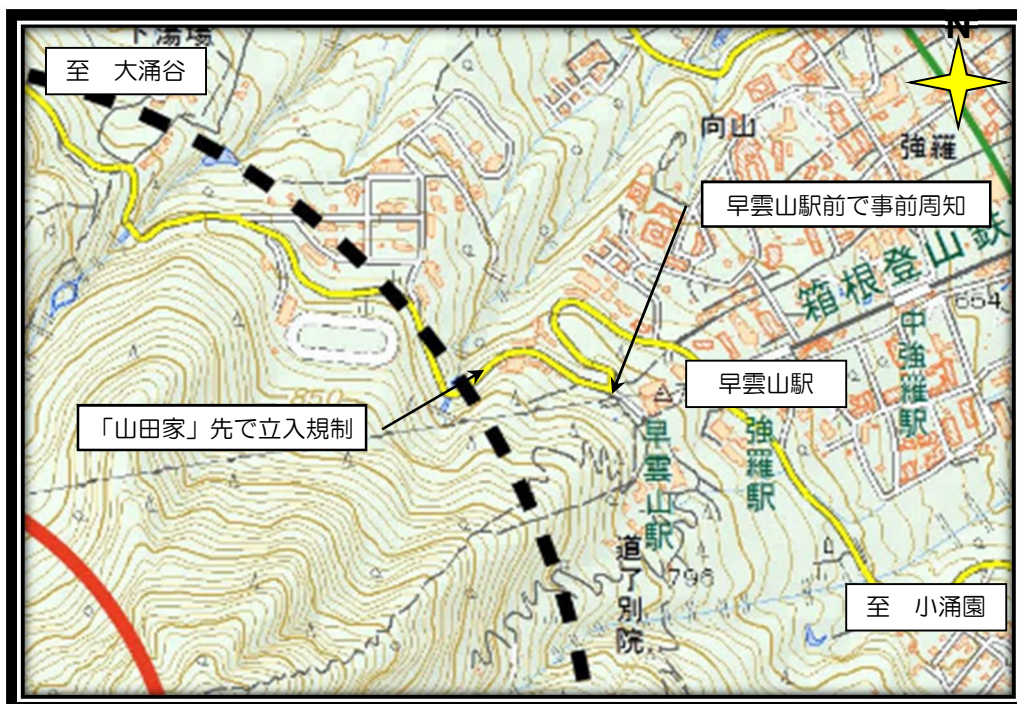


【図1 噴火警戒レベル1で箱根町が立ち入り規制することが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のときの規制場所】

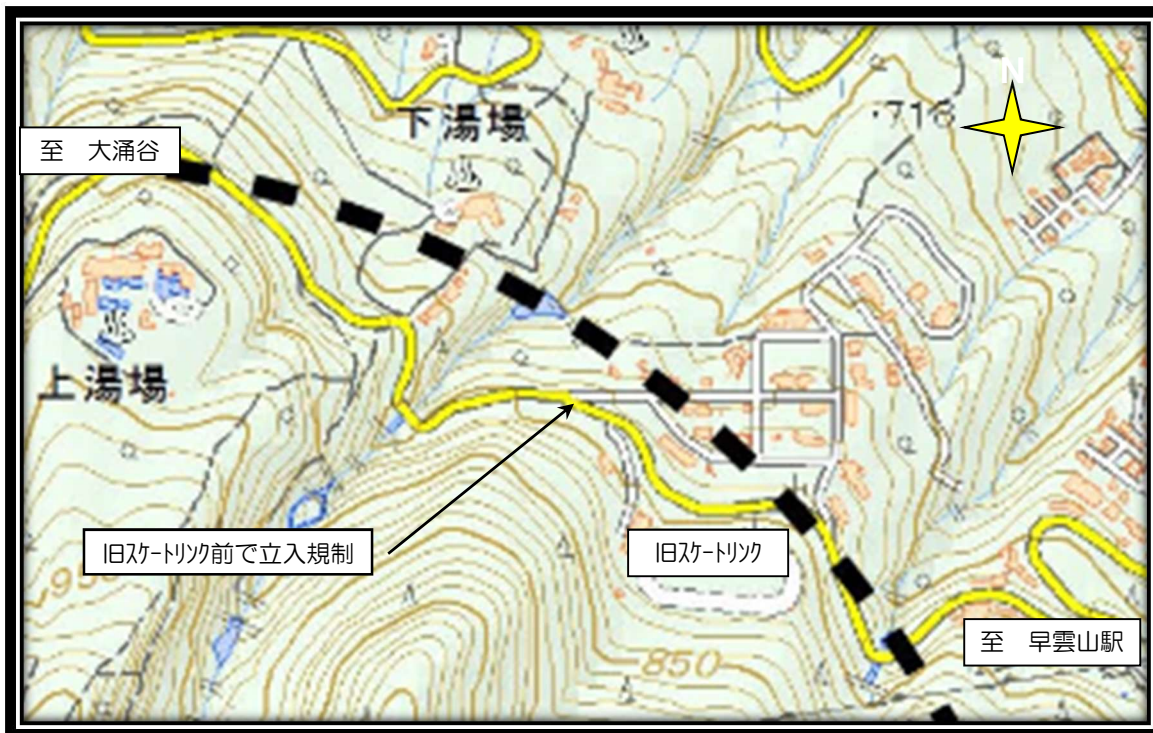
(2) 噴火警戒レベル3のとき



【図2 噴火警戒レベル3の規制場所（姥子駅）】



【図3 噴火警戒レベル3の規制場所（早雲山駅の場合）】



【図4 噴火警戒レベル3の規制場所（旧スケートリンク前の場合）】

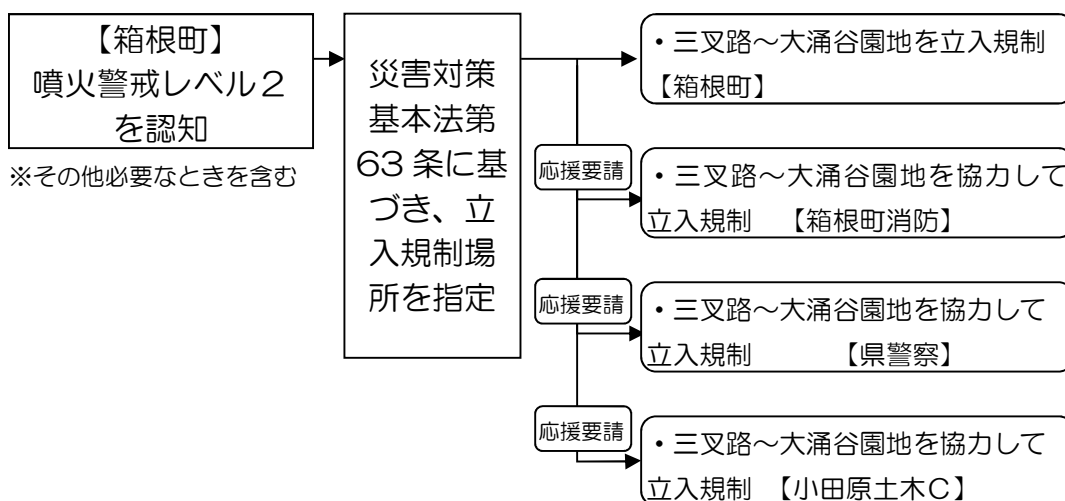


### 3 連絡系統及び対応

#### (1) 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき 又は噴火警戒レベル2のとき

基準	立入規制区間	根拠法令
噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のとき	三叉路～大涌谷園地	災害対策基本法 第60・63条

- ※ 箱根町は、火山ガスの影響により噴火警戒レベル2の範囲を、災害対策基本法第63条の警戒区域に設定している。警戒区域の解除については、火山ガス等の状況を踏まえて、箱根町が判断する。
- ※ 噴火警戒レベル引き上げ等に伴う立入規制は、箱根町の要請に基づき実施機関が連携して実施する。
- ※ 立入規制に伴う警備員の配置は、箱根町が行う。（配置時間：午前9時～午後5時）
- ※ 噴火警戒レベル引き下げ等に伴う規制の解除は、道路管理者による安全点検が終了した後に行う。
- ※ 噴火警戒レベル4・5の立入規制は、噴火の規模に応じ箱根町が警戒区域を設定し、関係機関が協力して立入規制を実施する。



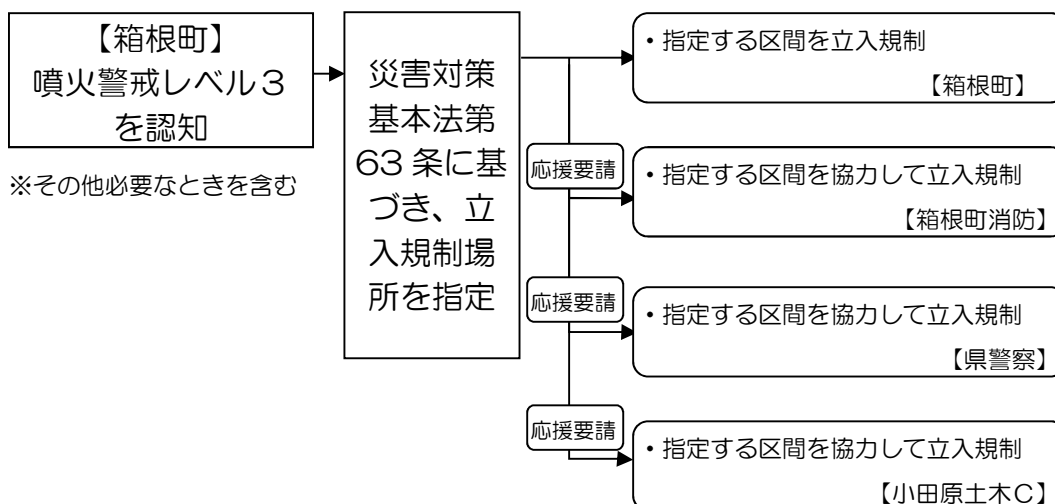
【表3 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のときの立入規制】

組 織	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第60条に基づく避難指示を発令し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。 【 三叉路～大涌谷園地 】</li> <li>• 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。</li> </ul>

## (2) 噴火警戒レベル3のとき

基準	立入規制区間	根拠法令
噴火警戒レベル3	姥子駅前～早雲山駅前	災害対策基本法 第60・63条
	姥子駅前～旧スケートリンク前	

- ※ 箱根町は、火山ガスの影響により噴火警戒レベル2の範囲を、災害対策基本法第63条の警戒区域に設定している。警戒区域の解除については、火山ガス等の状況を踏まえて、箱根町が判断する。
- ※ 噴火警戒レベル引き上げ等に伴う立入規制は、箱根町の要請に基づき実施機関が連携して実施する。
- ※ 立入規制に伴う警備員の配置は、箱根町が行う。  
(配置時間：午前9時～午後5時(早雲山駅前のみ))
- ※ 噴火警戒レベル引き下げ等に伴う規制の解除は、道路管理者による安全点検が終了した後に行う。
- ※ 噴火警戒レベル4・5の立入規制は、噴火の規模に応じ箱根町が警戒区域を設定し、関係機関が協力して立入規制を実施する。



【表4 噴火警戒レベル3のときの立入規制】

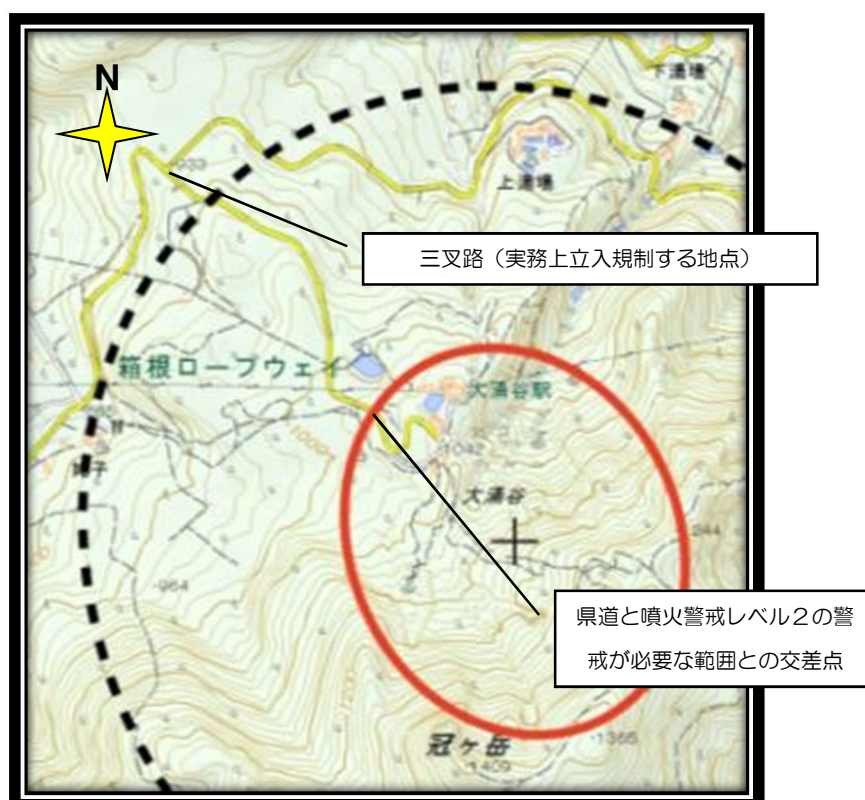
組 織	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示を発令するとともに、同法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。</li> <li>①【 姥子駅前～早雲山駅前 】</li> <li>②【 姥子駅前～旧カトリック前 】</li> <li>• 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。</li> </ul>

### 第3 火山ガスの影響による立入規制

#### 1 火山ガスの影響により立ち入りを規制する場所

箱根町は、火山ガスの影響により大涌谷園地を利用している観光客等に立ち入りを禁止・制限する区域を、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定している範囲とする。これは噴火警戒レベル2の警戒が必要な範囲と同じ範囲である（「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」に示す「大涌谷周辺」）。また、大涌谷周辺へのガスの影響が大きい場合、警戒区域を噴火警戒レベル3の範囲に設定することができる。

箱根町は、実際の防災対応が必要となった場合、災害対策基本法第60条に基づき避難指示を発令し、三叉路から大涌谷園地方向の立入規制を実施する。



【図5 立入規制する場所】

## 2 火山ガス常時計測機器設置場所

大涌谷園地及びその周辺の火山ガス常時計測機器の設置場所は下図のとおりとする。

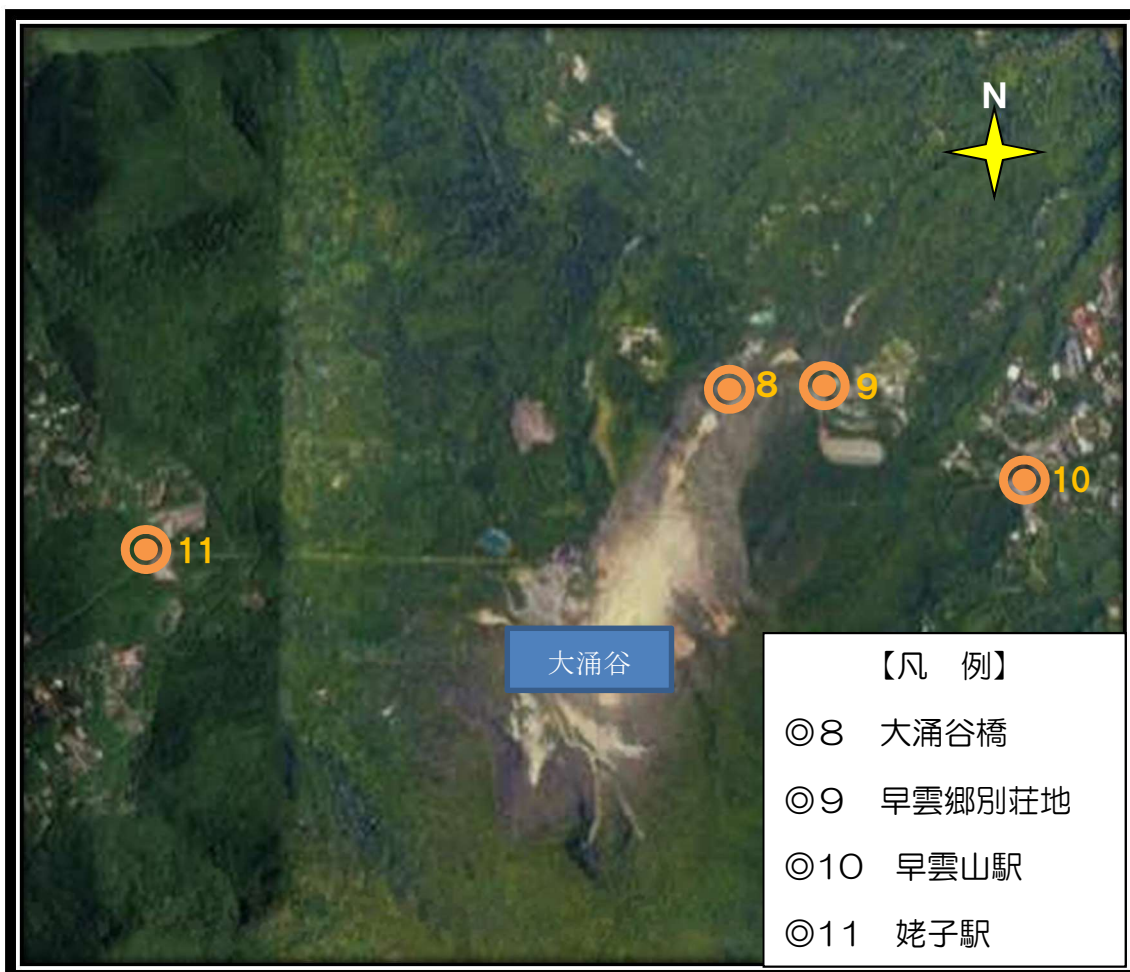
### (1) 大涌谷園地内の火山ガス常時計測機器設置場所



Google マップを使用して地図を作成しています。

【図6 大涌谷園地内常時計測機器設置場所】

(2) 大涌谷外縁の火山ガス常時計測機器設置場所



Google マップを使用して地図を作成しています。

【図7 大涌谷外縁の常時計測機器設置場所】

### 3 計測値に応じた措置

火山ガスは、天候や地形、風向や風速の影響を受けやすく、計測場所ごとに基準値を超えた場合の対応を考える必要がある。このため、火山ガス常時計測機器の設置場所及び計測値ごとの立入規制の対応は下表のとおりとする。

【表5 大涌谷園地内の計測値に応じた実施すべき立入規制】

園地内の計測値 (単位：ppm)	箱根町が発する情報	立入規制の対応
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで0.2以上 【H <sub>2</sub> S】 いずれかで5以上	※1 注意喚起	なし
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで 2以上～5未満	※2 注意喚起（強）	なし
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで5以上 【H <sub>2</sub> S】 いずれかで10以上	※3 注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>三叉路から大涌谷園地へ流入する人及び車両を規制する。</li> <li>三叉路から大涌谷園地の間に残存する観光客及び車両を流出させる。</li> </ul>
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで10以上 【H <sub>2</sub> S】 いずれかで50以上	※4 警戒情報	

※1・※2 基準値については、5分間の平均値とする。

※3・※4 基準値については、瞬間値とする。

※1・※2・※3・※4ともにSO<sub>2</sub>又はH<sub>2</sub>S、いずれかの基準値に達した場合による。



【表6 園地内の注意喚起、注意情報及び警戒情報】

区分	SO <sub>2</sub> 基準値	H <sub>2</sub> S基準値	措置
※1 注意喚起	いずれかで 0.2ppm以上	いずれかで 5ppm以上	自然研究路 注意喚起放送 その他の園地 注意喚起放送
※2 注意喚起 (強)	いずれかで 2ppm以上 5ppm未満	/	自然研究路 注意喚起放送(強) その他の園地 注意喚起放送(強)
※3 注意情報	いずれかで 5ppm以上	いずれかで 10ppm以上	自然研究路 閉鎖 その他の園地 屋内退避
※4 警戒情報	いずれかで 10ppm以上	いずれかで 50ppm以上	自然研究路 閉鎖 その他の園地 避難 ※災害対策基本法に基づく避難指示

※1・※2 基準値については、5分間の平均値とする。

※3・※4 基準値については、瞬間値とする。

※1・※2・※3・※4ともSO<sub>2</sub>又はH<sub>2</sub>S、いずれかの基準値に達した場合による。

- 「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」から抜粋

【表7 大涌谷外縁の計測値に応じた実施すべき立入規制】

大涌谷外縁の計測値 (単位：ppm)	箱根町が発する情報	立入規制の対応
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで2以上	注意喚起	なし
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで5以上	注意情報	なし
【SO <sub>2</sub> 】 いずれかで10以上	警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町が指定する県道の区間を災害対策基本法第63条に基づき立入規制する。</li> </ul>

【表8 大涌谷外縁の注意喚起、注意情報及び警戒情報】

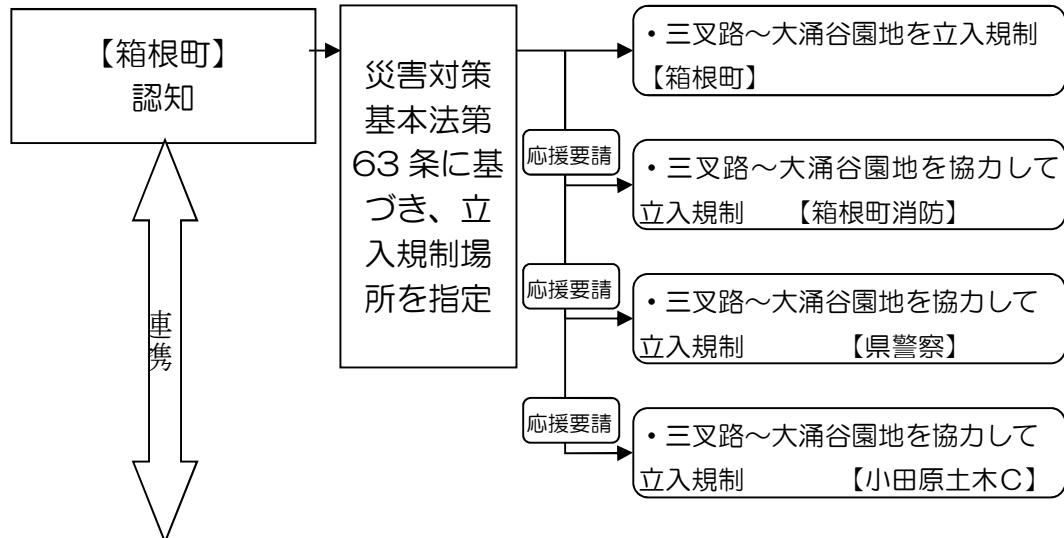
区分	SO <sub>2</sub> 基準値	防災対応
注意喚起	いずれかで2ppm以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線による注意喚起放送</li> </ul>
注意情報	いずれかで5ppm以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線による注意喚起放送</li> <li>箱根町及び箱根町消防による個別訪問による注意喚起</li> </ul>
警戒情報	いずれかで10ppm以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町は災害対策基本法第60条に基づき指定する区間に避難指示を発令</li> <li>防災行政無線による避難指示放送</li> <li>箱根町及び箱根町消防による個別訪問による避難指示</li> <li>やまなみ荘への避難</li> </ul>

※ 基準値を5分間継続して計測した場合防災対応を開始する。

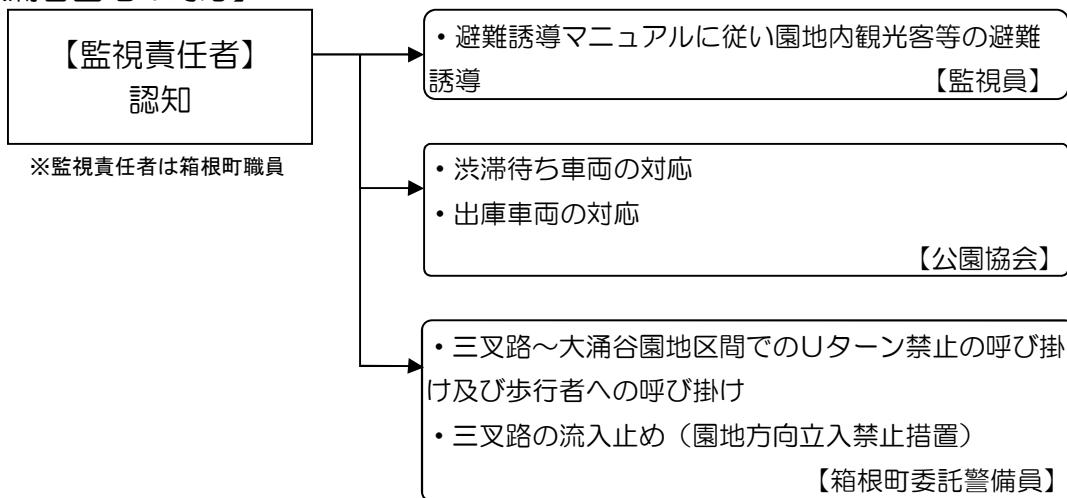
## 4 連絡系統及び対応

## (1) 大涌谷園地内の計測値で立入規制の対応が生じた場合

## 【町役場の対応】



## 【大涌谷園地の対応】



※ 箱根町委託警備員は、引率入場実施中の場合は自然研究路内の避難誘導を行っているため、記述された対応ができない場合がある。その場合は、大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルに準じた対応を取る。

【表9 大涌谷園地内の計測値で立入規制が生じた場合の対応】

機 関	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示を発令し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 三叉路～大涌谷園地</li> <li>② 状況に応じた区間</li> </ol> </li> <li>箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【箱根町委託警備員】	<ul style="list-style-type: none"> <li>流出車両との事故を防止するため、駐車場から三叉路方向に向かいながら「Uターン禁止」を呼び掛ける。</li> <li>徒歩で園地に向かっている観光客、登山者等に声掛けを行い、下山させる。</li> <li>三叉路の流入止め（園地方向立入禁止措置）を行う。</li> </ul>
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。</li> </ul>
【 公 園 協 会 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>渋滞待ち車両を園地から流出させるため、駐車場入口の車両を三叉路方向に流す。</li> <li>出庫車両と流出車両との事故を防止するため、出庫場所に誘導員を配置し交通整理を行う。</li> </ul>

※ 車両の避難誘導に係る法的根拠は、災害対策基本法第 60 条（避難指示等）又は 63 条（警戒区域の設定）とする。

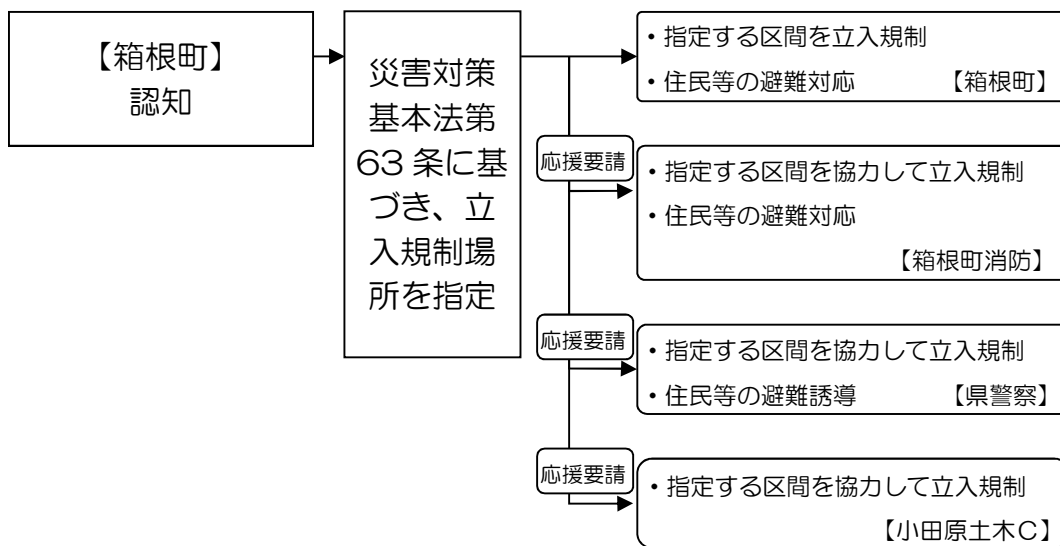
※ 公園協会は、下山する駐車場待ち車両、出庫する車両が合流する場所に職員を配置し、効果的な広報により車両事故防止を徹底する。

※ 箱根町委託警備員は、下山する車道を用いたUターンを禁止し、窓を閉め、園地で下山ルートに入るよう呼び掛ける。

※ 箱根町委託警備員は、引率入場実施中の場合は自然研究路内の避難誘導を行っている

ため、記述された対応ができない場合がある。その場合は、大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルに準じた対応を取る。

(2) 大涌谷外縁の常時計測機器の計測値で立入規制の対応が生じた場合



【表 10 大涌谷外縁常時計測機器の計測値で立入規制が生じた場合の対応】

機 関	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示を発令し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 姥子～早雲山</li> <li>② 姥子～旧カトリック前</li> <li>③ 状況に応じた区間</li> </ol> </li> <li>• 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> <li>• 住民等の避難対応を実施する。</li> </ul>
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> <li>• 住民等の避難誘導を実施する。</li> </ul>
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。</li> <li>• 住民等の避難誘導を実施する。</li> </ul>
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。</li> </ul>

※ 車両の避難誘導に係る法的根拠は、災害対策基本法第 60 条（避難指示等）又は 63 条（警戒区域の設定）とする。

## 5 火山ガスの影響による規制の解除

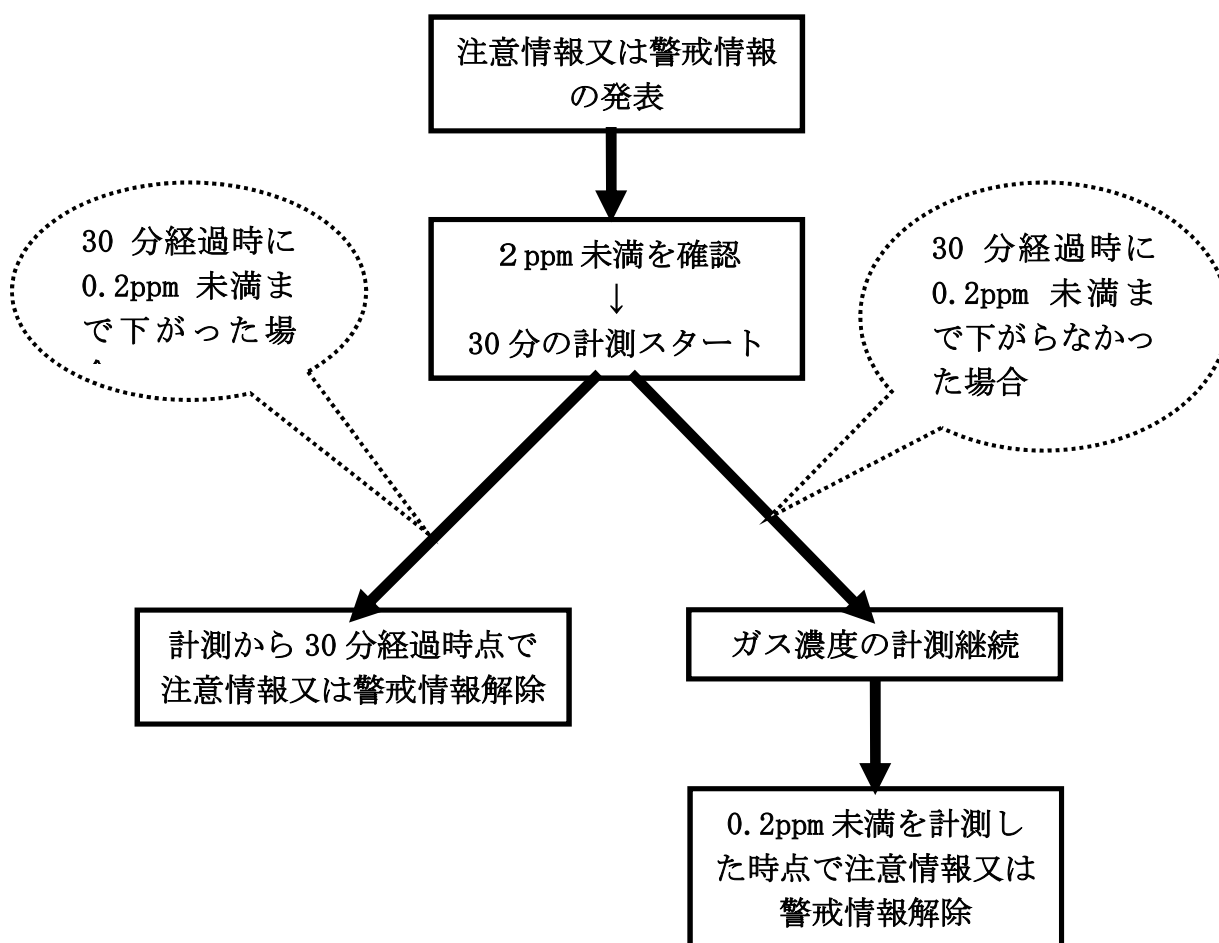
注意情報及び警戒情報の解除は次表の基準による。

(大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルから抜粋)

	SO <sub>2</sub> 基準値	H <sub>2</sub> S基準値
解除	①2ppm未満まで下がったことを確認し、30分の計測をスタートする。 ②計測から30分経過時に0.2ppm未満まで下がったことを確認した場合、その時点で注意情報又は警戒情報を解除する。 ③計測から30分経過時に0.2ppm未満まで下がらなかった場合、その後もSO <sub>2</sub> 濃度の計測を継続し、0.2ppm未満を確認した時点で注意情報又は警戒情報を解除する。	「10ppm」以下を確認し、30分後までに5ppm未満を計測した場合。(解除の要領はSO <sub>2</sub> の方法に準じる。)

※ 大涌谷園地内及び大涌谷外縁の規制は共通

< (例) SO<sub>2</sub>の注意情報又は警戒情報の解除の流れ >





## 避難促進施設指定一覧

	郵便番号	住所	宛名
1	〒250-0408	箱根町強羅1322	ジェイテクト箱根荘
2	〒250-0408	箱根町強羅1322	トヨタ自動車 強羅荘
3	〒250-0408	箱根町強羅1322-23	日本テキサスインスツルメンツ健保組合箱根保養所ブルーホネット
4	〒250-0408	箱根町強羅1322-20	箱根強羅グアムドッグ
5	〒250-0408	箱根町強羅1322-32	ホテル凜香箱根強羅リゾート
6	〒250-0408	箱根町強羅1322-12	東京エレクトロン(株)テル箱根クラブ
7	〒250-0522	箱根町元箱根110-1	姥子温泉秀明館
8	〒250-0408	箱根町強羅1322-18	箱根早雲だんだん
9	〒250-0408	箱根町強羅1320-812	箱根強羅旅庵 香音
10	〒250-0408	箱根町強羅1320-598	桐谷箱根荘
11	〒250-0408	箱根町強羅1320-907	白湯の宿 山田家
12	〒250-0408	箱根町強羅1320-883	和の宿 華ごころ
13	〒250-0408	箱根町強羅1320	ハイアットリージェンシー箱根リゾート&スパ
14	〒250-0408	箱根町強羅1320-72	ホテル佳山水
15	〒250-0408	箱根町強羅1320	ホテルグリーンプラザ強羅
16	〒250-0408	箱根町強羅1320-762	レクターレ箱根強羅
17	〒250-0408	箱根町強羅1320-1080	強羅にごりの湯宿のうのう箱根
18	〒250-0408	箱根町強羅1320-599	ビッグウィーク箱根強羅
19	〒250-0408	箱根町強羅1320	ラフォーレ倶楽部箱根強羅湯の棲
20	〒250-0408	箱根町強羅1320-1239	ホテルリゾートピア箱根
21	〒250-0408	箱根町強羅1320-634	和's B&B paSeo(パセオ)
22	〒250-0408	箱根町強羅1320-234	京成電鉄健保組合 箱根保養所金時荘
23	〒250-0408	箱根町強羅1320-563	(株)ジェイファスト 大成建設(株)洗心寮
24	〒250-0408	箱根町強羅1320-689	中央ラジオ・テレビ健保組合 強羅寮
25	〒250-0408	箱根町強羅1320-834	(有)東京シティメンテナンス 東京シティ信用金庫 強羅荘
26	〒250-0408	箱根町強羅1320	新宿区立強羅区民保養所 箱根つつじ荘
27	〒250-0408	箱根町強羅1320-920	東京薬業健保組合 箱根保養所向山荘
28	〒250-0408	箱根町強羅1320-68	トピー健保組合 トピー強羅荘
29	〒250-0408	箱根町強羅1320-589	日本証券金融(株)箱根向山荘
30	〒250-0408	箱根町強羅1320-764	東日本銀行健保組合 箱根強羅荘
31	〒250-0408	箱根町強羅1300-238	紀州鉄道 箱根強羅ホテル
32	〒250-0408	箱根町強羅1300-119	ゆとりろ庵
33	〒250-0408	箱根町強羅1300-681	強羅花扇
34	〒250-0408	箱根町強羅1300-492	強羅花扇 早雲閣
35	〒250-0408	箱根町強羅1300-168	リフレッツ箱根強羅
36	〒250-0408	箱根町強羅1300-693	強羅茶寮
37	〒250-0408	箱根町強羅1300-173	強羅月の泉
38	〒250-0408	箱根町強羅1300-173	東京都電機健保組合 強羅グリーンハイツ
39	〒250-0408	箱根町強羅1300-131	日本農産工業(株) 栄羅山荘
40	〒250-0408	箱根町強羅1300-137	東日本プラスチック健保組合 東プラ箱根
41	〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテル花月園
42	〒250-0631	箱根町仙石原1244	ホテル箱根パウエル
43	〒250-0522	箱根町元箱根159-15	オーベルジュ オーミラドー
44	〒250-0522	箱根町元箱根159-15	コロニアル ミラドー
45	〒250-0631	箱根町仙石原1245-396	箱根六花荘
46	〒250-0522	箱根町元箱根160-36	ふたば荘
47	〒250-0631	箱根町仙石原1244-2	ホテルグリーンプラザ箱根
48	〒250-0522	箱根町元箱根159	かんぼの宿 箱根
49	〒250-0522	箱根町元箱根159-144	ダイヤモンドギーズパーク箱根
50	〒250-0631	箱根町仙石原1245-96	箱根湯宿 然
51	〒250-0522	箱根町元箱根159-205	(株)大倉 ザ グランリゾート箱根
52	〒250-0522	箱根町元箱根159-146	ダイヤモンド箱根ソサエティ
53	〒250-0522	箱根町元箱根159	ホテル ジャパン箱根
54	〒250-0522	箱根町元箱根159-222	芦ノ湖 ペンション森
55	〒250-0522	箱根町元箱根160-114	ペットと泊まる箱根の宿 クリンゲルバウム
56	〒250-0522	箱根町元箱根159-194	ペンション ポータラス
57	〒250-0631	箱根町仙石原1245	花王(株)花王ファミリークラブ仙石

58	〒250-0631	箱根町仙石原1245	キャノン(株) キャノン箱根館
59	〒250-0631	箱根町仙石原1245-10	(株)SUMCO 箱根山荘
60	〒250-0631	箱根町仙石原1285	住友重機械健保組合 仙石高原ビル
61	〒250-0631	箱根町仙石原1245	大日本印刷(株) DNP創発の杜 箱根芦ノ湖山荘
62	〒250-0631	箱根町仙石原1245-123	日本郵船(株) 箱根クラブ
63	〒250-0631	箱根町仙石原1245-288	三井物産(株) 湖山荘
64	〒250-0522	箱根町元箱根159-57	岩崎学園 箱根研修所
65	〒250-0522	箱根町元箱根159-195	NECネットエスアイ(株) 箱根湖尻荘
66	〒250-0522	箱根町元箱根110-162	小田急電鉄(株)箱根小田急リフレッシュクラブ
67	〒250-0522	箱根町元箱根159-22	(株)四季リゾート四季倶楽部アルパインハウス
68	〒250-0522	箱根町元箱根159-168	富士ゼロックス(株) 箱根シンフォニーヒル
69	〒250-0522	箱根町元箱根159-5	ホンダ健保組合 箱根荘
70	〒250-0522	箱根町元箱根159	武蔵野学院 芦ノ湖レジデンス
71	〒250-0631	箱根町仙石原1251	萬岳楼
72	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園天悠
73	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-248	箱根料理宿 弓庵
74	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	B&Bパシオン箱根
75	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-269	ドッグレストプレイス
76	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-283	勝又健保組合勝又クラブ箱根保養所
77	〒250-0407	箱根町二ノ平1297-288	三晃金属工業(株)
78	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根美術館
79	〒250-0631	箱根町仙石原1285	ポーラ美術館
80	〒250-0407	箱根町二ノ平1297	箱根小涌園ユネッサン
81	〒250-0523	箱根町芦之湯93-1	箱根湯の花ゴルフ場
82	〒250-0522	箱根町元箱根164	箱根町総合体育館(星槎レイクアリーナ箱根)
83	〒250-0631	箱根町仙石原1251	ゆーらんど
84	〒250-0631	箱根町仙石原1251	くろたまご館
85	〒250-0522	箱根町元箱根110-51	極楽茶屋
86	〒250-0631	箱根町仙石原1251	大涌谷園地駐車場
87	〒250-0631	箱根町仙石原1251-1	箱根ロープウェイ 大涌谷駅
88	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根ロープウェイ 早雲山駅
89	〒250-0631	箱根町仙石原1244	箱根ロープウェイ 姥子駅
90	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根登山ケーブルカー 中強羅駅/上強羅駅
91	〒250-0522	箱根町元箱根110	駒ヶ岳ロープウェイ 駒ヶ岳山頂駅
92	〒250-0408	箱根町強羅1300	箱根登山ケーブルカー 早雲山駅

# 箱根町避難所運営マニュアル 作成指針

避難所は、  
避難者全員で運営します

平成 31 年 3 月策定

箱根町総務部総務防災課防災対策室

## はじめに

この作成指針は、避難所において、あらかじめ予想される課題に対し、「いつ」、「誰が」、「何を」、「どのように」行なうべきなのかを示し、自主防災組織等地域住民の代表・避難者・施設管理者が避難所運営を行い、町が運営支援を行なうことを前提に作成ができるようにしています。

避難所の運営については、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、多くの課題が挙げられました。そのひとつに、災害時には町職員等の避難所担当者が被災等により避難所へ参集できなくなり、行政主体の避難所運営ができなかったというものがあります。このようなことから、避難を余儀なくされた避難者(地域住民等)が「共助」の精神に基づき、力を合わせ、自らが避難所担当者となり、避難所を開設し、運営をする必要があります。

よって、災害時等に避難所を利用する全ての者が避難所担当者になり得ることを想定し、避難所運営マニュアルを通じて「避難所の開設方法」、「避難者の受入方法」、「避難所の運営方法」等の基本的な流れについて把握することが必要となります。

さらに、平成28年4月の熊本地震では、多くの避難者が発生し、車中泊などの避難所外避難者や、要配慮者への対応などの避難所に関する新しい課題も明らかになっています。その課題を踏まえて避難所運営マニュアルを作成する必要があります。

被災者の生活再建に向けた円滑な避難所運営を行うために、避難所を運営又は利用する全ての者が平常時に熟読し、理解を深め、訓練を重ねる事が出来るようなマニュアルを作成していただきたいと思います。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## 目次

はじめに	1
<b>第1章 総論</b>	
第1 避難所運営の基本方針	3
第2 時期的課題	4
第3 避難所の運営本部	6
第4 避難所の開設	6
第5 避難所の運営組織及び活動内容	8
第6 避難所への入所及び避難者の把握	15
第7 避難者の救護・健康管理	16
第8 避難所の閉鎖及び生活自立への支援	17
第9 円滑な避難所の運営について	18
<b>第2章 各論</b>	
第1 情報の提供について	19
第2 飲料水、食料、生活物資の供給について	21
第3 保健衛生(トイレ、入浴、ごみ)	23
第4 フライバシーの確保	25
第5 要配慮者への対応	25
第6 その他	26
<b>別添</b>	
○ 避難所における共通ルール(例)	
○ 箱根町ペット等の災害時避難マニュアル	

# 第1章 総論

## 第1 避難所運営の基本方針

### 1 避難の期間を考慮した運営体制

大規模災害発生時における対応は時間の経過とともにめまぐるしく変化していきます。避難所における諸々の対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した場合の状況には大きな変化があり、時間の経過に応じた運営体制の検討が必要となります。

### 2 避難所の役割

避難所は、震災等により家が倒壊したり、消失したりした場合の避難生活のための施設であり、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域拠点として機能します。また、風水害が発生した場合等においても、必要に応じ、町担当職員が避難所へ参集し、開設準備を行ないます。（風水害時においては、原則として町職員のみで対応します。）

### 3 臨機応変の対応

避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員の機会の平等や公平だけでなく、「要配慮者<sup>1</sup>」とされる方々に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等様々な事情を考慮し、柔軟、機敏、臨機応変に対応します。

### 4 避難地域の支援拠点としての活用

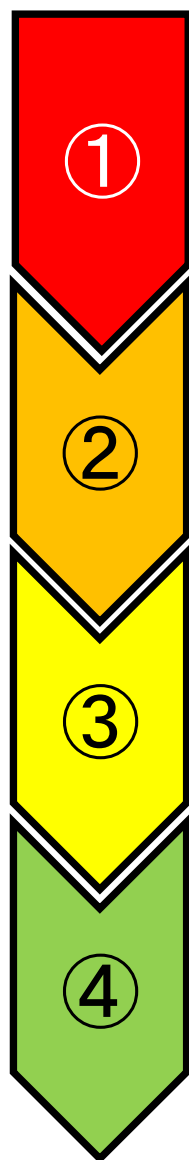
避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、その地域で在宅避難する者及び車中泊等の避難所外避難者も支援の対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食糧・飲料水、物資、サービスの提供等の支援拠点とすることを目指します。

---

<sup>1</sup> ここでいう「要配慮者」とは、「高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等をいいます。

## 第2 時期的課題

避難所の運営については、次の4つの段階に分けて対策の内容等を整理します。



### ① 第1段階【初動期】 発災後から3日目までの時期

災害発生直後の混乱や不安の中で、避難者の安全を第一に確保し、避難所を開設します。

### ② 第2段階【展開・復旧過程期】 4日から14日目の時期

共通ルールに従い、避難者が本格的な避難所運営を開始し、生活の安定を確立する時期です。

### ③ 第3段階【安定・復旧期】 15日目以降

安定した運営の確立と、避難者からの要望に応えられる柔軟な運営が求められる時期。撤収も視野に。

### ④ 第4段階【長期化又は撤収】 避難所生活の長期化

自力で自立困難な避難者への最後までサポートの構築、避難所の閉鎖に伴う生活再建支援を行う時期。

表1 時期的課題及び対策の基本方針の概略

時期 課題		初 動 期 (1～3日)	復旧過程期 (4～14日)	復 旧 期 (15日～)	長期化への対応
総合的課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設</li> <li>避難者の入所</li> <li>運営組織の設置</li> <li>避難者の把握</li> <li>避難者の救護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営組織の円滑な運営</li> <li>避難者の健康管理等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の生活自立への支援</li> <li>避難所の閉鎖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全安心の確保</li> <li>避難者の体調管理・メンタルケアの徹底</li> <li>生活衛生環境の改善</li> </ul>
避難所生活上必要となる基本的事項	情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確・迅速な情報提供、取りまとめ</li> <li>安否情報、被害情報、医療救護情報、遺体安置・埋葬情報等</li> <li>臨時電話等の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確・迅速な情報提供、取りまとめ</li> <li>安否情報、被害情報、医療救護情報、ライフライン、交通等の復旧情報</li> <li>臨時電話等の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業及び公的資金援助等生活自立再建に係る情報</li> <li>復旧情報</li> <li>応急仮設住宅等に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
	飲料水食糧生活物質供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平な配分提供</li> <li>生命維持に必要な質・量の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公平な配分提供</li> <li>健康保持や多様性にも配慮した供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>日常生活に近い質・量の供給</li> </ul>
	避難所内の環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活空間の確保</li> <li>警備、清掃の体制づくりとゴミ処理、トイレ等利用についてのルール作り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活空間の公平な配分</li> <li>避難者間のトラブルの処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者のメンタルケア、プライバシーの保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活空間としてのプライバシーの確保</li> <li>公衆衛生の徹底</li> <li>娯楽・教育スペースの整備</li> <li>避難者のメンタルケア</li> </ul>



## 第3 避難所の運営本部

箱根町長は、震度5以上の地震が発生又は発生の恐れがある場合などに、災害対策本部を設置します。また、町内に避難所を開設されたときには、箱根町災害対策本部が、その活動のひとつとして、町内の避難所の運営を統括します。

## 第4 避難所の開設

### 1 開設の方法等

箱根町長は、災害が発生した時に必要に応じて避難所の開設を指示し、避難所従事者が開設をします。また住民等に対し周知を図ります。

しかし、大規模地震の発生などの緊急の場合には、施設管理者や地域の自治会等の判断により、避難所を開設できるものとします。

#### ★ ポイント

避難所の開設は箱根町職員又は地域の自主防災組織が行なう

### 2 開設の期間

開設の期間は、災害救助法に定める日数（7日）を基本とします。ただし、被害の状況、住宅の応急修理の状況及び仮設住宅の建設状況等を勘案して、行政機関並びに施設管理者等の協議によって延長します。

この場合、学校などの教育施設が避難所となっている場合には、応急教育の実施に十分配慮して、支障のないよう調整を図ります。

#### ★ ポイント

避難所の開設期間は原則7日間（状況により延長）

### 3 施設の提供及び管理

施設管理者は、事前に決められている避難所として使用するスペースを提供することとなります。また、その避難所の運営は、地域の自主防災組織が行います。

#### ★ ポイント

施設の提供は施設管理者、運営管理は地域の自主防災組織が行なう

#### 4 開設状況の報告

避難所に派遣された市町村職員又は施設管理者は、避難所の開設状況等に係る次の事項等をすみやかに避難所運営本部に報告します。また、避難所に必要な食糧・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、避難所運営本部や他の避難所と連絡を密にとります。

##### ○ 報告項目

- 地区名、施設名及び発信職員氏名
- 開設日時
- 被災者の避難誘導の状況及び入所状況
- 運営スタッフの集合及び配置状況
- 緊急に必要な応援、物資等（飲料水、食糧、衣類、寝具その他）
- 連絡手段の確保状況（通話可能電話、FAX、メール等）

## 第5 避難所の運営組織及び活動内容

避難所では、災害等により避難が必要となった住民等が多数生活を共にすることから、避難所におけるルールづくりや良好な生活環境の確保を行なう必要があります。そのため、自主防災組織や施設管理者による「避難所運営委員会」を設置して避難所の運営についての協議を行ないます。

### 1 避難所運営委員会

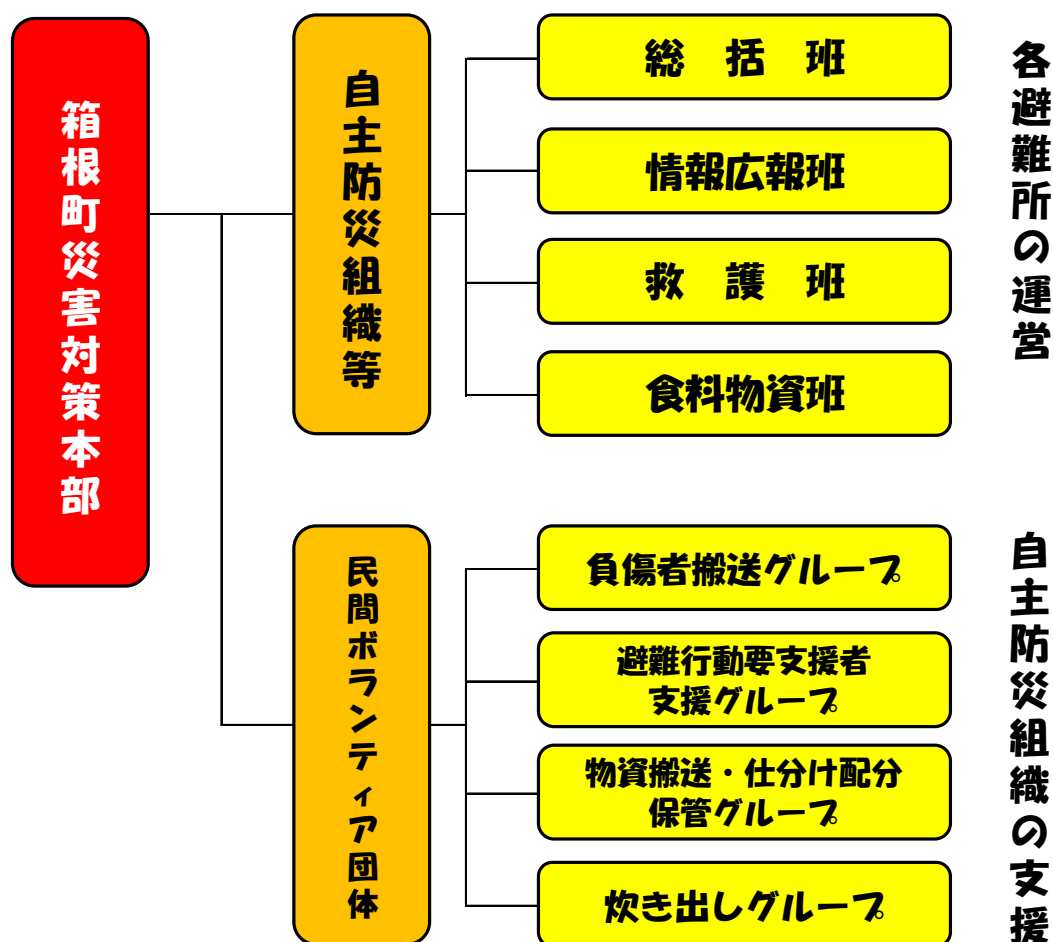


表2 活動内容（概要）

(1)	総務班	資機材や備蓄品（庫）の管理、し尿・廃棄物処理及びその他避難所の管理に関することを行ないます。
(2)	情報広報班	避難誘導、パニック防止、安否確認、ボランティアの総括、個人情報の管理及び災害時の地域住民への広報活動に関することを行ないます。
(3)	救護班	応急救護所の設置及び救護、防疫対策、メンタルケアに関することを行ないます。
(4)	食料物資班	食料物資の確保及び配付に関することを行ないます。

## 2 活動内容(詳細)

表3 総括班の任務

<p>★ 主な任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資機材や備蓄品の管理</li> <li>○ し尿廃棄物の処理</li> <li>○ その他避難所の管理</li> </ul>	
<b>平常時の対策</b>	
避難所（避難住民）の使用可能場所、使用禁止場所を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用可能場所⇒体育館・校庭・教室・廊下部分</li> <li>○ 使用禁止場所⇒職員室・保健室・校長室等</li> </ul>
避難所のレイアウトモデルの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収容スペースを把握する。</li> <li>○ 地域ごとの避難スペースの割振りをする。</li> <li>○ 各班の拠点・救護所等拠点運営に必要なスペースを確保する。</li> <li>○ 避難行動要支援者、女性・子どもに配慮したスペースの割振りをする。</li> </ul>
備蓄品、備蓄倉庫の管理・点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備蓄品や防災設備の外観や機能の点検を行う。</li> <li>○ 災害発生の間隔別による検討を行う。</li> <li>○ 児童・生徒在校時は学校職員が児童・生徒の安全確保を最優先に行い、避難場所スペースの確保に努める。</li> </ul>
<b>非常時の対応策</b>	
避難所の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の規模によりその被害も様々であるが、震度5以上の地震が発生し、被害が甚大で避難所の開設が必要なとき、「避難場所確認票」（仮称）により点検を行い施設の確保に努める。</li> <li>○ 児童・生徒在校時は学校職員等、児童・生徒不在時は避難所運営委員等が安全確認を行う。</li> </ul>
防災資機材や備蓄品の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出・救護に必要な資機材を確保（必要な場所への貸出し）する。</li> <li>○ 食糧物資調達までの間、本部・情報班・食糧物資班と連携を取りながら、備蓄品の確保に努める。</li> </ul>

避難所レイアウトの設定	○ 災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定し円滑な避難所運営に努める。
避難所内の整理・整頓・清掃のルールの設定	○ 避難生活の中で避難住民の理解を得ながら秩序の維持に努める。 ○ 必要に応じて、地域住民の協力により保安要員を確保し、パトロールを行う。
学校授業の早期再開に協力	○ 避難住民の理解・協力を得ながら授業の早期再開に協力する。

表4 情報広報班の任務

<p>★ 主な任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導・パニック防止・安否確認・ボランティアの総括・個人情報管理</li> <li>○ 災害時の地域住民への広報活動</li> </ul>	
<b>平常時の対応</b>	
各地域の世帯状況や高齢者・障害者等の実態把握	○ 各単位自治会で随時、状況把握の調査をして掌握に努める。 ⇒「災害時用情報収集票」(仮称)の活用
災害時における住民広報に関する検討	○ 高齢者・障害者等への情報伝達手段を検討する。 ○ 発災直後から正確な情報提供を心掛ける必要があるため、その時々状況に見合った情報伝達手段を検討する。
「災害時ボランティア」の協力呼びかけや体制づくり	○ 随時、各単位自治会で呼びかけや協力調査を行って掌握に努める。
避難路の確保や避難誘導訓練の啓発	○ 各単位地域内の避難路の確保(路上駐車対策等)に努める。
<b>非常時の対応策</b>	
避難状況や安否状況の把握等情報収集	○ 避難してきた住民に対して、単位自治会ごとに「避難者カード」(仮称)の記入を促し、避難者の状況把握に努める。 ○ 「避難・連絡用紙」(仮称)を使用し、各地域の防災リーダー(役員等)から被害の状況や引率避難者の状況を把握する。

避難所生活に必要な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「避難場所情報・広報板」(仮称)を作成し、避難住民等へ情報提供を行う。</li> <li>○ 各活動班や学校・市役所等の関係機関と連携をとり、情報提供の一元化に努める。</li> <li>○ パニック防止・デマの防止を図る。(移動放送設備の組み立てと活用)</li> </ul>								
地域の状況に応じた「広報」	○ 単位自主防災と連携を取りながら、適切な避難誘導やパニック防止を図るため、必要に応じて地域住民への広報活動を行う。(広報文の事前検討、自転車の活用)								
「防災ボランティア」協力の呼び掛け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各活動班の活動を支援するボランティアの窓口となる。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>総務班</td> <td>避難所施設の点検・資機材の取扱い</td> </tr> <tr> <td>救護班</td> <td>応急手当、救護者の健康管理等</td> </tr> <tr> <td>食糧物資班</td> <td>救援物資・食糧・炊き出しの配布等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>各単位自主防災組織の支援</td> </tr> </table>	総務班	避難所施設の点検・資機材の取扱い	救護班	応急手当、救護者の健康管理等	食糧物資班	救援物資・食糧・炊き出しの配布等	その他	各単位自主防災組織の支援
総務班	避難所施設の点検・資機材の取扱い								
救護班	応急手当、救護者の健康管理等								
食糧物資班	救援物資・食糧・炊き出しの配布等								
その他	各単位自主防災組織の支援								
個人情報保護	収集した避難者に関する情報は個人情報となるため、取扱いに気をつける。なお、避難者に関する情報を公表する際は、どの範囲まで公表するか確認する。								

表5 救護の任務

<p>★ 主な任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急救護所の設置</li> <li>○ 防護・防疫対策・メンタルヘルスに関すること</li> </ul>	
<b>平常時の対策</b>	
応急救護方法の啓発	○ 各単位自治会の自主防災組織が中心になり実態に見合った訓練を行う。
高齢者・障害者等の把握や対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各単位自治会で高齢者・障害者等の実態把握に努める。</li> <li>○ 高齢者施設(〇〇ホーム)の見学や訓練に参加しさまざまなケースに応じられるように努める。</li> </ul>

ボランティアの協力体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 看護師資格等を持つ人等、救護協力ができる人の把握に努める。</li> <li>○ 訓練の参加呼び掛けを行い災害時の体制づくりに努める。</li> </ul>
救急用品の実態把握	○ 各单位自治会の保有状況を随時調査し実態の把握と必要品目の検討を行う。
衛生管理知識の習得と啓発指導	○ 保健所へ協力依頼等により、インフルエンザ等の感染症やメンタルケア等、集団生活における衛生管理対策や研修会を開催し、知識の習得に努める。
<b>非常時の対応策</b>	
応急救護所の早期設置	○ 総務班・情報広報班及び各单位自主防災組織（救護班）と連携を取り、場所の設定や傷病の程度に応じた対策を早期に行う。
救護者の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食糧物資班や各单位自主防災組織と協力・連携し、「傷病者リスト」（仮称）を活用して救護者の健康管理等を行う。</li> <li>○ インフルエンザ等の感染症の予防に努める。</li> </ul>
ボランティアの協力体制づくり	○ 情報広報班や各单位自主防災組織と協力・連携し、応急手当てや重傷者の対応等きめ細かい対応に努める。

表6 食糧物資班の任務

★ 主な任務	
○ 食料・物資の確保・配布に関すること	
<b>平常時の対策</b>	
食糧物資班としての役割分担の確立	○ 各单位自主防災組織と連携・協力し、震災時に備え、物資の受入れ、炊き出し及び配布方法等についてそれぞれの役割分担を決めておく。
食糧等の備蓄について地域住民への啓発活動	○ 発災時、救援物資が届くまでのつなぎとして、最低3日分の水や食糧等を各家庭で確保しておくよう、機会をとらえ啓発を行う。
各单位自治会の人員の把握	○ 各单位自治会の人数の把握（乳幼児、介護を必要とする人、高齢者等別に把握）



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昼間人口と夜間人口別の把握</li> <li>○ 各単位自主防災組織と連携・協力し、発災時の体制づくりを行う。</li> </ul>
発災時に備え実戦的な訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各単位自主防災組織と連携・協力し、炊き出し方法、ろ水機の操作方法等を実践的な訓練の機会をとらえて行う。</li> <li>○ 発災後避難所生活に必要な物資確保についての方策を検討する。</li> </ul>
<b>非常時の対応策</b>	
災害の規模に応じた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の状況に応じて食料・物資の調達の方策を早期に確立する。</li> <li>○ 避難者人数の把握 情報広報班・単位自主防災と連携する。</li> <li>○ 高齢者・障害者等への対応を最優先とする。</li> <li>○ 公平な分配に努める。</li> <li>○ パニック(混乱)防止に努める。</li> <li>○ 必要物資を把握・要求する。</li> <li>○ 発災季節へ配慮(夏・冬の対策)する。⇒食中毒防止等の衛生管理</li> <li>○ 生活用水を確保する。(プールの活用)</li> <li>○ 炊き出し場所を確保する。</li> <li>○ 燃料を確保する。</li> </ul>
「防災ボランティア」協力の呼び掛け	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「災害物資受入れ票」(仮称)、「災害物資払出し票」(仮称)を活用し、救援物資の受渡し人員を確保する。</li> <li>○ 炊き出し人員を確保する。</li> <li>○ 炊き出し配布人員を確保する。</li> </ul>

## 第6 避難所への入所及び避難者の把握

大規模な災害が発生した時は、想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されます。そのため、避難所を「自宅で生活できない方」を受け入れる施設であるという意識を持つことが重要です。住宅への被害が軽微で自宅へ戻ることができる方や仮設住宅などへの受入れが決まった方への退所を促す必要もあります。また、海外からの旅行客・要配慮者・車中泊を行なっている人など、それぞれの対応を検討しておかなくてはなりません。

併せて、入所した際などに行なわれる避難者名簿の作成は初動期の重要な作業になります。安否確認として使用するほか、各種サービスの提供についての判断材料としても使用します。

### 1 避難所への入所

#### (1) 対象者

- 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
- 火災等の発生により、速やかに避難しなければならない者
- 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
- 地域外から来て、帰宅することが困難である者
- その他災害により生活の自立が困難な者

#### (2) 誘導

消防団及び警察官等が自主防災組織・町職員と協力し、避難所に被災者を誘導します。また、その際には要配慮者を優先させます。

- 危険箇所にロープ張りや表示を行ないます。
- 状況に応じ誘導員を配置します。
- 妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児等の要配慮者については、設備が整っている場所に世帯単位で避難させます。

### 2 避難者の把握

#### (1) 安否確認、避難者名簿の作成

- 各自治会単位で安否確認、避難者名簿の作成を行います。
- あらかじめ名簿を作成し、パソコン等を活用し取りまとめます。

#### (2) 収集した情報の適切な利用・管理

- 作成した名簿の管理は、各避難所で厳正に行ってください。
- 名簿は、必要物資、食料、飲料水、衣類等の支援物資の基礎データとなることから、随時更新し、避難所運営本部と情報を共有します。

## 第7 避難者の救護・健康管理

発災後数日間の初動期には、避難所に多くの負傷者が運び込まれ、医療救護を求められることが想定されます。また、避難所生活が長期化してくると、避難者の心と体の健康管理への配慮が必要となってきます。常時の介護や治療が必要となった避難者は、特別養護老人ホーム等の福祉避難所への移動や病院等への入院手続きをとります。

### 1 救護

#### (1) 医療救護所

箱根町災害対策本部に対し、医師、看護師等の派遣協力を求め、早期に医療救護所を設置します。

#### (2) 応急医療活動に必要な場所の確保

総務班は、避難所の設置に当たって、あらかじめ負傷者、病人等の搬入及び搬出に有効な部屋を、医療救護所の場所として確保しておきます。

### 2 健康管理

#### (1) 避難者の健康管理及び栄養指導

保健師等が避難施設を巡回し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への入所措置がとれる体制をとります。

#### (2) 避難者等のメンタルケア

医師等が避難施設を巡回し、避難者の精神的不安を解消するためのメンタルケアが行える体制をとります。

#### (3) 交流の場の確保

避難生活が長期化した場合、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康維持ため、避難所内に喫茶、集会所等の交流の場を確保します。

#### (4) 要配慮者への対応

人工呼吸器等を使用する難病患者・障害者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備します。また、アレルギー疾患を持つ避難者の症状の悪化を避けるため、風呂・シャワーの優先使用や、ほこりの少ない場所の確保などの配慮をします。

## 第8 避難所の閉鎖及び生活自立への支援

### 1 避難所の閉鎖

避難所の閉鎖については、次のことについてあらかじめ事前協議の中で取決めをしておく必要があります。

- 避難所となる施設が本来の業務(学校の授業など)を再開した場合の対応
- 避難所の縮小、統合等について

### 2 生活自立への支援

避難所は発災直後から当分の間、応急的に居住し生活をする場であり、開設期間に限りがあるため、自宅の復旧や仮設住宅への移住を含めた避難者の生活再建を図ります。

避難所における健康等の生活支援等の相談窓口の開設のほか、ハローワーク職員による就労相談も検討します。

表7 主な支援策

主な支援策	主な内容	
① 住宅障害物の除去	住宅障害物の除去	
② り災証明の交付	被災者の応急的、一時的救済目的に実施される証明	
③ 被災住宅の応急修理	日常生活に必要な最小限度の応急修理の実施	
④ 応急仮設住宅の供給	建設から2年以内を限度に提供される住居	
⑤ 災害公営住宅の建設	大規模災害が発生し、住宅の被害が「公営住宅法第8条第1項各号」に定める程度以上に達した場合、国庫から補助を受けて行う建設	
⑥ 学校教育の再開		
⑦ 災害見舞金等の配分	災害見舞金、災害障害見舞金 災害弔慰金	
⑧ 義援金品の受入配付		
⑨ 災害応急資金の融資	災害復興住宅融資 災害復興住宅特別融資 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金の貸付 被災者生活再建支援制度 中小企業災害復旧資金
⑩ 税・使用料等の減免	国税の特別措置 地方税の特別措置	

## 第9 円滑な避難所の運営について

### 1 避難所生活におけるルールの徹底

避難所が円滑に機能するためには、運営組織が円滑に機能する必要があります。そのためには、避難所生活でのルールを徹底しなければなりません。

### 2 避難者の役割分担

避難所の運営に当たって、避難者自身の役割分担を明確化することによって、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えることができます。この際、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮する必要があります。なお、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターの配置を検討します。

### 3 リーダーの養成

トラブル処理や重要な課題処理のためには、調整能力のある者が必要な場面が出てくるので、こうしたリーダーを選定します。

### 4 多様な視点からの意見の反映

避難所運営に多様な避難者の視点を取り入れるため、運営に関しては女性や避難行動要支援者が参画し、その意見を避難所運営に反映します。

### 5 ボランティアとの連携

被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、災害時要援護者（要配慮者）の安否確認等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいため、ボランティアと積極的な連携に努めます。

### 6 避難所の運営職員への配慮

避難所を運営する職員等のストレスを解消するため、運営職員等からの相談担当者を決めておく等、運営職員等の心身の安定の確保を図ります。

## 第2章 各論

### 第1 情報の提供について

#### 1 情報の種類等

避難所生活に必要な情報として、初期には安否情報、医療救護情報、水・食糧等生活物資情報が中心となります。一方、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が中心となります。こうした情報を提供していくうえで、次のような機材が必要となります。

#### 2 避難行動要支援者等への情報提供

高齢者、障害者、外国人等に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たしますが、機器や伝達方法についても特別に配慮する必要があります。

また、専門的支援者が派遣等されたときは、避難行動要支援者に情報提供をしてください。

なお、障害者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が困難であるため、障害児者団体のコミュニティ等を通じて、障害児者同士の情報交流場の設定や体制作りを検討します。

表8 避難所に必要な機材等

時期	必要となる主な情報	必要な機材等
初期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報</li> <li>・医療救護情報</li> <li>・被害情報</li> <li>・ライフライン等の復旧情報</li> <li>・水、食糧等生活物資供給情報</li> <li>・葬儀、埋葬等に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線（電話、FAX）</li> <li>・電話（衛星電話、携帯電話）FAX</li> <li>・インターネット通信機材一式</li> <li>・テレビ、ラジオ</li> <li>・複写機</li> <li>・掲示板</li> <li>・情報収集、連絡用自転車・バイク</li> <li>・発電機、バッテリー等の非常用発電</li> </ul>
復旧過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン等の復旧情報</li> <li>・応急仮設住宅に関する情報</li> <li>・生活再建に関する情報</li> <li>・子どもの教育に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記機材</li> <li>・特設公衆電話</li> <li>・特設公衆FAX</li> </ul>

### 3 その他

- (1) 視覚障害者に配慮した対応  
点字による掲示板、トイレへの案内用ロープの設置等の工夫が必要です。
- (2) 聴覚障害者に配慮した対応  
文字や光による伝達方法の工夫(例えば呼び出しの際に赤色ランプを点滅させて知らせる等)が必要です。
- (3) 外国人に配慮した対応  
ボランティアの他、パソコンの翻訳ソフト等を用いた伝達方法の検討が必要です。

## 第2 飲料水、食料、生活物資の供給について

飲料水、食糧、生活物資の供給については、初期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期には健康保持や多様性にもできるかぎり配慮した供給が図られるようにします。

また、飲料水、食糧、生活物資の供給に当たっては、災害時要援護者（要配慮者）、女性及び子ども等に対して十分に配慮して供給します。物資の量が十分ではない場合には、災害時要援護者（要配慮者）等に対して優先的に物資を供給するなどの対応を行います。

### 1 給水

- (1) 避難所における応急給水の方法と必要な施設、設備  
避難所開設初期に必要な飲料水等を確保するため、市町村等は次のような施設や設備を点検・整備しておきます。
  - ア 小・中学校の給水設備等の耐震化
  - イ 耐震性貯水槽の整備
  - ウ プールの耐震化とろ水機の整備
  - エ 給水時用物資（ポリタンク等）の備蓄
- (2) 避難所周辺設置の給水拠点等からの給水  
地域防災拠点や公園に設置された貯水槽、給水車等から給水を受けるため、リヤカー等の運搬機材を用意しておきます。

### 2 食糧の供給

- (1) 食糧の調達  
箱根町は次のような方法で、必要な食糧を調達します。
  - ア 備蓄
  - イ 民間事業者等との協定による応急食糧の調達
  - ウ 支援物資
  - エ 県への要請
- (2) 加熱調理用機材器具の整備
  - ア 加熱機 ……………ガスコンロ等
  - イ 調理機材……………大型炊飯器、大型鍋等
  - ウ 燃料 ……………プロパンガス、石油
  - エ 食器 ……………給食用の食器等



(3) 食事の質の確保

避難所生活の長期化に対応して、管理栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、災害時要援護者（要配慮者）（そしゃく機能低下者、食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮する必要があります。

また、被災者自立や食事の質の確保の観点から、炊事場の確保、食材や燃料の提供のほか、ボランティア等の協力や避難者の互助体制等の環境づくりを検討します。

(4) 食物アレルギーの防止等

食物アレルギーの避難者が食事を安心して食べることができるよう、包装等の原材料表示や使用した原材料に含まれるアレルギー物質を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにしておきます。また、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向け、周りから目視で確認できるアレルギーサインプレート等の活用を検討します。

(5) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食糧がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが必要です。

### 3 応急物資の供給

(1) 応急物資の確保のための備蓄倉庫の整備

避難所における生活に最小限必要な物資の備蓄と、そのための倉庫を整備しておく必要があります。

(2) 具体的な応急物資の例

毛布、敷物、生理用品・紙おむつ、粉ミルク等

## 第3 保健衛生(トイレ、入浴、ごみ)

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備が必要となります。また、避難所内の環境整備を図るため、トイレや簡易入浴施設の用意、ゴミの処理方法等、季節を考慮した対応が必要です。

### 1 応急救護施設の確保

- (1) 避難者が軽度の負傷又は疾病にかかった場合に、簡易な手当てができる部屋や器具等を整備しておきます。
- (2) 初動期の応急救護活動に当たって必要な応急医療器具や医薬品の例医薬品、包帯、添え木、絆創膏、三角巾、車椅子、担架、救急法のビデオ等を確保します。
- (3) 感染性胃腸炎やインフルエンザ発生時の感染拡大を防ぐため、隔離できる部屋を整備します。

### 2 トイレの確保

- (1) し尿処理設備や機材の整備、用意

避難所におけるし尿処理対策では、特に仮設トイレの備蓄等が必要となります。なお、仮設トイレの利用に当たっては、バキュームカー等の汚物収集体制についても検討するとともに、汚物凝固剤による処理（固化して燃やす）等も検討します。

- (2) 避難行動要支援者等への配慮

障害児者用トイレを障害児者以外の被災者が使用することで、障害児者が利用できないということがないように努めます。

また、仮設トイレを設置するに当たっては、女性専用のトイレを設置し、設置場所、管理方法等を検討するなど、防犯及び良好な生活環境の確保に十分配慮します。

- (3) トイレ使用のルールの徹底

- ・ 汚物の処理方法（バケツに水を汲んで入る、ビニール袋を使用した処理等）
- ・ 水道不通に伴う建物内トイレの使用禁止等
- ・ 上下水道が損壊して使用できない場合、流水や石けんの手洗いができない場合は、アルコール手指消毒剤での手指衛生

### 3 ゴミ処理

避難所では、生ゴミ処理機の設置等によりできるだけゴミを発生させない工夫が必要ですが、保健衛生上の観点から、季節によってはゴミ置場の整備必要となります。

- \* 女性用下着や生理用品等の処理、ゴミ置き場の整備については、女性の視点も考慮する必要があります。

### 4 季節を考慮した対策

#### (1) 冷暖房設備の整備

避難所内の温度や湿度を適切に保てるよう、空調設備や冷暖房機器の整備を行います。

#### (2) 生鮮食糧等備蓄倉庫の整備

食品衛生を確保するため、冷蔵設備、機器等を整備します。

#### (3) 簡易入浴施設の確保

避難者の衛生・健康を保持するため、簡易入浴施設の備蓄、整備が必要です。

- \* 簡易入浴施設の使用に当たっては、時間帯、曜日等で男女の使用を分けるなどの対応を行いません。また、周囲を保安要員が見回するなど、防犯に十分配慮します。

### 5 食品衛生

避難所には備蓄食品や救援物資などの食品が搬入されることから、その保存方法や期限表示等の点検や受け入れ後の保管等に当たり、食品衛生が確保できる管理体制の整備が必要である。

また、食中毒対策等のため、消費期限及び賞味期限が過ぎた食品の使用・配布は行わず廃棄する。

### 6 ペット対策

災害時において、ペットは飼い主と同行避難することが原則です。しかし、避難所では、様々な事情、価値観を持つ避難者が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐる、トラブルが発生することがあります。そこで、ペットの取扱いについて、「箱根町ペット等の災害時避難マニュアル」に沿って運営してください。

## 第4 フライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害するなどトラブルを起こすことが考えられます。間仕切り板の活用など、避難生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を行います。

## 第5 要配慮者への対応

### 1 福祉コミュニティの役割

平常時から地域内の災害時要援護者（要配慮者）の実態把握に努め、災害時の避難、入所、物資・情報の提供等を行います。その際、高齢者、障害者、妊産婦、児童、乳幼児、外国人等に配慮した支援を行う必要があります。

### 2 避難所での留意事項

避難所では、以下の点に留意した対応をとります。

- (1) 高齢者や障害者、病人等は、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮します。
- (2) 視覚障害者や聴覚障害者、外国人への情報提供に配慮します。
- (3) 施設では、障害者や高齢者等が健常者とともに避難所生活を行う上での障害をできるだけ取り除くよう努めます。
- (4) 障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な避難行動要支援者については、福祉避難所や医療機関等の施設へ移動します。
- (5) 乳児に安心して授乳ができるよう、女性のプライバシーに配慮したスペースを確保します。
- (6) 発達障害を含む障害特性に対する避難行動要支援者の配慮事項や支援方法等については、避難所に滞在する避難者への周知に努めます。
- (7) カード等の活用により、避難行動要支援者自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮するなど、避難行動要支援者自身の意思を尊重します。また、家族や支援者と十分な連携を図ります。
- (8) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の避難行動要支援者等の様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置します。なお、様々な相談に対応できるよう、窓口には男性・女性ともに配置することが適切です。

## 第6 その他

### 1 避難所外で避難生活をおくる被災者への対応

避難所施設の入所能力等により、被災者がやむなく被災した自宅や公園等で生活をおくることや車中泊での生活も予想されることから、避難者への食糧や物資等の供給に当たっては、避難所周辺にも十分な配慮が必要となります。

そのため、避難所は、在宅避難者を含めた地域において避難生活を送る被災者に対する情報の収集、発信や救援物資の配給など、地域の支援拠点としての機能を果たすこととなります。

また、保健師等が地域の避難者を訪問し、避難者の健康管理及び栄養指導を行うとともに、状況に応じ、医療機関等への入所措置を行います。

### 2 避難者等のメンタルケア

医師等が避難施設を巡回し、避難者の精神的不安を解消するためのメンタルケアを行います。

### 3 避難者の環境改善

福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図るとともに、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行える体制を構築します。

### 4 空間配置の整理

避難所生活が長期化した場合、避難者数は災害発生当初に比べて減少していくため、居住スペースの縮小・移動など、避難所内の空間配置の整理を行います。空間配置の整理に当たっては、避難者のプライバシーの確保、災害時要援護者（要配慮者）、女性や子ども、防犯、衛生管理、教育活動の早期再開（学校が避難所の場合）等への配慮に努めます。なお、空間配置の整理に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者全員に周知を図り、決定から実行まで十分な期間を設ける必要があります。

また、避難所内のスペースに余裕ができた場合は、施設管理者と避難所運営委員会などで協議し、避難者の要望に応じて次のような共有空間を設置します。

#### (1) 食堂

衛生面を考慮し、居住空間と調理をするための空間を分けることが必要です。空間に余裕ができれば、食事専用の空間を設置します。

(2) 子ども部屋・勉強部屋

昼間は子どもの遊び場として、夜間は中高生の勉強のための空間として利用します。遊ぶ子どもの声や、夜間に漏れる照明などの問題もあるので、居室から少し離れた場所を用意します。ただし、防犯上の観点から、保安要員を確保し見回りを行うなどの配慮が必要です。

(3) 交流スペース

昼間は高齢者等の避難者のための交流スペース、夜間は消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できるスペースを設けます。

## 5 防火・防犯対策

- (1) 防火担当責任者や喫煙場所の指定のほか、ストーブ等の出火防止、ゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を実施します。
- (2) 避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示します。
- (3) 避難所は、犯罪を誘発・助長する面もあるため、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するようにします。また、必要に応じ、警備員等の雇用も検討します。

# 箱根町ペット等の災害時避難 マニュアル

箱根町  
平成31年4月  
(令和5年4月改訂)

## 目次

はじめに	1
1 避難所生活におけるペットの存在とは	2
2 避難所での受け入れ	3
(1) 保護対象とする動物	3
(2) ペット受け入れ条件	4
(3) ペット受付・身元表示	4
(4) 飼育場所の設置	4
(5) 「飼い主の会」について	5
(6) 飼育管理のルール作り	5
(7) 情報の掲示	6
(8) 飼い主不明動物	7
(9) 所有権放棄の避難動物	7
(10) 死亡した避難動物	7
(11) 屋外、車内でペットと生活する場合	7
3 その他	8
(1) 狂犬病とは	8
(2) マイクロチップとは	8
4 動物救護活動	9
連絡先一覧表	10
小田原獣医師会一覧表	11

### 【添付資料】

(様式1) ペット情報台帳

(様式2) ペット飼い主一覧表

(様式3) 個別記入票

(様式4) ペットの失踪・保護・死亡情報票

(様式5) 飼い主の方へ（避難所啓発用チラシ）

#### 箱根町地域防災計画（抜粋）

##### 第2編 震災対策計画

##### 第1章 災害予防計画

##### 第19節 避難活動体制の整備

##### 2.3 避難場所等の整備及び運営

##### (5) ペット対策

飼い主が不明となったペット等について災害時の対応を検討すると共に、避難所におけるペットの扱いについて、生活スペースから離れたケージでの飼育等のルールを避難所運営マニュアルに位置付ける。



## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの方が避難生活を余儀なくされました。ペットについても、飼い主とはぐれ、放浪し、野犬化したペットが住民へ危害をもたらしたり、不妊去勢処置がなされないまま放浪した犬や猫が繁殖するなど、様々な問題が起きました。また、飼い主とペットがともに避難所へ避難した場合でも、ペットの収容場所や、動物が苦手な方への配慮など、ペットの取り扱いについて、多くの問題が発生しました。

ペットの受け入れは、災害の種類、被災状況、時間経過等によりその条件が変わります。また、受け入れ期間が、一時的なものか長期的なものか、避難所ごとの避難者の状態により、受け入れの状況が異なることが想定されます。このような状況下において、ペットが避難所と離れた自宅の敷地など安全な場所での飼育が不可能な場合、ペットを同行して避難する町民が想定されることから、避難所のペットの受け入れについて、それぞれの避難所が、あらかじめ、飼育場所、飼育管理ルールの作成など、準備しておく必要があります。

本マニュアルは、避難者とペットのお互いのストレスができるだけ、少なくなるような避難所生活に繋がることを目指して作成しました。

### 同行避難とは

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。



## 1 避難所生活におけるペットの存在

避難所生活は、普段の生活環境と異なり、避難者は、様々なストレスを感じるようになります。ペットが、癒しの存在となるか、ペットの存在そのものが不満の対象となるかは、避難所の管理運営方法が大きく影響を与えることになります。



### <ペット受け入れのプラス面>

- ・動物の存在が災害という強いストレスを緩和し情緒が安定する
- ・動物を介して見知らぬ人とのコミュニケーションが取れる
- ・動物の世話をすることで日常のリズムを取り戻す

### <ペット受け入れのマイナス面>

- ・ふん尿などの悪臭
- ・無駄ぼえなどによる騒音
- ・毛の飛散などによるアレルギーの問題
- ・動物から人に感染する病気の問題

## 2 避難所での受け入れ

### (1) 保護対象とする動物

避難所で受け入れる動物は、犬・猫・小動物<sup>※1</sup>で、飼い主の責任において飼養できるものとします。

\*なお、生後 91 日以上を経過した犬については、犬の登録と狂犬病予防接種が済んでいることを受け入れの条件とする。未登録の場合は登録を行い、狂犬病予防接種未接種の場合は、他の動物への影響等を考慮し別の場所での受け入れとする。

#### (1) 受け入れ条件の確認

- ・ケージ、首輪、リードの用意
- ・エサ、水、生活用品の用意
- ・鑑札、注射済票の有無

#### (2) 受け入れ動物の情報収集

※1：爬虫類や両生類などのエキゾチックアニマルや他人に危害を加える恐れのある大型動物や危険動物等、または特別な管理が必要な動物は避難所での受け入れは難しいと考えられます。日頃からペットの受け入れ先（親戚や友人、ペットホテル等）を探しておくようにしましょう。

#### (3) 飼育場所の設置

#### (4) 自主管理組織<sup>※2</sup>で飼育管理のルール作成

※2：自主管理組織とは、避難所にペットと同行避難した飼い主達からなる組織です。避難所内の飼育場所でペットを飼育していない場合でも（例：車中生活等）自主管理組織の一員となり、協力して活動していくこととなります。

#### (5) 情報の提示



## (2) ペットの受け入れ条件

町では、避難所にペットを受け入れる際、他の避難者とのトラブルを避けるため、原則条件を定めます。原則条件を満たさないペットが避難所に来た際には、受け入れが難しい場合がありますので、ご注意ください。この他の条件については、各避難所の責任者、避難者と避難したペットの飼い主を交えて話し合いの場を設け、みんなが生活しやすい条件や、ペットの受け入れ方法を決めます。災害の種類や大きさ、避難所の状況等を踏まえて、随時ルールを決め、トラブルを避けるようにしましょう。

### 【受け入れの原則条件】

- 1 ケージを持参し、ケージで生活ができること。
- 2 首輪にリード（伸びないタイプ）をつけ係留で生活ができること。
- 3 ペット用のエサ、水、生活用品などを用意できること。
- 4 首輪に鑑札・狂犬病予防注射済票があること（犬のみ）。

## (3) ペット受付・身元表示

ペットの受付時には、飼い主に「ペット情報台帳」（様式1）、「ペット飼い主一覧表」（様式2）「個別記入票」（様式3）にそれぞれ情報を記入してもらいます。「個別記入票」はケージに貼るようにしましょう。ケージに入らないペットの場合はリードで屋外に係留しますので、「個別記入票」は近くに貼るようにします。犬の場合、狂犬病予防法で鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。猫や小動物の場合は首輪をつけ、名札（布等に名前、飼い主名、住所、性別等記入する）首輪に結びます。難しい場合は、ケージに名札をつけケージから出さないようにします。名札は布切れ等で代用することもできます。

・狂犬病予防注射…狂犬病予防法で、犬を飼う場合は1年に1度接種することが義務付けられています。

## (4) 飼育場所の設置

避難所の収容能力や避難者同士の話し合いで、飼育場所を決定します。避難してくる方の中には、動物が苦手な方、アレルギーを持っている方もいます。避難者の生活スペースと、ペットの飼育場所は分け、生活動線が交わらない場所にしましょう。主な飼育場所として考えられるのは、玄関口、空き部屋、廊下、屋外の屋根の下、支柱や柱等ペットに係留できる場所等にします。なお、障がいのある方が同伴する身体障がい者補助犬については、ペットとは捉えず、避難者と共に生活します。

飼育場所を設置する時は、次の点を考慮して設置しましょう。

◎ペットの種類、大きさ、性質

動物の種類や性質によって場所を分ける。  
屋外で飼育する際は温度や天候を考慮する。  
基本ケージ内で飼育する。  
ケージは飼い主が各自で用意する。

◎ペットの状況

感染症や寄生虫症（ノミ、ダニ等）に罹っている動物や、犬猫で発情しているメス（発情しているメスがいたり、オスが興奮して暴れる、健康を害する等、他のペットの迷惑になります）等は飼育場所を分ける。

◎ペットのしつけ

飼い主と離れて生活できない、ケージの中で生活できない等しつけができていないペットは飼育場所を分ける（このような動物は鳴き続けたり、暴れたりする可能性があり、避難者や他のペットの迷惑になります）。

（5）自主管理組織について

日々のペットの世話は飼い主の自主管理となりますが、飼育場所の管理、清掃、ルール作り等は自主管理組織で行います。自主管理組織とは、「ペット飼い主一覧表」の飼い主達からなる組織です。自主管理組織内でリーダーを決めルール作りを行い、避難所責任者と連携をとっていきます。主に、飼育場所の床、ゴミ箱等の清掃、消毒、トラブル等の解決、ペット用救援物資の仕分け、配布、ボランティアの受け入れ等を行います。

飼い主不明動物の飼育管理も避難所に連れてきた方と自主管理組織が協力して行います。自主管理組織は、必要に応じて、箱根町環境課に収容ペット数、苦情、トラブル等の報告をします。飼育場所の管理、清掃は自主管理組織で当番表等を作成し行います。円滑な組織運営が行えるよう、飼い主全員で協力しましょう。

（6）飼育管理のルール作り

自主管理組織を中心に、飼育管理のルールを作成し、飼い主にチラシ等で周知を徹底しましょう。ルール作成時は、次の点を考慮して作成しましょう。

◎共同生活

- ・避難所は人優先であることを守り、ペットを飼っていない避難者に動物への理解をしてもらえよう努力しましょう。
- ・飼い主は、責任を持ってペットの管理をしなければなりません。
- ・ペットは指定された場所で飼育します。
- ・犬猫は定期的に運動させましょう。その際は必ずリードをつけ、ペットを放すことは絶対に止めましょう。(散歩の方法、時間帯、コース等を決めておきます)
- ・ペットによる苦情、危害防止に努めましょう。

#### ◎避難所内の衛生

- ・飼育場所、施設は清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- ・ペットの排泄は決められた場所でさせ、後始末は必ず行いましょう。
- ・食べ残したえさは、すぐに捨てましょう。
- ・避難所内にのら猫を集めないよう、餌をやる行為は止めましょう。
- ・ペットの抜け毛対策に努めましょう。
- ・ペットの世話をしたら、必ず手洗い消毒を行いましょう。
- ・ペット飼育場所は1日1回換気しましょう。

#### ◎動物の健康管理

- ・狂犬病予防注射やその他のワクチンを接種していない動物は、できるだけ速やかに接種するよう努力しましょう。
- ・ペットの体調に注意し、ストレスを軽くする工夫をしましょう。
- ・避難所生活が長引かないよう、親戚や知人、ペットホテル等に預かってもらう等ペットの精神的負担の軽減を考えましょう。

#### (7) 情報の掲示

避難所でのペットの飼育状況について、ペットの飼い主だけでなく、避難者全員に情報提供を行いましょう。ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくほか、トラブル防止のため、動物に安易に近づいたり触れたりすることのないよう、避難所周知用チラシを作成し、掲示板や人目に付く場所に貼り情

報共有しましょう。また、ペットの失踪や飼い主不明のペットの保護情報等についても、情報提供しましょう。

ペットの救援物資が届くまで、備蓄品を使用することが考えられます。避難してきている方の中には、ペットに備蓄品を使用することを快く思わない方もいる場合が考えられるため、周知については必ず広く多くの方に行うようにし、理解を得るようにしましょう。

#### (8) 飼い主不明動物

飼い主不明の避難動物については、神奈川県動物愛護センターに引き渡し保護します。引渡しまでの間、一時的に避難所で受け入れを行います。なおその間の世話については、原則避難所へ連れてきた方と自主管理組織が協力します。飼い主不明動物を避難所に連れてきた方に、受付で「ペットの失踪・保護・死亡情報票」(様式4)に記入してもらいましょう。

#### (9) 所有権放棄の避難動物

飼い主が同行避難したが、今後の飼育が困難と感じ、飼養放棄を申し出た場合、神奈川県動物愛護センターに引渡します。引渡しまでの期間の世話は、飼い主が行います。

#### (10) 死亡した避難動物

避難所内でペットが死亡した時は、飼い主は適正に遺体を処理します。

遺体の処理の方法

- ・埋葬
- ・ペットの葬祭場
- ・箱根町環境センター(一般廃棄物としての取り扱いとなります)

#### (11) 屋外、車内でペットと生活する場合

避難所内に入れない、車内でペットと一緒にいたい等様々な理由から、屋外や

車内で生活される飼い主の方がいた場合、他のペット同様に受け付け、情報記入をしてもらいます。屋外でペットが生活する場合は必ずリードを付け係留します。夜間はなるべく屋内に入れるようにしましょう。車内の場合は、ドアの開け閉め時にペットが外に出ないようにしましょう。夏場はペットも熱中症になりやすいので水分補給や温度管理、日陰で生活させる等注意しましょう。

### 3 その他

#### (1) 狂犬病とは

狂犬病は、人はもちろんあらゆる恒温動物（鳥類を含む）に感染し、一旦発症すると治療法がないため、100%死に至る怖い病気です。日本では昭和 32 年以降発生がありませんが、世界では発生のない国はごくわずかです。日本を取り巻くアジア各国も狂犬病に汚染されており、世界中で多くの方が狂犬病で亡くなっています。

日本では、狂犬病予防法が狂犬病の発生と蔓延を予防する目的で昭和 25 年に制定され、特に犬に関しては、登録と 1 年に 1 回狂犬病予防注射の実施及び鑑札と注射済票を犬に着けることが義務付けられています。

#### (2) マイクロチップとは

チップに世界でただ 1 つの個体識別番号（ID 番号）が記録されており、その番号から、動物の所有者が分かります。注入後のチップも耐久性は 30 年と言われており、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類など、ほとんどの動物に使用することができます。

災害時や迷子、盗難の際に発見された動物の身元がすぐに確認できます。マイクロチップを読み込むには特殊なリーダーが必要ですが、現在のところ小田原獣医師会、県動物愛護センター、小田原警察署が所有しています。

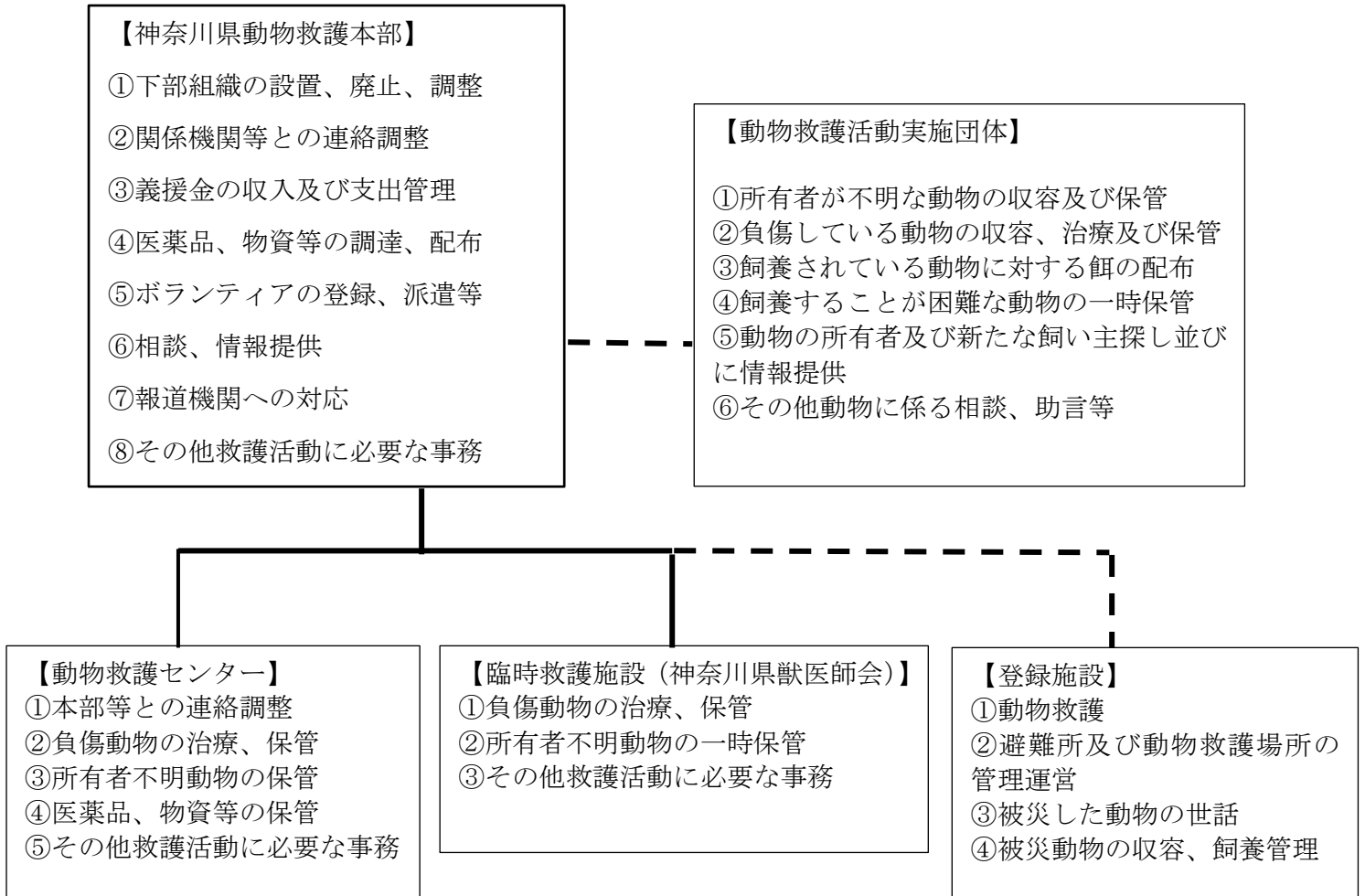




## 4 動物救護活動

### (1) 神奈川県内の災害時動物救護活動

神奈川県内の「災害時動物救護活動マニュアル（H27.3 施行）」では、救護活動について災害規模に応じ、次のとおり設置することとしています。



### (2) 獣医師会等の関係団体との協定

箱根町では、町内で災害が発生した場合、被災した犬猫その他小動物の収容や治療等の救護活動を図るため、獣医師会等の関係団体と「災害時の動物救護活動に関する協定書」を締結し、次のとおり定めています。

対象とする動物	被災地域内で明らかに救護が必要と認められる犬、猫その他小動物
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象動物の収容、管理、治療及び死亡の確認</li> <li>被災による所有者不明動物に関する情報提供</li> <li>避難所における動物の健康相談並びにこれに対する指導及び助言</li> <li>避難所における動物に関する公衆衛生上の管理及び指導</li> <li>その他、必要な動物救護活動</li> </ul>

## 連絡先一覧表

### \*箱根町環境整備部環境課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

TEL 0 4 6 0 - 8 5 - 9 5 6 5

### \*神奈川県動物救護本部（神奈川県動物愛護センター内）

〒259-1205 神奈川県平塚市土屋 401

TEL 0 4 6 3 - 5 8 - 3 4 1 1

### \*小田原保健福祉事務所環境衛生課（神奈川県合同庁舎内）

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

TEL 0 4 6 5 - 3 2 - 8 0 0 0

### \*小田原警察署

〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪 350-1

TEL 0 4 6 5 - 3 2 - 0 1 1 0

### \*箱根町環境センター

〒250-0523 神奈川県足柄下郡箱根町芦ノ湯 84

TEL 0 4 6 0 - 8 3 - 6 5 9 6

### \*ボランティアセンター

発災時の状況で、立ち上げ場所が決定します。決定次第、各避難所に連絡先の報告があります。（箱根町社会福祉協議会）

### \*小田原獣医師会・（公社）神奈川県獣医師会西湘支部会員

加入している各動物病院（小田原獣医師会・（公社）神奈川県獣医師会西湘支部会員一覧表参照）

小田原獣医師会・(公社)神奈川県獣医師会西湘支部会員一覧表

令和5年4月1日現在

病 院 名	住 所	電 話
アニイ動物病院	小田原市中曾根 231-3	0465-37-1220
伊藤動物病院	小田原市中里 185-7	0465-47-6455
おだわら動物病院	小田原市浜町 1-10-14	0465-24-8555
鴨宮動物病院	小田原市上新田 14	0465-47-2855
クレオ動物病院	小田原市堀之内 16-12	0465-20-5575
こうづ動物病院	小田原市国府津 2-4-3	0465-44-4141
こころ犬猫病院	小田原市久野 459-1	0465-32-2322
Swing どうぶつ病院	小田原市堀之内 145	0465-42-9578
Talk どうぶつ病院	小田原市高田 253-1	0465-41-1919
ぷるーと動物病院	小田原市田島 58-3	0465-46-0881
ほたる動物病院	小田原市蓮正寺 132-7	0465-36-3999
ミュキ動物病院	小田原市本町 1-10-7	0465-21-3351
村山動物病院	小田原市新屋 141-4	0465-37-4170
なかたに動物病院	南足柄市怒田 2825-8	0465-43-9412
わたなべ動物病院	南足柄市和田河原 833-2	0465-72-1028
かいせい動物病院	開成町吉田島 4352-9 サンキ開成駅前ビル 101	0465-55-9302
高橋動物病院	湯河原町吉浜 637-31	0465-63-6610
湯河原動物病院	湯河原町土肥 2-21-14	0465-62-9922

※Swing 動物病院、村山動物病院、高橋動物病院及び湯河原動物病院は(公社)神奈川県獣医師会西湘支部のみ会員

# ペット情報台帳

(様式1)

避難所名

※印の欄は、飼い主不明動物のみ記載

受付者名

犬 ・ 猫 ・ その他 ( ) : 品種 ( )					
整理番号		受入日	年 月 日	退出日	年 月 日
飼い主持込 ・ 飼い主不明 ・ 疾病負傷 ・ その他 ( )					
※保護日時	年 月 日	※保護した場所			
		※保護した時間		午前 ・ 午後 時 分	
氏名			フリガナ		
住所					
連絡先					
動物の名前			動物の年齢	歳 ( 幼 ・ 若 ・ 壮 ・ 老 )	
鑑札番号 ※犬のみ			性別	雄 ・ 雌 去勢済 ・ 避妊済	
注射済番号 ※犬のみ			体格	大 ・ 中 ・ 小	
毛色	薄 ・ ゴマ 茶 ・ 黒 ・ 白		首輪等	有 ( 色 ) ・ 無 リード ( 色 ) ・ 無	
ワクチン 接種歴	狂犬病予防注射 ・ 混合ワクチン ・ その他 ( )				
病歴・投薬名					
性格・特徴等					
マイクロチップ	無 ・ 未確認 ・ 有 ( マイクロチップ番号: )				
備考					
※動物病院に引き継ぐ場合、獣医師に確認し、病院名と動物病院の救護保護台帳No.(神奈川県獣医師会加入病院のみ)を記載する。					
病院名:		台帳No. - - -			

死亡日時	年 月 日	午前 ・ 午後	時 分
備考			

整理番号	入所日	退所日	氏名	住所	連絡先	動物の種類	動物の品種	動物の名前	性別	体格	毛色	その他(退出生等)
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		
	年 月 日	年 月 日							オス メス	大・中・小		

個別記入票

(様式3)

整理番号:

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年齢	
病歴			写真
性格			
特徴	マイクロチップ番号: 鑑札番号: ※犬のみ		

整理番号:

名前		飼い主名	
種類		性別	
毛色		年齢	
病歴			写真
性格			
特徴	マイクロチップ番号: 鑑札番号: ※犬のみ		

ペットの失踪・保護・死亡情報票

※該当するものに丸をつけてください

(様式4)

避難所名

届出日	年 月 日	整理番号		
氏名(フリガナ)	( )			
住 所				
連絡先				
行方不明になった日時	年 月 日	午前	・ 午後	時 分
行方不明になった場所				
動物の種類・品種	犬 ( 鑑札 有(番号 ) ・ 無 ) ( 注射済票 有(番号 ) ・ 無 )			
	猫 ・ その他( )			
	品 種( )			
性別	オス ・ メス	去勢済・避妊済	毛の色	薄 ・ ゴマ ・ 茶 ・ 黒 ・ 白
首輪等	有(色 ) ・ 無		年齢	歳(幼・若・壮・老)
	リード(色 ) ・ 無		体格	大 ・ 中 ・ 小
マイクロチップ	無 ・ 未確認 ・ 有(マイクロチップ番号: )			
特徴				
備考				
※写真添付欄				

# 飼い主の方へ

避難所啓発用チラシ（様式 5）

避難所は、動物が嫌いな方や、動物にアレルギーがある方もいます。人が優先となるため、ルールを守り、周囲に迷惑をかけないようにしましょう。ペットによるトラブルは、すべて飼い主の責任になります。

- ペットは指定された場所にケージに入れて管理しましょう。ケージに入らない場合は、指定された場所に係留して管理しましょう。
- ペットの飼育・管理は、飼い主同士協力をして行いましょう。
- ペットの排泄は、決められた場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- ペットを運動（散歩）等させる時は、必ずリードを着けましょう。おとなしいペットでも絶対に放すことはせずに、リードは短く持つようにしましょう。
- 避難所内でノラ猫に餌を与えるのはやめましょう。飼い主のわからない動物がいたら、必ず避難所責任者に報告しましょう。
- ペットには、名札等を必ず着けましょう。着けられない場合は、ケージ等に名札を着け、ケージから出さないようにしましょう。
- ペットによる苦情や危害防止に努めましょう。
- 飼育場所・施設は、出来る限り清潔にし、必要に応じて消毒をしましょう。
- 避難所生活が長引かないよう、親戚や知人等に預かってもらう等、ペットの精神的負担の軽減を考えましょう。
- ペットの世話をしたら、必ず手洗い消毒をしましょう。

\_\_\_\_\_ 避難所 自主管理組織



箱根町環境整備部環境課  
《住所》神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地  
《電話》0460 (85) 9565

# 箱根町災害廃棄物処理計画

平成 31 年 3 月  
箱 根 町

# 【目次】

## はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付けと構成	2
(1)	計画の位置付け	2
(2)	計画の構成	2

## 第1章 基本的事項

1	計画の基本的な考え方	3
2	処理の役割分担	3
(1)	町の役割	3
(2)	県の役割	3
(3)	廃棄物事業者・団体の役割	3
(4)	事業者等の役割	4
(5)	町民の役割	4
3	処理の基本方針	4
4	災害廃棄物の処理体制	5
(1)	組織体制	5
ア	町内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合	5
イ	町内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合	7
(2)	処理体制	7
5	対象災害と災害廃棄物発生量	8
(1)	対象災害	8
(2)	対象とする災害廃棄物	8
(3)	災害廃棄物発生量の推計等	10
6	災害廃棄物の処理の流れ	11
(1)	し尿	12
(2)	生活ごみ	12
(3)	災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）	13
ア	概要	13
イ	仮置場	14

ウ	収集運搬	14
エ	処理	14
7	災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画	15
(1)	災害廃棄物処理計画	15
(2)	災害廃棄物処理実行計画	15
8	他都道府県の自治体への協力・支援	16

## 第2章 平時の備え

1	し尿処理業務	16
(1)	仮設トイレ等の備蓄	16
(2)	し尿の収集・処理体制の確保	16
2	生活ごみ処理業務	17
(1)	生活ごみの収集体制の検討	17
(2)	生活ごみの処理体制の検討	17
(3)	避難所ごみへの対応	17
3	災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）処理業務	18
(1)	仮置場候補地の確保	18
ア	仮置場候補地の選定	18
イ	仮置場の設置・運営方法の検討	18
(2)	産業廃棄物処理施設の情報把握	19
4	職員の教育訓練	19
(1)	講習会・研修会等の開催	19
(2)	訓練の実施	19
5	一般廃棄物処理施設の耐震化等	20
(1)	施設の耐震化	20
(2)	業務継続計画（BCP）の策定	20
(3)	施設の補修体制の整備	20
(4)	備蓄資機材の確保	20
6	協力体制の構築	21
(1)	市町村における相互援助体制の構築	21
(2)	民間事業者・団体等との連携	21
7	平時の備えの点検	21

### 第3章 発災時の対応

1 初動対応（発災後数日間）	22
（1）総務担当業務	24
ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備	24
イ 連絡体制の確立	25
ウ 被害情報の収集	26
エ 住民等への啓発・広報等	26
オ 進捗管理	27
（2）し尿処理業務	28
ア 仮設トイレの設置	28
イ し尿の収集・処理	30
ウ 支援要請	32
（3）生活ごみ処理業務	32
ア 生活ごみの収集体制の確保	32
イ 生活ごみの処理体制の確保	34
ウ 避難所ごみへの対応	36
エ 支援要請	36
2 応急対応（発災後3か月程度）	37
（1）総務担当業務	38
ア 予算の確保	38
イ 不法投棄対策等	39
（2）災害廃棄物処理業務	40
ア 処理主体の確定	40
イ 発生量等の推計	41
ウ 仮置場の設置	43
エ 環境対策・モニタリング	47
オ 処理可能量の推計	48
カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定	48
キ 災害廃棄物の処理	49
ク 支援要請	53
ケ 損壊家屋等の解体・撤去	53

コ	仮設処理施設の設置	55
3	復旧・復興（発災後3年程度）	56
(1)	し尿処理業務	57
ア	仮設トイレの撤去	57
(2)	災害廃棄物処理業務	57
ア	仮置場の復旧・返却	57
イ	仮設処理施設の解体・撤去	57

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災では、膨大な災害廃棄物が発生し、災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興にとって大きな課題となりました。

国は、東日本大震災の経験を踏まえ、市町村等における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、「災害廃棄物対策指針」（以下「国対策指針」という。）を 2014（平成 26）年 3 月に策定しました。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が 2015（平成 27）年 7 月に改正され、さらに、廃棄物処理法に基づく基本方針が 2016（平成 28）年 1 月に変更され、一般廃棄物処理計画に災害廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込むこと及び災害廃棄物処理計画を策定すること等が規定されました。

また、神奈川県（以下「県」という。）において、「神奈川県災害廃棄物処理計画」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」が 2017（平成 29）年 3 月に策定されました。

箱根町においては、太平洋プレート、フィリピン海プレート等が錯綜する地域であるため、東海地震、神奈川県西部地震の発生の切迫性が指摘される自然条件下にあります。東海地震、神奈川県西部地震等の大規模災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生することが想定され、平時より十分な対策を講じておくとともに、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する必要があります。

こうしたことから、新たに「箱根町地域防災計画：資料編」として「箱根町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

## 2 計画の位置付けと構成

### (1) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法の基本方針に基づく計画です。

また、「箱根町一般廃棄物処理基本計画」及び「箱根町地域防災計画（箱根町防災会議策定）」の災害廃棄物処理に関する計画です。

なお、策定に当たっては、災害廃棄物対策指針及び神奈川県災害廃棄物処理計画等を踏まえました。

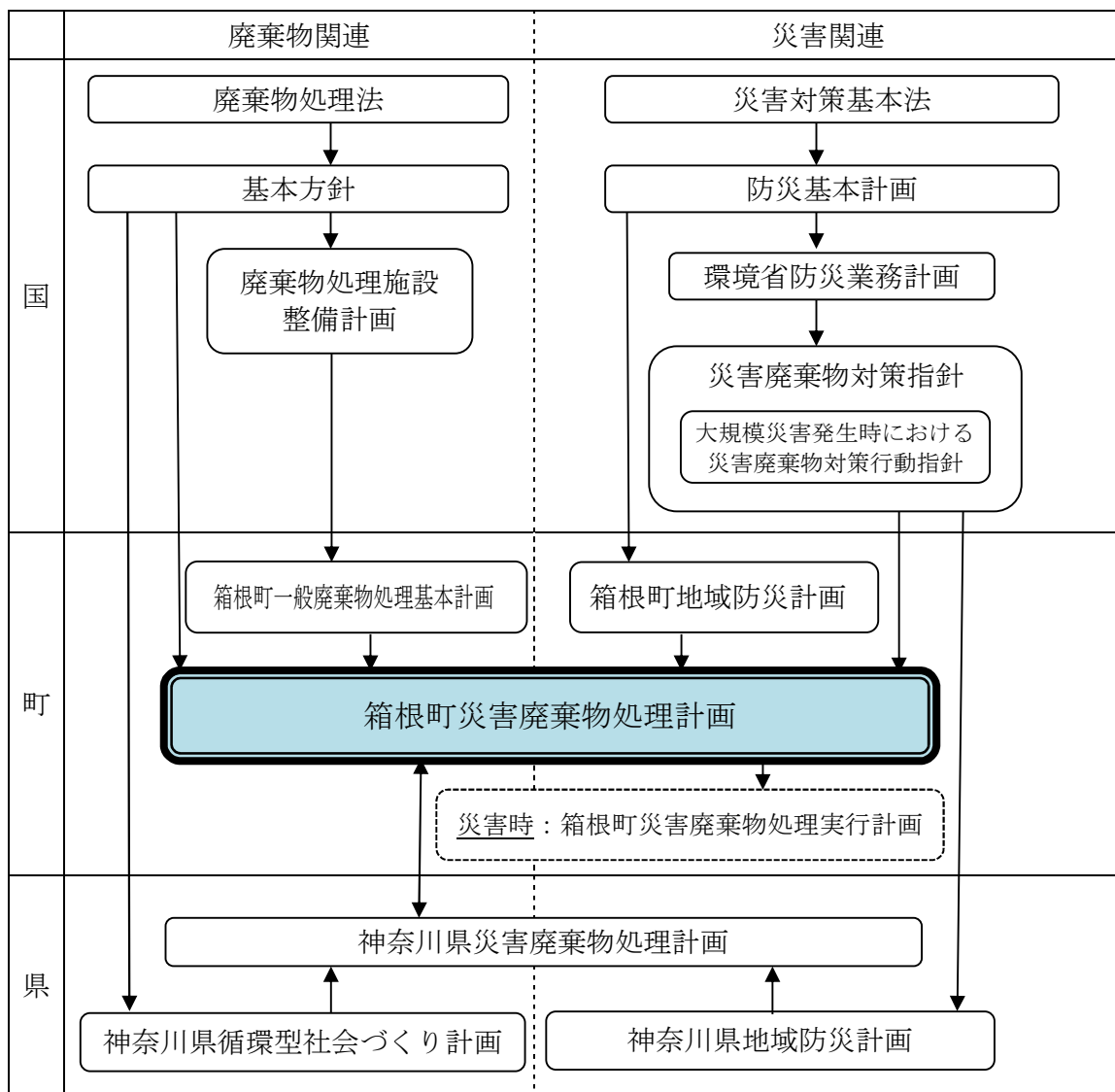


図 1 - 1 本計画の位置付け

### (2) 計画の構成

本計画は、「基本的事項」、「平時の備え」、「発災時の対応」の三部構成となっています。



## 第 1 章 基本的事項

### 1 計画の基本的な考え方

本計画は、自らが被災町となることを想定し、箱根町において災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平時から推進していく取組（平時の備え）及び発災時の時期毎に対応が必要な事項（発災時の対応）等を計画として取りまとめたものです。

なお、新たな知見等、状況の変化に応じて適宜計画の見直しを行います。

### 2 処理の役割分担

#### （1）町の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物処理法第 6 条の 2 の規定により、町が主体となってその処理を行います。箱根町環境センターで災害廃棄物の処理を行います。

発災後速やかに、避難所等に仮設トイレを設置し、し尿の収集処理を開始するとともに、避難所ごみを含めた生活ごみの収集処理を開始します。また、災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）については、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

#### （2）県の役割

県は、町が被災した場合、災害廃棄物処理対策に係る情報提供や技術的支援を行うとともに、町だけでは処理が困難な場合、他の市町村等と連携し、広域的な支援体制を整備します。

また、地震や津波等により甚大な被害を受け、町が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第 252 条の 14 の規定により町が県へ災害廃棄物の処理の事務委託をし、県が処理の主体として直接業務を行います。

#### （3）廃棄物事業者・団体の役割

町や県と災害時の協力協定を締結している廃棄物事業者・団体は、町又は県からの要請に応じて、速やかに支援を行います。

#### (4) 事業者等の役割

有害廃棄物その他処理困難物を排出する可能性のある事業者は、主体的にこれらの適正処理に努めます。

#### (5) 町民の役割

ごみの分別ルールを守るなど、災害廃棄物処理計画及び発災時に策定される災害廃棄物処理実行計画に従い、町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう協力します。

### 3 処理の基本方針

災害からの早期の復旧・復興のため、以下の基本方針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の処理を実施します。

#### 計画的な処理

東日本大震災や阪神・淡路大震災の処理実績を踏まえ、3年以内の災害廃棄物処理完了を目指し、計画的な処理を実施します。

#### 生活環境の保全

災害廃棄物処理時における騒音防止対策や環境モニタリング等を実施しながら周辺環境に配慮するとともに、衛生管理等により公衆衛生の悪化を防止します。

#### リサイクル・減量化の推進

環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、最終処分量を低減させます。

#### 関係機関との連携

民間事業者・団体、他市町村、県等と調整し、災害廃棄物処理の連携・協力体制を整備します。

## 4 災害廃棄物の処理体制

### (1) 組織体制

#### ア 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置された場合

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認めるときは、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき箱根町地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置します。

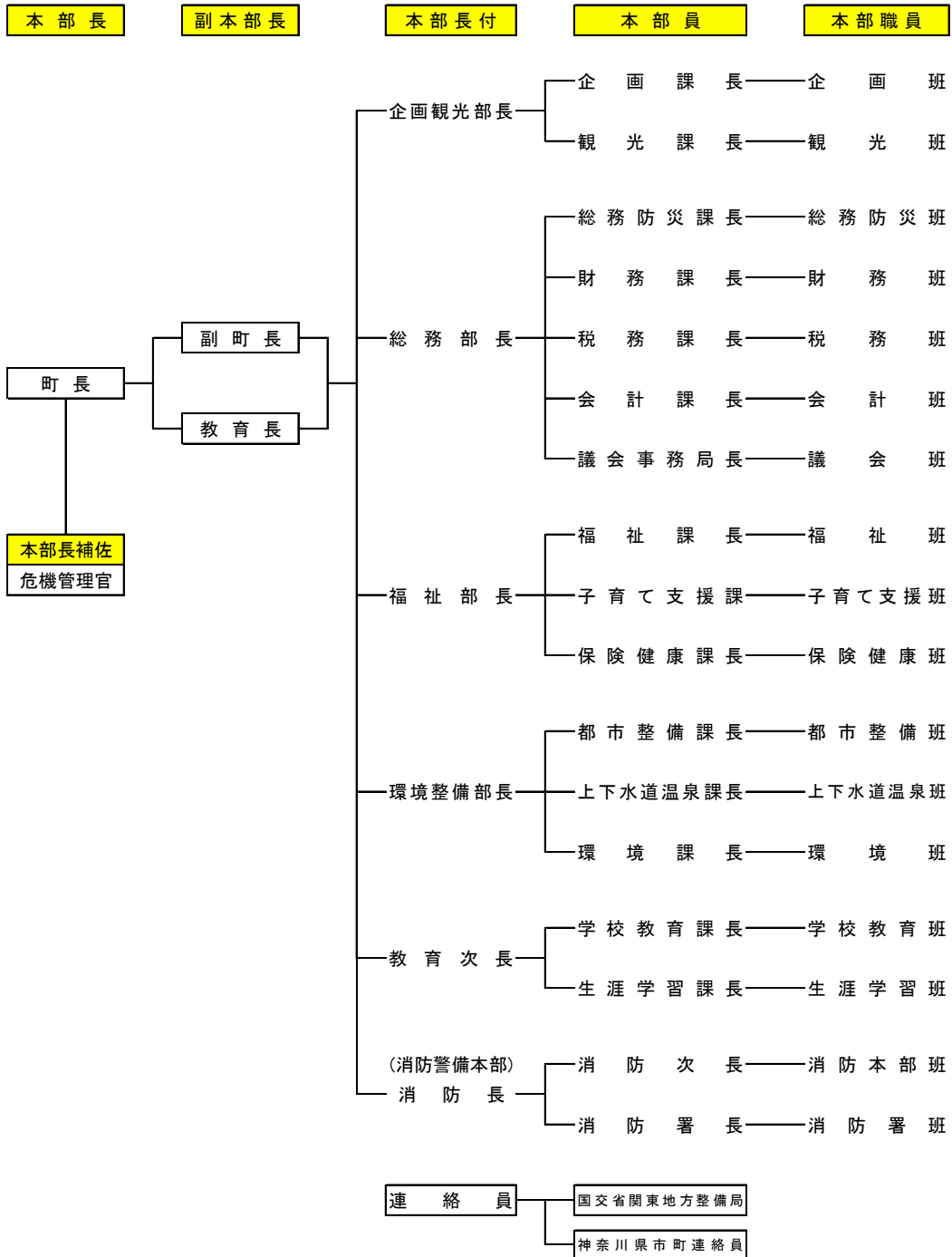
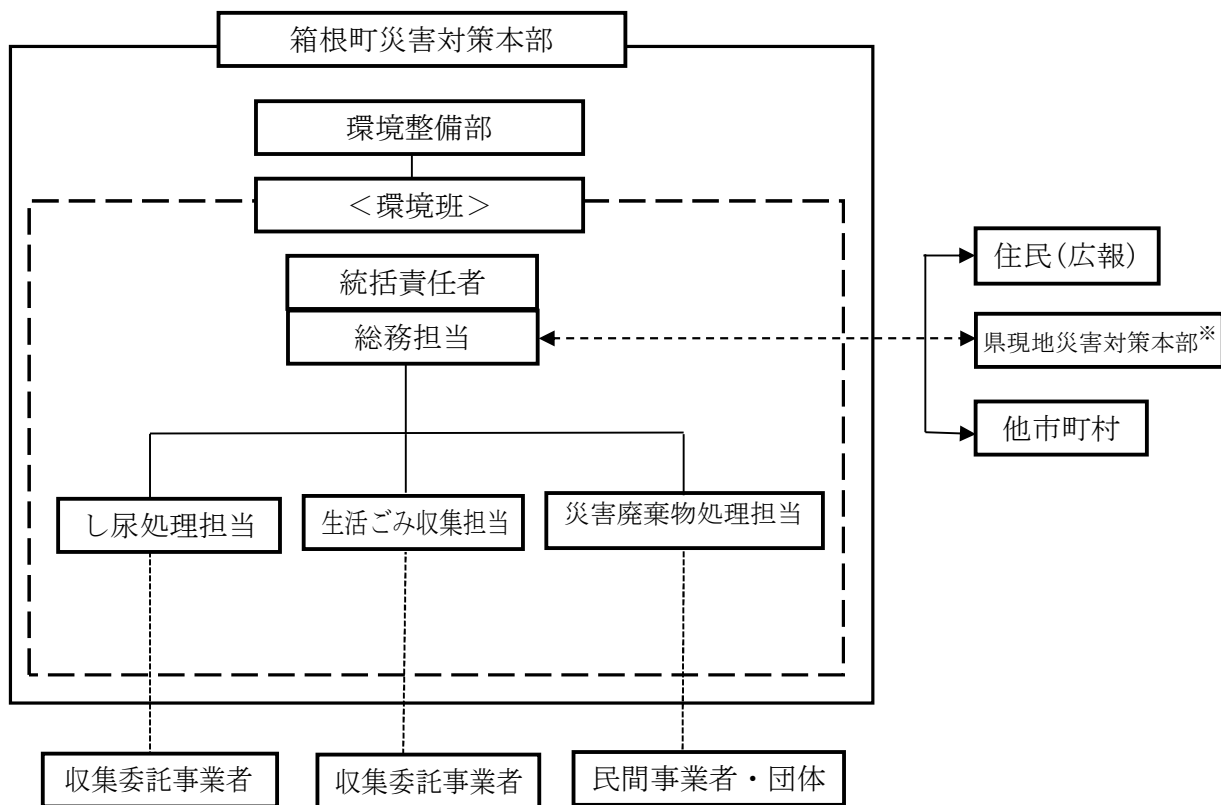


図 1 - 2 箱根町災害対策本部

災害廃棄物対策については、図1-3に示すように環境班が災害対策本部の一組織として、その業務を担います。災害廃棄物処理は災害発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。



※県西地域県政総合センターに設置

図1-3 災害対策本部が設置された場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

## イ 町内で災害が発生し、災害対策本部が設置されなかった場合

被災状況に応じて、災害対策本部が設置された場合と同様に、図1-4のように組織し、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。

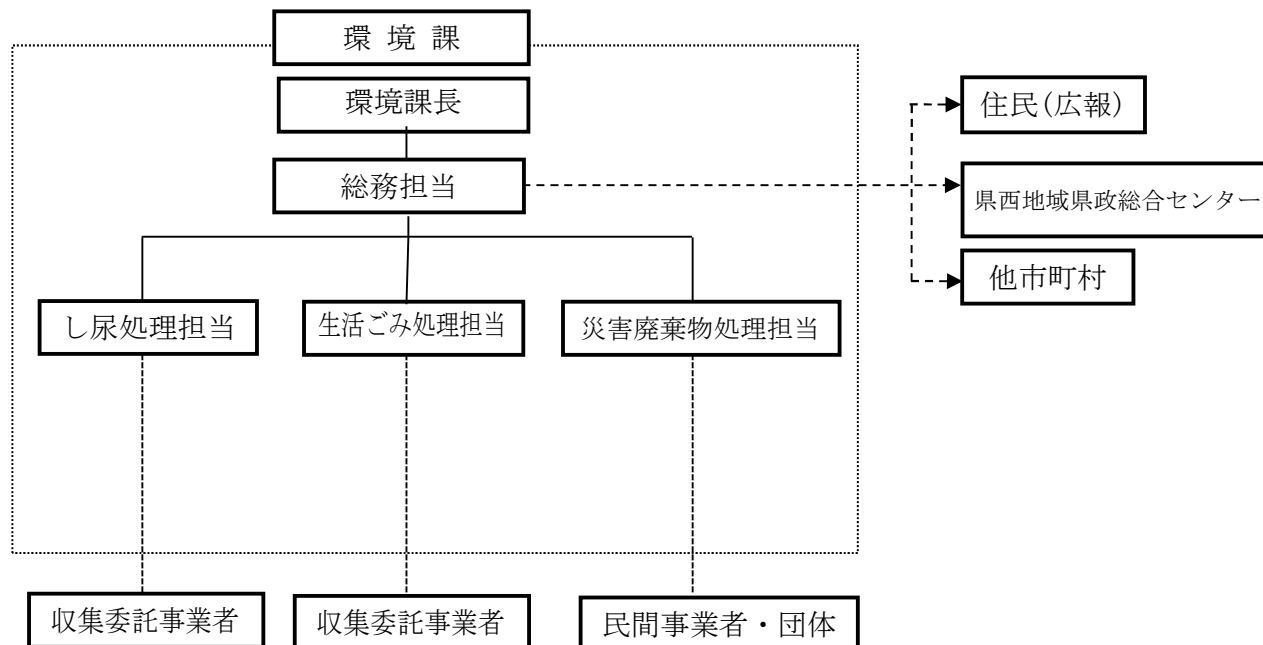


図1-4 災害対策本部が設置されなかった場合の災害廃棄物処理体制の位置付け

### (2) 処理体制

平時より排出から最終処分までの各段階において、町でごみ処理を実施しています。発災時においても、原則として町の処理施設を中心に処理を実施します。

大規模災害発生時には、県と連携しながら、県西地域県政総合センター所管内の市町や同センター所管域を越えた市町村等に支援を要請し、速やかな処理を実施します。

## 5 対象災害と災害廃棄物発生量

### (1) 対象災害

本計画では、地震災害、水害及びその他自然災害を対象とします。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法第2条第1号の定義のとおり、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

また、水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とします。

### (2) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、災害により発生する廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下「生活ごみ」という。）及びし尿とします。

表 1-1 災害廃棄物の種類

種 類	内 容	
災害により発生する廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片づける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去・解体等に伴い排出される廃棄物(災害がれき)があります。災害により発生する廃棄物は以下のa~kで構成されます。	
	a. 可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物
	b. 不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し概ね不燃性の廃棄物
	c. コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	d. 金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	e. 木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波などによる流木など
	f. 腐敗性廃棄物	畳や冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	g. 廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの
	h. 廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車
	i. 廃船舶	使用できなくなった船舶

	j. 有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、P C B、感染性廃棄物、フロン類・C C A処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
	k. その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ、マットレス等の自治体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）等からの汲取りし尿

### (3) 災害廃棄物発生量の推計等

想定地震は、地震発生 の切迫性や被害の大きさ等を考慮して、次の3地震を選定しました。

災害廃棄物(片付けごみ及び災害がれき)、避難所ごみ及びし尿の発生量については、「神奈川県地震被害想定調査報告書」及び「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2(環境省) )をもとに推計しました。

表 1-2 想定地震

想定地震名	モーメント マグニチュード	発生確率*	本計画の想定地震として 選定した理由
神奈川県西部地震	6.7	(過去 400 年の間に同クラスの地震が 5 回発生)	箱根町地域防災計画で、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進めるとしている地震であるため。
大正型関東地震	8.2	30 年以内ほぼ 0%~5% (2 百年から 4 百年の発生間隔)	箱根町地域防災計画で、地震災害予防対策の充実を図るとともに、都市の安全性を向上させるため、特に防災上重要な構造物の耐震化等を進めるとしている地震であるため。
南海トラフ巨大地震	9.0	30 年以内ほぼ 0% (2 千年から 3 千年あるいはそれ以上の発生間隔)	箱根町地域防災計画で、地震発生 の切迫性はないが、都市そのものの耐震力、防災力を強化し、都市の安全性の向上を進めるとしている地震であるため。



表 1-3 し尿の想定発生量

想定地震	発生量 (ℓ/日)	仮設トイレ必要数 (目安)
神奈川県西部地震	7,045	5
大正型関東地震	7,596	15
南海トラフ巨大地震	6,865	2

表 1-4 避難所ごみの想定発生量

想定地震	発生量 (t/日)	避難者数 (人)
神奈川県西部地震	0.4	240
大正型関東地震	1.2	730
南海トラフ巨大地震	0.1	80

表 1-5 災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）の想定発生量 単位：t

想定地震	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
神奈川県西部地震	2,386	8,352	17,301	895	895	29,830
大正型関東地震	8,090	28,316	58,655	3,034	3,034	101,130
南海トラフ巨大地震	641	2,243	4,646	240	240	8,010

## 6 災害廃棄物の処理の流れ

### (1) し尿

断水や上下水道の損壊等により、避難所等において、仮設トイレの設置及びそれに伴うし尿の収集処理が必要となります。

仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置するとともに、計画的にし尿の収集・処理を行います。

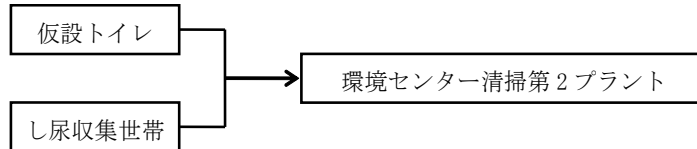


図 1-5 し尿の処理フロー

### (2) 生活ごみ

家庭ごみは、平時のごみ収集場所による収集を基本とし、避難所を組み入れた収集運搬ルートを確認の上、収集を行います。

また、分別については、表 1-6 のとおり、原則として平時と同様に 17 品目とします。避難所においても、避難者に対して分別の周知を行います。

収集したごみは、原則として仮置場には搬入せず、平時と同様に、燃せるごみは環境センターで焼却処理を行います。カン、ビン、ペットボトル及び粗大ごみは粗大ごみ処理施設で再資源化又は最終処分を行います。また、容器包装プラスチック、古紙・布類及び廃食用油は中間処理業等に委託し再資源化します。

表 1-6 ごみの種類

ごみ種類		
燃せるごみ	カン	ビン
蛍光灯・電球	乾電池	スプレー缶類
燃せないごみ(その他)	ペットボトル	容器包装プラスチック
古紙・布類(6品目)	廃食用油	粗大ごみ

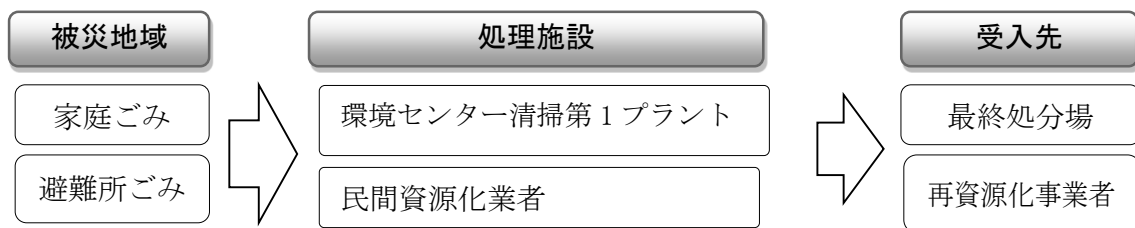


図 1-6 生活ごみの処理の全体の流れ

### (3) 災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）

#### ア 概要

災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）の処理の流れは、図1-5に示すとおりです。

災害廃棄物は可能な限り発生元で分別し、各仮置場や廃棄物処理施設へ搬入します。一次仮置場では粗選別を行い、二次仮置場では最終的な受入先の受入基準に合うよう破碎・選別・焼却等の中間処理を実施します。

また、片付けごみの発生状況に応じて、近隣の空地や道路交通の妨げにならない場所に、一時(いつとき)仮置場の設置を検討します。

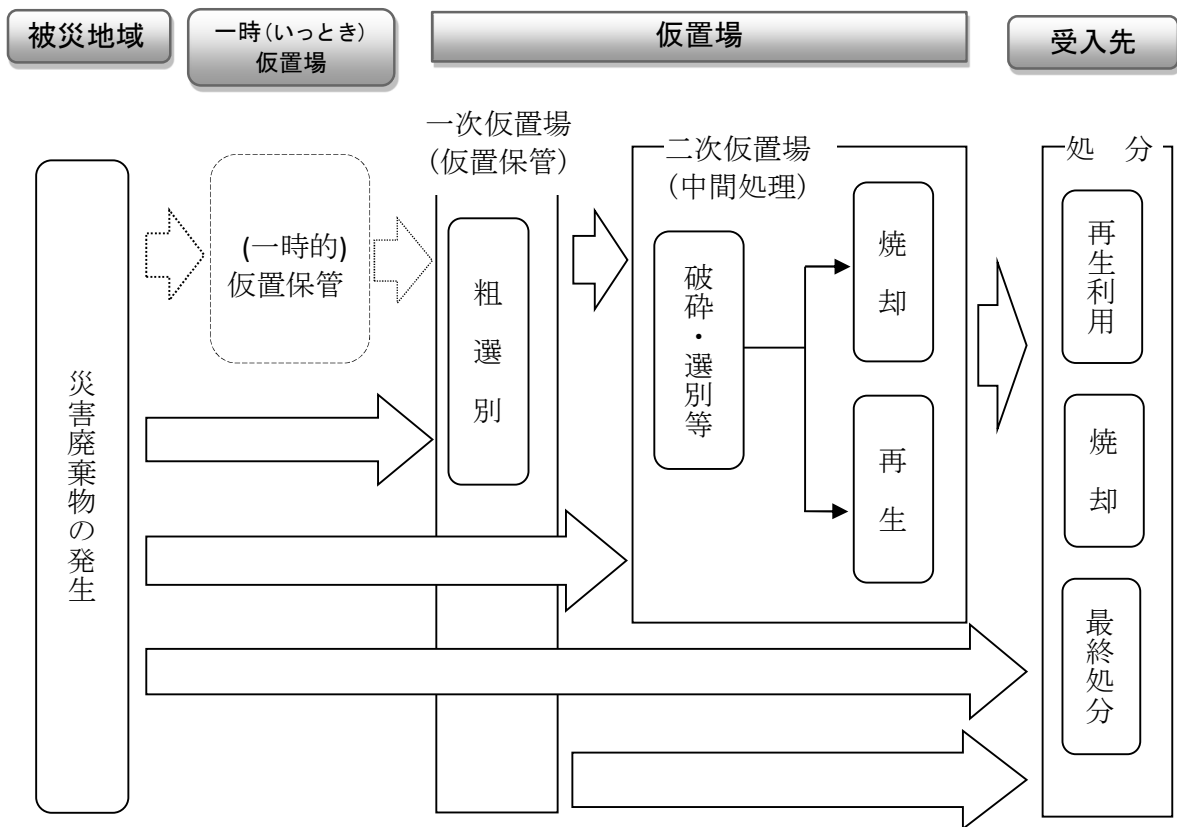


図1-7 災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）の処理の全体の流れ

## イ 仮置場

仮置場は、主に一時的な仮置きを行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別、焼却処理等を行う二次仮置場に分けて設置します。また、片付けごみの発生状況に応じて、一時(いつとき)仮置場を設置します。

### 仮置場の種類

#### ○一時(いつとき)仮置場

: 家屋等から排出される災害廃棄物(片付けごみに限る。)を近隣の空地等に仮置きする場所。片付けごみと生活ごみを混在させないように周知するとともに、一次仮置場まで町が速やかに収集運搬するものとする。

#### ○一次仮置場: 家屋等から排出される災害廃棄物や、道路等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する置場。分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行うこともある。

#### ○二次仮置場: 一次仮置場だけでは選別、保管、処理ができない場合に、災害廃棄物を一次仮置場から搬入し、保管、処理作業(選別等)を行うための置場。仮設焼却炉、仮設破碎選別機を設置することもある。

## ウ 収集運搬

生活環境に支障が生じないように、発災後、速やかに災害廃棄物を撤去します。

収集運搬車両や作業員が不足する場合は、平時に締結している協定等に基づき、民間事業者・団体や他の市町村、県等に支援要請し、対応します。

## エ 処理

可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の破碎・選別・焼却施設等を設置し、適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

町だけで処理することが困難な場合は、平時に締結している協定等に基づき、民間事業者・団体や他の市町村、県等に支援要請し、対応します。

## 7 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

### (1) 災害廃棄物処理計画

新たな知見等、状況の変化に応じて適宜本計画の見直しを行います。

### (2) 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

被害状況等を速やかに把握し、実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。

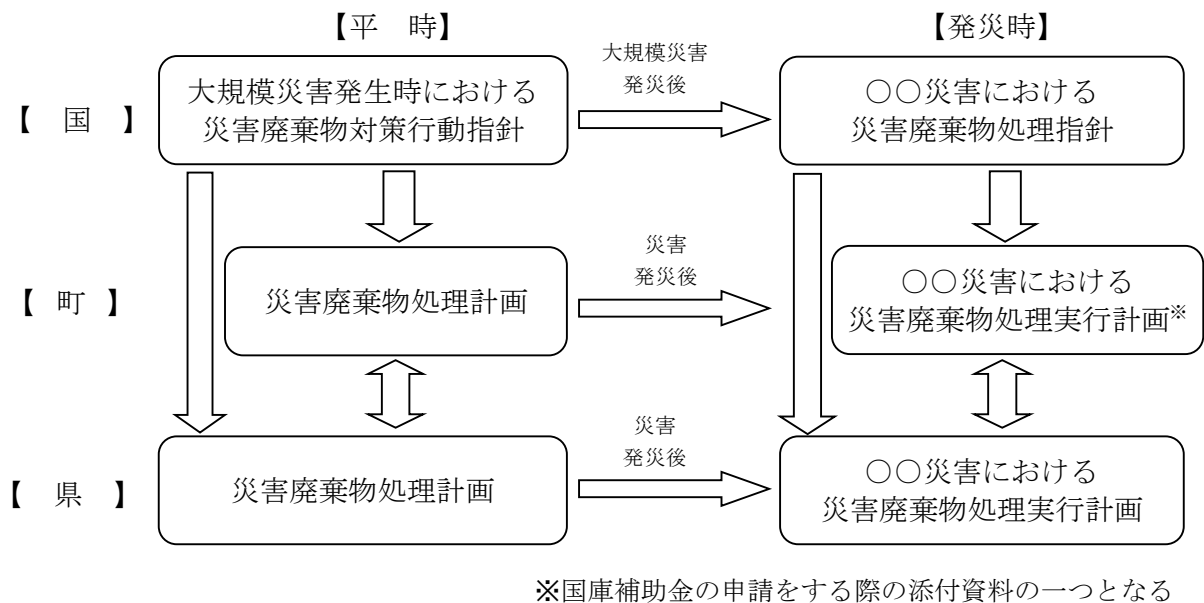


図 1-8 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画の関係

## 8 他都道府県の自治体への協力・支援

大規模災害が発生した場合を想定し、「災害時における相互応援に関する協定」（県西地域広域市町村圏）等の相互応援協定を締結しています。

災害廃棄物処理について上記協定に基づく他の自治体からの支援要請のほか、環境省等からの支援要請があった場合は、職員や収集運搬車両の派遣、一般廃棄物処理施設における受入れ等の検討をし、可能な限り協力・支援を行います。

## 第2章 平時の備え

発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理を行うため、平時から災害廃棄物の処理体制を整備します。

### 1 し尿処理業務

#### (1) 仮設トイレ等の備蓄

し尿の推計発生量をもとに、仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行います。また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者・団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

#### (2) し尿の収集・処理体制の確保

仮設トイレ（災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称）の備蓄場所等をもとに、し尿の収集ルートを検討するとともに、大規模災害時を想定し、民間事業者・団体や他市町村や県等と広域的な収集・処理体制を確保します。

## 2 生活ごみ処理業務

### (1) 生活ごみの収集体制の検討

平時の家庭ごみの収集ルートに、避難所ごみの収集を組み込んだ主要な収集ルートを検討します。

また、町委託業者の収集車両だけでは対応が困難な場合を想定し、民間事業者・団体や他市町村、県等からの応援を含めた収集体制の検討を行います。

### (2) 生活ごみの処理体制の検討

発災時には、平時に処理をしている廃棄物とは性状が異なる廃棄物も発生するため、既存の処理施設における受入条件等の検討を行います。

また、町の処理施設の損壊などにより、町だけでは対応が困難な場合を想定し、民間事業者・団体や他市町村、県等からの応援を含めた処理体制の検討を行います。

### (3) 避難所ごみへの対応

避難所では、一般ごみのほか、カン、ビン、ダンボール、容器包装プラスチック等の資源物が大量に発生することが想定されます。ごみの保管場所・方法、分別方法等  
を検討します。

### 3 災害廃棄物（片付けごみ及び災害がれき）処理業務

#### (1) 仮置場候補地の確保

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図るためには、発災後、速やかに仮置場を設置することが重要です。

推計した災害廃棄物発生量に基づき、算定した仮置場の必要面積は表 2-1 のとおりです。

表 2-1 仮置場の必要面積

想定地震	災害廃棄物発生量 (t)	仮置場の必要面積 (m <sup>2</sup> )
神奈川県西部地震	29,830	8,624
大正型関東地震	101,130	29,236
南海トラフ巨大地震	8,010	2,316

#### ア 仮置場候補地の選定

空地等は、自衛隊の野営場や避難所、応急仮設住宅等の利用が想定されることから、関係部局と調整を図りながら候補地を選定します。

表 2-2 仮置場候補地の選定に当たっての除外及び抽出条件

項目	除外及び抽出条件
適さない土地の除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律・条例等により土地利用が制限されている土地</li> <li>・行政施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から判断して候補地に適さない土地</li> </ul> <p>(候補地に適さない土地の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・学校などの配慮施設</li> <li>・水源地等に影響を与える可能性のある土地</li> <li>・二次的な災害の危険性(例えば法面の崩壊、河川の増水による災害廃棄物の流出等)が考えられる土地</li> </ul>
選定条件による抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地(町有地、県有地、国有地等)</li> <li>・応急仮設住宅など他の土地利用が想定されていない土地</li> <li>・パッカー車やダンプトラック等の出入口を設けられるスペースを有し、搬入・搬出道路の幅員が4m程度とれる土地</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低限の防水・消火用水(確保できない場合は散水機械)が確保できる土地</li> <li>・地域の基幹産業への影響が少ない場所</li> </ul>
--	---

#### イ 仮置場の設置・運営方法の検討

仮置場への受入条件や、分別保管方法、安全対策などを検討します。

#### (2) 産業廃棄物処理施設の情報把握

災害廃棄物は一般廃棄物ですが、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 第 2 項では、非常災害時に既存の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することについての特例が規定されています。

こうした災害廃棄物については、市町村等の一般廃棄物処理施設だけでなく、産業廃棄物処理施設も活用することで迅速な処理が可能となることから、県と連携し、平時より産業廃棄物処理施設に係る情報を把握します。

### 4 職員の教育訓練

#### (1) 講習会・研修会等の開催

発災時において本計画が有効に機能するよう、平時から記載内容について職員に周知します。

また、県と連携し、災害廃棄物に関する知識・経験を有する有識者を招いた講習会や災害廃棄物・産業廃棄物処理に関する研修会等を実施します。

#### (2) 訓練の実施

ごみ処理広域化ブロック内の市町、県、民間事業者団体等と連携して、情報伝達訓練や図上訓練を実施します。

## 5 一般廃棄物処理施設の耐震化等

### (1) 施設の耐震化

大規模災害に備え、一般廃棄物処理施設の耐震化を図る必要があります。

既存の施設について、煙突の補強等の耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を行います。

### (2) 業務継続計画（BCP）の策定

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となる施設であるため、廃棄物処理施設の業務継続計画を策定します。

### (3) 施設の補修体制の整備

発災時に施設を迅速に稼働できるように施設等の修復に関する手引きを作成するなど、平時から施設の点検・補修体制を整備します。

### (4) 備蓄資機材の確保

施設を稼働するために必要な備蓄資機材の確保・充実を図ります。

また、発災時に備蓄資機材だけでは対応できない場合を想定し、民間事業者・団体等と資機材の供給に関する協定を締結するなど、対策の充実を図ります。

## 6 協力体制の構築

### (1) 市町村における相互援助体制の構築

非常時においても一般廃棄物の適正処理の保持及び生活環境の保全を図るため、小田原市、真鶴町、湯河原町及び湯河原町真鶴町衛生組合と相互援助協定（西湘地区行政センター管内1市3町1事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互応援協定）を締結しています。必要に応じて協定を見直すなど、区域内における処理体制の整備を行います。

さらに、他市町村や県と連携し、県西地域県政総合センター所管区域内や当該区域を越えた相互応援体制の検討を行います。

### (2) 民間事業者・団体等との連携

民間事業者・団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討します。

表 2-3 災害時の応援協定(箱根町)

協定名	協定締結の相手方	概要
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人 神奈川県 産業資源循環協会	災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の処理・処分
地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関する協定	一般社団法人 神奈川県 建物解体業協会	被災した建物等の解体・撤去 災害廃棄物の撤去
災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業組合	一般廃棄物の収集(し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集)

## 7 平時の備えの点検

平時の備えは、発災時に災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の整備を推進するために行うものです。

研修会や訓練の効果を検証するなど、取組状況について点検を行います。

### 第 3 章 発災時の対応

発災後の時期や処理の進捗状況に応じ、災害廃棄物の処理に関する業務を行います。

表 3 - 1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動対応	人命救助が優先される時期（体制整備、し尿処理業務、生活ごみ処理業務等を行う。）	発災後数日間で業務に着手
応急対応	避難所生活が本格化するとともに、人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	発災後 3 か月程度までに業務に着手
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	発災後 3 年程度までに業務完了

※時間の目安は災害の規模や種類によって異なる。

1 初動対応（発災後数日間）

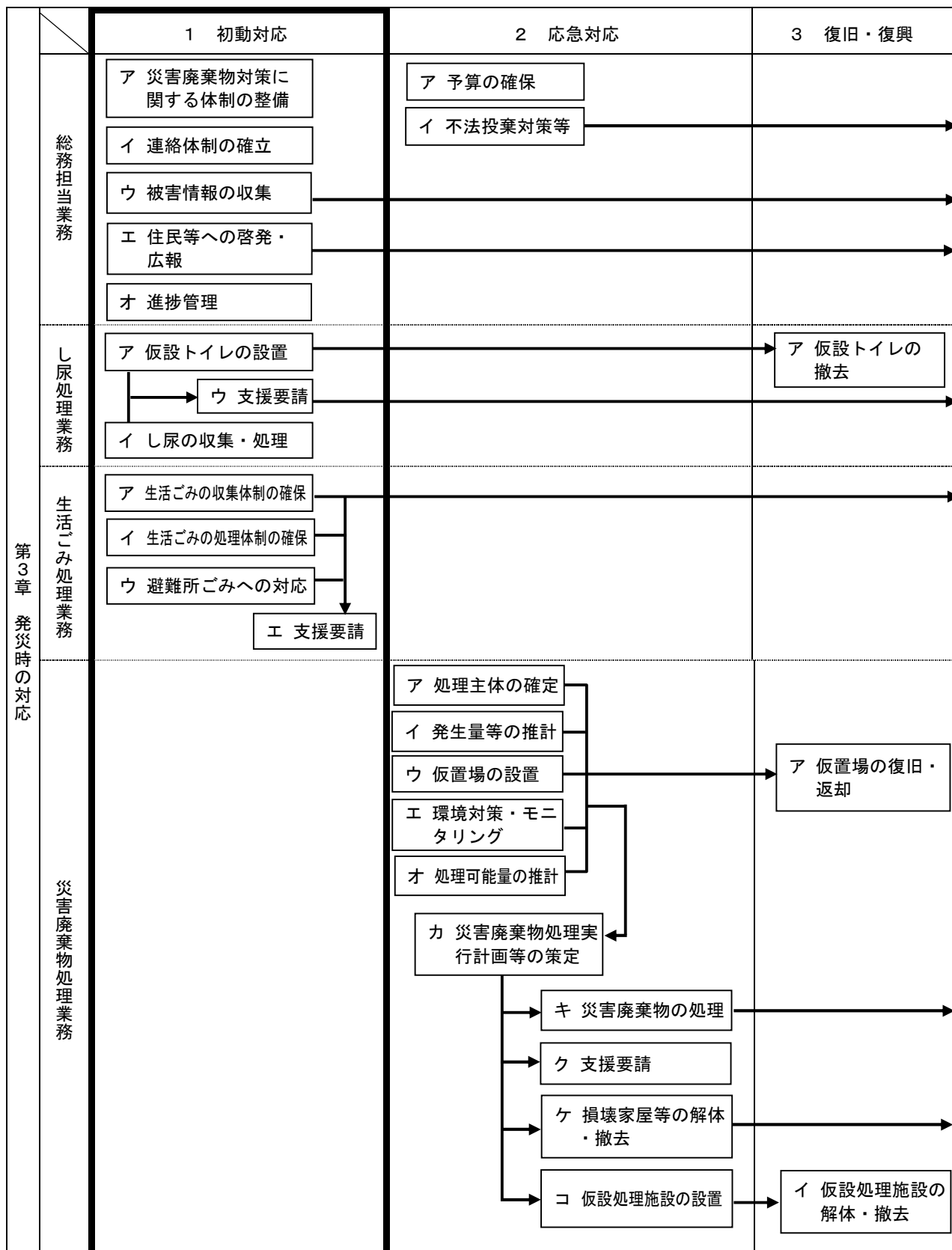
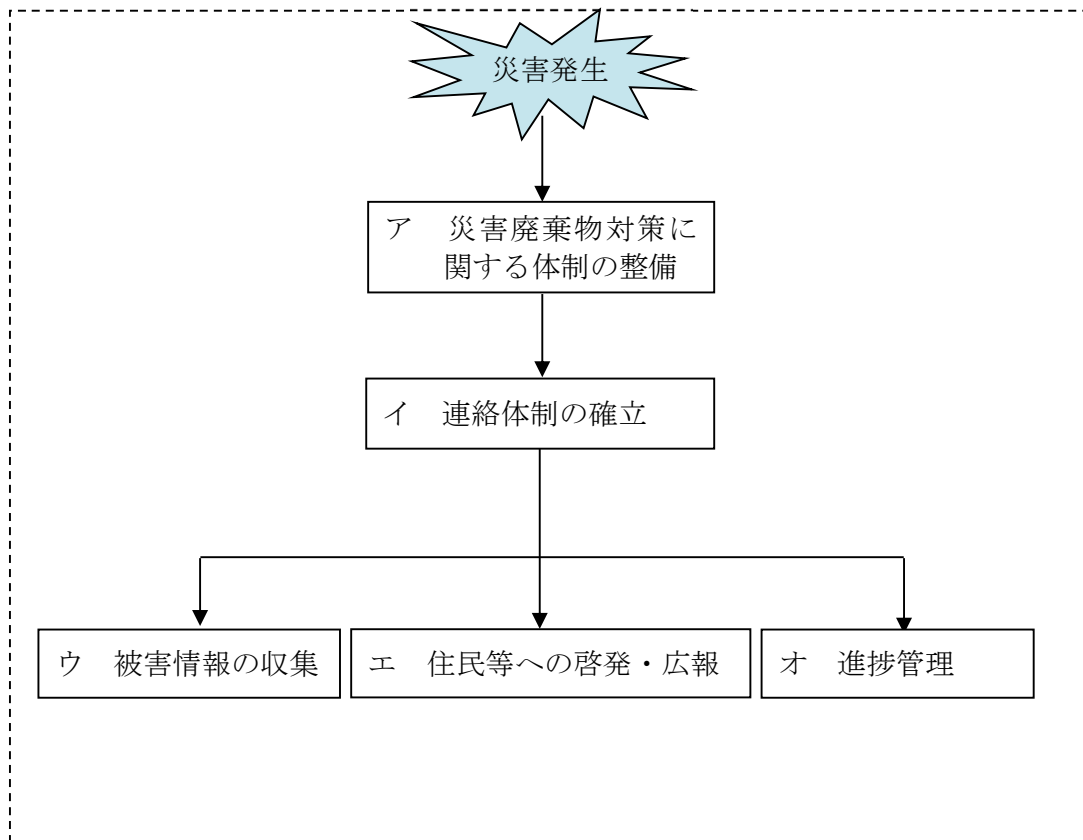


図3-1 発災時における全体業務フロー

(1) 総務担当業務



ア 災害廃棄物対策に関する体制の整備

総務担当、し尿処理担当、生活ごみ処理担当及び災害廃棄物処理担当の4つの担当を置き、災害廃棄物対策に関する体制を整備します。

表3-2 各担当の分担業務例

	担当名	主な分担業務	担当課
総務	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理の進捗管理</li> <li>・職員参集状況の確認と人員配置</li> <li>・連絡体制の確立と情報収集</li> <li>・予算の確保、国庫補助金への対応</li> <li>・支援の要請</li> <li>・町民への広報・啓発</li> </ul>	環境課

し尿	し尿処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設トイレの設置・維持管理・撤去計画</li> <li>・ し尿の発生量の推計</li> <li>・ し尿処理計画の更新</li> <li>・ し尿の収集業務の管理</li> </ul>	環境課
	し尿処理担当	・ 仮設トイレ等から収集されたし尿の処理	環境センター
生活ごみ	生活ごみ処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生量の推計</li> <li>・ ごみ処理計画の更新</li> </ul>	環境課
	生活ごみ収集担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集</li> <li>・ 集積所の衛生・維持管理</li> </ul>	環境センター
	生活ごみ処理担当	・ 避難所及び一般家庭から収集されたごみの処理	環境センター
災害廃棄物	災害廃棄物処理計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生量の推計</li> <li>・ 災害廃棄物処理実行計画の策定</li> </ul>	環境課
	仮置場担当	・ 仮置場の設置・運営管理・撤去	
	災害廃棄物処理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の処理</li> <li>・ 環境対策・モニタリング</li> <li>・ 仮設処理施設の設置・運営管理・解体撤去</li> </ul>	環境センター
		・ 損壊家屋等の解体・撤去	環境課

## イ 連絡体制の確立

災害時に迅速かつ的確な対応をするためには、連絡体制を構築し、情報収集・連絡調整を行うことが重要です。

民間事業者・団体、他市町村、県と、電話、防災行政無線網、FAX、電子メール等により速やかに連絡体制を確立します。

## ウ 被害情報の収集

民間事業者・団体、他市町村、県に対する聴取及び現地確認により被害情報を収集します。被害状況や災害廃棄物の発生・処理状況は、時間経過とともに変化するため、定期的、継続的に情報収集を行います。

被害情報について優先順位をつけて収集し、県へ報告します。

表 3-3 収集する主な情報

区分	収集項目	目的
避難所と避難者数	・避難所名 ・避難者数 ・避難所の仮設トイレ数	避難所ごみ、し尿の発生量の推計
建物の被害状況	・全壊、半壊、一部損壊棟数 ・焼失棟数	災害廃棄物発生量の推計
上下水道の被害状況	・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧見通し ・下水処理施設の被災状況	し尿発生量の推計
道路・橋りょうの被害状況	被害状況と開通見通し	・災害廃棄物の収集運搬体制への影響 ・仮置場の設置
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・処理可能量 ・必要な支援	処理可能量の検討
災害廃棄物の発生状況	・種類と量 ・必要な支援	処理可能量の検討
仮置場の整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要な支援	

## エ 住民等への啓発・広報等

分別を徹底するとともに、災害廃棄物の不法投棄を防止するために、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置等について、効果的な手法を用いて住民等に啓発・広報を行います。



### 提供する情報の例

- 災害廃棄物の収集処理方針の周知
- 町の窓口情報の周知
- 災害廃棄物の分別への協力、生活ごみとの分別の協力要請
- 仮置場の場所、分別方法、搬入時間・期間、搬入禁止物等の周知
- 避難所におけるごみの分別方法の周知
- 生活ごみの収集日・収集回数の変更、（資源ごみの収集はしばらく行わないこと等）の周知
- 不法投棄、便乗ごみ、不適正処理禁止の啓発
- 倒壊家屋等の解体撤去に係る申請窓口の周知

### 啓発・広報の方法

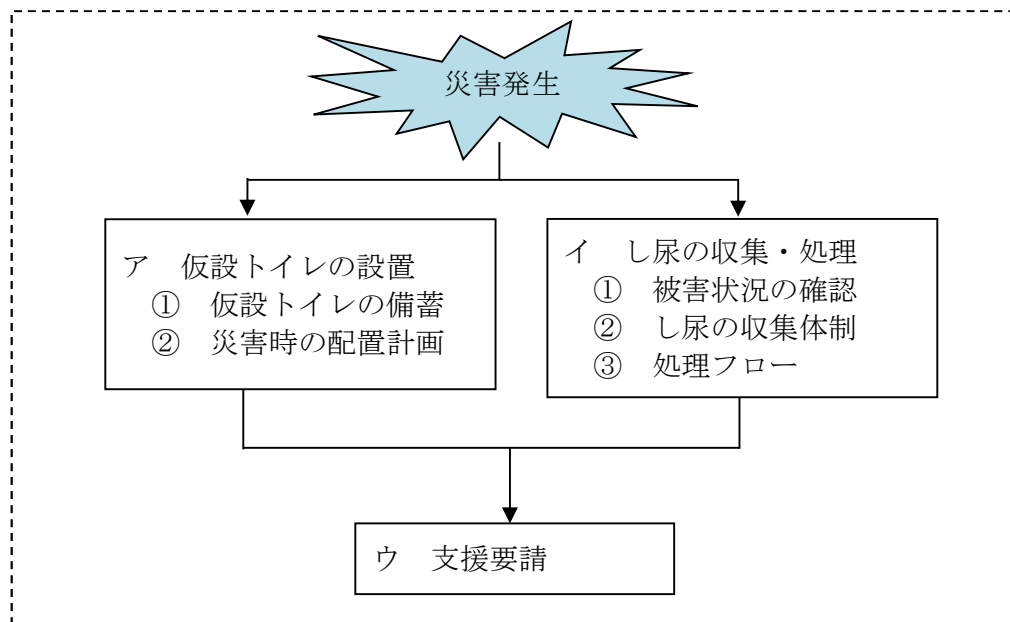
地域毎の効果的な広報手法を確認し、住民に正確かつ迅速に周知します。  
また、外国人を対象として放送やホームページ、チラシの作成等による周知をします。

- 防災行政無線
- 広報車
- 避難所やごみステーション・集会所・掲示板・公共施設へのポスター掲示、チラシの配布
- 災害支援に関する広報誌への掲載
- チラシの戸別配布・回覧、新聞等へのチラシの折り込み
- ホームページ、SNS
- テレビ・ラジオ・新聞
- 自治会等への説明、自治会長を通じた広報 等

### オ 進捗管理

災害廃棄物の発生状況についての的確に把握し、災害廃棄物処理が計画的に進むよう処理の進捗管理を行います。

(2) し尿処理業務



ア 仮設トイレの設置

し尿の収集・処理体制を検討するため、し尿の発生量を推計するとともに、避難所の避難者数、配置する仮設トイレの種類等を考慮して、仮設トイレの必要基数を推計し、仮設トイレを設置します。

仮設トイレは平時に備蓄しているものから優先的に利用し、設置の際はし尿収集車両の出入りや、臭気など、避難所や周辺世帯への影響に配慮します。

表 3-4 仮設トイレの備蓄場所と備蓄基数

備蓄場所	基数	備蓄場所	基数	備蓄場所	基数	備蓄場所	基数
湯本資機材倉庫	8	宮ノ下防災倉庫	3	強羅資機材倉庫	2	仙石原防災倉庫	4
箱根備蓄倉庫	4	元箱根資機材倉庫	4	県湖尻防災倉庫	5		

※ 仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称)

## し尿の発生量推計

し尿発生量

$$\begin{aligned} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数 = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難者数：避難所へ避難する住民数

$$\begin{aligned} \text{断水による仮設トイレ必要人数} &= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \\ &\quad \times \text{上水道支障率} \times 1/2 \end{aligned}$$

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が使用する世帯のうち  
1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

汲取人口：計画収集人口

③1人1日平均排出量 = 1.7 L / 人・日

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-2」(環境省)

## 仮設トイレの設置数の目安

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

- ・ 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基
- ・ その他、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基
- ・ トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保等計画を作成することが望ましい。

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン (内閣府防災担当 H28 発行)

## イ し尿の収集・処理

### ① 被害状況の確認

町で排出されるし尿を収集後、環境センター清掃第2プラントで処理しています。発災後は速やかに、環境センター清掃第2プラントの被害状況の把握や安全性の確認を行い、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当に報告します。また、町で契約しているし尿収集委託業者の所有する収集車両について、調達可能な台数を確認します。

表3-5 委託業者のし尿収集車両台数

所有者	車種	積載量	台数
(有)箱根清掃公社	バキュームカー	4k1	6台

表3-6 処理施設の被害状況の確認

施設名	処理能力	主な確認事項
環境センター 清掃第2プラント (住所) 箱根町芦之湯84	47k1/日	・建物 ・貯留槽 ・付帯設備の損壊

② し尿の収集体制

発災時には平時に排出されるし尿の処理に加え、避難所等に設置された仮設トイレのし尿の収集が必要となるため、避難所への避難者数やし尿の収集が必要な仮設トイレの設置の情報を適宜収集し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

仮設トイレからの収集頻度は、仮設トイレ1基あたりの利用可能日数や衛生保持等を勘案して設定します。

仮設トイレ1基あたりの利用可能日数

$$\text{仮設トイレ1基あたりの利用可能日数} = \frac{\text{仮設トイレの容量}}{\text{仮設トイレ利用人数} \times \text{し尿発生原単位}}$$

③ 処理フロー

収集したし尿はすべて環境センター清掃第2プラントに搬入します。

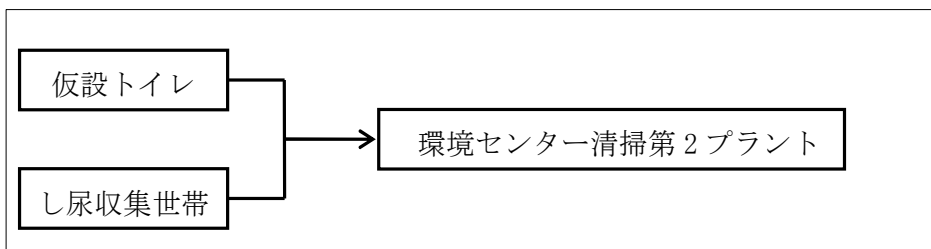
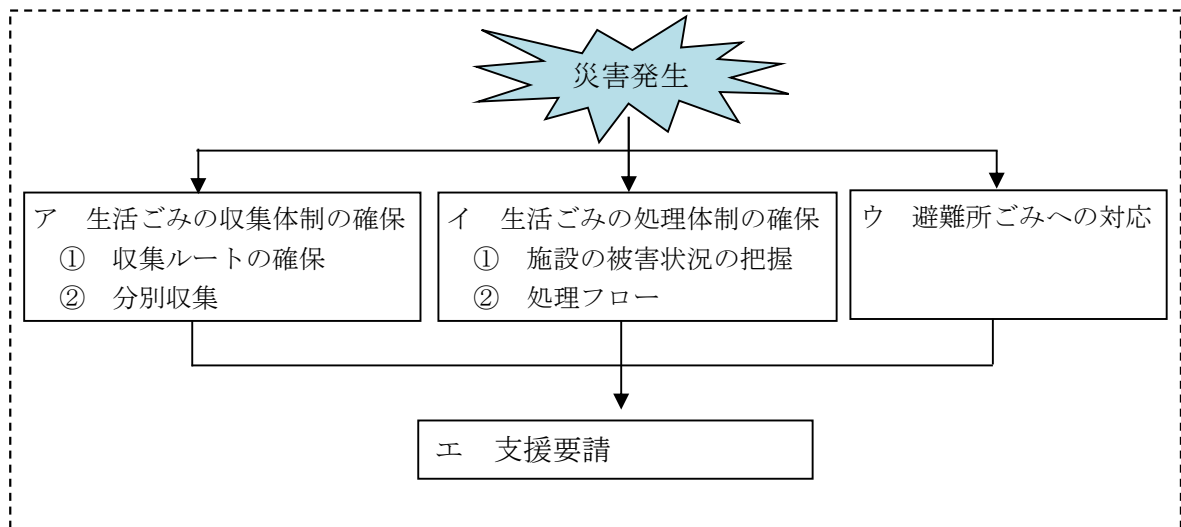


図3-2 し尿の処理フロー

## ウ 支援要請

仮設トイレが不足する場合や、収集し尿の増加、施設の損壊等による処理能力の低下などによりし尿の収集・処理が困難な場合は、その状況を迅速かつ正確に把握するとともに、民間事業者・団体、他市町村、県に支援を要請します。

### (3) 生活ごみ処理業務



#### ア 生活ごみの収集体制の確保

##### ① 収集ルートの確保

町の委託業者が所有し、平時のごみ収集作業を行っている車両数は表3-7に示すとおりです。

発災時には、家庭から排出されるごみだけでなく、避難所から排出されるごみも収集する必要性が生じます。避難所への避難者数は、神奈川県西部地震が発生した場合、最大で約240人とされています。

道路の不通などから、平時より収集効率が低下することを想定しながら、平時の家庭ごみの収集ルートに、避難所を組み入れて収集を行います。

表 3-7 ごみ収集車両の平時の稼働台数

	車 種	台 数
委託業者所有	燃せるごみ収集車	9台
	燃せないごみ収集車	4台
	粗大ごみ収集車	1台
	資源ごみ収集車	4台
	ペットボトル収集車	2台
	容器包装プラスチック収集車	2台
	廃食用油収集車	1台

② 分別収集

分別については、表 3-8 のとおり、原則として平時と同様に 17 品目とします。避難所においても、避難者に対して同様の分別の周知を行います。

収集したごみは、粗大ごみを除き、仮置場には搬入せずに、平時と同様に、燃せるごみは環境センターに搬入します。カン、ビン、ペットボトルも環境センターに搬入します。また、容器包装プラスチック、古紙・布類及び廃食用油は中間処理処理業者等に委託します。

表 3-8 ごみの種類と収集方法

ごみ種類	収集場所
燃せるごみ	燃せるごみ収集場所
カン、ビン、蛍光灯・電球、乾電池、スプレー缶類、燃せないごみ(その他)、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙・布類(6品目)	資源等収集場所
粗大ごみ	戸別回収
廃食用油	食用油収集場所

## イ 生活ごみの処理体制の確保

### ① 処理施設の被害状況の把握

発災後速やかに、処理施設の被害状況の把握や安全性の確認を行います。

表 3-9 処理施設の被害状況の確認

施設名	処理能力	主な確認事項
環境センター(清掃第1プラント) (ごみ焼却処理施設) (住所) 箱根町芦之湯 84	135 t / 日	・建物 ・焼却炉本体 ・ごみ投入設備 ・排ガス・排水処理設備 ・電気系統 ・用水 ・配管
環境センター(清掃第1プラント) (粗大ごみ処理施設) (住所) 箱根町芦之湯 84	30 t / 日	・建物 ・設備・機器 ・電気系統
第2一般廃棄物最終処分場 (住所) 箱根町畑宿 334-15	49,000 m <sup>3</sup> (埋立容積)	・地盤 ・遮水シート ・付帯施設

### ② 処理フロー

ごみ処理のフローは、図 3-3 に示すように、基本的には平時と同様とします。ただし、粗大ごみの増加に対応するため、粗大ごみ処理施設内あるいは災害廃棄物の仮置場内に粗大ごみの一時保管場所を設け、一時的に保管した後、順次処理します。

燃せるごみは生ごみを含むため、貯留せず収集後ただちに焼却します。焼却炉の運転は 14 時間運転を想定しており、生ごみを含む燃せるごみの焼却を優先して行い、余力に応じて可燃性粗大ごみの破砕物を受け入れます。

また、カン、ビン等についても平時と同様に分別収集し、再資源化を行います。



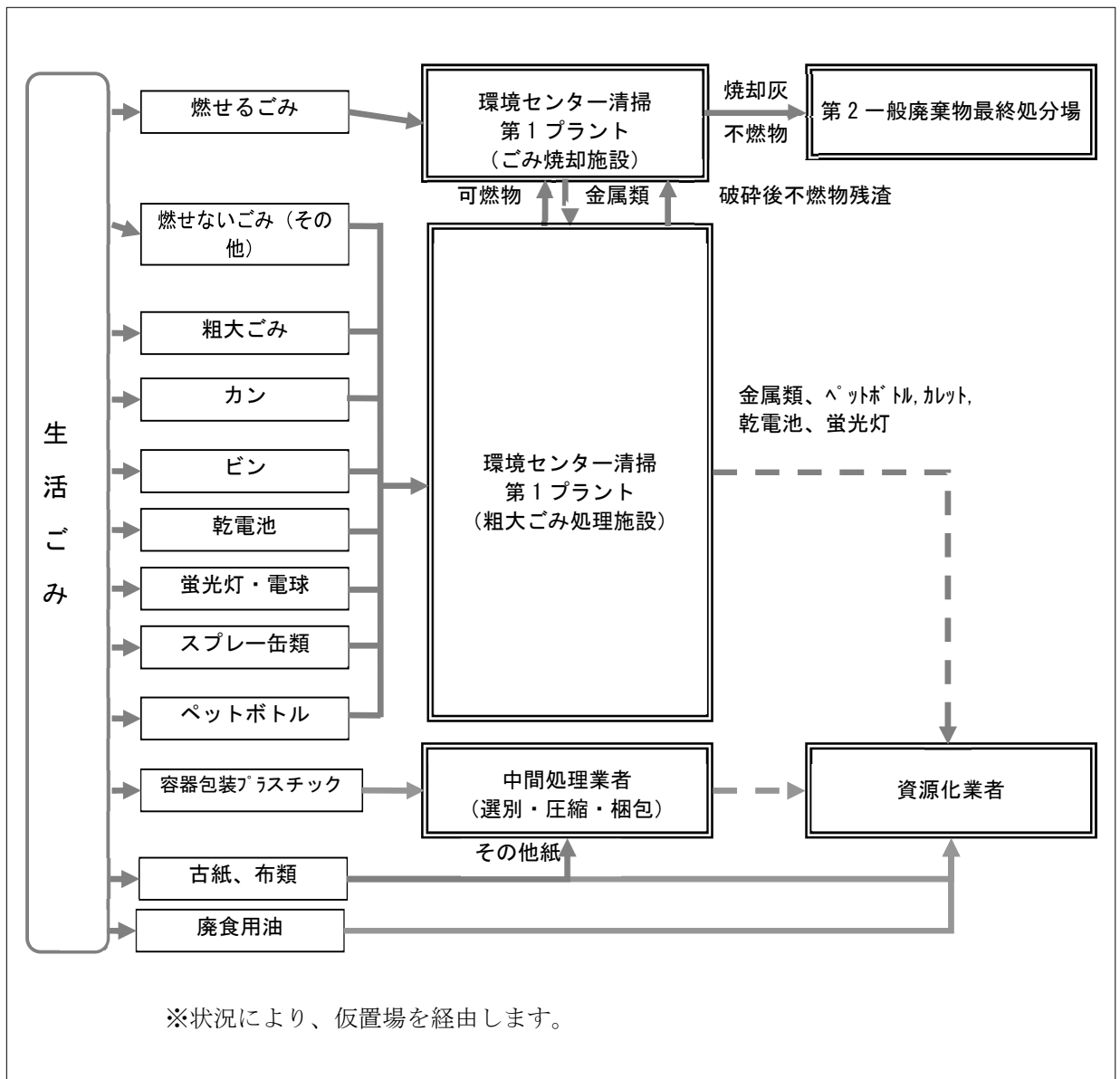


図 3-3 ごみ処理フロー

## ウ 避難所ごみへの対応

避難所の開設・閉鎖の情報を適宜収集するとともに、避難所ごみの発生量を推計し、収集運搬体制・収集ルート等を作成・更新します。

また、発災後速やかに避難所ごみの収集運搬を開始するとともに、原則として仮置場には搬入せずに既存処理施設で処理を行います。

### 避難所ごみの発生量推計

避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/人・日）

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-1-2」（環境省）

表3-10 避難所ごみの分別、管理方法等（記載例）

ごみの種類	内容	管理方法等
燃せるごみ	生ごみ、衣類、布類など	・夏季の生ごみ等は腐敗しやすいため、水分を取除くなど腐敗させないように管理
カン	飲料・食品の入っていたカン	・中身を抜き、よく水洗いする ・スプレー缶やカセットボンベなどは爆発の恐れがあるため使い切る
ビン	食料品や飲料の入っていたびん	・中身を抜き、よく水洗いする ・飲料・食品以外のものは不燃ゴミ
蛍光灯・電球	蛍光灯、電球(LEDも含む)	・蛍光灯や電球は水で濡らした新聞紙などに包んで袋に入れる
燃せないごみ (その他)	ガラス製品、陶磁器類、金属類など	・包丁・のこぎりなど危険なものは新聞紙などで包み「キケン」と表示
ダンボール ・紙パック	ダンボール製容器、飲料用紙パック	・ダンボールと紙パックは別々に分け、ひもで十文字にしぼる ・紙パックは中を洗い、開けて乾かす
ペットボトル	飲料用・酒類用・しょうゆ用ペットボトル	・中身を抜き、よく水洗いし、キャップ・ラベルを外しつぶす ・プラスチック製のふたは可燃ゴミ
古紙類	新聞紙・チラシ類、雑紙類、シュレッダーごみ、ダンボール製容器、飲料用紙パック	・新聞紙・雑紙類と別々に分けて、ひもで十文字にしぼる ・粘着テープなどではまとめない ・ダンボールと紙パックは別々に分け、ひもで十文字にしぼる ・紙パックは中を洗い、開けて乾かす

## エ 支援要請

道路の不通や渋滞等により収集効率が低下し、収集運搬車両が不足する場合や、町の処理施設だけで処理することが困難な場合は、委託業者や民間事業者・団体、他の市町村、県等に支援を要請します。

## 2 応急対応（発災後3か月程度）

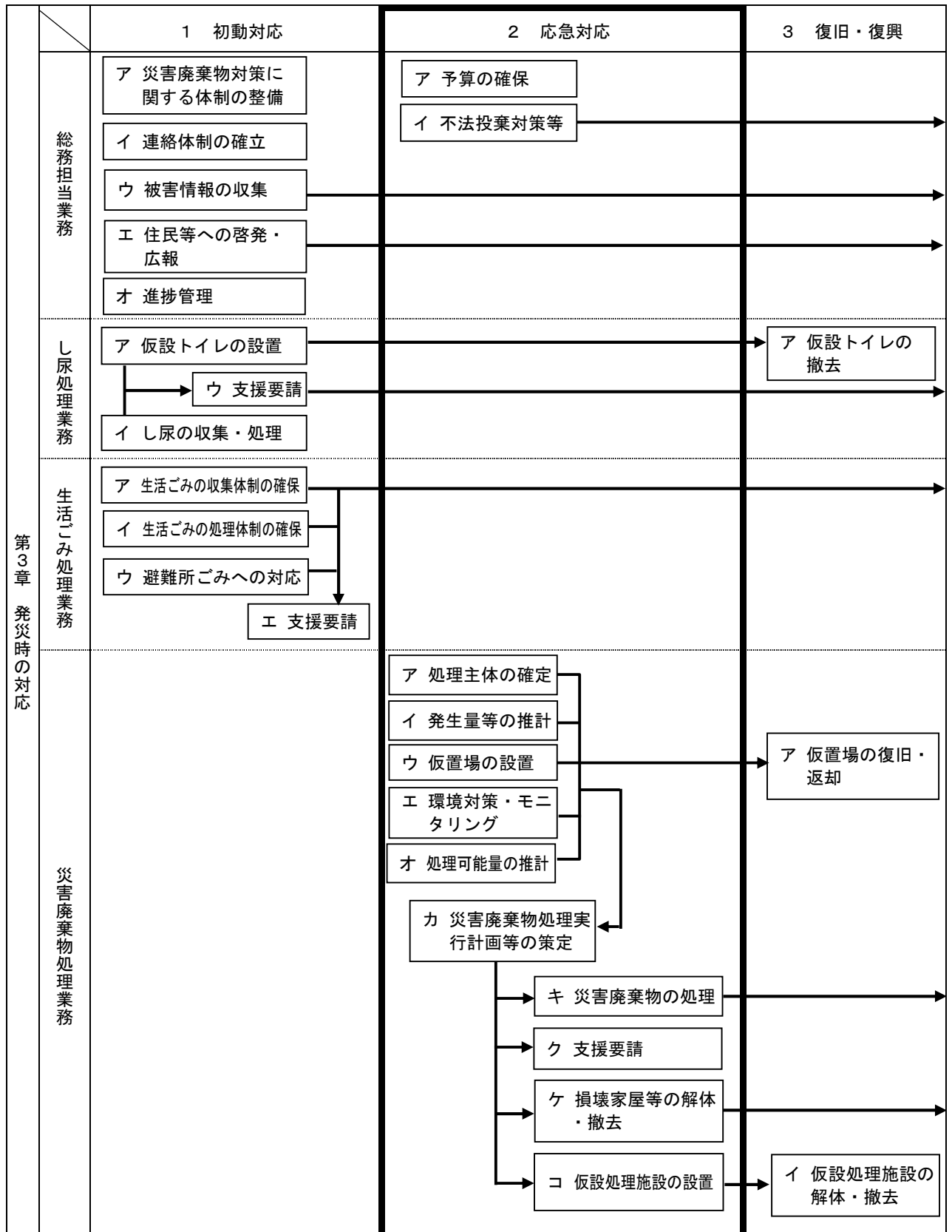


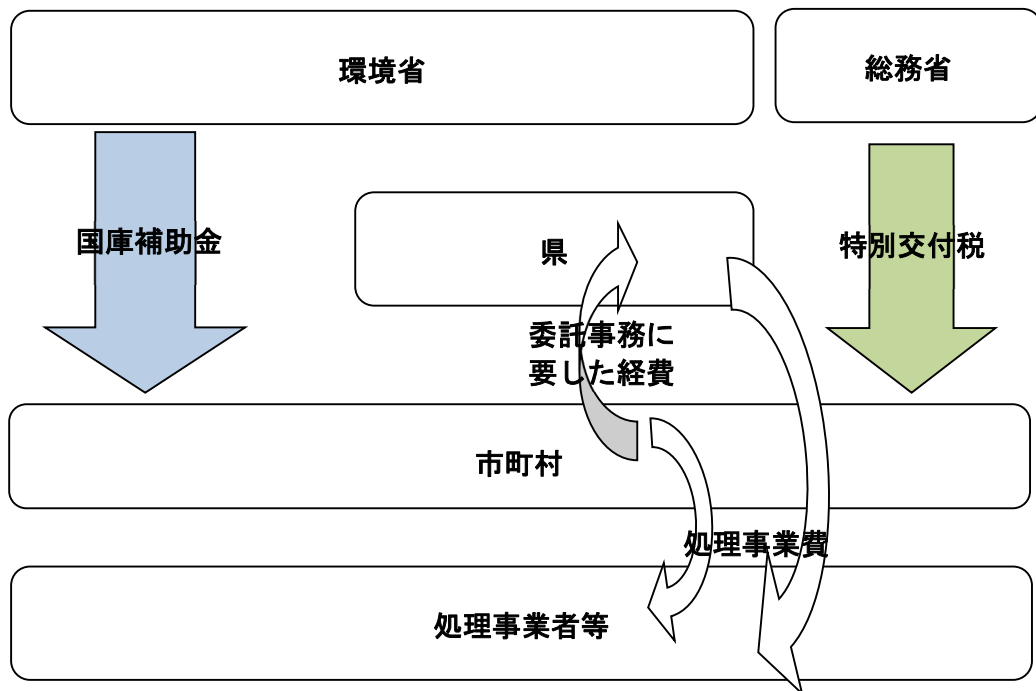
図3-4 発災時における全体業務フロー（再掲）

(1) 総務担当業務

ア 予算の確保

災害廃棄物を処理するために必要な予算の確保を行います。

また、災害廃棄物処理の費用の一部については、廃棄物処理法第22条の規定により、国から市町村に補助することができる旨が規定されています。被害状況に応じて、国に対して、補助対象の拡大や補助率の嵩上げなど、特別な財政措置について要望します。



出典：「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録」（岩手県）を一部修正

図3-5 資金の流れ

表 3-11 災害等廃棄物処理事業費補助金の負担割合

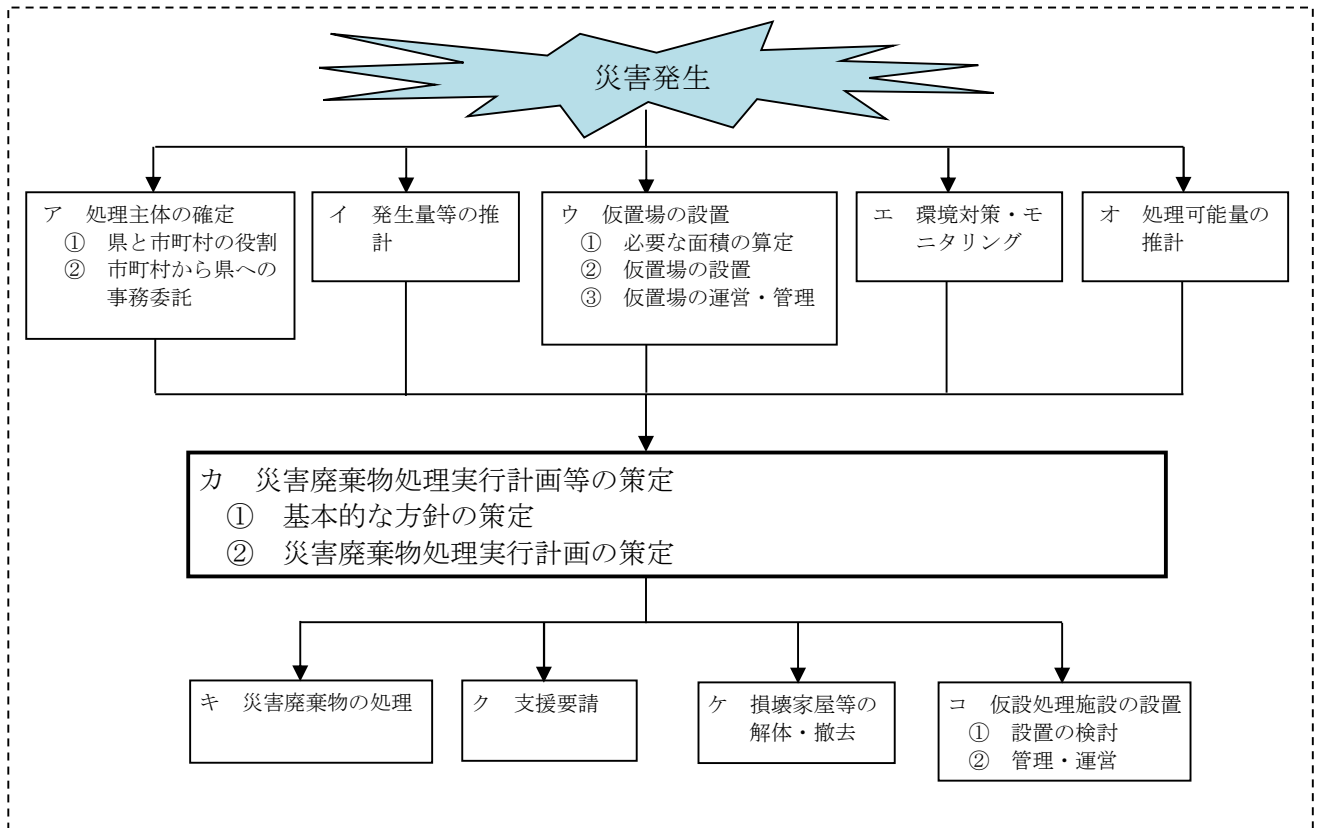
	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災	
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災 地方公共団体	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準税収入の 10/100 以下の部分は、その額の 50/100</li> <li>・標準税収入の 10/100 を超え 20/100 以下の部分は、その額の 80/100</li> <li>・標準税収入の 20/100 を超える部分は、その額の 90/100</li> </ul>	1/2
グリーン ニューディール 基金	—	—	国の実質負担額を平均 95%とする。	—
地方財政措置	地方負担分の 80%を交付税 措置	地方負担分全額について 災害対策債により対処す ることとし、その元利償 還金の 95%を交付税措置	震災復興特別交付税により全 額措置	同左

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（環境省）を一部修正

## イ 不法投棄対策等

便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、広報の強化やパトロールを実施します。

## (2) 災害廃棄物処理業務



### ア 処理主体の確定

#### ① 町の役割

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、町が主体となって、可能な限り分別、選別、再生利用等により減量化を図るとともに、必要に応じて仮置場に仮設の処理施設を設置し、適正かつ円滑・迅速に処理を行います。

#### 役割分担

- ・ 町 : 災害廃棄物処理実行計画の作成  
 損壊家屋等の公費解体・撤去、災害廃棄物の撤去・運搬  
 一次仮置場の管理・運営  
 二次仮置場の管理・運営  
 災害廃棄物の収集・運搬  
 災害廃棄物の処理・最終処分・再資源化など
- ・ 県 : 県内の処理状況の進捗管理  
 県外を含む広域処理のための調整 等

② 町から県への事務委託

町の被害状況や災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の処理能力、職員の被災状況等から、町による処理が非常に困難な場合は、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき町から県に災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託することで、県が町に代わって処理を行います。

イ 発生量等の推計

発災後、速やかに建物の被害棟数や水害の浸水範囲等を把握し、災害廃棄物の発生量及び要処理量を推計します。

また、より正確な発生量を把握するため、発生段階に応じて仮置場への持込量や必要な家屋解体件数等の情報を定期的に収集し、適宜発生量の見直しを行います。

災害廃棄物の発生量推計

災害廃棄物発生量 (t)

$$\begin{aligned}
 = & 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (全壊) (t/棟)} \times \text{全壊棟数} \\
 & + 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (半壊) (t/棟)} \times \text{半壊棟数} \\
 & + 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (木造焼失) (t/棟)} \times \text{木造焼失棟数} \\
 & + 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (非木造焼失) (t/棟)} \times \text{非木造焼失棟数} \\
 & + 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (床上浸水) (t/棟)} \times \text{床上浸水棟数} \\
 & + 1 \text{ 棟当たりの災害廃棄物発生量 (床下浸水) (t/棟)} \times \text{床下浸水棟数}
 \end{aligned}$$

1 棟当たりの災害廃棄物発生量 (t)

被害	津波浸水地域	津波浸水地域以外
全壊	117トン	161トン
半壊	23トン	32トン
木造焼失	78トン	107トン
非木造焼失	98トン	135トン
床上浸水	4.60トン	—
床下浸水	0.62トン	—

※1 棟あたりの発生単位 (建物被害程度別) は建物だけでなく、家財等の廃棄物を含めたもの

出典：算定式は、「神奈川県地震被害想定調査報告書」(神奈川県地震被害想定調査委員会)を一部修正

1 棟当たりの災害廃棄物発生量は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1」(環境省)より引用

### 種類別災害廃棄物発生量の推計

種類別災害廃棄物発生量 (t)

$$= \text{火災焼失に伴う災害廃棄物発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)} \\ + \text{火災焼失以外の災害廃棄物発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

種類別発生割合

項目	津波浸水地域 <sup>*1</sup>	津波浸水地域以外 <sup>*2</sup>		
		火災焼失		火災焼失以外
		木造	非木造	
可燃物	18%	0.1%	0.1%	8%
不燃物	18%	65%	20%	28%
コンクリートがら	52%	31%	76%	58%
金属	6.6%	4%	4%	3%
柱角材	5.4%	0%	0%	3%

※1 津波を伴う災害であった東日本大震災（宮城県+岩手県）の処理実績に基づく種類別割合

※2 首都圏の建物特性を反映させるため、既往文献の発生原単位に9都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県）の構造別の建物棟数を加味して設定した種類別割合

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-11-1-1」（環境省）

### 津波堆積物の発生量推計

津波堆積物の重量 (t)

$$= \text{浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{津波体積厚 0.04 (m)} \times \text{体積重量換算係数 (1.46 or 1.10 t/m}^3\text{)}$$

出典：「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会）を一部修正



## ウ 仮置場の設置

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び再使用・再生利用を図るためには、発災後、速やかに一次仮置場を設置することが重要です。

また、大規模災害発生時には、二次仮置場に仮設処理施設を設置するなど、災害廃棄物の選別や再資源化等を行います。

表 3-12 仮置場の区分と特徴

区 分	機 能	特 徴
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等からの災害廃棄物を、町内において一時的に集積する場所。</li> <li>・処理(リユース・リサイクル含む)前に、仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域から近い範囲に設置。</li> </ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設処理施設用地               <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設の破砕・焼却施設等の設置及び処理作業等を行うための場所。</li> </ul> </li> <li>○仮置場               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所。</li> </ul> </li> <li>○保管用地               <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所。</li> <li>・仮設処理施設から発生する処理残さの保管場所。</li> <li>・需要不足により滞留する再資源化施設の保管場所</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模で設置数が少ない。</li> <li>・長期間運用される場合が多い。</li> </ul>

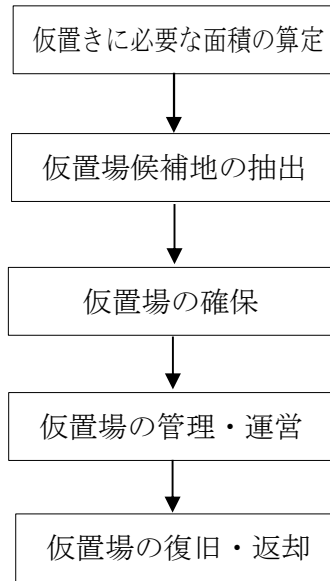


図3-6 仮置場に係る業務フロー

① 必要な面積の算定

災害廃棄物の発生量推計をもとに、仮置場の必要面積を算定します。

仮置場の面積の推計

○面積の推計方法の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{集積量 (t)} \div \text{見かけ比重 (t/m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (m)} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量 (t)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} - \text{処理量 (t)}$$

$$\text{処理量 (t/年)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} \div \text{処理期間 (年)}$$

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m<sup>3</sup>)、不燃物 1.1 (t/m<sup>3</sup>)

積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい

作業スペース割合 : 0.8~1

○簡易推計式の例

$$\text{面積 (m}^2\text{)} = \text{災害廃棄物の発生量 (千 t)} \times 87.4 \text{ (m}^2\text{/t)}$$

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-4」（環境省）をもとに作成

## ② 仮置場の設置

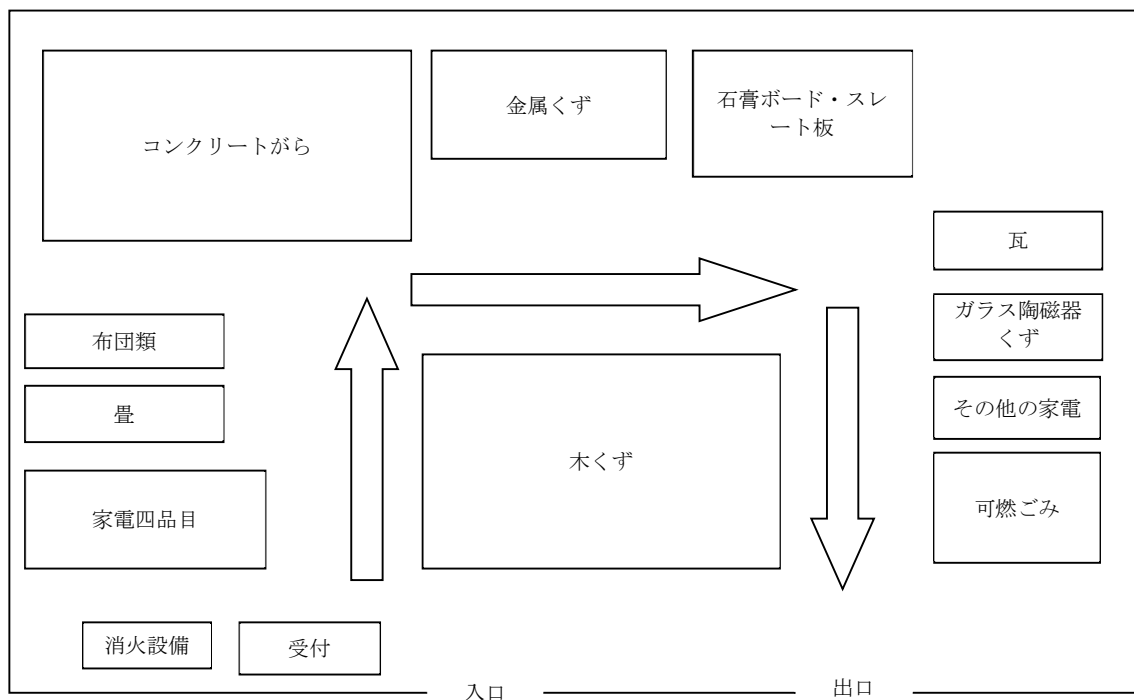
仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。

一次仮置場では、被災地域から搬入されたものの粗選別を行います。

二次仮置場では、一次仮置場から搬入した災害廃棄物の破砕・選別、焼却、再生を行います。また、二次仮置場を設置する場合でも、設置するまでの間は一次仮置場において災害廃棄物の搬入・搬出を行う必要があるため、一次仮置場が不足する事態とならないように土地を確保し、管理運営します。

### 仮置場の利用に当たっての準備事項

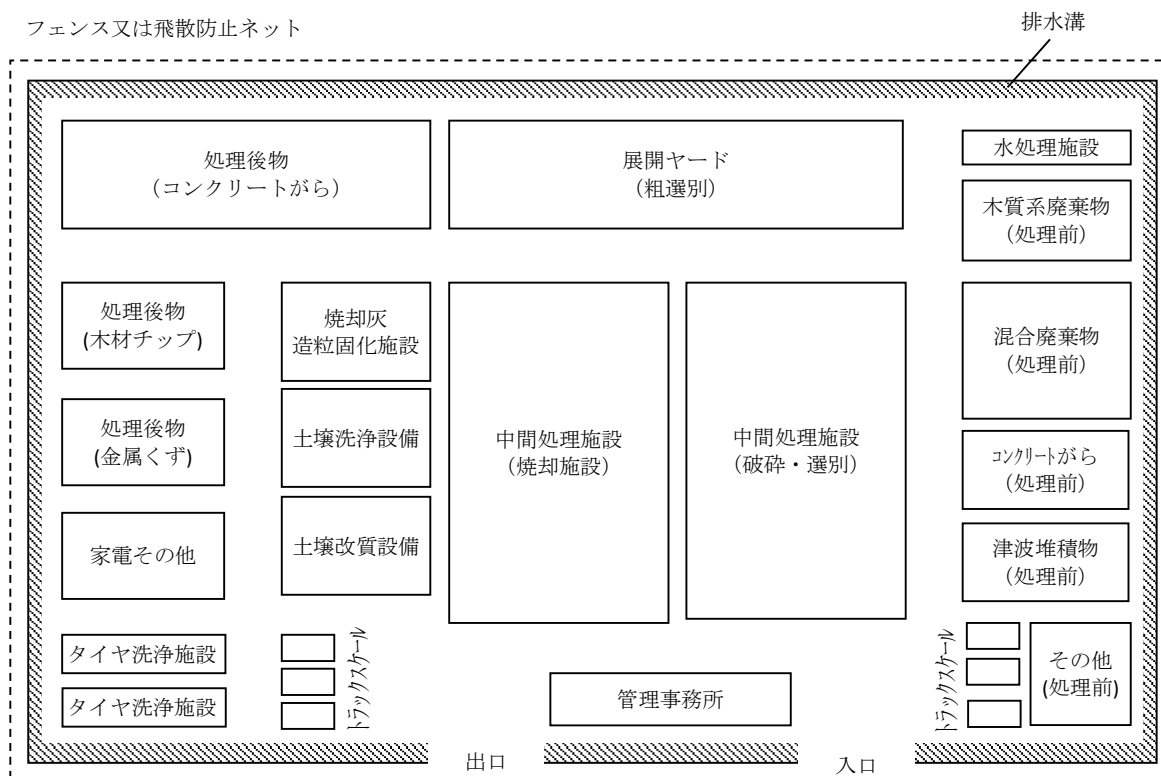
- 現地確認
- 土壌汚染対策(土壌分析等)
- 路盤、搬出入経路の整備
- 法、条例等の手続
- 私有地の場合は土地所有者との調整



※分別品目ごとの面積の割合は例であり、災害や損壊家屋等の種類によって変化する。

出典：「市町村災害廃棄物処理計画対策指針 モデル-23」（茨城県）をもとに作成

図3-7 一次仮置場レイアウト例



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-5」（環境省）をもとに作成

図 3-8 二次仮置場レイアウト例

### ③ 仮置場の運営・管理

町は、必要な人員、資機材等を確保して、仮置場内における車両の誘導、災害廃棄物の荷降ろし補助分別の作業など、仮置場の管理・運営を行います。災害廃棄物の搬入車両が多く、自ら対応できない場合は、仮置場内での作業を業務委託します。

#### 仮置場の開設にあたって必要なもの

- 必要となる資機材の種類
  - ・敷鉄板、廃棄物の下に敷くシート
  - ・粗選別等に用いる重機（例：フォーク付のバックホウ）
  - ・仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット
  - ・分別区分を示す立て看板 など
- 仮置場の管理・指導の人員
  - ・仮置場の全体管理
  - ・車両案内
  - ・荷降ろし手伝い
  - ・夜間の警備（不法投棄、盗難防止） など

表 3-13 管理項目

項目	対策例
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。</li> <li>・ごみの飛散防止のため、覆い(ブルーシート等)をする。</li> <li>・仮置場周辺の飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。</li> </ul>
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。</li> <li>・殺虫剤等薬剤の散布を行う。</li> </ul>
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性廃棄物は、積み上げは高さ 5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を 200 m<sup>2</sup>以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は 2m以上とする。</li> </ul>
作業員の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。</li> </ul>
作業場の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市町村からの災害廃棄物（便乗ごみ）の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書を確認して搬入を認める。</li> <li>・生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。</li> <li>・仮置場の搬入受付時間を設定し、時間外は仮置場入口を閉鎖する。</li> <li>・夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。</li> </ul>
災害廃棄物の数量管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の搬入・搬出管理(計量と記録)を行う。</li> <li>・停電や機器不足により台貫等による計量が困難な場合は、搬入・搬出台数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。</li> </ul>

## エ 環境対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

表 3-14 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策

影響項目	環境影響	対策例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水 質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内に発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-14-7」（環境省）

## オ 処理可能量の推計

一般廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、災害廃棄物の処理可能量を推計します。また、災害情報、被害情報等を随時更新することにより、段階に応じて適宜見直します。

カ 災害廃棄物処理実行計画等の策定

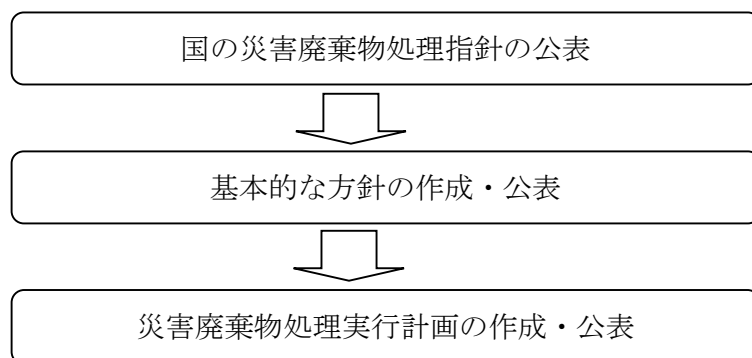


図3-9 基本的な方針・災害廃棄物処理実行計画の作成の流れ

### ① 基本的な方針の策定

国では、大規模災害時において、災害対策基本法に基づき災害廃棄物の処理の基本的な方向等を示した災害廃棄物処理指針（以下「国処理指針」という。）を定め、公表することとされています。

国処理指針を基本として、地域の実情に応じた災害廃棄物の処理に関する基本的な方針を作成します。

#### 基本的な方針に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間

### ② 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害の状況等を速やかに把握し、平時に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、国処理指針等を踏まえ、実行計画を策定します。

なお、発災直後は災害廃棄物の発生量等を十分に把握できないこともあるため、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

#### 災害廃棄物処理実行計画に盛り込むべき主な事項

- 対象とする災害廃棄物
- 処理の基本方針
- 処理主体
- 災害廃棄物の発生量
- 処理期間
- 処理方法・処理フロー
- 処理体制

## キ 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

災害廃棄物の多くは、復旧・復興時に資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗に合わせて可能な限り再資源化を行い、最終処分量を削減します。

また、処理の進捗に応じて、施設の復旧状況や稼動状況、処理見込量、動員可能



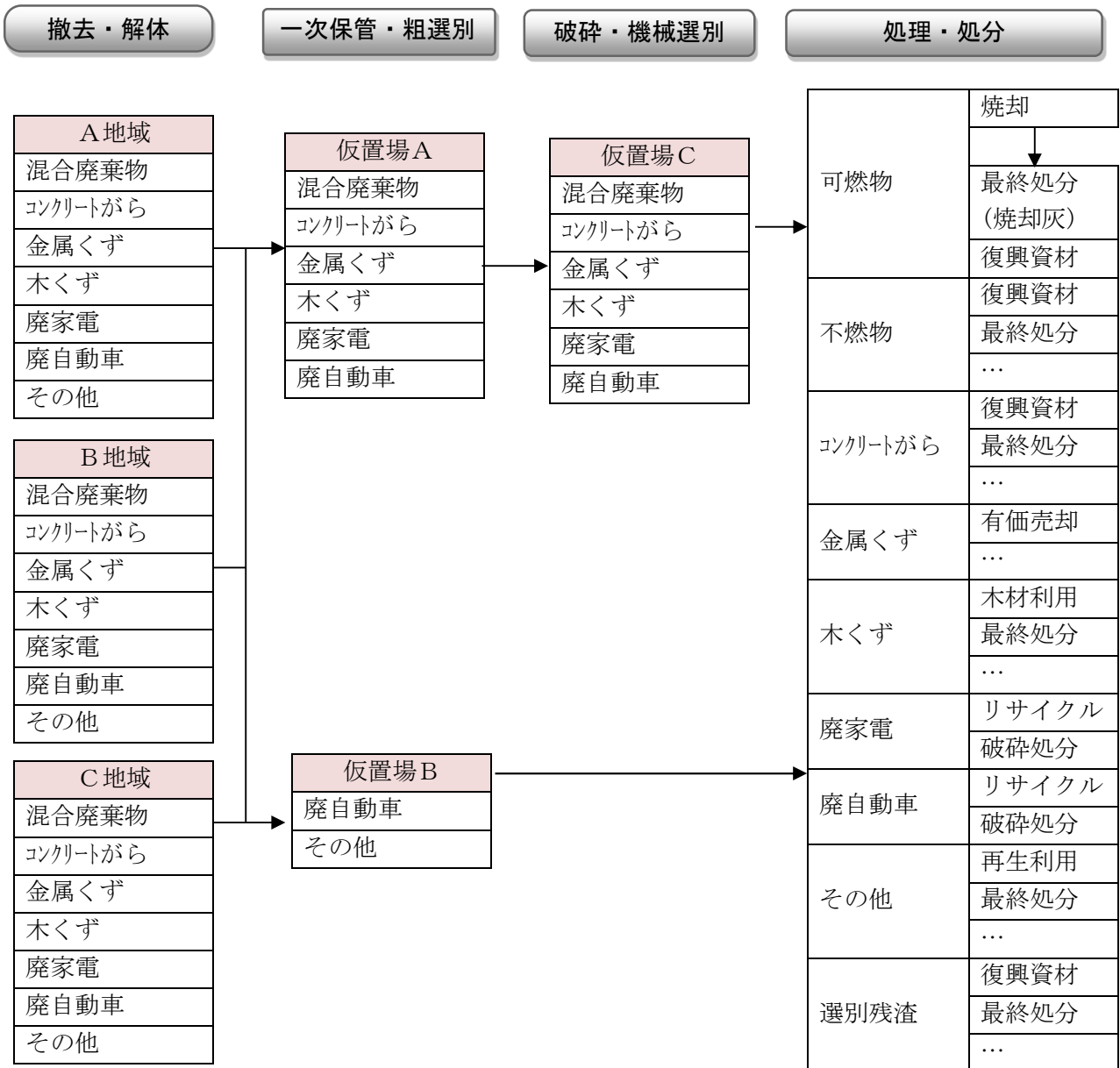
な人員数、資機材の確保状況等を考慮し、処理スケジュールの見直しを行います。

表 3-15 廃棄物種類毎の処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
混合廃棄物		再使用・再生利用できるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の埋立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類		チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら		選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず		受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
廃 家 電	家電リサイクル法対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
	その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。
廃自動車等・廃船舶		事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイク及び廃船舶は、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物		アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、県は必要な情報の提供等を行う。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

表 3-16 災害廃棄物の利用用途例

災害廃棄物	利用用途例
廃タイヤ	・ボイラー燃料 ・再生ゴム原料 ・セメント原料など
コンクリートがら	・道路路盤材 ・埋立材 ・公共事業の資材など
金属くず	・有価物として売却
木くず (柱材角材)	・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料(燃料)など



出典：「災害廃棄物対策指針 技術資料1-11-3」を一部修正

図 3-10 処理フロー (例)

## ク 支援要請

町で発生した災害廃棄物は、原則、町の処理施設において処理を実施します。

ただし、大規模災害発生時には、県と連携しながら、状況に応じて、県西地域県政総合センター所管区域内、または県西地域県政総合センター所管区域を越えた市町村に支援要請を行い、速やかに処理を実施します。

また、県内の処理施設だけでは処理が困難な場合は、他都道府県に支援要請を行います。

### 町から他自治体へ支援要請する際の優先順位

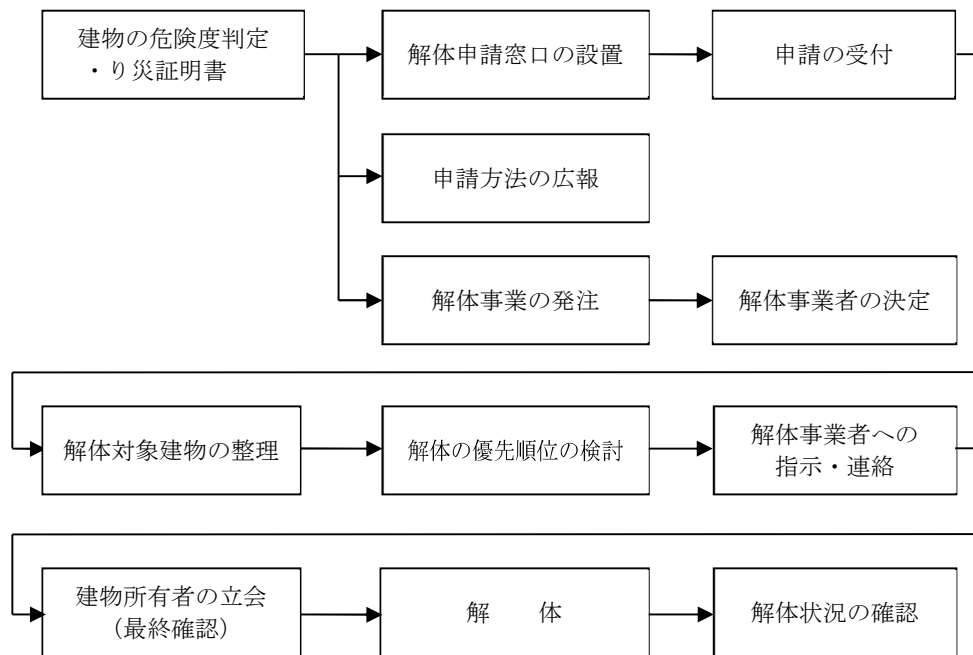
- 第1順位 小田原・足柄下ブロックの構成市町
- 第2順位 県西地域県政総合センター所管区域内市町
- 第3順位 県西地域県政総合センター所管区域外市町村
- 第4順位 他都道府県

## ケ 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の処理については、原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性がある場合については、町が所有者の意思を確認した上で適切な対応を行うものとします。

町が解体・撤去を行う場合、建設部局及び民間の建物解体事業者と連携し、仮置場の逼迫状況を確認しながら計画的に行います。

解体・撤去の際は、建設リサイクル法に基づき、分別解体及び再生利用を図るとともに、石綿の飛散防止対策等を図ります。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図 3-11 解体・撤去の手順

表 3-17 石綿の飛散防止に関する注意点

建物の構造等	注 意 点
木 造	<ul style="list-style-type: none"> <li>結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては「浴室」、「台所」、「煙突回り」を確認する。</li> <li>非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。</li> </ul>
鉄骨造	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火被覆の確認を行う。</li> <li>書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。</li> </ul>
鉄骨造・鉄筋 コンクリート造	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械室(エレベータ含む)、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施行の可能性が高いので確認する。</li> <li>外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。</li> </ul>

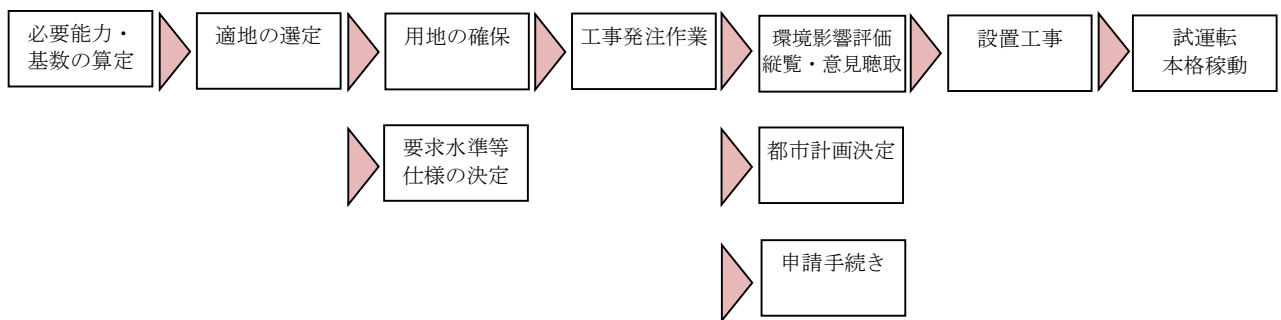
## コ 仮設処理施設の設置

### ① 設置の検討

仮設焼却炉・仮設破碎・選別機（以下「仮設処理施設」という。）の必要性、必要基数及び設置場所を検討します。また、設置の決定後は、環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めます。

#### 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置

- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続の簡素化（廃棄物処理法第9条の3の2、第9条の3の3）。
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときは、事後の届出で足りる（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）。



出典：「災害廃棄物対策指針」（環境省）

図3-12 仮設処理施設の設置フロー（例）

### ② 管理・運営

災害廃棄物の処理が円滑に進むよう仮設処理施設の適切な運営・管理を行うとともに、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を行います。

### 3 復旧・復興（発災後3年程度）

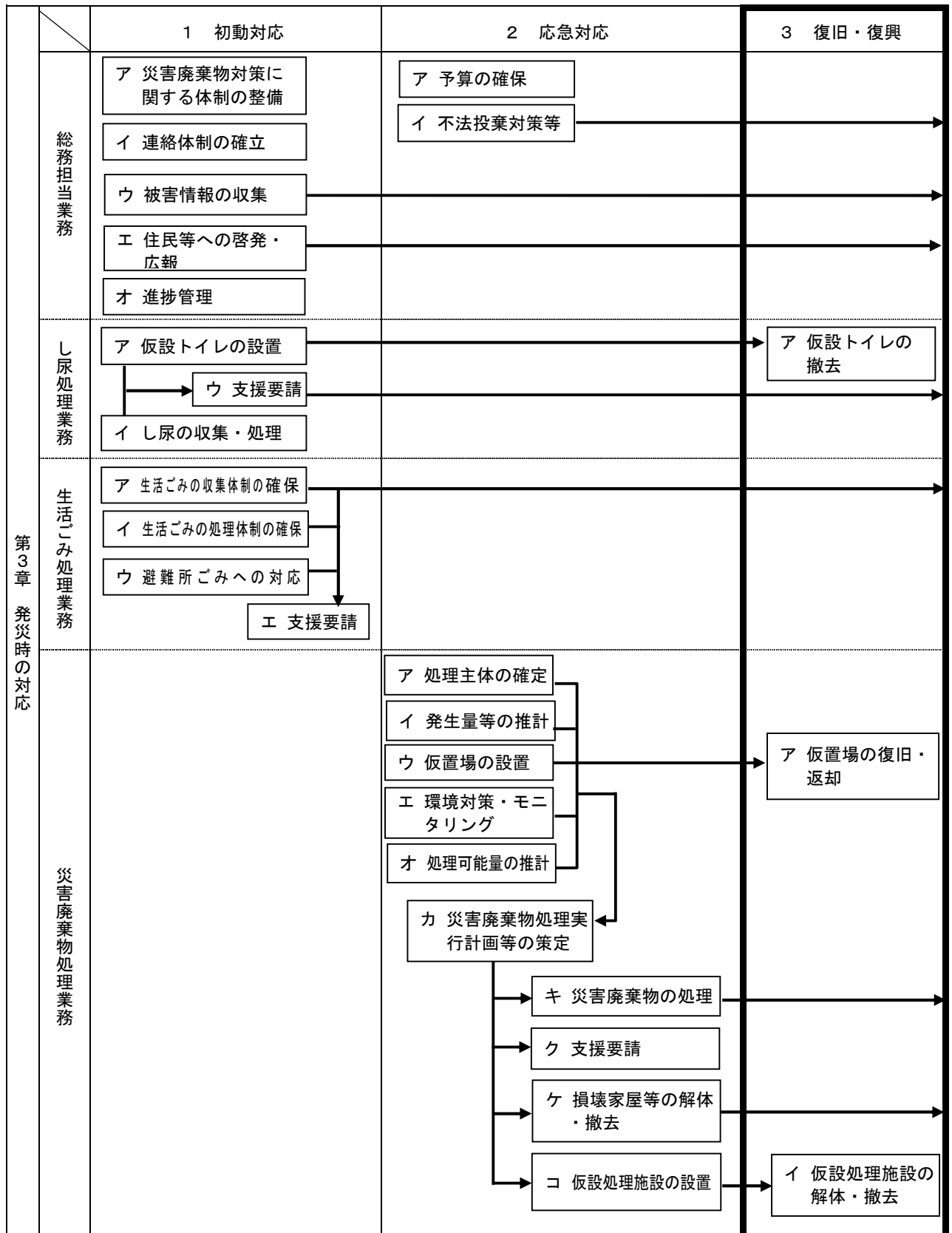


図3-13 発災時における全体業務フロー（再掲）

## (1) し尿処理業務

### ア 仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や下水道の復旧に合わせ、平時のし尿処理体制に移行します。

避難所等に設置された仮設トイレの撤去は計画的に行い、利用者の生活に不便が生じないように配慮します。

## (2) 災害廃棄物処理業務

### ア 仮置場の復旧・返却

仮置場を返却するに当たって、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、返還に係る条件に従い、仮置場の原状復旧を行います。

### イ 仮設処理施設の解体・撤去

仮置場における災害廃棄物処理の完了後、関係法令を遵守し、速やかに仮設処理施設の解体・撤去を実施します。解体・撤去に当たっては、仮設焼却炉等がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行います。